

R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
運営維持管理業務

別紙資料
(案)

令和8年3月

国土交通省近畿地方整備局

実施要項に関する別紙・様式			
分類	資料No	資料名	頁番号
業務の内容を示す書類	別紙1	主要公園施設一覧	1
	別紙2	主要建築物一覧	3
	別紙3	収益施設一覧	5
	別紙4	R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針	7
	別紙5	R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務共通仕様書	17
	別紙6	R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(本業務全体のマネジメント及び企画立案)	48
	別紙7	R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務個別仕様書(施設・設備維持管理)	73
	別紙8	R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 個別仕様書(植物管理)	91
	別紙9	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営規定書	115
	別紙10	利用者数の集計方法及び目標	158
従来の実施状況に関する情報の開示資料	別紙11	公園の利用に関するアンケート調査	161
	別紙12	提供施設等一覧	169
	別紙13	修繕履歴	190
	別紙14	従来の実施状況に関する情報の開示	199
	別紙15	実施行催事等実績	203
	別紙16	精算報告書	252
	別紙17	記者発表件数	256
	別紙18	公園利用者数月別比較表	262
	別紙19(1)	市民参加による公園運営の取り組み 飛鳥里山クラブについて	264
	別紙19(2)	市民参加による公園運営の取り組み 特定非営利活動法人平城宮跡サポートネットワークについて	269
	別紙20	一般廃棄物の排出量	271
	別紙21	植物性廃棄物の発生・処理・活用量	272
	別紙22	苦情・要望の内容及び件数	274
	別紙23	危機管理対応実績・報告1(事故対応等)	280
	別紙24	危機管理対応実績・報告2(自然災害、火災)	284
	別紙25	ホームページ運用費	286
	別紙26	車いすの貸し出し件数	287
	別紙27	臨時職員及びアルバイト人員配置	288
	別紙28	屋外清掃人員	289
別紙29	植物性廃棄物の発生・処理・活用量再資源化施設(積算上の条件明示)	290	
その他	別紙30	業務評価	291
様式	様式1-1	競争参加資格確認申請書	292
	様式1-2	企業の業務実績	293
	様式1-3	業務責任者の業務実績	294
	様式1-4	守秘性に関する要件	295
	様式1-5	業務実施体制	296
	様式1-6	実施方針	301
	様式1-7	再委託または下請負の予定	303
	様式1-8	業務経歴証明書	305
	様式1-9	収益施設運営実績書	306
	様式1-10	誓約書	310
	様式2	企画提案、改善提案、ワーク・ライフ・バランス等の適合状況、賃上げ実施	317
	様式3	収益施設運営計画書	329
	様式4	法人事業概況説明書	342
	様式5	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	344

主要公園施設一覧(飛鳥区域)

区域名	面積 (h a)	名称	主要施設
飛鳥区域	祝戸地区	芝生広場等	芝生広場 ^{※1} 、多目的トイレ、 <u>宿泊研修施設</u> ^{※2}
		樹林・園路	東展望台、西展望台、園路、駐輪場、樹林地
		清瀬橋	清瀬橋
	石舞台地区	芝生広場等	芝生広場、園路、 <u>石舞台古墳</u> ^{※4} 、多目的休憩所「あすか風舞台」
		樹林・園路	休憩所、多目的トイレ、園路、樹林地
		休憩所	休憩所 ^{※8} 、多目的トイレ
		駐車場	駐車場、駐輪場
		玉藻橋	玉藻橋
	甘樫丘地区	芝生広場等	芝生広場、休憩所、多目的トイレ
		樹林・園路等	甘樫丘展望台、川原展望台、園路、休憩所、駐輪場、樹林地、池
		豊浦休憩所	豊浦休憩所 ^{※8} 、多目的トイレ、駐輪場
	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館等	国営飛鳥歴史公園館 ^{※6} 、管理センター事務所 ^{※6} 公園館前休憩所 ^{※6※8} 、多目的トイレ ^{※6} 、池 国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設 ^{※2}
		芝生広場等	芝生広場、園路、 <u>高松塚壁画館</u> ^{※2} 、高松塚古墳 ^{※3} 、中尾山古墳 ^{※4}
		樹林・園路等	展望台、園路、休憩所 ^{※8} 、多目的トイレ、樹林地
		駐車場	第1駐車場 ^{※6} 、第2駐車場、駐輪場 ^{※6}
	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館四神の館(本館)	展示室、シアタールーム、キトラ古墳壁画保存管理施設 ^{※5}
		キトラ古墳壁画体験館四神の館(別館)	休憩所・売店 ^{※8} 、体験学習室、管理センター事務所
		檜隈寺跡前休憩案内所	檜前寺跡前休憩案内所 ^{※6※8} 、多目的トイレ 仮センター事務所 ^{※7}
		芝生広場	四神の広場、古墳鑑賞広場、キトラ古墳 ^{※3} 、展望台
		樹林・園路等	園路、体験工房、農体験小屋、キトラの田んぼ、五穀の畑 見晴らしの丘、樹林地、池
駐車場		駐車場、駐輪場	
計	59.9		

※下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設(以下「収益施設」という。)を含む施設を示す。

(注) ※1：一部が、近畿地方整備局が都市公園法第5条に基づき、第3者に設置及び管理を許可している施設(以下「公園施設運営維持管理業務以外の施設」という)であり、本業務の対象外である。

※2：近畿地方整備局が都市公園法第5条に基づき、第3者に設置及び管理を許可している施設(以下「公園施設運営維持管理業務以外の施設」という)であり、本業務の対象外である。

※3：文化庁が管理する指定文化財であり、公園区域外(面積には含まれない。)であり、本業務の対象外である。

※4：明日香村が管理する指定文化財であり、公園区域外(面積には含まれない。)であり、本業務の対象外である。

※5：文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※6：再整備工事に伴い令和8年4月～令和12年頃まで閉鎖予定のため、工事期間中は本業務の対象外である。利用再開後は協議のうえ業務の対象とし、必要に応じて契約変更に関する協議を行うものとする。

※7：再整備工事に伴い令和8年4月～令和12年頃まで仮設予定であり、仮設期間中は本業務の対象とする。高松塚周辺地区に新設される新施設の利用開始後は、協議のうえ当該施設を管理センター事務所として業務の対象とする。

※8：このほかに自動販売機を設置する。

主要公園施設一覧(平城宮跡区域)

区域名	面積 (h a)	名称	主要施設
平城宮跡区域	32.0	屋外施設	園路、広場、池、西休憩所 ^{※4} 、東休憩所 ^{※4} 、南門広場トイレ・休憩所 ^{※4} 、朱雀門 ^{※1} 、第一次大極殿 ^{※1} 、第一次大極殿院大極門、院管理施設、第一次大極殿院東楼、第一次大極殿院東面回廊 ^{※3} 、兵部省 ^{※1} 、朱雀大路、二条大路、トイレ(第一次大極殿脇) ^{※1} 、坊垣 ^{※2} 、石碑 ^{※2}
		復原事業情報館	展示室 ^{※4} 、映像コーナー
		平城宮跡展示館 (平城宮いざない館)	展示室、多目的トイレ、授乳室、図書コーナー、休憩コーナー ^{※4} 、 <u>売店</u>

※下線は利用料金を徴収する施設や飲食・物販施設(以下「収益施設」という。)を含む施設を示す。

注) ※1：文化庁が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※2：奈良市が管理している施設であり、本業務の対象外である。

※3：近畿地方整備局による整備工事を実施予定であり、整備工事期間中は、本業務の対象外である。

※4：このほかに自動販売機を設置する。

主要建築物一覧(飛鳥区域)

NO.	地区	名称	構造	延床面積 (㎡)	備考
1	祝戸地区	便所	木造平屋建	11	
2	石舞台地区	休憩所	RC造平屋建	83	
3		便所	RC造平屋建	53	
4		詰所	RC造平屋建	15	
5		休憩所	RC造平屋建	151	
6		あすか風舞台	RC造平屋建	216	
7			便所	RC造平屋建	57
8	甘樫丘地区	豊浦休憩所	RC造平屋建	319	
9		車庫・作業棟	RC造平屋建	85	
10		便所	RC造平屋建	42	
11		川原駐車場便所	木造平屋建	41	
12	高松塚周辺地区	管理所庁舎(*1)	RC造2階建	1,063	
13		休憩所・便所棟(*1)	RC造平屋建	190	
14		休憩所・便所棟	RC造平屋建	195	
15		休憩所・便所棟	木造平屋建	86	
16	キトラ古墳周辺地区	情報案内施設(*2)	木造平屋建	229	
17		仮センター棟(*3)	RC造2階建	217	
18		キトラ古墳壁画体験館 四神の館本館	RC造2階建	1,970	
19		キトラ古墳壁画体験館 四神の館別館	RC造平屋建	489	
20		体験工房	木造平屋建	152	
21		農体験小屋	木造平屋建	230	
22		便所棟	木造平屋建	34	

(*1): 再整備工事に伴い令和8年4月～令和12年頃まで閉鎖予定のため、工事期間中は本業務の対象外である。

(*2): 再整備工事に伴い令和8年4月～令和12年頃まで閉鎖予定のため、工事期間中は本業務の対象外である。

(*3): 再整備工事に伴い令和8年4月～令和12年頃まで仮設予定であり、仮設期間中は本業務の対象とする。

主要建築物一覧(平城宮跡区域)

NO.	名 称	構 造	延床面積 (㎡)	備 考
1	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)	RC造平屋建	6,756	
2	第一次大極殿院大極門	木造平屋建	196	
3	院管理施設	木造平屋建	137	
3	第一次大極殿院東楼	木造平屋建	526	
3	復原事業情報館	木造平屋建	431	
4	南門広場トイレ・休憩所	木造平屋建	159	
5	西休憩所	木造平屋建	44	
6	東休憩所	木造平屋建	44	

(*)：近畿地方整備局による整備工事を実施予定であり、整備工事期間中は、本業務の対象外である。

収益施設一覧（飛鳥区域）

施設区分		面積 (㎡)	備考	年間 施設利用者 (R7年度末) (人)	売り上げ等 (R4-R7の平均) (円)
施設区分	施設名／内訳				
物販施設	自動販売機 ／石舞台地区	8.24			
	／甘樫丘地区	1.96	(豊浦休憩所)		
	／高松塚周辺地区	1.72	(川原駐車場)		
	／高松塚周辺地区	3.76	(公園館前休憩所)*1		
	／キトラ古墳周辺地区	1.72	(休憩所)		
	／キトラ古墳周辺地区	1.24	(檜隈寺跡前休憩案内所)		
	自動販売機 計	1.43	(四神の館別館)		
		20.07			
	臨時売店 ／石舞台地区	14.04	(石舞台駐車場)		
	売店 ／キトラ古墳周辺地区	15.60	(四神の館別館)		

※1: 高松塚周辺地区の再整備に伴い、令和8年夏頃～令和12年頃まで、設置不可となる予定。設置不可期間中は、協議のうえ、公園内別箇所の同等の面積に自動販売機を設置することを可能とする。

収 益 施 設 一 覧 (平城宮跡区域)

施 設 区 分		面 積 (㎡)	備 考	年間 施設利用者 (R7年度末) (人)	売り上げ等 (R4-R7の平均) (円)
施設区分	施設名／内訳				
物販施設	売店 ／平城宮跡展示館 (平城宮いざない館内)	46.93			
	自動販売機 ／休憩所内	2.16			
	／復原事業情報館内	2.00			
	／平城宮跡展示館内 (平城宮いざない館内)	3.36			
	／南門広場休憩所 自動販売機 計	1.08 8.60			

R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
運営維持管理基本方針
(案)

令和8年3月

国土交通省近畿地方整備局

目 次

1. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における運営維持管理基本方針の目的・位置づけ	1
1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的	1
1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ	2
1. 3 運営維持管理基本方針の対象	2
2. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における運営維持管理基本方針	3
2. 1 基本テーマ・基本方針	3
2. 2 管理運営の重点方針	4
3. 本業務における運営維持管理の項目別の基本方針	6
3. 1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に関する項目	6
3. 2 企画運営管理業務に関する項目	6
3. 3 施設・設備維持管理業務に関する項目	7
3. 4 植物管理業務に関する項目	7

1. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における運営維持管理基本方針の目的・位置づけ

1. 1 運営維持管理基本方針の策定の背景・目的

(1) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園は、都市公園法第2条第1項第2号の「ロ）国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地」に基づく公園（ロ号公園）であり、奈良県高市郡明日香村に位置する飛鳥区域（国営飛鳥歴史公園）と奈良市に位置する平城宮跡区域（国営平城宮跡歴史公園）の2つの区域から構成されている。

(2) 飛鳥区域

飛鳥区域は、昭和45年、昭和51年及び平成13年の閣議決定に基づき、古代律令国家体制が形成された時代の中心地である飛鳥地方の歴史的風土と文化財を保存する施策の一環として設置された。

飛鳥区域の特徴は、飛鳥地方の歴史的風土を保存し活用を図っていくため、必要な地域について、拠点的な整備を行っていることである。祝戸地区（7.4ha）・石舞台地区（4.5ha）・甘樫丘地区（25.1ha）・高松塚周辺地区（9.1ha）・キトラ古墳周辺地区（13.8ha）の計59.9haからなり、昭和46年の祝戸地区開園以降、石舞台・甘樫丘・高松塚周辺地区を順次概成開園、平成28年にキトラ古墳周辺地区を整備し、現在5地区（59.9ha）を概成開園している。

(3) 平城宮跡区域

平城宮跡区域は平成20年の閣議決定に基づき、我が国固有の優れた文化的資産である平城宮跡の保存及び活用を図るため設置された。平城宮跡は特別史跡の指定を受けており、平成10年には世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の一つとしてユネスコの世界遺産にも登録されている。当該閣議決定後、国と奈良県を中心とした地域が連携して公園整備を進めており、平成30年3月に第一期開園（国営公園区域：約31.8ha、その他区域：3.1ha）を行った。第一期開園後も引き続き第一次大極殿院の復原整備を行っており、令和4年3月に大極門（0.1ha）、令和8年3月に東楼（0.1ha）の供用を開始している。

これまで文化庁を中心として、土地が国有化された後、発掘調査・研究、その成果を活かした建物等復原、遺構表示等の保存整備がなされている。そのため、このような経緯を踏まえ、平城宮跡の国有化された土地の区域を中心に、史跡平城京朱雀大路跡の区域及びその東西区域並びに特別史跡平城宮跡の南東区域を取り込むこととしたうえで、地形・地物の状況を踏まえた公園としての一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意し、公園区域（国営公園区域約122ha、その他区域約15ha）が設定されている。

一方、当公園における運営維持管理業務については、平成23年度より、民間競争入札（総合評価方式による一般競争入札）が実施されており、事業者に対して運営維持管理業務の実施にあたっての基本的な考え方を示す必要がある。

以上のような背景を踏まえ、今後の本公園における運営維持管理の基本的な考え方を示す「運営維持管理基本方針」を策定した。

1. 2 運営維持管理基本方針の位置づけ

この運営維持管理基本方針は、文化的遺産の保存・活用を目的とした国営公園である本公園が、今後、その使命や役割を担うための維持管理のあり方を示したものであり、以下の内容で構成している。

- ①運営維持管理の基本方針
- ②運営維持管理方針
- ③運営維持管理の項目別の基本方針

1. 3 運営維持管理基本方針の対象

本運営維持管理基本方針は、本公園全体を対象としたものである。

今後の運営維持管理においては、飛鳥区域は、高松塚古墳、キトラ古墳を管理している文化庁や、石舞台古墳、中尾山古墳を管理している明日香村、高松塚壁画館を管理している公益財団古都飛鳥保存財団、祝戸地区の宿泊研修施設を管理している株式会社祝戸ホテルマネジメントと、平城宮跡区域は、第一次大極殿、朱雀門を管理している文化庁、交通ターミナル・観光交流拠点施設を管理している奈良県、坊垣を管理している奈良市、平城宮跡資料館を管理している奈良文化財研究所とも互いに連携・調整を図りながら、効率的・効果的な運営維持管理に努めるものとする。

2. 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における運営維持管理の基本方針

2. 1 基本テーマ・基本方針

(1) 飛鳥区域

飛鳥区域では、以下の基本テーマ及び基本方針に基づき運営維持管理を行う。

基本テーマ

日本人の心のふるさと

基本方針

体験・学習・交流・協働を通じて、歴史的風土の保存と活用を図り、次世代に継承する公園づくりを目指します。

(2) 平城宮跡区域

平城宮跡では、以下の基本理念及び基本方針に基づき運営維持管理を行う。

基本理念

古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する。

基本方針

- ① 特別史跡・世界遺産である歴史・文化資産としての適切な保存・活用
- ② 古代国家の歴史・文化の体験・体感
- ③ 古都奈良の歴史・文化を知る拠点づくり
- ④ 国営公園として利活用性の高い空間形成

2. 2 管理運営の重点方針

本公園では、以下の重点方針に基づき運営維持管理を行う。

【飛鳥区域】

①飛鳥の歴史的風土を適切に維持します

飛鳥の主要な史跡と一体的に整備された公園として、適切な維持管理により、それらの史跡や周囲の景観とも調和した公園づくりを進めるとともに、飛鳥に生息・生育する希少種等の保護・育成など、自然環境の保全にも努めます。

また、文化庁や飛鳥地域の地方公共団体、飛鳥地域で活動する諸団体との連携のもと、飛鳥地方の歴史的風土や文化財の価値を伝え、保存・活用に関する普及・啓発に取り組みます。

②公園本来の眺望や里山の風景を回復するためみどりのリフレッシュに取り組みます

古都飛鳥の史跡などと調和して歴史的風土をつくりだす里山林や、園内の各所を彩る修景木などのみどりが公園の大きな特色となっていますが、開園から45年以上が経過し、樹木が大径木化、老木化することで、公園内の眺望や見通しを遮ったり、十分な生育空間が得られないことで不健全な樹木が増加する等の課題が生じたりしてきています。

このため、甘樫丘地区や祝戸地区を中心に、来園者の方々に本来の飛鳥の眺望や里山の景観を楽しんで頂けるよう、樹木の除伐や更新等を行います。また、飛鳥の風景とも調和した公園を彩る花修景を進めます。

③飛鳥ならではの「体験」を提供します

勾玉づくりや土器づくり、農体験など、飛鳥の歴史や文化、自然などを題材とし、これらを楽しみながら学んで頂ける飛鳥ならではの体験プログラムを実施します。

特に、キトラ古墳周辺地区では、休日毎に体験プログラムを実施し、学習やレクリエーションとして飛鳥地域での「体験」を求める方々のニーズに応えます。

④参加型の公園づくりを推進します

地域の方々や飛鳥ファンに大切にされる公園を目指し、ボランティア活動の参加機会や活動内容の充実、地域と連携したイベントプログラムの実施などを図ります。

⑤地域の観光拠点として、一層の利用促進に取り組みます

キトラ古墳壁画体験館四神の館、石舞台古墳、高松塚古墳や飛鳥随一の眺望点である甘樫丘など飛鳥地域の観光拠点を有する公園として、年間を通じ、近隣住民から国内観光客・インバウンドまで、多様な来園者の利用促進を図ります。さらに文化庁や飛鳥地域の地方公共団体等と連携し民間活力を活かしながら、来園者の飛鳥地域全体へのさらなる周遊の誘導や、夜間や閑散期も含めた地域のイベントの開催など、多種多様な利用ニーズに対応します。

また、近年発達が著しいAIやビッグデータ等の新技術を活用した公園利用サービスの向上

を検討します。

これら利用促進の取組にあたっては、明日香村をはじめとする地方公共団体の地域計画や観光戦略と随時整合を図り、より効果的に連携を行っていきます。

【平城宮跡区域】

①往時の歴史・文化を楽しみながら知ることができる管理運営を推進します

平城宮いざない館等の施設を活用し、国内外、年齢を問わず、来園者の誰もが楽しみながら往時の歴史・文化に触れ、親しみ、その内容を知ることのできる管理運営を行います。特に、復原工事が完了した第一次大極殿院建造物は、往時を感じることができる新たな施設として積極的に利用案内を行っていきます。

管理運営にあたっては、園路・広場・建物等を適切な状態に維持するとともに、隣接する県営公園を所管する奈良県をはじめ、文化庁や奈良文化財研究所等の関係機関と連携し、平城宮跡にしかない施設・空間や、発掘調査・研究成果等を積極的に活用した利用プログラムやイベント等を実施していきます。

さらに、地域住民による利活用を促しつつ、その実施等に際しては利用調整を行うことで園内の混雑を回避し、様々な来園者が楽しく快適・安全に過ごせるようにします。

②新技術（AIやICT）の活用による利用サービスの魅力向上や運営維持管理の効率化を検討します

近年発達が著しいAIやICT、ビッグデータ等の新技術を活用し、園内移動の利便性向上・歴史体験学習の改善等の利用サービスの魅力向上や、施設点検の省力化や公園利用状況のリアルタイムな把握等による運営維持管理の効率化の検討を図ります。また、地球温暖化防止対策として、省エネルギー機器等の導入や再生可能エネルギーの活用を検討します。

③自然的環境の保全とみどりの適切な維持管理を行います

平城宮跡に育まれた自然的環境を保全するとともに、その魅力を来園者に発信します。また、地下水の涵養により遺跡環境を保全しつつ、園内の花木等を適切に維持管理し、園内に彩りを加え、平城宮跡の季節に応じた魅力を引き出します。これらを通して、良好な景観を形成し、将来に大切に引き継ぎます。

3. 本業務における運営維持管理の項目別の基本方針

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における運営維持管理の方針を踏まえた本業務の運営維持管理の項目別の基本方針は以下のとおり。

3. 1 本業務全体の計画立案及びマネジメント業務に関する項目

本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、企画運営管理業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

3. 2 企画運営管理業務に関する項目

①行催事企画運営

歴史資源や自然資源、園内施設などを活用し、多くの利用者が参加・学習・体験・交流できる多様な利用プログラムの提供を図る。関係団体など地域と協力・連携したイベント等の充実を図る。

②広報

国内外からの広域的な集客を図るため、本公園が有する歴史資源や自然資源等に関する情報や、それらを活用したイベント等に関する情報、関係団体等と連携した地域の観光周遊ネットワークに関する情報などについて、ホームページやSNSにおける情報発信や、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成・配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報活動を実施する。

③公園ボランティア活動の支援・調整

飛鳥区域においては、既存のボランティア団体である「飛鳥里山クラブ」への参加促進を図る。また、各ボランティア団体が円滑に活動できるよう支援するとともに、飛鳥里山クラブ等と連携し、里山を活用した環境教育などのプログラムの充実を図る。

平城宮跡区域においては、平城宮跡内で行われてきたこれまでの取組に留意しつつ、地域住民やNPOをはじめ多様な主体のボランティア参画を促進するシステムを整備し、管理・運営の充実を図っていく。

④公園利用者への利用者指導、サービス

公園利用者の満足度の向上を図るとともに、子ども・高齢者・障がい者・外国人など幅広い利用者へのサービスの充実を図るため、利用上の注意などの利用者指導、電話対応、園内放送、障がい者・高齢者等の来場者の補助、各種掲示物の管理、見学者等の対応などを適切に実施する。

⑤安全指導

園内における車両規制や周辺の交通整理などによる利用者の安全性の確保や、事故や病人が発生した場合など緊急時における迅速かつ適切な通報、防火対策を適切に実施する。なお、平城宮跡区域内の復原建造物（第一次大極殿院大極門及び東楼）については大規模な木造建築物であるため、特に防火管理が維持管理上重要であることに留意すること。

⑥救護

入園者に事故や病人が発生した場合に適切な応急手当・治療を行う。

⑦災害時対応

地震災害・風水害・火災・危険動物等の災害時には、国営飛鳥歴史公園事務所災害対策部運営計画に基づき、適切な措置・対応を行う。

⑧園内巡視

公園利用者の安全利用の確保、利用者サービス及び公園施設の点検確認のため定期的に園内巡視を行う。

3. 3 施設・設備維持管理業務に関する項目

①維持修繕・保守点検等

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等について、所要の目的が果たされるよう、日常、適宜巡回点検・保守点検し、常に安全で良好な状態にあるよう、利用の状況に応じて破損個所の軽微な補修又は補充を適切に行う。また、給水施設や電気設備の使用量を計測し記録を確実にを行う。

②清掃等

園内を常に清潔な状態に保ち、快適性・美観性を維持し、利用者満足度の向上を図るため、建物清掃、園内清掃を計画的に実施する。また、園内で発生する塵芥は種類ごとに定められた処理方法に従って適切に処理する。

3. 4 植物管理業務に関する項目

①芝生管理

園内各地の芝生地について、周辺の自然環境の保全や歴史的風土・景観の保持などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの維持管理を実施する。

②樹木管理

園内各地に植栽されている低木・高木について、それぞれの植栽目的に合わせて刈込み、枝の剪定、撤去、施肥など適切な維持管理を実施し、樹勢の維持・回復に努める。

③草地管理

園内各地の草地について、来園者の安全の確保や自然環境の保全などに配慮しながら、効率的かつ適切に芝刈、施肥、病虫害防除などの維持管理を実施する。

④草花管理

園内各所の花壇・花畑などを適切に管理し、季節に応じた草花の充実を図る。

⑤地被類管理

園内に自生している野生植物などの保護に配慮した草刈等を実施する。

⑥農空間管理

飛鳥区域キトラ古墳周辺地区の農空間において、利用者とともに田植えや収穫、間伐作業などを行い、棚田景観の保全・再生を図るため、開墾等耕運作業や農耕器具等の適正管理、作物が適正に成長するための農技術指導等を行う。

⑦リサイクル

公園内で発生する植物性廃棄物について、剪定材・間伐材の再利用などのリサイクルを推進する。

R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
運営維持管理業務
共通仕様書
(案)

令和 8 年 3 月

国土交通省近畿地方整備局

目次

第1章 総則	1
第1条 目的.....	1
第2条 適用及び用語の定義.....	1
第3条 総則.....	3
第4条 準拠規定.....	3
第5条 事業者の義務.....	5
第6条 近畿地方整備局と事業者の責任分担.....	6
第7条 近畿地方整備局長又は調査職員による指示.....	7
第8条 契約の解除.....	7
第2章 業務内容	8
第9条 運営維持管理基本方針.....	8
第10条 基本事項.....	8
第11条 履行場所及び履行期間.....	8
第12条 業務実施日時等.....	9
第13条 対象業務の構成.....	9
第14条 対象外の業務.....	10
第15条 業務実施体制.....	11
第16条 業務計画書.....	12
第17条 業務報告書.....	12
第18条 記録の保存.....	14
第19条 近畿地方整備局が行うモニタリング調査.....	14
第3章 安全管理	15
第20条 安全管理.....	15
第21条 防火管理.....	15
第22条 安全確保.....	15
第23条 救急対応.....	16
第24条 災害時、異常時等の対応.....	16
第4章 協議・調整・要請への協力等	18
第25条 近畿地方整備局の要請への協力.....	18
第26条 別途工事等との調整.....	18
第27条 近畿地方整備局との協議等.....	18
第28条 その他の調整・報告等.....	18
第29条 官公署への連絡、届出.....	19
第5章 雑則	20
第30条 本業務の再委託.....	20
第31条 保険の付保及び事故の補償.....	20
第32条 提供施設等の取扱い.....	20
第33条 本業務の引継.....	21
第34条 情報公開.....	22
第35条 調査等への対応.....	22

第36条	歩掛実態調査及び諸経費動向調査.....	23
第37条	会計検査への対応	23
第38条	スタッフの管理.....	23
第39条	事業者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等	23
第40条	行政情報流出防止対策の強化.....	23
第41条	節電等.....	24
第42条	共同体の愛称の使用.....	25
第6章	コンプライアンス	26
第43条	守秘	26
第7章	個人情報の取扱いについて	27
第44条	基本的事項.....	27
第45条	秘密の保持.....	27
第46条	取得の制限.....	27
第47条	利用及び提供の制限.....	27
第48条	複写等の禁止	27
第49条	再委託の禁止	27
第50条	事案発生時における報告.....	27
第51条	資料等の返却等.....	27
第52条	管理の確認等	28
第53条	管理体制の整備.....	28
第54条	従事者への周知.....	28
第55条	罰則	28

第1章 総 則

第1条 目 的

本業務は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園（以下、「本公園」という。）の基本方針（別紙4「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」参照）に基づき、国の組織である国土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所との調整の下で、より多くの公園利用者が安全で快適に公園を利用できるよう、利用者サービスや利用指導を図るとともに、公園の質的水準を維持、向上させ、本公園全般にわたり、公園資産を保全、利便増進させることを目的とする。

第2条 適用及び用語の定義

本仕様書は、R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務のうち、「本業務全体のマネジメント及び企画立案業務」、「施設・設備維持管理業務」及び「植物管理業務」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に用いる用語の定義は、次の各号に掲げるとおりである。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、国営公園の管理主体者であり、本業務の発注者のことをいう。
- 2) 「国事務所」とは、公園を現場管理する近畿地方整備局の出先機関のことをいう。
- 3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
- 4) 「事業者」とは、本公園の運営維持管理者として、本業務を受注した者のこと。
- 5) 「公園利用者」とは、本公園を利用する者のこと。
- 6) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は第12条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料又は建物使用料を納めて独立採算により、臨時の飲食・物販施設の運営、通年での飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修による飲食・物販施設等の運営や行催事（広報を含む）を行う事業のこと。
- 7) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料又は建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 8) 「公益事業」とは、行催事等の開催や公園利用者に対するサービスの提供に伴い、行催事等参加やサービスの利用のための料金を徴収し、利益については全てを本業務の履行に充当する事業のこと。
- 9) 「利用料」とは、収益施設の使用や有料イベントへの参加に伴うサービスの対価として、収益施設を利用する者から徴収する料金のこと。また、「利用料金」とは、その金額のこと。
- 10) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設等運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地又は建物の使用に係る料金のこと。
- 11) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地又は建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益さ

せる場合の取り扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号)に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、事業者が近畿地方整備局に納める料金のこと。

- 1 2) 「業務責任者」とは、本共通仕様書第13条に示す業務内容である本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理の個々の業務遂行を監理する者のこと。
- 1 3) 「総括責任者」とは、本業務全体を監理する者であり、業務責任者のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者をもってそれにあてること。
- 1 4) 「スタッフ」とは、事業者が業務を履行するための職員、アルバイト、その他関係従事者をいう。
- 1 5) 「管理物件」とは、別添3「施設配置図」に示す敷地及び附属設備を指す。なお、同敷地内であっても、第三者が持ち込み、又は、管理許可を受け、若しくは占有している設備・機器、工作物等については、その対象から除外する。
- 1 6) 「管理事務所」とは、別紙12「提供施設一覧表」に示す建築物を指す。
- 1 7) 「管理センター」とは、管理事務所を拠点として本業務を遂行する組織のこと。
- 1 8) 「修繕」とは、施設の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 1 9) 「改修」とは、性能又は機能を従前より向上させるような措置を行うこと。
- 2 0) 「保守」とは、機器等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品又は材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 2 1) 「点検」とは、施設の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。
- 2 2) 「指示」とは、近畿地方整備局又は調査職員が事業者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 2 3) 「通知」とは、近畿地方整備局若しくは調査職員が事業者に対し、又は事業者が近畿地方整備局若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 4) 「報告」とは、事業者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 2 5) 「承諾」とは、事業者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 2 6) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、近畿地方整備局又は調査職員と事業者が対等の立場で合議することをいう。
- 2 7) 「提出」とは、事業者が調査職員に対し、業務に係る事項について書面またはその他資料を説明し、差し出すことをいう。
- 2 8) 「書面」とは、定められた様式または調査職員が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物を指し、発行年月日を記録し、記名(署名または押捺印を含む)したものを有効とする。なお、情報共有システム等を活用した電子フォーマットも可とする。

- 29) 「検査」とは、既済検査あるいは完了検査のことをいう。
- 30) 「勧告」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の行動をとるように説きすすめることをいう。
- 31) 「命令」とは、近畿地方整備局長が事業者に対し、業務等に関する事項について、書面をもって、改善等の一定の義務を課する具体的な処分をいう。
- 32) 「モニタリング」とは、近畿地方整備局長が、実施要項に示す運営維持管理業務の包括的な目標や個別業務の要求水準について、その達成状況を確認する調査をいう。
- 33) 「運営維持管理業務以外の施設」とは、本公園内において近畿地方整備局長がP-PFI事業者及び地元自治体等に都市公園法5条に基づき設置及び管理を許可している公園施設のこと。
- 34) 「運営維持管理業務以外の施設管理者」とは、運営維持管理業務以外の施設等の管理者及び運営者（P-PFI事業者、地元自治体等）のこと。

第3条 総 則

- 1. 本仕様書は、本業務を遂行するために必要な事項を定め、もって本公園の適正な運営維持管理を期するものである。
- 2. 本業務の実施は、R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営業務委託契約書（以下「契約書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。

第4条 準拠規定

本業務の遂行に当たっては、次の各号に掲げる基準等に準拠する。なお、業務期間中に基準等の改定・更新等が行われた場合には、最新の基準等に準拠する。

- 1) 都市計画法
- 2) 都市公園法、同法施行令、同法施行規則
- 3) 建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- 4) 消防法、同法施行令、同法施行規則
- 5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、建築物環境衛生管理基準
- 6) 道路交通法
- 7) 水道法
- 8) 河川法
- 9) 電気事業法及びこれに基づく政令等
- 10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 11) 電気工事士法
- 12) 食品衛生法
- 13) 官公法（官公庁施設の建設等に関する法律）
- 14) 下水道法
- 15) 浄化槽法
- 16) 環境基本法
- 17) 大気汚染防止法
- 18) 水質汚濁防止法
- 19) 騒音規制法
- 20) 振動規制法
- 21) 悪臭防止法
- 22) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 2 3) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 2 4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 2 5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 2 6) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
- 2 7) エネルギー使用の合理化に関する法律
- 2 8) 風俗営業法
- 2 9) 建設業法
- 3 0) 労働基準法、労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- 3 1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 3 2) 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- 3 3) 移動等円滑化の促進に関する基本方針（国家公安委員会・総務省・国土交通省）
- 3 4) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改定第2版】（国土交通省）
- 3 5) 文化財保護法
- 3 6) 景観法、屋外広告物法、奈良県屋外広告物条例、明日香村景観条例
- 3 7) 奈良県風致地区条例
- 3 8) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法
- 3 9) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
- 4 0) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
- 4 1) レッドリスト（2020）（環境省自然環境局）
- 4 2) 第5次レッドリスト（植物・菌類）（環境省自然環境局）
- 4 3) 奈良県版レッドデータブック（2016年改訂版）（奈良県）
- 4 4) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
- 4 5) 土木工事共通仕様書(案)（近畿地方整備局）
- 4 6) 土木工事施工管理基準及び規格値（案）（近畿地方整備局）
- 4 7) 写真管理基準（案）（近畿地方整備局）
- 4 8) 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 4 9) 建築保全業務報告書作成の手引き（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 5 0) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 5 1) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 5 2) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 5 3) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 5 4) 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 5 5) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- 5 6) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室）
- 5 7) 機械工事共通仕様書（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課）
- 5 8) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律、同法施行令

- 5 9) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領（別添1）
- 6 0) 「R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 運営維持管理業務」における情報セキュリティについて（別添2）
- 6 1) 個人情報の保護に関する法律
- 6 2) 遺失物法
- 6 3) 国有財産法、会計法、会計検査院法、国の債権管理等に関する法律
- 6 4) 国土交通本省委託契約取扱要領（別添9）
- 6 5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号）
- 6 6) 土木設計業務等委託必携（近畿地方整備局）
- 6 7) 土木請負工事必携（近畿地方整備局）
- 6 8) 公園施設の安全点検に係る指針(案)（国土交通省）
- 6 9) 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）（国土交通省）
- 7 0) 都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン（令和7年5月30日改正）（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 7 1) 国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン（令和元年12月23日改訂）（文化庁）
- 7 2) 博物館法
- 7 3) 警備業法
- 7 4) 原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）（国土交通省住宅局住宅総合整備課）
- 7 5) 公園緑地工事共通仕様書（国土交通省都市局公園緑地・景観課）
- 7 6) 発達障害、知的障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック（国土交通省総合政策局安心生活政策課）
- 7 7) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- 7 8) 公園施設長寿命化計画策定指針（案）（改訂版）
- 7 9) その他、関係諸法令

第5条 事業者の義務

1. 事業者は、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負わなければならない。
2. 事業者は、本公園の設置の意義を踏まえて、その効用を最大限発揮させるよう、努力しなければならない。
3. 事業者は、本業務全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、本仕様書第2章に示す多岐にわたる業務を総合的な調整の下、相互連携を保ち、関係法令を遵守し、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
4. 事業者は、本仕様書並びに各個別仕様書によるほか、法令を遵守し、公共性に配慮し、都市公園の効用に資するよう適切に運営維持管理を行わなければならない。
5. 事業者は、本公園の管理について創意工夫のある企画や効率的な運営等により、公園利用者の多様なニーズに応え、快適かつ質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指さなければならない。
6. 事業者は、本業務の実施にあたって、近畿地方整備局又は調査職員と密接な連絡を取り、本業務の目的の達成をはかるものとし、その実施状況を記録しな

ればならない。

7. 事業者は、本公園の設計図書及び現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義が生じた場合は、調査職員と事前に協議するものとする。
8. 事業者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第15条第3項により近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第6条 近畿地方整備局と事業者の責任分担

本公園の運営維持管理を実施するにあたり、近畿地方整備局と事業者の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は、「責任分担一覧」に定めのない事項については、近畿地方整備局と事業者の間で十分に協議のうえ、決定する。

表 近畿地方整備局と事業者の責任分担一覧

項目	内 容	近畿地方整備局	事業者
			運営維持管理
公園施設の管理	公園施設の管理（都市公園法第5条に基づき設置・管理している施設は除く。）		○
物品の管理	近畿地方整備局より提供のあった物品の管理		○
	本業務において取得した物品及び消耗品の管理		○
苦情・要望対応	施設管理、運営業務内容に対する住民及び公園利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	本仕様書等に記載された業務内容による対応		○
	上記以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	但し、30/1000以上の物価変動が見込まれる場合	○	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
運営日時の変更	開館日時の変更（事業者による提案）に伴う経費の増減		○
許認可	都市公園法に基づく許認可	○	
	公園利用者の受付及び書類交付手続きの補助		○
施設・物品等の修繕	事業者の責めに帰すべき事由による場合（事業者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）（以下この表において「①」という。）		◎
	修繕にかかる費用が1件あたり200万円を超えない場合かつ年間修繕費用（※1）●●万円（税抜き）を超えない場合（上記①を除く。）。		○
	上記2項目以外の場合 なお、予算の状況により施設の使用中止又は臨時閉館とする場合には、年間業務計画の変更を協議するものとする。 また、事業者からの提案に基づく収益施設の改修又は補修については、1件あたり200万円を超える場合においても事業者の責任分担とする。	○	
不可抗力	大規模な自然災害等（災害対策本部運営計画に基づく警戒体制以上の体制をとるような事態）の不可抗力（以下この表において「②」という。）により公園施設に著しい損害を受けた場合に、公園施設を一時閉館するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	

	なお、上記②により施設の使用中止又は臨時閉館とする場合には、対応を協議するものとする。		
公園利用者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、公園利用者に損害を与えた場合（事業者の不適切な運営又は、施設管理による公園利用者の怪我等）		◎
	共通仕様書第31条の保険の付保及び事故の補償に係る場合		○
	上記2項目以外の場合	○	
第三者への損害	事業者の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合		◎
	上記以外の場合	○	

※1：年間修繕費用（●●万円（税抜き））は、軽微な維持管理修繕（点検を除く）に要した費用の過去の実績平均と現在の状況を踏まえた額を見込んでいる。実績は、別紙13「修繕履歴」を参照のこと。

※2：責任を有する側を項目ごとに○または◎としており、事業者の責任分担に係る項目のうち◎の項目については、委託費を充当することはできない。

第7条 近畿地方整備局長又は調査職員による指示

近畿地方整備局長又は調査職員は、事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示できる。

第8条 契約の解除

近畿地方整備局は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除できる。

1. 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
2. 入札参加に要求される資格の要件を満たさなくなったとき。
3. 契約に従って本業務を実施できなかったとき、又は実施できないことが明らかになったとき。
4. 契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
5. 繰り返し法令違反を行ったとき。
6. 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員として雇用していることが明らかになったとき。
7. 暴力団又は暴力団関係者との社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

第2章 業務内容

第9条 運営維持管理基本方針

事業者は、国有財産としての適正な管理を保持しつつ、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、別紙4「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」に記載する運営時管理の基本方針及び管理運営の重点方針に則り、本業務の遂行に努めなければならない。

第10条 基本事項

事業者は、本業務の実施に当たっては、各業務間の総合調整を十分に図り、次に掲げる項目に留意するものとし、本公園の基本方針（別紙4「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」参照）に沿った管理運営を行うものとする。

1. 自然環境との共生や環境に配慮した維持管理の実施及び環境学習や総合学習（総合的な学習の時間）への積極的な対応を行う。
2. 安全で快適な利用がされるように公園利用者指導及び利用者サービスを適切に行うとともに、利用の活性化を図るため公園利用者ニーズに的確に対応した利用促進策を展開する。
3. 市民参加を推進するため、園内のボランティア活動への支援・指導に努める。
4. 乳幼児連れの公園利用者、障がい者、高齢者等への適切な対応等を図る。
5. 地域との良好な関係を維持するため、地元公共団体、企業、市民等との連携を図り、地域連携を継承していく。
6. 様々な管理技術の駆使や、効率的な管理運営等を通じて、常に経費の削減に配慮しながら高品質な維持管理を実施する。
7. 災害や事故等における危機管理を徹底するとともに、発災時には避難地又は、災害復旧活動拠点としても機能するよう、適切な対応を行う。
8. 植物性発生材の堆肥化や塵芥のリサイクル、水循環等、園内での資源の有効活用に配慮する。
9. 良好な景観の形成に努めた維持管理を実施する。
10. 利用状況に応じ、適正に本業務を行い、利用に支障をきたさないように配慮する。

第11条 履行場所及び履行期間

1. 履行場所

施設名称 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

【飛鳥区域】

所在地 奈良県高市郡明日香村

敷地面積 59.9ha注)

【平城宮跡区域】

所在地 奈良県奈良市佐紀町

敷地面積 32.0ha注)

注) 本業務の対象敷地は国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の供用区域（別添3「施設配置図」参照）であり、その面積は、令和8年4月現在91.9haである。なお、石舞台地区周辺の県道移設に伴い、対象敷地面積を変更する場合がある。これらについては、必要に応じて契約変更に関する協議を行う

ものとする。

2. 履行期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日までとする。

事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう過年度事業者（飛鳥・平城宮跡歴史公園サポート共同体）から契約日以降業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、業務開始に備えなければならない。

第12条 業務実施日時等

本公園の開園期間及び時間については、常時開園し、休園日は無いものとするが、施設の開館期間及び時間については、下表に示すとおりである。

表 開館期間及び時間

施設		内容		
		期間	開館時間 ^{※1}	休館日 ^{※2}
飛鳥区域	国営飛鳥歴史公園館・キトラ古墳壁画体験館 四神の館（本館・別館）・檜隈寺跡前休憩案内所 ^{※3}	4月1日～11月30日	9：30～17：00	4、7、11、2月の第2月曜日 12月29日～ 1月3日は休館日
		12月1日～2月末日	9：30～16：30	
		3月1日～3月31日	9：30～17：00	
平城宮跡区域	平城宮跡展示館（平城宮いざない館）・復原事業情報館・第一次大極殿院大極門及び東楼・休憩所 ^{※4}	4月1日～3月31日	9：00～17：00	毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、 12月29日～ 1月3日は休館日

※1：繁忙期、行催事開催時等においては、本業務の事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で開館時間の変更を行うことができる。なお、開館時間については今後協議により変更となる可能性がある。

※2：開館期間について、定期点検等の実施により休館が必要な場合は、事業者が近畿地方整備局に協議し、承諾を得た上で休館とすることができる。なお、開館期間や休館日については今後協議により変更となる可能性がある。

※3：檜隈寺跡前休憩案内所は、再整備工事に伴い令和7年10月～令和12年頃まで閉鎖予定のため、工事期間中は本業務の対象外である。

※4：平城宮跡区域の休憩所は、屋外の四阿であるため休館日を設けない。

第13条 対象業務の構成

事業者は、本公園の供用区域内に位置する都市公園法第2条第2項で規定された各公園施設（別紙1「主要公園施設一覧」、別紙2「主要建築物一覧」を参照）を対象として、個別仕様書に記載された要求水準、業務内容を踏まえ、以下の各業務を行うものとする。

1. 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

- ・本業務全体の計画立案及びマネジメント
- ・運営維持管理業務以外の施設の管理運営者との連絡・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等

- ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整）
- ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等
- 2. 施設・設備維持管理業務
 - ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、その他設備）
 - ・清掃（園内清掃、園内建物清掃） 等
- 3. 植物管理業務
 - ・芝生管理、低木管理、高木管理、林地管理、草地管理、花壇管理、花畑管理、草花管理、農空間管理（草刈り、施肥、灌水、剪定）等

第14条 対象外の業務

国営飛鳥歴史公園事務所（以下「国事務所^{※1}」という）の以下に示す運営維持管理は本業務の対象外とする。

範囲	項目	業務対象
飛鳥区域 国事務所 ^{※2} （建築・設備）	施設保全業務 ^{※3}	対象外
	清掃他業務 ^{※4}	
	警備（セキュリティシステム） ^{※5}	
	電力/上下水道料金他の支払	
飛鳥区域 仮国事務所 ^{※2} （建築・設備）	施設保全業務 ^{※3}	対象外
	清掃他業務 ^{※4}	
	警備（セキュリティシステム） ^{※5}	
	電力/上下水道料金他の支払	
飛鳥区域 仮管理センター棟 ^{※2} （建築・設備）	施設保全業務 ^{※3}	対象
	清掃他業務	
	警備（セキュリティシステム）	対象外
	電力/上下水道料金他の支払	
平城宮跡区域 公園事務所（建築・設備）	施設保全業務 ^{※3}	対象外
	清掃他業務 ^{※4}	
	警備（セキュリティシステム） ^{※5}	
	電力/上下水道料金他の支払	

- ※1 国事務所における範囲：国事務所（事務室＋共通部分）＋車庫（国使用部分＋共通部分）
- ※2 飛鳥区域の国事務所は、高松塚周辺地区の再整備により令和8年～令和12年頃まで閉鎖予定である。閉鎖期間中は、檜前寺跡前休憩案内所を改築した仮国事務所と、その隣に新築される仮管理センター棟を使用する。
- ※3 施設保全業務（別業務）には、法定点検（国事務所内の消火器、キトラ古墳周辺地区防火水槽、エレベーター）、その他庁舎内の施設点検等が含まれる。
- ※4 清掃他業務（別業務）は、国事務所の庁舎清掃である。
- ※5 警備業務（セキュリティシステム）（別業務）は、国事務所施設の機械警備である。国営公園内の巡視等は本業務の事業者において実施するものとする。

第15条 業務実施体制

1. 事業者は、下記の資格要件を備えている職員を配置する等本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。なお、資格証明書の写しを本業務開始の14日前までに調査職員に提出する。
＜事業者が保有する必要がある資格＞
 - ・ 1級造園施工管理技士
 - ・ その他、関連する施設管理等に必要となる法令に定める資格(参考) 過年度事業者が有する資格
 - ・ 防火管理者
 - ・ 衛生管理者
 - ・ 普通救命講習修了者
 - ・ サービス接遇検定(1～3級)
2. 事業者は、日常の管理業務に加え、公園利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
3. 事業者は、本業務全体のマネジメント及び企画立案、施設・設備維持管理、植物管理について、業務別に業務責任者を配置すること。なお、本業務全体のマネジメント及び企画立案の業務責任者を総括責任者とする。なお業務責任者による他業務責任者及び担当者の兼務を妨げない。ただし、総括責任者が収益施設等設置管理運営業務を行う場合、及び業務責任者(総括責任者を含む)が収益施設等設置管理運営業務の責任者を兼務する場合は、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務への委託費の支出は認めない。
4. 事業者は、業務実施期間中は、前項に示す業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務の業務責任者のうち、少なくとも1名以上が勤務する体制とすること。さらに業務責任者が勤務していない業務については、当該業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め第13条1.～3.の各業務及び収益施設等設置管理運営業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとること。なお、やむを得ず業務責任者を1人以上勤務する体制をとることが一時的に困難となる場合には、緊急対応を含め、第13条1.～3.の各業務及び収益施設等設置管理運営業務が迅速かつ円滑に行われる勤務体制を確保した上で、事前に総括調査員の承諾を得ること(ただし、事故などやむを得ない事由により事前に承認を得られない場合を除く。)。主な業務従事(勤務)場所は、飛鳥区域管理事務所または平城宮跡区域管理事務所を想定している。なお、業務が迅速かつ円滑に行われる体制が確保できるのであれば、テレワークについても勤務と認める。
5. 事業者は、各業務に必要な人員数を適宜配置すること。なお、配置にあたっては飛鳥区域キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画体験館 四神の館、平城宮跡区域の平城宮跡展示館(平城宮いざない館)における企画運営管理及び第一次大極殿院大極門等の各施設における防火管理ができるよう必要な人員を適正に配置すること。
6. 各業務に携わる者は、管理運営に必要な研修を受け、利用者の快適かつ安全な利用環境の向上に努めること。
7. 事業者は、近畿地方整備局から業務実施体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならないものとする。なお、点検員は当該業務の調査職員とする。

第16条 業務計画書

1. 事業者は、契約締結日の14日前までに、企画書に基づく積算根拠となる詳細な工種、数量、月次の工程計画、体制等、下表（「業務計画書に記載が必要な項目」）の内容を記載した「業務計画書」を近畿地方整備局に提出し、協議のうえ承諾を得なければならない。
2. 事業者は、「業務計画書」の作成にあたっては、運営維持管理の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた業務計画の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みを構築し、「業務計画書」に記載する。
3. 事業者は、運営維持管理の実務を通じた経験や知見及び公園利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応について、年度内での変更が必要となる場合は、「業務計画書」を随時修正する。変更業務計画書の提出の必要の有無は、内容に応じて調査職員と協議する。なお、次年度以降の実施内容に変更がある場合は、次年度の業務開始14日前までに変更業務計画書を提出し、承諾を得るものとする。ただし、軽微な変更の場合はこの限りではない。
4. 事業者は、「業務計画書」を変更した場合は、四半期別必要経費内訳書にその結果を反映した上で、数量、単価を記載し、変更内容の積算根拠を明確にする。

表 業務計画書に記載が必要な項目

	項目
1	年間管理運営計画（月別）
2	年間行事計画書（月別）
3	包括的な目標（月別）
4	業務実施体制
5	業務実施のための管理機構及び職務分担
6	実施計画書（別添9「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
7	四半期別必要経費内訳書（別添9「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
8	再委託承諾申請書（別添9「国土交通本省委託契約取扱要領」参照）
9	本業務全体のマネジメント及び企画立案
10	施設・設備維持管理作業（維持修繕・保守点検、清掃）
11	植物管理作業
12	収益施設等設置管理運営計画
13	公園内巡視作業（巡視計画書）
14	利用指導
15	安全管理、救急救護、防災計画、災害対策、緊急時対応、臨機の措置
16	公園利用促進への取り組み（広報、行催事等の開催）
17	市民参加による公園運営（ボランティア）
18	環境への配慮

第17条 業務報告書

1. 事業者は、近畿地方整備局が、運営維持管理の実施状況と包括的な目標や個別業務の要求水準等の達成状況のモニタリングを確実にできるよう、報告書等を調査職員に各提出期限までに提出する（下表「業務報告書の提出項目及び提出期限」参照）。
2. 事業者は、各年度の業務を完了したときは、遅滞なく、当該年度の完了報告書、精算報告書、残存物件報告書（以上、各正本1通、副本1通）に成果物（年度内に実施した運営維持管理実績を示す実施状況等の記録書一式）を添えて提出

- する。
3. 事業者は、経理状況に関する帳簿類は常に整理し、近畿地方整備局からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
 4. 本業務は電子納品象業務とする。事業者は、前各号に定める最終成果のうち、調査職員等が指示するものを電子データで納品するものとする。

表 業務報告書の提出項目及び提出期限

毎月提出が必要な項目		提出期限	様式
1	管理月報（勤務実績簿を含む）	翌月の10日	別添様式1「管理月報」
2	包括的な目標の月別報告	毎月5日まで ※1	別添様式2「包括的な目標の月別報告」
3	定例会報告書	毎月15日まで	任意様式
4	公園内全施設の電気メーター検針表及び算定表	毎月初め	任意様式
5	公園内全施設の水道メーター検針表及び算定表	毎月初め	任意様式
6	貸与車両の稼働実績、燃料使用実績報告	毎月初め	任意様式
7	上記以外の近畿地方整備局が指定した報告事項	適宜	—
四半期ごとに提出が必要な項目		提出期限	様式
1	管理四半期報	四半期翌月の15日	別添様式3「管理四半期報」
当該年度の完了報告で提出が必要な項目		提出期限	備考
1	完了報告書	年度内	別添9「国土交通本省委託契約取扱要領」
2	精算報告書	年度内	別添9「国土交通本省委託契約取扱要領」
3	残存物件報告書	年度内	別添9「国土交通本省委託契約取扱要領」
4	実施状況等の記録書	年度内	任意様式
実施状況等の記録書に添付が必要な項目※2		備考	
1	作業日誌	—	
2	保守点検の記録	—	
3	作業実施数量の記録	—	
4	作業記録写真	—	
5	安全衛生点検の記録	—	
6	修繕等の記録	—	
7	その他、調査職員が指示する記録	—	

※1：閉庁日に当たる場合は翌開庁日に提出する

※2：事業者において記録・作成した原本を提示

第18条 記録の保存

事業者は、報告書及び経理状況に関する帳簿類は、近畿地方整備局の求めに応じて常に提出できるよう、事業者において業務完了後5年間保管する。また、契約期間終了時には調査職員へ引き継ぐ。なお、本業務の記録類については、前条に示す「実施状況等の記録書に添付が必要な項目」を最低限とする。

第19条 近畿地方整備局が行うモニタリング調査

1. 近畿地方整備局は、本業務の実績を評価する調査を実施する。（利用者満足度の確保については、別紙11「公園の利用に関するアンケート調査」参照）
2. 事業者は、本業務の実施内容の評価が確実に実施されるよう、前項の調査の実施に協力しなければならない。
3. 第1項に示す調査は、個別仕様書等に示す個別業務の要求水準や事業者から企画提案された実施方針の履行状況を確認する予定である。
4. 事業者が別途、自主的にモニタリング調査を実施することを妨げない。また、事業者は、調査職員と協議の上、調査職員が承認した場合、近畿地方整備局が実施するアンケート調査に設問を追加することができる。

第3章 安全管理

第20条 安全管理

1. 事業者は、本公園における公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、本業務の履行に当たり、公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、本公園の利用に関し必要な事項について、適切な措置・対応を行う等、事業者の責任において善良なる管理を行う。なお、近畿地方整備局が定める公園利用規則に則った対応を図るものとする（別添1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領」参照）。
2. 事業者は、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザや鳥インフルエンザ等の感染症については、関係機関の指示に従い、調査職員と協議の上、適切な措置・対応を行う。また、園内での緊急時に備え、調査職員と協議の上、自動体外式除細動器（AED）等を設置する。
3. 事業者は、本業務の履行に当たっては、近畿地方整備局が定める安全管理に係る各種資料等を遵守する。
4. 車両の運転については当公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の注意事項を遵守して走行するものとする。なお、園内を車両で移動する際には徐行することとする。また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者の迷惑とならない様、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動するものとする。
5. 施工中は安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保するものとする。特に降雨時や降雪時は、主要な園路や施設の主要部分において公園利用者の安全及び快適性に配慮し、動線の確保を行うこと。
6. 施工中は園内の施設工作物及び樹木等を破損しない様に注意するものとする。
7. 作業中は服装及び言動に注意し、利用者に不快感・不安感を与えないよう留意するものとする。
8. 事業者は、異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告する。安全管理には十分注意し本業務を履行する。

第21条 防火管理

1. 事業者は、本業務の履行にあたっては消防法に準拠するとともに、別添14「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園消防計画書」を遵守するものとする。
2. 事業者は、別添14「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園消防計画書」第2条（2）～（8）について、防火管理者と連携して実施することとする。また、施設の消防用設備等の自主点検を実施し、調査職員の指示があった場合には調査職員に報告するものとする。
3. 平城宮跡区域の復原建造物（第一次大極殿院大極門及び東楼）については、大規模な木造建築物という特性に対応した防火管理を調査職員と協議の上、実施すること。

第22条 安全確保

1. 事業者は、本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所又は危険が予見される場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止に努める。
2. 事業者は、設備、機器等に異常を認めた時は、危険防止に必要な措置を調査職員に提出の上、当該措置を講ずる。
3. 事業者は、本業務を行う場所若しくはその周辺に、第三者が存する場合又は立

ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を講じた後、調査職員に報告する。

4. 万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の使用を一時停止又は使用制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めるとともに、再発防止のための必要な措置をとる。
5. その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、事業者は、近畿地方整備局が定める安全管理に係る各種資料に則り、速やかに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書（様式5「事故情報記録」参照）等により調査職員に報告しなければならない。
 - (1) 事故発生日時
 - (2) 事故発生場所（図示）
 - (3) 事故発生の原因（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）
 - (4) 事故の程度
 - (5) （公園側に過失がある人身事故の場合）被害者に対する医師の診断結果
 - (6) 事故処理の概略
 - (7) 再発防止策等

第23条 救急対応

1. 事業者は、園内において、事故、負傷者が発生したときに備え、救急活動及び緊急事態発生時の連絡系統図等の報告に関するマニュアルを作成し、調査職員に提出する。
2. 事業者は、調査職員が指定する箇所に救急施設を設置し、救急担当職員を配置する。そのうちの主たる箇所に開園中は看護師又は救急技能認定証の交付を受けた救急担当者を配属し、救急活動に当たらなければならない。救急担当職員については、救急救護講習等を受けた者を配置する。
3. 救急担当職員は、救急活動を要する事態を認めるときは、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行う等、最も適切と思われる措置をとらなければならない。
4. 事業者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに別途定める様式（様式5「事故情報記録」参照）により調査職員に報告する。ただし、軽微なものについては、後日任意書式にて報告を行える。
5. 事業者は、重大事故については直ちに調査職員に電話等にて第一報を入れるとともに、対応を話し合い、調査職員の指示に従う。また、その後の経過についても逐次調査職員に書面等により報告を行う。なお、重大事故とは公園管理又は公園施設に起因するか若しくはその恐れのある事故が起こった場合、又は30日以上の治療を要する重傷者若しくは死者の発生する事故が起こった場合、さらに人的被害が発生しなくても、公園施設に起因する30日以上の治療を要する重傷者又は死者が発生する恐れがあった事故が起こった場合とする。
6. 事業者は、傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行う。

第24条 災害時、異常時等の対応

1. 事業者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、公園利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行う等臨機の措置をとらなければならない。この場合において、「閉園判断基準」（別添15「災害対策部運営計

- 画」参照)等に基づき、施設の閉鎖等の必要があると認めるときは、事業者の判断により閉園等の措置を速やかにとったうえで、近畿地方整備局と協議しなければならない。
2. 前項の場合においては、事業者は、講じた措置の内容を調査職員に速やかに報告する。
 3. 事業者は、台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水樹の詰まり防止のための落ち葉除去、看板等の飛散防止措置等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
 4. 事業者は、台風、豪雨等の災害発生時には調査職員の指示した箇所巡回、土のう等の設置等を行う。
 5. 事業者は、夜間及び施設の休館日において、異常を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等の関係機関等に通報し、適切な措置を講ずるとともに、調査職員に速やかに報告する。
 6. 調査職員は、災害防止や本業務の履行上特に必要と認めるときは、事業者に対して、臨機の措置をとることを指示できる。
 7. 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、事業者は、別添15「災害対策部運営計画」に則り、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う。
 8. 事業者は、事故や災害発生時等への対応のため、別添15「災害対策部運営計画」等を参照の上、事業者の役割・行動・体制等を取りまとめた危機管理マニュアルを作成し、調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
 9. 事業者は、事故や災害発生時等には、前項において作成した危機管理マニュアルに基づき、施設の休館日、開館時間に関わらず、適切な措置・対応を行う。
 10. 事業者は、災害時、異常時等の発生後は、別添15「災害対策部運営計画」に則り、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行う(様式5「事故情報記録」参照)。
 11. 本公園において広域避難場所として平城宮跡区域、指定緊急避難場所として高松塚周辺地区、甘櫨丘地区、キトラ古墳周辺地区及び石舞台地区が指定されている。大規模災害等発生時に、本公園を広域避難場所及び指定避難場所等として開設する場合にはその開設・運営が円滑に実施されるよう、事業者は、第8項において作成したマニュアルに基づき、公園利用者の案内や備品の移動等を行う。なお、南海トラフ巨大地震等においては、近畿地方整備局の災害対応に従わなければならない。

第4章 協議・調整・要請への協力等

第25条 近畿地方整備局の要請への協力

1. 事業者は、調査職員から本公園に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行う。
2. 事業者は、前項によるもののほか、近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者（総括責任者、各業務責任者）は、近畿地方整備局が毎月1回開催する公園関係者の定例会及び定例点検などに参加する。
4. 事業者は、本業務を円滑に実施するため、定例会以外に、必要に応じ調査職員及び本業務に関係する者との情報交換や業務の調整を図る連絡会議を、定期又は不定期に開催するものとする。なお、定例会には、事業者は調査職員の承諾を得て第三者を参加させることができる。
5. 関係機関の立会検査又は調査がある場合は、事業者は調査職員の指示により立会等に協力する。
6. 本業務の実務を通じた経験や知見、公園利用者からの意見・苦情・要望は、即地的にも確認できるよう記録、集計・分析した結果と本業務に反映させるよう努めた事項について、事業者は調査職員に報告するよう、努めるものとする。

第26条 別途工事等との調整

1. 国事務所の発注する別途工事又は業務（法定点検業務等）がある場合には、事業者は、必要に応じて工事又は業務内容及び計画（変更を含む）に対して、本業務に関連する助言ならびに公園利用及び動植物の保護育成に関する調整を行う。
2. 国事務所が別途発注する施設保全業務等の実施に当たり、事業者は、点検等の実施時期の調整に協力する。電気設備の点検に伴う計画停電のときには、その対応について調査職員と調整する。
3. 関係機関の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他運営維持管理業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

第27条 近畿地方整備局との協議等

1. 事業者は、本仕様書に明記されていない事項又は本仕様書及び各個別仕様書の内容について疑義を生じた場合は、近畿地方整備局と協議を行うとともに、協議結果を調査職員に提出する。
2. 業務責任者又は業務担当者は、本業務の実施方法等について、必要がある場合は調査職員の指示を求めることができる。
3. 事業者は、施設の運営維持管理に係る各種規程・要項を作成する場合や、追加開園等により契約期間中に業務内容が変更する場合、さらには、その他新業務への対応が必要な場合は、近畿地方整備局と協議を行うとともに、協議結果を調査職員に提出する。
4. 事業者は、不測の事態又は施設の運営維持管理に係る疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するとともに、協議結果を調査職員に提出する。

第28条 その他の調整・報告等

事業者は、本公園の管理・運営等で必要に応じて、関係者と連携を図るとともに、

本公園の管理・運営等で必要な以下の協議を適切に行い、結果等については、必要に応じて報告する（別添13「事業者が参加する会議一覧及び参加時の役割」参照）。

1. 地元自治体、マスコミ等関係機関、ボランティア団体等との協議
2. その他園内施設の運営者との協議
3. 持込イベント等の利用調整
4. その他調査職員が指示する者との協議

第29条 官公署への連絡、届出

事業者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、事業者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となるときは事業者において行う。

第5章 雑 則

第30条 本業務の再委託

事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して又は本業務における主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任又は請負が業務の一部であり、書面により調査職員の承諾を得た場合はこの限りではない。

1. 「主たる部分」とは、本業務における総合的計画立案、業務遂行管理、救急・災害時の統括管理、各業務手法の決定及び本業務履行者としての最終的な意志決定を行うための技術的判断等をいう。
2. 事業者は、業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、原則としてあらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。（別添9「国土交通本省委託契約取扱要領」「再委託（変更等）承諾申請書」参照）
3. 事業者が近畿地方整備局に対して負う義務を適切に履行するため、事業者は再委託先の事業者に対し、実施要項8.3に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収する。
4. 事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。
5. 再委託等の承諾を行った際は、必要に応じて当該部分（再委託）に該当する経費についての領収書、明細書の写しの提出を求める場合がある。
6. 契約書第3条第4項で規定する「軽微な業務」とは、コピー、データ入力、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、和訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等及び小規模な業務をいう。なお、小規模な業務とは、原則として契約金額100万円未満のものをいう。
7. 再委託先の相手方は、入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
8. 事業者は、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者に再委託してはならない。

第31条 保険の付保及び事故の補償

1. 事業者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 事業者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 事業者は、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の他、必要に応じて各種保険に加入するものとする。

第32条 提供施設等の取扱い

1. 近畿地方整備局は、本業務の遂行に必要な、近畿地方整備局が保有する施設及び物品等（別紙12「提供施設等一覧」）を事業者に無償で貸与する。提供施設及び物品等については、事業者の注意義務にて適正に管理する。なお、その取扱いについては、別添16「取得した備品及び貸与備品等の取扱い」

- に従い、物品類の修理等（微小なものは除く）は調査職員に報告の上、事業者が行う。
2. 事業者は、本業務の遂行に必要な物品については適正に管理を行い、損傷・盗難・亡失等が発生した場合は速やかに調査職員に報告しなければならない。また、本業務の遂行に必要な備品（取得価格（消費税込み）が10万円以上のもの）を購入する場合は、事前に調査職員と協議をする（別添16「取得した備品及び貸与備品等の取扱い」参照）。
 3. 残存する備品の取扱いは以下のとおりとする。
 - 1) 事業者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局がその費用を負担したのものについては、当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度において当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。
 - 2) 残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。
 - 3) また、近畿地方整備局より提供された備品については、事業者は5万円未満のものであっても残数を報告する。
 - 4) その他、残存する備品の取扱いについては、別添16「取得した備品及び貸与備品等の取扱い」による。
 4. 事業者は、国事務所の事務・事業に支障をきたさない範囲において、管理事務所内の施設の管理・運営業務の実施に必要な機器・設備等を持ち込めるまた、個別業務の遂行状況等に基づく業務効率化に向けた設備及び物品、システム等を事業者が導入する場合は、事前に費用分担を含めて調査職員と協議の上、承諾を受けた上で行う。
 5. 事業者が持ち込んだ機器・設備等については、国事務所の事務・事業に支障をきたさないよう適切な管理を行う。
 6. 機器・設備等を持ち込み、電気工事等の措置が必要な場合は、事業者は調査職員と協議の上、承諾を得た上で実施することができる。なお、必要な措置をした場合、施設の使用を終了又は中止をした後、直ちに原状回復をおこない、調査職員の確認を得なければならない。
 7. 機器・設備等を持ち込む費用、電気工事等の措置等に必要経費及び持ち込んだ設備・機器等から生じる経費（電気代、コピー代、電話代等）、原状回復に必要な経費は、事業者が負担する。
 8. 事業者が機器・設備等を持ち込む場合は、事前にリストを調査職員に提出するとともに、物品表示票を作成し持ち込む全ての機器・設備等に貼付し、常に管理する。

第33条 本業務の引継

1. 事業者は、契約が完了する場合、又は解除になる場合には、調査職員の立会の下、調査職員が指示する者（以下、「新たな事業者」という。）に対し、誠意をもって、円滑に業務の引き継ぎを行わなければならない。引き継ぎにあたっては、下記に示す必要な資料の作成及び提出を行い、必要な説明等を行う。ただし、契約が引き続き締結され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。
 - 1) 運営・利用者サービスに関する事項
利用予約の受付、繁忙期対応、救護日誌、利用者の安全確保のための措置事項 等
 - 2) 施設・設備維持管理に関する事項

施設・設備の点検情報、設備・機器等の各種マニュアル、施設・設備の使用において留意が必要な事項、清掃記録 等

3) 植物管理に関する事項

芝生、草地等の管理区分図、希少種の生育場所、病虫害防除、農空間等の記録 等

4) 収益施設等設置管理運営に関する事項

運営に必要な物品等の引き継ぎ、その他運営上の課題事項 等

5) 広報宣伝に関する事項

マスコミ等の連絡方法及び連絡先・取材記録、ホームページの更新方法 等

6) イベントに関する事項

主催、共催イベント、体験プログラム等の実施状況、持ち込みイベントの状況、継続的な地域連携イベント等における主催者や関係団体との連携、協力すべき事項 等

7) 協働活動者、関係機関との連携に関する事項

ボランティアの登録情報、連絡方法及び連絡先、活動記録、ボランティア団体と連携して管理を行う箇所や指導を受けている有識者の情報、文化庁・奈良文化財研究所との調整事項 等

8) 近畿地方整備局への提出資料に関する事項

都市公園法第5条、6条、12条に基づく申請及び許可の記録 等

9) ホームページに係る全てのデータ及びドメインに関する事項

ホームページに掲載されている情報の元データ、ホームページの運営、サーバー保守及びドメイン管理に関する関係情報一式と、別紙6「個別仕様書（本業務全体のマネジメント及び企画立案）」第34条1項に記載している「近畿地方整備局が承継する」と定めている本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権の無体財産権等。

10) その他

救急活動に関するマニュアル、近隣住民への配慮必要事項、苦情処理記録、遺失物の届出、通常実施すべき業務において完了していない事項等

2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や事業者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と事業者は管理の継続の可否について協議する。

3. 事業者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除されるまでは、本公園の運営維持管理が円滑に実施されるよう業務実施体制（本仕様書第15条参照）を維持しなければならない。

4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等が明らかな場合は、その費用は事業者が負担する。

第34条 情報公開

事業者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）の規定に準じて取り扱う。具体的な方法は、調査職員との協議による。

第35条 調査等への対応

事業者は、近畿地方整備局が実施する事業者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応する。

第36条 歩掛実態調査及び諸経費動向調査

本業務は、歩掛実態調査及び諸経費動向調査の対象業務であり、調査職員より指示のあった場合、別途通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、業務終了後速やかに調査職員に提出する。又、調査票の聞き取り調査等が実施される場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示する。

第37条 会計検査への対応

事業者は、会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は近畿地方整備局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

第38条 スタッフの管理

1. スタッフの身分保障、健康管理及び服務規律は事業者の責任において行う。
2. 事業者は、本業務に係る作業関係者等について業務入園証を作成し、適切に交付する。また、取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者に対しては、本仕様書第20条4項～7項に基づき、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故を未然に防止し公園施設の保全を図るように努める。
3. 事業者は、業務に携わるスタッフの服装、作業用機械、器具、車両等について公園にふさわしいものとなるよう配慮する。また、スタッフも公園のイメージアップを心掛け、言動に注意し、公園利用者に不快感を与えないよう留意する。なお、熱中症対策が必要な時期においては、改正労働安全衛生規則（省令）（令和7年6月1日施行）に基づき、適切な対策を実施することを妨げない。
4. 事業者は、公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努める。
5. 事業者は、常に公園利用者の安全確保並びに快適な利用を図るため、公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。なお、異常を確認した場合、速やかに調査職員に連絡し、その対処について報告、承諾又は指示を得る。

第39条 事業者の過失による業務の対象施設等の事故、破損等

本業務を遂行中において、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理する。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、すみやかに調査職員に報告し、指示に従う（様式5「事故情報記録」参照）。

第40条 行政情報流出防止対策の強化

1. 事業者は、業務計画書に情報セキュリティに関する対策について記載しなければならない。
2. 事業者は、本業務の履行に関する全ての行政情報（近畿地方整備局の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）について適切な流出防止対策をとらなければならない。
3. 事業者は、以下に記載する行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければ

ばならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び近畿地方整備局の指示する事項を遵守しなければならない。

(行政情報の目的外使用の禁止)

事業者は、近畿地方整備局の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 事業者は、事業者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図る。
- 2) 事業者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させる。
- 3) 事業者は、近畿地方整備局が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策の実施状況を確認し、再委託を行う。

(契約終了時等における行政情報の返却)

事業者は、本業務の履行に関し近畿地方整備局から提供を受けた行政情報については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において近畿地方整備局から返還を求められた場合、速やかに直接近畿地方整備局に返却しなければならない。また、本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保及び取り扱い)

- 1) 事業者は、本業務の実施に際し、電子情報流出の原因につながる恐れがある行為をしてはならない。
- 2) 事業者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置しなければならない。
- 3) 本業務を履行するうえで使用する電子計算機及び外部記録媒体は情報管理責任者が承認し、管理しなければならない。
- 4) 本業務で使用する電子計算機のハード及びソフト、並びに外部記録媒体に関するセキュリティ管理体制を確保しなければならない。
- 5) 事業者は、適切なセキュリティ対策を施したうえで電子情報を保存しなければならない。
- 6) 事業者は、適切なセキュリティ対策を施したうえで電子情報を移送しなければならない。

(事故の発生時の措置)

- 1) 事業者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに近畿地方整備局に報告、指示に従う。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講じ、報告する。

第41条 節電等

事業者は、園内での照明、冷暖房等の適正使用に常に心掛け、節電等に配慮した業務の実施に努める。また、各種機材の更新、修繕に当たっては、省エネルギーに

配慮した製品の導入に努める。

第42条 共同体の愛称の使用

事業者は、共同体で本事業を実施する場合、園内看板やチラシ等において、愛称を設定の上使用することができる。なお、設定した愛称を商法登録しようとする場合に当たっては、事前に調査職員と協議の上、登録の可否を決定する。

第6章 コンプライアンス

第43条 守秘

1. 事業者は、業務上知りえた秘密については、第三者へ漏らしてはならない。
2. 事業者は、近畿地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定（別添2「R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務における情報セキュリティについて」参照）に沿って、情報管理を適切に行う。
3. 事業者又はその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第7章 個人情報の取扱いについて

第44条 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第45条 秘密の保持

事業者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第46条 取得の制限

事業者は、本業務における事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第47条 利用及び提供の制限

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための目的以外において、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第48条 複写等の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するために近畿地方整備局から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第49条 再委託の禁止

事業者は、調査職員の指示又は承諾があるときを除き、本業務における事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

第50条 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに調査職員に報告し、調査職員の指示に従うものとする。本業務にかかる契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第51条 資料等の返却等

事業者は、本業務における事務を処理するために近畿地方整備局から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本業務にかかる契約の終了後又は解除後速やかに近畿地方整備局に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、調査職員が、廃棄又は消去など別の方法を指示し

たときは、当該指示に従う。

第52条 管理の確認等

調査職員は、事業者における個人情報の管理の状況について適時確認できる。
また、調査職員が必要と認めるときは、事業者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第53条 管理体制の整備

事業者は、本業務における事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第54条 従事者への周知

事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第55条 罰則

事業者は、正当な理由無く、又は、不正な利益を図る目的で個人情報を提供した場合や、盗用した場合は、法律に基づき罰則が科せられる。

R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
運営維持管理業務
個別仕様書
(本業務全体のマネジメント及び企画立案)
(案)

令和8年3月

国土交通省近畿地方整備局

目次

第1編 総則	1
第1条 適用	1
第2条 基本事項.....	1
第2編 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務	2
第3条 業務の概要.....	2
第4条 本業務全体の企画立案.....	2
第5条 マネジメント	2
第6条 その他.....	2
第3編 企画広報	3
第1章 行催事	3
第1節 利用プログラム	3
第7条 目的	3
第8条 関係団体との連携.....	3
第9条 提出書類.....	3
第10条 利用プログラムの内容	3
第11条 利用プログラムの企画立案	3
第12条 利用プログラムの開催・運営	4
第13条 その他（主催・共催）	4
第2節 持込による行催事	5
第14条 行為の許可申請の調整等.....	5
第15条 その他（持込による行催事）	7
第2章 公園ボランティア活動の支援・調整	8
第16条 業務の概要.....	8
第17条 ボランティア活動の内容.....	8
第18条 飛鳥里山クラブの活動に係る手続き	8
第19条 飛鳥里山クラブの登録の抹消	9
第20条 活動報告.....	9
第21条 新規ボランティア登録の手続き	9
第3章 広報	10
第22条 業務の概要.....	10
第23条 年間広報計画の作成.....	10
第24条 ポスター、パンフレット等作成.....	10
第25条 情報提供.....	10
第26条 広報に係る素材等	10
第27条 取材・視察等への対応	11

第28条 ホームページによる情報発信	11
第29条 SNSによる情報提供	12
第30条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存	12
第31条 その他	12
第32条 インターネット活用における個人情報の取扱い	13
第4編 利用サービス等	15
第1章 公園利用者への利用指導	15
第33条 業務の概要	15
第34条 公園利用者への利用指導	15
第2章 公園利用者へのサービス業務	16
第35条 業務の概要	16
第36条 救護	16
第37条 公園利用者等への利用案内	16
第38条 団体利用調整	17
第39条 拾得物、残置物の処理	17
第3章 園内巡視	18
第40条 業務の概要	18
第41条 巡視業務の実施	18
第42条 日常巡視	18
第43条 夜間巡視	19
第44条 巡視の記録・報告	19
第45条 その他	19
第46条 展示室等警備	20
第47条 機械監視	20
第48条 記録・報告	20
第5編 キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示	21
第49条 業務の概要	21
第50条 キトラ古墳壁画体験館 四神の館展示の管理・運営	21
第51条 連携調整	21
第6編 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の展示	22
第52条 業務の概要	22
第53条 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）展示の管理・運営	22
第54条 連携調整	22

第1編 総則

第1条 適用

本仕様書は「R8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」のうち、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務に適用する。

第2条 基本事項

1. 事業者は、業務責任者の責任の下、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を実施する。
2. 事業者は、公園内を常に良好な状態とし、他の業務と相互連携し、適切に進捗管理を行い、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務を実施する。
3. 平城宮跡区域は、文化庁、奈良県、奈良市及び独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所（以下「奈良文化財研究所」という。）の複数の主体が管理に関わっていることから、業務の履行にあたっては、これら管理者と密な連携を行う。
4. 近畿地方整備局が主催又は共催により行う行催事のうち、本公園の設置趣旨を踏まえ、本公園の行催事として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限り、委託費の支出を認める。
5. 取材、行催事、ボランティア活動、工事、納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者に対し適切な管理を行い、公園利用者の安全と快適な利用を確保するとともに、事故の未然防止や公園施設の保全を図るように努める。
6. 調査職員の許可を受けて独立採算により開催する行催事については自主事業として取り扱う（別紙9「収益施設等設置管理運営規定書」参照）。
7. 本公園の設置趣旨を踏まえ、公園の広報として相応しいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限り、委託費の支出を認める。
8. 本業務については、「公益事業」として、実施することもできる（実施要項1. 1. 5 参照）。

第2編 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

第3条 業務の概要

事業者は、本公園の運営維持管理全般について、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針の下で、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務、施設・設備維持管理業務、植物管理業務等、多岐にわたる業務について総合的な調整のもと相互連携を保ち、適切な進捗管理を行うとともに、近畿地方整備局の実施する整備・修繕工事における実施方針の検討等の助言・調整、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を行う。

第4条 本業務全体の企画立案

事業者は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の業務全般について、公園利用者に対するサービス向上を目指し、多岐にわたる各業務を円滑かつ効率的に実施するため、総合的な視点から運営維持管理全般の目標を定めるとともに、目標を達成するための計画立案を行い、適切な進捗管理のもと、本業務を遂行するものとする。

第5条 マネジメント

1. 事業者は、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」（別紙4「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」参照）を踏まえ、適宜、各業務における総合的な連携調整をはじめ、実施方法の決定、及び各業務の適切な進捗管理等、総合的な視点から国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の運営維持管理全般のマネジメントを行う。
2. 事業者は、近畿地方整備局が実施又は要請する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練、行催事、要人案内、公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
3. 事業者は、自らの創意工夫やノウハウを発揮し、運営維持管理業務と収益施設等設置管理運営業務との相乗効果による質の高いサービスの提供が行えるよう努める。
4. 事業者は、別紙10「利用者数の集計方法及び目標」に基づき、毎日、公園利用者数を計測し、調査職員に様式2「包括的な目標の月別報告」により月1回報告する。

第6条 その他

この仕様書によるもののほか、本業務全体のマネジメント及び企画立案業務の実施にあたり必要な事項は、調査職員と協議のうえ定めることとする。

第3編 企画広報

第1章 行催事

第1節 利用プログラム

第7条 目的

1. 本業務は、公園利用者に対するサービス水準の向上の一貫として、飛鳥区域及び平城宮跡区域を対象に、歴史的資源や里山、農空間、考古学的な知見等を活用した通年の利用プログラムについて、企画立案、開催・運営等の一連の作業を行うものとする。
2. 事業者は、事業者以外が本公園内で実施を希望する行催事等（以下、持込による行催事）について、都市公園法に定める諸手続きに沿って適切に対応する（別紙9「収益施設等設置管理運営規定書」に示す自主事業も同様とする）。

第8条 関係団体との連携

事業者は、明日香村や奈良県、奈良市、文化庁、奈良文化財研究所等の関係機関や地域と協力・連携したイベント等の充実を図るものとする。なお、行催事の実施に必要な費用は本公園に係る部分のみを負担する。

第9条 提出書類

事業者は、下記の書類、その他指示する図書を指定期日までに調査職員に提出するものとする。

1. 全体実施計画書—各年度の業務開始日までに速やかに提出すること。
2. 個別実施計画書—閉館時間に実施する利用プログラムや、500人以上の参加を想定する大規模な利用プログラムについて、速やかに提出すること。
3. 利用プログラム実施写真—原則として実施内容の確認ができるように作業中の状況を撮影し毎月とりまとめ、「管理月報」と合わせて翌月10日までに提出すること。

第10条 利用プログラムの内容

利用プログラムは、歴史・文化資源や里山の保全・活用、田園環境の体感等をテーマに、多くの公園利用者が参加・学習・体験・交流できる多種・多様な内容とする。また、飛鳥区域及び平城宮跡区域のそれぞれの歴史的資源に相応しい利用プログラムとするとともに、国内外からの来園誘致に資する内容とする。

第11条 利用プログラムの企画立案

利用プログラムを適切かつ円滑に実施するために、開催目的、手順、内容、工程、実施体制、開催効果等について企画立案する。その内容について、全体実施計画書に示し、調査職員と協議し、利用プログラムの開催について承諾を得るものとする。ただし、全体実施計画書から変更が生じたもの等については当該箇所を修正した全体実施計画書を、閉館時間に実施する利用プログラムや、500人以上の参加を想定する大規模な利用プ

プログラム等については別途個別実施計画書を調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。

第12条 利用プログラムの開催・運営

事業者は、企画立案した利用プログラムの目的に沿って、その効果が十分に発揮されるよう、入念な事前準備を行った上で、公園利用者のサービスや満足度の向上に寄与する利用プログラムの開催・運営を行う。また、利用プログラムの開催・運営にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意する。

1. 官公署への連絡、届出

利用プログラムの主催時には、必要に応じ、警察・消防等行政機関との調整のほか、許認可の必要な事項について手続きが欠落しないよう注意する。

2. 事故防止対策

別紙5「共通仕様書」第3章各条に掲げる園内の安全管理に留意するほか、参加者の誘導整理、救護、緊急連絡等、事故防止対策には特に注意する。また、大型の利用プログラムの主催時には、必要に応じて、物的措置及び専門の警備員の配置も含めた人的措置を講じ、安全確保に努めるものとする。なお、けが人、病人等が発生した場合は、適切に対処し、速やかに調査職員に報告する。

3. 災害発生時の対応

台風、豪雨、雷等の災害発生時又は予見されるときは、迅速に必要な人員を確保し、利用プログラムの開催の可否の判断を行うとともに、参加者を安全な場所に誘導する等、適切な措置・対応を行う。

4. 保険の付保及び事故の補償

参加者の不慮の事故に備え、必要な場合には損害保険に加入する。

第13条 その他（主催・共催）

1. 事業者は、利用プログラム開催の前に、公園施設や樹木等に損傷や支障を与えないように注意し、公園内施設等に対する損傷や支障を与えないように必要に応じて養生を行う。また終了後は、養生材や工具の撤去、床、壁、機器、開催場所周辺を清掃すること。

2. 国事務所は、利用プログラムの実施場所について公園利用者の安全誘導、公園の美観確保の観点から、他の公園利用者の活動を阻害する恐れのある場所での実施を原則として認めないため、事業者は全ての利用プログラムの計画段階より注意すること。

3. 事業者は、利用プログラム開催中は常に他の公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園の観察を行い、善良なる管理を行う。なお、異常を確認した場合並びにけが人や病人が発生した場合は、適切に対処し調査職員へ速やかに報告すること。

4. 事業者は、利用プログラムの実施に必要な仮設物の準備、撤去等に当たっては、安全管理に十分注意し施工すること。

5. 事業者は、利用プログラム開催中は公園利用者に対する案内及び緊急の対応等のサ

ービスに努めること。

6. 利用プログラムを開催する関係者については、アルバイト等を含め、当該利用プログラムの関係者であることが明らかになるように、スタッフ全員が名札を着用するものとする。また、利用プログラムの開催中は、服装、言動等に注意し、公園利用者に不快感・不安感を与えないよう留意するものとする。
7. 事業者は、学校等団体利用や持込みの利用プログラムの積極的な誘致を図るとともに、これらの利用が他の利用者の利用や安全に支障が生じないように留意し、十分に調整を図って対応する。また、周辺施設との一体的利用について考慮し、広報及び利用プログラムの実施の際には周辺施設の管理者と連絡、調整に努める。
8. 事業者が利用プログラム（主催・共催）を実施するにあたり、必要な原材料費等に相当する程度の参加費を参加者より徴収することは妨げない。ただし、実施にあたっては、調査職員に事前に承諾を得た上で、実施するものとし、その徴収額と経費については、本業務の会計とは別に帳簿等を取りまとめ、記録・保存し、調査職員の指示があれば報告する。

第2節 持込による行催事

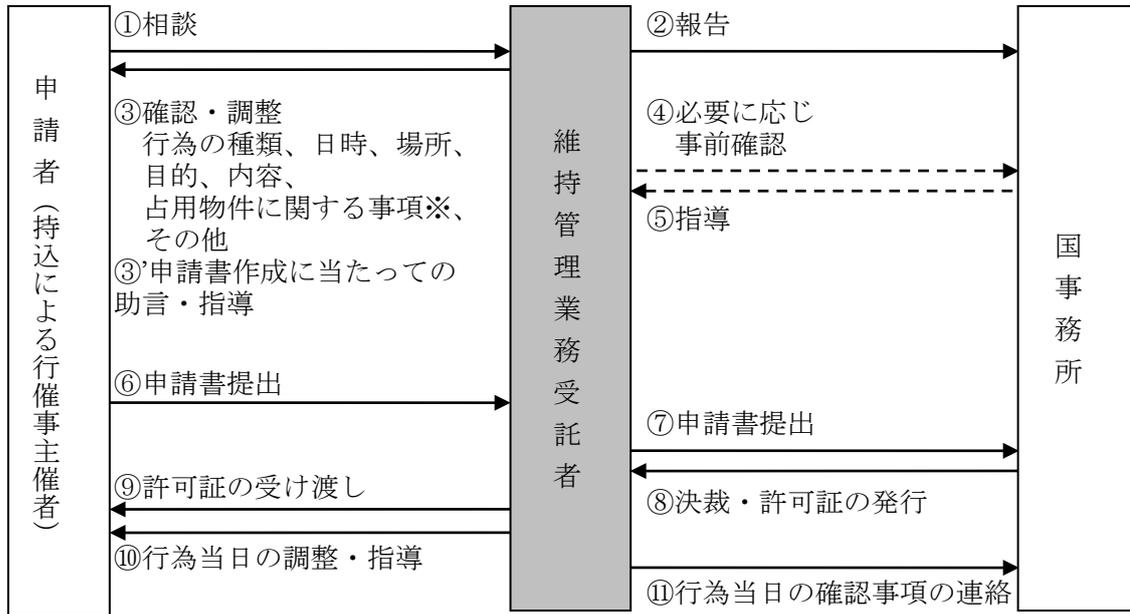
第14条 行為の許可申請の調整等

事業者は、第三者が本公園内で実施を希望する主催・共催以外の行催事等（競技会、集会、ロケーション、展示会、その他。以下、「持込による行催事」という。）の開催に際しては、都市公園法第12条に基づくフローに従い、別紙5「共通仕様書」第28条に示す調整・報告を行う等、適切な対応を行うこととする。

ただし、持込による行催事において、仮設工作物等の占用物件が発生する場合は、都市公園法第6条に基づく近畿地方整備局長の許可が必要であるため、事業者は、都市公園法第6条に基づくフローに従い、適切に対応することとする。

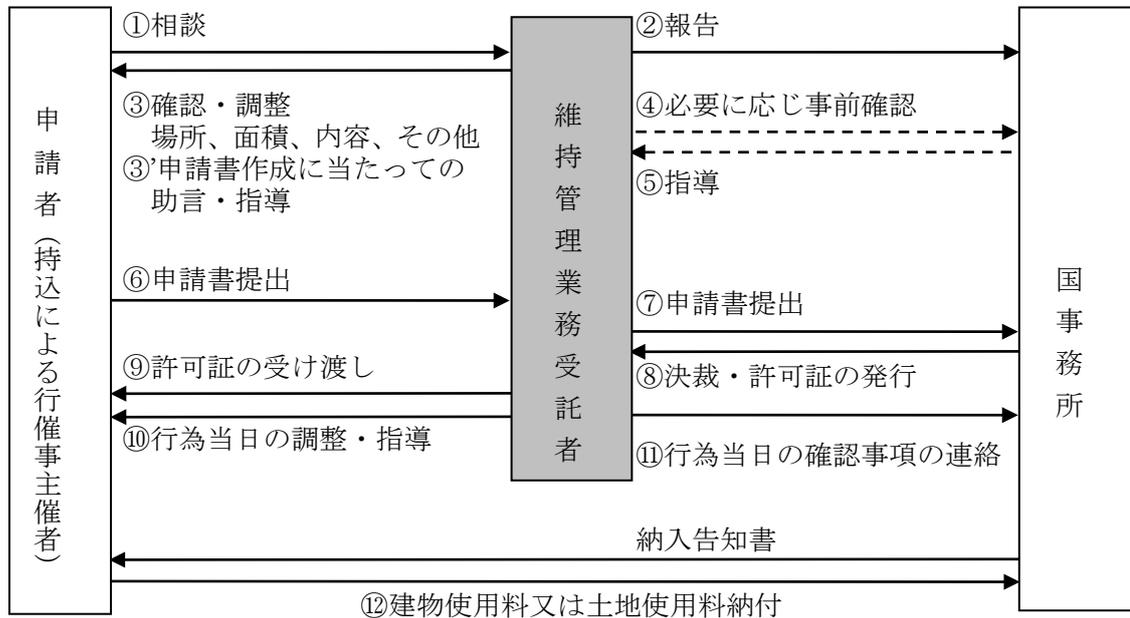
なお、その際に発生する建物使用料及び土地使用料の徴収については、国事務所で行う。

<都市公園法第12条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※占用物件が発生する場合は、別途都市公園法第6条に基づく許可申請と、建物使用料及び土地
使用料の徴収が発生する（建物使用料及び土地使用料徴収事務は国事務所による）。

<都市公園法第6条に基づく行為の許可に関する手続きフロー>



※原則として都市公園法第12条に基づく行為に関する許可を前提とする（例外あり）。

第15条 その他（持込による行催事）

1. 事業者は、学校等団体利用や持込みの行催事について、受付等の対応を行うとともに、積極的な誘致を図るものとする。また、これらの利用が他の利用者の利用や安全に支障が生じないように留意し、十分に調整を図って対応する。さらに、周辺施設との一体的利用について考慮し、持込みの行催事の実施の際には周辺施設の管理者と連絡、調整が十分図られるよう、主催者等へ指導を行う。

第2章 公園ボランティア活動の支援・調整

第16条 業務の概要

本業務は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における市民のボランティア活動を促進するため、事業者は既存活動の実態を把握し、ボランティアと連携を図り、ボランティアが円滑に活動できるよう次に掲げる側面的な支援を行うとともに、活動の調整を行う。

1. 養成講座の開催
2. ボランティアが参加するイベントの企画
3. 本公園が主催するイベント協力者への交通費の支給
4. ユニホーム等の支給
5. その他、ボランティア活動の実施に必要であると考えられる支援

第17条 ボランティア活動の内容

本公園の主な公園ボランティアの活動内容は以下の表のとおりである。詳細は、別紙19「市民参加による公園運営の取り組み」を参照のこと。

ボランティア名	活動区域（地区）	主な活動内容
飛鳥里山クラブ※ ¹	飛鳥区域	・飛鳥の里山をテーマにした学習 ・飛鳥の里山をテーマにしたサークル活動 ・里山づくり活動 等
特定非営利活動法人 平城宮跡サポートネットワーク※ ²	平城宮跡区域※ ³	・復原事業情報館における事業や復原建造物の解説、展示品の説明、体験展示の補助等 ・平城宮跡展示館（平城宮いざない館）における展示品の説明、体験展示の補助等

※1：飛鳥里山クラブは、国営飛鳥歴史公園が一般より公募し主催する、養成講座の受講生及び受講終了した者のうち、登録を行った者と事業者の職員をもって構成される組織である。

※2：特定非営利活動法人 平城宮跡サポートネットワークは、平城宮跡内で第一次大極殿、朱雀門、東院庭園、遺構展示館、平城宮跡資料館等の案内（ツアーガイド）及び解説を行うことを活動内容として、奈良文化財研究所が募集し研修等を行っている「奈良文化財研究所平城宮跡解説ボランティア」（以下「解説ボランティア」という。）から派生して、平成13年に設立された組織である。

なお、ボランティア活動が単なる個人の余暇活動とならないよう、公園ボランティアとしての意識啓発に取り組むとともに、公園ボランティアと明日香村や奈良市で活動している他の団体と必要に応じて調整や情報交換を行う等、活力ある活動となるよう支援する。

第18条 飛鳥里山クラブの活動に係る手続き

1. 事業者は、年一回、「飛鳥里山クラブ」の新規会員の募集を行うものとする。「飛

鳥里山クラブ」における登録の対象は、国営飛鳥歴史公園において、活動を希望する個人とする。なお、新規会員は、入会初年度に一年間の講座を受講するものとする。

2. 事業者は、「飛鳥里山クラブ」に新規登録された会員並びに脱退した会員について、速やかに調査職員に連絡することとする。
3. 事業者は、各年度の活動前に、「飛鳥里山クラブ」より活動計画等について申出を受け、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。また、年度途中で活動計画等の変更がある場合についても、調査職員に提出の上、承諾を得るものとする。
4. 「飛鳥里山クラブ」の登録の手続き（変更、抹消含む）の方法については、調査職員と協議の上、変更することができる。

第19条 飛鳥里山クラブの登録の抹消

事業者は、次の各号に該当する事実が発生した場合は、「飛鳥里山クラブ」の会員登録を抹消することができる。

1. 会員より登録取消しの申出があったとき
2. 会員の所在が不明となり、連絡不能となったとき
3. 会員がボランティアとして不適格であると認められるとき

第20条 活動報告

事業者は、公園ボランティアの各年度における活動の報告をとりまとめ、調査職員へ報告する。

第21条 新規ボランティア登録の手続き

1. 事業者は、新たに公園での活動を希望する団体等があった場合は、ボランティア規約案及び活動希望内容等必要事項について申出を受け、調査職員に承諾を得るものとする。なお、ボランティア規約案は、別添17「飛鳥・平城宮跡歴史公園ボランティア規約（例）」を参考に作成する。
2. 前条の活動に係る規約を改定する場合は、事業者は規約の改定案について申出を受け、調査職員と協議し、承諾を得るものとする。

第3章 広報

第22条 業務の概要

事業者は、本公園の認知度向上、公園の利用促進や適正な公園利用の周知、国内外からの広域的な集客を図るために、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園が有する歴史資源や自然資源等に関する情報や、それらを活用したイベント等に関する情報、関係団体等と連携した地域の観光周遊ネットワークに関する情報等について、過去の取組みを参考として、ホームページにおける情報発信や、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等）への情報提供、各種広報印刷の作成配布（ポスター、パンフレット等）により、効果的な広報を実施する。

広報の実施に当たっては、公園利用者の目線に立ち、魅力的でわかりやすい内容とするよう努める。

なお、平城宮跡区域は、文化庁、奈良県、奈良市及び奈良文化財研究所の複数の主体が管理に関わっていることから、業務の履行にあたっては、これら管理者と密な連携を行う。

第23条 年間広報計画の作成

事業者は、広報の展開に関する年間広報計画を調査職員と密接に連絡調整した上で策定、提出し、承諾を得る。

第24条 ポスター、パンフレット等作成

事業者は、年間広報計画に基づき、ポスター、チラシ、パンフレット、園内マップ等を作成し、配布や掲示等を行う。新聞や雑誌等の主要マスメディアに掲載する場合は、原稿作成時に調査職員に提出し、承諾を得る。

第25条 情報提供

1. 事業者は、本公園の自然や施設等の資源や行催事等について、デジタルツールによる広報活動や、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等の各種媒体や記者クラブへの情報提供を積極的に行う。
2. 事業者は、観光協会等を活用して、本公園に関する情報提供に努める。

第26条 広報に係る素材等

1. 事業者は、広報媒体を作成する際、本公園のロゴ（名称）、キャラクター及びホームページ等アドレスを使用することができる。
2. 本業務の成果及び本業務の実施の過程において、派生的に生じた著作権、特許権及び実用新案権の無体財産権については、近畿地方整備局が承継する。
3. 事業者は、近畿地方整備局から提供を受けたパンフレット等の電子媒体について修正等を行った場合は、調査職員に提出し、承諾を得る。また、契約の終了後又は解除後、速やかに修正した電子媒体を調査職員に提出する。

第27条 取材・視察等への対応

1. 事業者は、テレビ局・新聞社等からの取材等及び行政機関等からの視察について、対応・協力を行うものとし、その内容を調査職員に報告する。
なお、行政機関等からの視察の場合や事故発生時等の広報対応は、必ず事前に調査職員と事前協議を行い、指示を受ける。
2. 映画、テレビ及びその他の映像関係によるロケーションを含む公園内の行為については、事業者は事前に行為を申請する者と都市公園法第12条に基づく許可申請について必要な調整を行い、申請書を受け付け、調査職員に提出・許可書の受け渡しなどの業務を行う。
3. 取材及びロケーションを含む行為を許可する場合は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における禁止行為を伝え、節度ある取材等の行為を依頼すること。なお、別添1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領」等に規定された禁止行為または許可条件に違反する行為が見られた場合は、ただちに注意し、すみやかに調査職員へ報告する。

第28条 ホームページによる情報発信

1. ホームページによる情報発信は、公園の公的名称を使用し、事業者が所有・管理するサーバー又はレンタルサーバーに格納して公開する（別紙25「ホームページ運用費」参照）。
2. ホームページのアドレスは調査職員が指定する政府ドメインのものとし、事業者はドメインの管理に必要な費用をドメイン管理会社に支払う。ただし、収益施設等設置管理運営業務に係る情報を発信するページについては、この限りではない。また、調査職員が指定するアドレスへホームページを切替える際、従前のホームページのドメイン名は、別添12「ドメイン名の使用に関する規程」を参照し、なりすまし防止のため十分な期間従前ドメインを保持し、新しいホームページへの自動転送を設けるなど必要な対策を講じること。
3. 事業者は、ネットワークのシステム管理者（以下「管理者」という。）を置くこととし、管理者は、本公園ホームページ上で発信する情報について、別紙5「共通仕様書」第7章に定める「個人情報の取扱いについて」及び本仕様書第32条に定める「インターネット活用における個人情報の取扱い」に基づいた適正な内容であることを事前に確認する。
4. 事業者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽等）における著作権等の知的所有権に配慮する。
5. 事業者は、他人の著作物を本公園ホームページ等に掲載する場合には、事前に著作権者の許諾を得る。
6. 契約期間中の各種公園情報について、ホームページの作成・公開の際は、事業者は日本工業規格「JISX8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部：ウェブコンテンツ」（2004年6月20日制定、2016年3月22日改正）に基づくものとする。また、誰でも利用しやすくするよう、適宜改善する。

7. 事業者は、収益施設、行催事並びに自主事業等で作成したホームページは本公園ホームページよりアクセスできるようリンクを張る。ただし、それによりがたい場合は、別途調査職員と協議による。
8. セキュリティレベルを確保するため、ホームページの作成・更新等に用いるパソコンや、データを保存するサーバー等のセキュリティ対策について、業務開始前に調査職員と協議するとともに、年度末に実施状況を報告する。
9. ホームページは、スマートフォン等の小画面にも対応可能なものとする。

第29条 SNSによる情報提供

事業者は、イベント情報等、各種公園情報について、SNSに対応した情報提供を適宜実施する。

第30条 掲載情報の更新・修正・訂正・記録保存

1. 事業者は、本公園ホームページについて、施設情報や行催事等、随時更新される公園情報についてホームページデータを作成し、サーバーデータの更新を行い、常に新しい情報を掲載することに努める。特にSNSについては、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園への外国人観光客を含む来園者の増加に資する情報を積極的に提供することとする。
2. 事業者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、事業者又は近畿地方整備局が必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。
3. 事業者は、本公園ホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、調査職員に報告するとともに、他のホームページ作成者に対し訂正等必要な措置を求める。
4. 事業者は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園のホームページの作成・更新等を行った場合は、そのデータを記録・保存する。また、業務完了時又は契約解除時に調査職員が指示する者にドメインの譲渡を行うとともに、ホームページに係る全てのデータを提出する。ただし、引き続き契約され、当該業務を継続する場合はこの限りではない。データ形式はHTML ファイル及びその付属ファイルを基本とするが、詳細は調査職員と協議する。

第31条 その他

1. 事業者やその関係者が私的に作成・開設するホームページ（ブログ、プロフィールサイト、SNS等を含む）は、本公園ホームページであるとの誤解を与えないよう配慮するとともに、職務上知り得た情報を掲載しないこと。
2. 本仕様書によるもののほか、本公園ホームページ等の運用に関し必要な事項又は疑義が生じた事項は、事業者が調査職員と協議の上定める。
3. ホームページにおける個人情報の取扱い基準については次条「インターネット活用における個人情報の取扱い」に定める。
4. 本公園のホームページ運用にあたっては、アプリケーションの更新や安定稼働を行

うための監視等を行うことによりセキュリティ水準を確保し、適切な状態を維持すること。

5. 本公園ホームページに掲載する全ての内容は、著作権法に基づき適切に取り扱うこととする。

第32条 インターネット活用における個人情報の取扱い

1. 基本的な考え方

ネットワークの利用に当たっては、明日香村個人情報保護条例（平成15年条例第4号）及び奈良市個人情報保護条例（平成21年条例第51号）に基づき、公園利用者の個人情報の保護に努め、ネットワーク上においては、本人（中学生以下は本人及び保護者）の許諾を得た場合を除き、個人情報を発信しないものとする。

2. インターネットの利用の用途

インターネットでの個人情報の利用に際しては、以下に掲げるような用途で利用する。この他に新たな用途が発生した場合は、調査職員と協議する。

- (1) 問合せ・意見等に対する質問・回答
- (2) 本公園に関する情報・サービス等の案内
- (3) アンケート調査の実施
- (4) 各種応募・申請の受付
- (5) 投稿写真等の紹介
- (6) サイト利用履歴の分析

3. 発信できる個人情報の範囲及び取扱い

(1) 発信の条件

発信できる個人情報は、本公園活動に必要と認められる場合に限ることとし、本人（中学生以下は本人及び保護者）の許諾を得るとともに、発信された個人情報により本人が不利益を被ることがないように配慮することとする。

(2) 上記の条件を満たした場合において発信できる個人情報は、次の通りとする。

- ・名前（作品等に付す場合等）
- ・肖像（個人が特定されない集合写真・公園利用風景の場合等）
- ・作品（公園内での活動において作成された製作物、絵画、写真等）
- ・居住地、趣味、特技、意見、考え方等

(3) いかなる場合においても発信できない個人情報は、次の通りである。

- ・国籍、思想、信条及びこれらに準ずるもの
- ・住所、電話番号、生年月日

4. 利用者の責務

(1) 目的外利用の禁止

利用者は、ネットワークを通じて入手した情報については、個人情報保護の観点から適正な利用に努めるとともに、目的外の利用及び提供は行わないこととする。

(目的外利用の具体例)

- ・非合法的な情報や公序良俗に反する情報等、本公園運営において望ましくない

情報の送受信。

- ・インターネットを通しての商用その他営利活動。
- ・個人、団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信。
- ・外部接続した小型電算機等の機能、公共ネットワークあるいは通信に支障を与える行為。

(2) 個人情報関係法令の遵守

利用者は、ネットワークを利用する際には、著作権法（昭和45年法律第48号）及び明日香村個人情報保護条例、奈良市個人情報保護条例等の関係法令を遵守することとする。

(個人情報関係法令の遵守すべき具体例)

- ・発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮する。
- ・インターネットを通して得られた情報における知的所有権を侵害しない。

第4編 利用サービス等

第1章 公園利用者への利用指導

第33条 業務の概要

事業者は、健全な公園利用の増進を図るとともに、安全快適な利用のため、利用上の注意などの公園利用者への利用指導に関する業務全般を行う。

第34条 公園利用者への利用指導

1. 事業者は、公園利用者への利用指導のために必要な人員数を各所に適宜配置する。
2. 事業者は、別添1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領」を参照し、公園利用規則から逸脱している者、他の公園利用者に著しく迷惑をかける者等については、指導を行う。なお、指導に従わない者に対しては、総括責任者（総括責任者が不在の場合は、それに準ずる者）が退園を命じることができる。
3. 事業者は、外国人等の公園設備の使用に不慣れな公園利用者に対し、トイレ利用方法等を適切に指導する。
4. 事業者は、喫煙者に対して、園内に設置している喫煙コーナーにおいて喫煙をするよう誘導する。
5. 事業者は、希少な野生生物について、巡視等を通じその生息状況等を把握するとともに、利用指導（立ち入り禁止エリアの設定等）も含めた生息環境の保全に努める。
6. 事業者は、園内及び公園周辺に危険野生動物の出没が見受けられる場合は、利用制限を設けるなど、適切かつ迅速に対応する。また、園内にその旨を記載した看板を掲出する等、公園利用者への情報提供に努める。
7. ウイルス等による感染症のまん延等が生じた場合は、関係機関の指示に従い、調査職員と協議の上、公園利用者に対し、適切な利用案内を行う。

第2章 公園利用者へのサービス業務

第35条 業務の概要

1. 事業者は、本業務が公園利用者に直接接する業務であることを自覚し、公園利用者が安心して快適・安全に楽しめるよう心掛け、不快と感じさせるような行動、言動、身なりをしてはならない。
2. 事業者は、業務遂行に当たっては、常に人権尊重の視点に立ち、公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにする。
3. 事業者は、公園利用者から寄せられた意見等について、本業務の実施上有効であると判断される事項については適切な措置を講じる。
4. 「個人情報保護に関する法律」の趣旨を踏まえ、公園利用者等から入手した個人情報についてその適正な取扱いがなされるよう、万全の措置を講ずること。
5. 飛鳥区域においては、文化庁や明日香村の管理する高松塚古墳、石舞台古墳、キトラ古墳、中尾山古墳等を含む飛鳥周遊に関する問い合わせ等においても必要に応じて対応を行う。
6. 平城宮跡区域においては、文化庁や奈良県、奈良市、奈良文化財研究所等の管理する区域を含む平城宮跡全体に関する問い合わせ等においても必要に応じて対応を行う。

第36条 救護

1. 事業者は、公園利用者の急病や負傷には応急処置をとり、怪我等の状態によっては救急車両による搬送手配を行うこと。また、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録し、調査職員に経過を報告する。なお、原則として、救護は看護師又は救命講習受講者が行うが、緊急を要する場合は臨機応変に対応する。
2. 重大事故については、速やかに調査職員に電話及びメール等により連絡し、その指示に従う。

第37条 公園利用者等への利用案内

1. 事業者は、園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、飛鳥区域においては、キトラ古墳壁画体験館（四神の館）、平城宮跡区域においては平城宮跡展示館（平城宮いざない館）、復原事業情報館を基本として、園内各所において公園利用者への利用案内・イベント案内・問い合わせに対応する。また、電話及びメール等での問い合わせに対しても同様に対応し、必要に応じて各部署に確認又は引き継ぐ。また受付については、公園利用者に受付であることが容易に理解されるよう必要な表示や案内を行う。
2. 事業者は、公園利用者等の苦情及び要望事項については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに、調査職員に報告する。
3. 事業者は、園内での迷子、呼び出し、イベント告知等の園内放送を適宜行う。
4. 事業者は、キトラ古墳壁画体験館（四神の館）、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）、復原事業情報館にて園内案内マップを希望する公園利用者等に配布する。
5. 事業者は、園内掲示板、掲示物を適切に管理する。

6. 事業者は、障がい者及び高齢者等の補助を行う。
7. 事業者は、公園利用者の利便性向上のために車椅子、ベビーカー、杖、傘の貸出及び無料Wi-Fiにアクセス可能な環境の提供を行う。

第38条 団体利用調整

1. 事業者は、団体での公園利用者の誘導や調整、バス等車両の駐車場所への誘導を行う。
2. 事業者は、団体での広場使用について、一般利用を阻害しないよう、団体責任者と適宜調整を行う。
3. 事業者は、雨天時には、団体利用の適切な誘導や集合、休憩場所の確保、利用内容やスケジュールの変更への助言等支援を行う。

第39条 拾得物、残置物の処理

1. 公園内で遺失物を発見した場合は、事業者は遺失物法に従い適正に処理する。
2. 事業者が契約した者及び従業員等が、公園内において他人の紛失した物件を拾得した時は、速やかに事業者に届けるように指導する。
3. 事業者が契約した者及び従業員等は、遺失物法に規定する報労金は受け取る権利及び一切の権利を放棄する。
4. 拾得物に当たらない残置物を発見した場合には、事業者はその処分方法等について調査職員と協議する。

第3章 園内巡視

第40条 業務の概要

事業者は、公園利用者の安全利用の確保、公園利用者への利用者サービス及び公園施設の点検確認を行うため、定期的に園内巡視（以下「巡視」という。）を実施する。また、災害事故等不慮の事態に備え、緊急の処置を取る。

第41条 巡視業務の実施

1. 適正な巡視業務を実施するため、事業者は巡視計画書を調査職員に事前に提出し承諾を受けなければならない。
2. 巡視業務には、日常巡視、夜間巡視、展示室等警備、機械監視があり、事業者はそれぞれを適切に実施する。
3. 事業者は、事業者は、適正な巡視業務を実施するため、巡視員は以下の要領にて日常巡視業務を行う。また、巡視に先立ち、関係書類等により巡回に必要な事項を把握しておくものとする。
 - 1) 巡視すべきポイントは別添10「巡回ポイント」の通りとし、巡視計画書に従って毎日巡視する。なお、天候、利用状況、園内での作業や工事、野生動物の出没状況等に応じ、柔軟に園内を巡視する。
 - 2) 巡視員は、公園利用者に対して不快感・不安感等を与えないよう常に親切丁寧に接する。
 - 3) 巡視員は、小規模な修理用具並びに救急箱を携帯し、必要に応じて処置する。
 - 4) 巡視員は、都市公園法第11条及び都市公園法施行令第18条に定める禁止行為を発見した場合、都市公園法第12条及び都市公園法施行令第19条に定める行為を許可を得ずに行っていることを発見した場合には適切な指導をする（別添1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領」参照）。
 - 5) 平城宮跡区域で業務を行う巡視員は、第一次大極殿院大極門及び東楼周辺における防火管理のため、木造建築物における防火管理や防火設備の取扱いを理解し、初期消火に対応できるようにする。
 - 6) 巡視員は、事件、事故又は災害等が発生した場合や巡視時に異常が認められた場合は、直ちに適切な処置と報告（様式5「事故情報記録」参照）を行うとともに、警察、消防等の関係機関並びに調査職員の別途指定する者に通報する。

第42条 日常巡視

日常巡視は、次の事項について実施する。

1. 便所、駐車場等の公園施設の解錠又は施錠
2. 園内における公園利用者（車両等含む）への案内・誘導・整理及び利用指導
3. 公園利用者の危険箇所への立入り及び危険な行為に対する制止及び安全指導
4. 迷子、負傷者、病人等の発見又は届出を受けた際の、緊急連絡体制に基づく速やか且つ適切な処置と報告
5. 園内不審物の有無の確認

6. 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
7. 植物、施設及び清掃状況等の点検及び異常発見時の報告
 - 1) 樹木、芝生、草花等の生育状況及び流水等の修景施設の異常の有無
 - 2) 園路と路側及びこれらの側溝、広場、法面、排水柵、橋梁、階段、エレベーター、建物その他構造物等の異常の有無
 - 3) 門扉、案内標識、ベンチ等休憩施設、便所、くずかご、灰皿、水のみ場等の異常の有無
 - 4) 電気、放送、給排水設備等の異常の有無
 - 5) 清掃の状況
 - 6) 落石・災害・事故等不測の事態発生の有無
 - 7) 蛇、蜂等公園利用者に危険性、不快感を与える生物の駆除
8. 迷子や近隣の行方不明者等に関する警察からの協力要請があった場合、その要請に対応した園内巡視と報告及び、関係者への連絡
9. 繁忙期においては、前項までの事項に加え、混雑状況に応じた駐車場の巡回、交通整理、公園利用者への案内・誘導・整理及び利用指導を行う
10. その他調査職員の指示する内容

第43条 夜間巡視

夜間巡視は、野外に機材を設置する行催事（約10日間）を実施する期間中、夜間（17：30～翌日9：00）において、日常巡視の事項を実施する。

第44条 巡視の記録・報告

巡視員は巡視の結果を毎日巡視日誌に記録し、調査職員から提出依頼があった場合は提出する。なお書類については、公園管理台帳システムによる提出で替えることができる。また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受ける。

第45条 その他

平城宮跡区域において、日常巡視に併せて、中央区朝堂院広場において、以下の通り地下水位の測定を行う。測定結果は調査職員へ速やかに報告する。（報告様式については、調査職員より別途指示する。）

場所	箇所数	方法	頻度	備考
平城宮跡区域 中央区朝堂院	2箇所	観測孔で、コンベックスにより測定	毎月1日（ただし、1月は2日に行う。） 15時30分に測定	別添23 参照

第46条 展示室等警備

事業者は、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）、復原事業情報館及び第一次大極殿院大極門及び東楼周辺において、火災、盗難、不正・不法・迷惑行為、不審物の持込み、その他災害の予防、防止及び早期発見を行い、人身の安全と財産の保護を図るため、次の各号に掲げる事項を行う。

1. 警備担当時間にて、次の事項について、立哨及び動哨を行い、必要に応じて、警察、消防等の関係機関並びに調査職員の別途指定する者に通報するとともに必要な措置を講ずる。なお、警備担当時間は9：00～17：00とするが、第一次大極殿院大極門及び東楼周辺については常時警備を行う。
 - (1) 入館者への案内・誘導・整理及び利用指導（入館不適者の排除含む）
 - (2) 展示品及び施設の周囲の不審物・不審者の発見と対応
 - (3) 迷子、負傷者、病人等の発見と対応
 - (4) 拾得物を発見した場合の速やかな報告及び拾得物預かり書の作成
 - (5) 各設備機器の稼働状態、異常の有無
 - (6) 消火器、消火栓その他の消火器具並びに防火装置及び避難設備の異常の有無
 - (7) 事件、事故、火災、その他非常事態への対応
 - (8) 閉館時間以降の滞在者把握及び廊下や各室の窓・扉等の施錠の完否
2. 常時連絡体制を保持し緊急事態の発生に備える。
3. 第一次大極殿院大極門及び東楼周辺並びに院管理施設においては、木造建築物における防火管理や防火設備の取扱いを理解し、初期消火に対応できる管理員を配置する。
4. 第一次大極殿院大極門及び東楼周辺に配置する管理員は、第一次大極殿院大極門及び東楼開館中は2名以上とする。また、院管理施設に配置する管理員は、常時1名以上とする。
5. 休憩時を除き、平城宮跡展示館には警備員1名を配置する。
6. 警備員は、利用者から見て警備員と分かる制服を着用し、警備上必要と認められる装備を身につけること。
7. 事業者は本仕様書に明示なき事項であっても、業務遂行に必要と判断した事項について、事業者の責任において実施すること。

第47条 機械監視

事業者は、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の管理室及び院管理施設において、次の各号に掲げる事項について機械監視を行う。

1. 監視盤等の監視と操作
2. 火災、地震等災害発生時の非常放送

第48条 記録・報告

事業者は、警備の結果を毎日、警備日誌に記録し、調査職員から提出依頼があった場合は提出する。また、重大な事件・事故または災害等が発生した場合には、遅滞なく調査職員に報告し指示を受ける。

第5編 キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示

第49条 業務の概要

事業者は、飛鳥の歴史（古代～現代）や文化、風土について学ぶことができる体験的歴史学習を公園利用者に提供するため、キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画体験館 四神の館において、五感を使って楽しみながら学習できる展示の企画・管理運営を行う。

キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示については、多くの公園利用者がキトラ古墳及び檜隈寺跡の保全・活用をテーマとした歴史学習を体験できる内容とし、文化庁が管理するキトラ古墳壁画等の公開時期に合わせる等、調査職員が業務計画書（各年度）提出において精査が必要であると判断した内容については、現地等の業務対象条件を十分に把握・検討した上で調査職員と事前協議を行う。

第50条 キトラ古墳壁画体験館 四神の館展示の管理・運営

1. キトラ古墳壁画体験館 四神の館の利用者に対する受付を行う。
2. キトラ古墳壁画体験館 四神の館の展示室内の混雑を緩和するためにキトラ古墳壁画体験館 四神の館の利用者を安全に誘導する。
3. 壁画公開時は、キトラ古墳壁画体験館 四神の館の利用者を安全に階上の壁画施設へ誘導する。
4. 1階からエレベーターで入館する車いす利用者を、文化庁が管理する壁画保存管理施設と連携の上、安全に誘導する。
5. 文化庁や奈良文化財研究所、明日香村等の関連機関と連携した企画展等を適宜実施し、キトラ古墳壁画体験館 四神の館の利用者の歴史学習を深める。
6. キトラ古墳壁画体験館 四神の館の運営維持管理に必要な、経理、文書・備品管理その他庶務全般を行う。
7. キトラ古墳壁画体験館 四神の館展示の運営、日常点検、定期点検、精密点検、臨時点検を行う。
8. 企画展示は、実施時期を調査職員と協議の上、年間30日以上行う。なお、本業務については、「公益事業」として実施することもできる。

第51条 連携調整

事業者は、キトラ古墳壁画体験館 四神の館の管理・運営にあたり、壁画保存管理施設を管理する文化庁等と日常的な連携調整を行う。

第6編 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の展示

第52条 業務の概要

事業者は、平城宮跡に対する理解を深める学習を公園利用者に提供するため、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）において、展示の企画・管理運営を行う。

平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の展示については、多くの公園利用者が、往時の歴史・文化に触れ、親しみ、その内容を知ることができるような内容とし、公園の復原建造物及び文化庁や奈良文化財研究所等が管理する施設との調整も含め、調査職員が業務計画書（各年度）提出において精査が必要であると判断した内容については、現地等の業務対象条件を十分に把握・検討した上で調査職員と事前協議を行う。

第53条 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）展示の管理・運営

1. 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の運営維持管理に必要な、経理、文書・備品管理その他庶務全般を行う。
2. 展示館内映像の運営、日常点検、定期点検、精密点検、臨時点検を行う。
3. 展示品（特に平城宮跡の出土品等、管理・運営に専門的な知見を有するもの）に係る管理・運営については、奈良文化財研究所より技術的助言等の支援を得るものとする。
4. 企画展示については、文化庁や奈良文化財研究所、奈良県、明日香村等の関係機関と必要に応じて連携して、平城宮跡や奈良の有する歴史や文化、自然環境等の更なる魅力が公園利用者へ分かりやすく伝わるよう展示内容を工夫し、年間を通じて展示を行うものとする。なお、企画展示の実施に当たっては、調査職員と協議するものとする。なお、本業務については、「公益事業」として、実施することもできる。

第54条 連携調整

事業者は、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の管理・運営にあたり、奈良文化財研究所等と日常的な連携調整を行う。

R 8 - 1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
運営維持管理業務
個別仕様書
(施設・設備維持管理)
(案)

令和 8 年 3 月

国土交通省近畿地方整備局

目次

第1編 総則	1
第1条 適用	1
第2条 事業者の責務	1
第3条 基本事項	1
第4条 事前協議等	1
第5条 安全管理等	1
第6条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等	2
第7条 費用の負担区分	2
第8条 作成書類	2
第2編 維持修繕・保守点検	3
第1章 建物	3
第9条 業務の概要	3
第10条 管理事務所修繕	3
第11条 休憩所等修繕	3
第12条 便所修繕	3
第13条 展示施設の維持修繕	3
第14条 復原建物等の維持修繕等	4
第15条 その他建物維持修繕	4
第16条 その他	4
第2章 建物設備	5
第17条 業務の概要	5
第18条 空調設備維持修繕	5
第19条 自動ドア保守点検	5
第20条 消火器点検	6
第3章 園路広場等	7
第21条 業務の概要	7
第22条 木道・階段維持修繕	7
第23条 園路・広場舗装維持修繕	7
第24条 木製工作物維持修繕	7
第25条 手摺・柵等維持修繕	7
第26条 サイン・ファニチャー維持修繕	7
第4章 電気設備	8
第27条 業務の概要	8
第28条 電気設備維持修繕	8
第5章 給水設備	9
第29条 業務の概要	9

第30条 給水施設維持修繕	9
第31条 貯水槽清掃作業	9
第6章 汚水・排水施設	10
第32条 業務の概要	10
第33条 汚水・排水施設維持修繕	10
第7章 その他設備	11
第34条 業務の概要	11
第35条 放送設備保守点検等	11
第36条 その他設備保守点検等	11
第3編 清掃	12
第1章 総則	12
第37条 業務の概要	12
第2章 屋外清掃等	13
第38条 屋外清掃	13
第39条 ゴミ運搬工及びゴミ処理	13
第40条 池及び調整池清掃	14
第41条 その他	14
第3章 公園内建物清掃	15
第42条 キトラ古墳壁画体験館等清掃	15
第43条 休憩所等清掃	15
第44条 便所清掃	15
第45条 その他	15

第1編 総則

第1条 適用

本仕様書は「R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」のうち、施設・設備維持管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、施設・設備維持管理にあたって、本公園における施設・設備維持管理業務の特性を踏まえ、「R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」（別紙5参照）、本公園の設計図書並びに現地の気象条件等環境条件を十分に把握の上、管理効果が上がるよう配慮し、本仕様書に記載された業務内容を遂行すべく、業務にあたる。

第3条 基本事項

1. 事業者は、本仕様書によるほか、関係法令を遵守し、公園内の施設・設備を常に良好な状態とし、公園利用者への快適・安全なサービスの提供に努めなければならない。
2. 事業者は、常に公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、事業者の責任において常に公園内の点検と観察を行い、予防保全を含めた施設・設備維持管理業務を行う。
3. 事業者は、業務責任者の責任のもと、施設・設備維持管理業務を実施しなければならない。
4. 事業者は、施設・設備維持管理業務の遂行にあたり、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い実施する。
5. 事業者は、管理する施設、設備並びに備品等について、日々稼働状況を把握し、異常が発生したとき又は異常を発見したときは直ちに調査職員に報告する。
6. 事業者は、維持・修繕作業の前に周囲の床、壁、機器等に損傷を与えないように養生を行う。
7. 事業者は、施設・設備維持管理業務に適した服装にて作業を実施する。
8. 事業者は、維持・修繕作業及び点検作業の実施にあたり入園者の利用を妨げないように配慮し、事業者が実施時間等を決定する。

第4条 事前協議等

事業者は、共通仕様書（別紙5）、本公園の設計図書並びに現地の気象条件等環境条件を十分に照査し、明示無きもの又は疑義の生じた場合は、近畿地方整備局の指定する調査職員と事前に協議する。

第5条 安全管理等

1. 事業者は、作業中は園内の施設工作物、設備並びに樹木等を破損しないように注意する。
2. 作業にあたり、作業区域をセーフティーコーン、コーンバーなどで明示するなど安全管理を徹底し、公園利用者の安全を十分確保する。

3. 事業者は、作業終了後は、事業者は養生材や工具類を撤去し、周囲の清掃を行う。
4. 事業者は、各施設・設備の故障を発見し、それを放置することが直ちに公園利用や公園利用者の安全に影響を与えると判断した場合は、速やかに調査職員に連絡の上、利用不可とする。

第6条 事業者の過失による管理を許可した施設等の事故、破損等

施設・設備維持管理業務に関して、事業者の過失による事故、破損等が生じた場合には、事業者の責任において処理する。なお、事故・器物の破損等が発生した場合には、事業者は、速やかに調査職員に連絡・報告し、指示を受ける。

第7条 費用の負担区分

本事業における、次の各号に該当する事項に必要な消耗品は、委託費に含まれるが、別紙5「共通仕様書」第6条（※1）に示す年間修繕費用には含まれない。

- 1) 点検・保守（注油に必要な油脂類等）
- 2) 清掃（必要なウエス・洗剤等）

第8条 作成書類

事業者は、調査職員が指示する主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等及び清掃については、別紙5「共通仕様書」第16条及び第17条で示す書類のほか、調査職員が指示する主要な建築物等の修繕・点検等及び清掃について、次の表に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は、提出する。ただし、200万円以下の軽微な修繕は、作業計画書、作業打合簿、作業記録写真の作成を不要とする。

なお、書類については、公園管理台帳システムによる提出で代えることができる。

表 作成書類（主要な建築物、建物設備、工作物、設備の修繕等）

書類名	作成期限
作業計画書（工程表含む）	各作業着手前迄に作成
作業打合簿（作業日報等）	打合せ又は作業毎に終了後、速やかに
点検結果報告及び施工図書	点検・施工後、速やかに作成
作業記録写真 （原則として各工程について、施工前・中・後と作業順序に従い、内容の把握ができるよう焼付け整理して提出する。また指示事項についてはその都度撮影する。）	施工後、速やかに作成
その他調査職員が指示する書類	適宜

表 作成書類（清掃）

書類名	作成期限
作業計画書（工程表含む）	作業着手前迄に作成
作業月報	翌月の5日迄に作成
作業日報	作業実施後、速やかに作成
その他調査職員が指示する書類	適宜

第2編 維持修繕・保守点検

第1章 建物

第9条 業務の概要

事業者は、公園利用者が安全快適に公園を利用できるように、公園内の施設について適切な修繕と保守点検を実施し、良好な状態を維持する。

第10条 管理事務所修繕

事業者は、仮センター棟について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行う。特に外観については、美観の維持に努め、塗装面等の防腐、防錆等の点検を行う。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。

第11条 休憩所等修繕

事業者は、公園内の休憩所等（別添3「施設配置図」参照）について、公園利用者が利用する施設であることに留意し、適宜目視、触診、打診等による巡回点検を実施し、破損箇所については小規模な修繕又は補充を適切に行う。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。

第12条 便所修繕

事業者は、公園内の便所（別添3「施設配置図」参照）について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行う。また、冬季の凍結不良に注意し、配管・衛生器具の機能維持に努める。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。

第13条 展示施設の維持修繕

事業者は、キトラ古墳壁画体験館 四神の館、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）及び復原事業情報館の展示施設等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行うとともに、次の各号に掲げる修繕及び点検を行うこと。なお、法定点検、大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので、詳細は調査職員と協議する。

- (1) 展示装置等が正常な状況にあるか、状態を確認し、必要に応じて交換部品の交換、補充品の補充を行い、展示装置等の各部位を常に最良な状態に保つ。
- (2) 漏電、損傷、腐食、油の漏れ、その他の欠陥がなく完全に作動するよう正常な状態を保つ。
- (3) 劣化等による危険・傷害の未然防止に努め、展示装置等が有する性能を保つ。
- (4) 故障によるサービスの中断に係る対応を定め、迅速な回復に努める。
- (5) 施設に対する苦情、要望、情報提供等に対して、必要な現地調査、初期対応、処置を迅速に行う。
- (6) 各機器の仕様を事前に確認し、契約電力量及び契約熱容量を超過しないように機器を稼働させる。
- (7) 準拠する基準等は、建築保全業務共通仕様書、各施設の設計図書及び完成図書、及び平城宮跡歴史公園平城宮跡展示館の使用・保全に関する説明書等とする。

第14条 復原建物等の維持修繕等

事業者は、平城宮跡区域の第一次大極殿院大極門及び東楼、院管理施設について、建物の所要の目的が果たされるよう、日常、適宜観察し、常に良好な状態が保たれるよう、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行う。なお、法定点検や大規模な修繕は近畿地方整備局において行うので、詳細は調査職員と協議する。

第15条 その他建物維持修繕

事業者は、各建物の排水機能の維持及び漏水等の予防のため、屋根及び雨樋に堆積した落ち葉、枯れ枝、藻等による汚れ、夾雑物を除去する。また、施設周辺に堆積した落ち葉、枯れ枝等についても必要に応じて除去する。

第16条 その他

事業者は、建物の維持修繕において、第10条から第15条までに該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行う。

第2章 建物設備

第17条 業務の概要

事業者は、公園利用者が安全快適に公園を利用できるように、公園内の建物設備について適切な修繕と保守点検を実施し、良好な状態を維持する。

第18条 空調設備維持修繕

事業者は、公園内の建物内に設置されている空調設備について、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行う。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は近畿地方整備局が別途行う。

第19条 自動ドア保守点検

事業者は、自動ドア（附属装置を含む）の運転機能を常に安全かつ良好に維持するため定期点検を行い、また必要と判断した場合は、部品交換、分解整備を行う。

なお、関係法令等に基づいて実施する法定点検については近畿地方整備局が別途行う。

1. 管理対象とする施設

区域	設置箇所	個所数	仕様	製造会社(参考)
飛鳥	キトラ古墳壁画体験館 四神の館	5箇所	両引き分け式	寺岡オートドアシステム(株)
平城	復原事業情報館 玄関	4箇所	両引き分け式	ナブコドア(株)
	平城宮跡展示館（平城宮いざない館） 玄関	4箇所	両引き分け式	ナブコドア(株)

2. 一般事項

(1) 点検実施者

保守点検は自動ドア設備全体の機能の安全性、耐久性などに影響するため自動ドア施工技能士が行う。

(2) 測定器具及び試験器具

測定及び試験に使用する器具は、認定品及び校正された適正なものを使用し測定の目的、内容等に合った測定の方法、条件等を考慮し、確実な測定を行う。

(3) 材料等

交換部品は、新しい純正品とする。

(4) 事故・故障

保守点検の不良による故障は、事業者の責任と負担において部品交換等をし、機能回復する。

3. 点検範囲と点検周期

(1) 定期点検にあたっては、保守修理の履歴を確認し、点検計画書を作成して行うこととし、必要な機器等の準備をする。

(2) 定期点検は、3ヶ月に1回（年4回）とする。

(3) 定期点検は、建築保全業務共通仕様書に準じて行う。

(4) 定期点検記録、保守・修理記録については、管理できるよう整理する。

4. 保守作業

自動ドアの点検に併せて、清掃・調整・注油・消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 接触部分、回転部分等への調整・注油
- (5) 軽微な損傷がある部分の補修
- (6) 塗装（タッチペイント）
- (7) その他これらに類する軽微な作業

5. 緊急対応

故障に伴う連絡があった場合には、その都度、必要に応じて職員を派遣し、点検調整のうえ性能の正常化を図り、その原因及び措置について書面にて調査職員へ報告する。

第20条 消火器点検

1. 作業の概要

事業者は、公園内に設置されている消火器について、いつ火災が発生しても機能を十分に発揮できるようにするため、飛鳥区域62器、平城宮跡区域76器の消火器点検を実施する。なお、関係法令等に基づいて実施する法定点検については近畿地方整備局が別途行う。詳細は調査職員と協議する。

2. 点検作業内容

消火器点検は、6ヶ月に1回以上行うものとする。点検の項目内容は以下のとおりとする。なお、消火器の内部等・機能の点検頻度及び実施者については調査職員と協議の上、決定する。

項目	点検内容
設置状況	設置場所、適応性
表示・標識	表示・標識
消火器の外形	本体容器、安全栓の封、安全栓、使用済みの表示装置、押し金具・レバー等、キャップ、ホース、ノズル・ホーン・ノズル栓、指示圧力計、圧力調整器、保持装置

第3章 園路広場等

第21条 業務の概要

事業者は、公園利用者が安全快適に公園を利用できるように、公園内の園路広場等について適切な修繕と保守点検を実施し、良好な状態を維持する。

第22条 木道・階段維持修繕

事業者は、園路の木道、木橋、階段等について適宜巡回点検し、腐敗・破損箇所の小規模な修繕を適切に行う。

第23条 園路・広場舗装維持修繕

事業者は、園路・広場について適宜巡回点検し、舗装の不陸整正、又は平板ブロック、インターロッキングブロック等の破損箇所の小規模な修繕を適切に行う。

第24条 木製工作物維持修繕

事業者は、木製工作物について適宜巡回点検し、木製デッキの腐敗・破損箇所の取替・補修、木製ベンチ等の塗装等、小規模な修繕を適切に行う。

第25条 手摺・柵等維持修繕

事業者は、手摺・柵等について適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕を適切に行う。

第26条 サイン・ファニチャー維持修繕

事業者は、案内・誘導看板、ベンチ（木製以外）について適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕、簡易看板の製作を行う。

第4章 電気設備

第27条 業務の概要

事業者は、使用電力量を計測するとともに、別添5「電気設備位置図」に示す電気設備（分電盤、照明設備、監視カメラ設備等）について、関係法令を遵守し、機能を常に安全かつ良好に維持するため、日常、適時巡回点検し、破損箇所については、小規模な修繕等を適切に行う。

第28条 電気設備維持修繕

1. 事業者は、月1回、調査職員が指示する日に各電気メーターの確認を行う。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、電気メーター検針結果の集計表並びに負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに速やかに作成し調査職員に提出する。
2. 事業者は、分電盤や照明設備及び別添5「電気設備位置図」に示す施設について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行う。
3. 事業者は、点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充、軽微な修繕等を適切に行う。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。
4. 業務時間外に落雷があった場合には、事業者は翌日の業務開始までに電気設備の巡回点検を行う。

第5章 給水設備

第29条 業務の概要

事業者は、本公園の全施設の使用水量を計測するとともに、別添6「給水施設位置図」に示す給水施設について、関係法令を遵守し、常に安全かつ良好に維持するため点検及び小規模な修繕を行う。

第30条 給水施設維持修繕

1. 事業者は、受水槽、水道メーター、水道管、仕切弁等について、日常、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕等を適切に行う。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。
2. 事業者は、点検の結果に応じ、清掃、調整、消耗部品の交換及び補充等を適切に行う。
3. 事業者は、調査職員と協議し、必要に応じて給水管等の漏水調査を行う。
4. 事業者は、1日1回、水道メーターの確認を行う。調査職員の指示による負担金割合の算定方法に従い、水道メーター検針結果の集計表並びに負担金額割合を算定した算定表を作成し、翌月の月初めまでに調査職員に提出する。

第31条 貯水槽清掃作業

1. 作業目的

飛鳥区域（祝戸地区、石舞台地区、キトラ古墳周辺地区）及び平城宮跡区域の貯水槽の水質を良好な状態に保つため、貯水槽清掃を年1回実施する。

なお、法定点検については近畿地方整備局において行うものとする。

2. 点検作業内容

貯水槽清掃における点検作業内容は以下のとおりとする。

項目	点検作業内容
受水槽	電極点検、マンホール点検
制御盤	ブレーカー、制御リレー、配線・端子の状況
ポンプ	振動・騒音の発生、軸封装置の状況、軸受の状況、電流値、圧力値
加圧装置	圧力タンクの外観
定水位弁	定水位弁の状況
水質	清掃後の色度・濁度

第6章 汚水・排水施設

第32条 業務の概要

事業者は、別添7「汚水・排水施設位置図」に示す汚水・排水施設について、施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び小規模修繕を行う。

第33条 汚水・排水施設維持修繕

- (1) 事業者は、日常、適宜巡回点検し、分電盤のブザー音の確認等を行い、異常があれば小規模な修繕又は補充を適切に行う。ただし、関係法令等に基づいて実施する法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。
- (2) 事業者は、降雨時等に雨水樹等の状況及び土砂の堆積の有無を目視により確認し、必要に応じて堆積物の除去等を行う。
- (3) 台風の接近や大雨が予想される場合には、事業者は巡回点検を行うとともに、適切な対策を講じる。

第7章 その他設備

第34条 業務の概要

事業者は、園内の放送設備及び電話設備施設等について、施設の機能を常に安全かつ良好に維持するため点検及び小規模修繕を行う。

第35条 放送設備保守点検等

事業者は、園内の放送設備、スピーカー、配線等について、計器による設備の運転状況の把握や目視、触手、聴音による点検を行い、破損箇所の小規模な修繕を適切に行う（別添8「放送設備位置図」参照）。

第36条 その他設備保守点検等

事業者は、その他設備維持修繕等において、本仕様書第35条に該当しない項目については、必要に応じて、適宜巡回点検し、破損箇所の小規模な修繕又は補充を適切に行う。

第3編 清掃

第1章 総則

第37条 業務の概要

事業者は、公園施設については、常に清潔を保ち、快適な環境を保持する必要がある、本公園の利用状況、塵芥の発生量に適切に対応するため、作業内容、作業場所等について調査職員と協議の上、十分に検討し、清掃を実施する。清掃箇所の詳細は、別添3「施設配置図」を参照すること。

第2章 屋外清掃等

第38条 屋外清掃

1. 対象区域は、飛鳥区域及び平城宮跡区域とする。
2. 事業者は、拾い清掃により、園路（園地含む）や側溝等にゴミが散乱しない状態に保つ。
3. 事業者は、利用の支障や不快感を与えるゴミ（特に、台風など荒天後の落葉・落枝等）は速やかに除去する。
4. 事業者は、U型溝、排水桝等の排水設備の性能を維持するため、適宜点検を行うとともに、溜まった土砂等を除去する。
5. 公園利用者が直接触れるベンチやテーブル等は、汚れやコケ、鳥の糞が無いよう清掃を行い、同時にささくれ、がたつき等による危険箇所の確認を行う。
6. 事業者は、園内各所に設置されている喫煙場所の吸殻清掃を随時行う。
7. 事業者は、外灯、監視カメラ等の設備について、汚れがひどい場合には清掃を行う。
8. 事業者は、大規模な行催事の開催等により、塵芥の発生量の増加が見込まれる際には必要に応じて当該箇所を清掃する。
9. 事業者は、スズメバチ、セアカゴケグモ、ヒアリ、マムシ等、入園者に危害を及ぼし、また、不快感を与える昆虫等の調査及び駆除を行う。
10. 事業者は、台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努める。
11. 事業者は、台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置などを行う。
12. 事業者は、清掃時に園内の異常の確認（不審物の有無、公園施設の異常の有無等）を行い、必要に応じ適切に対応する。
13. 事業者は、繁忙期や閑散期など園内の利用状況に応じて清掃頻度等を変えて園内にゴミが散乱しない状態を保つ。作業日数、作業人員は下記の表を参考とする。

表 飛鳥区域・平城宮跡区域の清掃

	期間等	人日（飛鳥・平城宮跡）
日常清掃	通年	園内の利用状況に応じ1～3人/日程度で実施

第39条 ゴミ運搬工及びゴミ処理

1. 事業者は、園内各所に設置されているゴミ箱から所定の集積箇所に運搬するものとし、ゴミ（利用の支障や不快感を与えるゴミ（特に、台風など荒天後の落葉・落枝等）を含む）は、明日香村及び奈良市の分別区分に従って分別を行う。
2. ゴミ運搬箇所については、別途指定する。
3. ゴミ運搬回数については、R6年度の実績（飛鳥区域41回、平城宮跡区域352回）を参考とする。

4. 事業者は、一般廃棄物及び産業廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び関係法令に従って、適正に処理する。

第40条 池及び調整池清掃

1. 事業者は、園内の池（高松塚周辺地区1箇所、甘樫丘地区2箇所、平城宮跡区域1箇所）について清掃を行う。ただし、高松塚周辺地区の池については、令和10年度以降、本業務の対象外とする。
2. 高松塚周辺地区の池については、水路清掃を年4回、池の藻等の除去を年2回実施する。
3. 甘樫丘地区の池については、清掃（川原側、豊浦側）を年1回行う。
4. 事業者は、キトラ古墳周辺地区の調整池（9箇所）について、堆積土砂の搬出の必要性について適宜点検し調査職員に報告を行う。
5. 平城宮跡区域の池（大池）については、池の藻等の除去を年1回実施する。堆積土砂の搬出の必要について適宜点検し調査職員に報告する。

第41条 その他

事業者は、清掃時に園内の異常の確認（不審物の有無、公園施設の異常の有無等）を行い、必要に応じ適切に対応する。

第3章 公園内建物清掃

第42条 キトラ古墳壁画体験館等清掃

事業者は、飛鳥区域のキトラ古墳壁画体験館 四神の館（本館・別館）、及び平城宮跡区域の復原事業情報館、平城宮跡展示館（平城宮いざない館）、第一次大極殿院大極門及び東楼において、床、壁、展示器具等のはき掃除、ふき掃除を行い、利用者に不快感を与えないよう清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄するものとし、1日1回実施する（別添3「施設配置図」参照）。

第43条 休憩所等清掃

1. 清掃箇所は、飛鳥区域3地区の休憩所（石舞台地区1棟、甘櫛丘地区3棟、高松塚周辺地区2棟）、石舞台地区の多目的休憩所「あすか風舞台」、キトラ古墳周辺地区の休憩所（体験工房、農体験小屋の2棟）及び平城宮跡区域の3棟とする（別添3「施設配置図」参照）。
2. 事業者は、公園利用者が直接触れる箇所については、雨滴、鳥の糞、クモの巣、ゴミ等の汚れがないよう水拭き等の清掃を行い、必要に応じて薬液類を使用し洗浄することで清潔に保つ。
3. 事業者は、壁、軒下、床、扉、窓、壁面、天井等は、はき掃除、ふき掃除を行い、清潔に保ち、必要に応じて薬液類を使用し洗浄する。また、落書き、破損等を発見した場合には、速やかに調査職員に報告する。
4. 清掃対象箇所に設置されている展示物等は、必要に応じ清掃するものとする。

第44条 便所清掃

1. 清掃箇所は、飛鳥区域の便所（祝戸地区1箇所、石舞台地区2箇所、甘櫛丘地区3箇所、高松塚周辺地区2箇所、キトラ古墳周辺地区5箇所）、平城宮跡区域の便所3箇所とする（別添3「施設配置図」参照）。
2. 事業者は、清掃中は、利用者の利便性に配慮すること。
3. 事業者は、衛生器具（便器、手洗い器等）、床、壁、天井、ブース、扉、鏡、窓ガラス、照明器具、その他建具等を適切な方法で清掃し、清潔に保つとともに、詰まり等はすぐに処置する。
4. 事業者は、トイレットペーパー及び石鹼水が常時あるように補充する。
5. 事業者は、汚物入れの清掃等を行う。

第45条 その他

事業者は、建物内の清掃時に異変の有無の確認（不審物の有無、施設・設備の異変の有無等）を行い、異変を確認した際は適切に対応する。

R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
運営維持管理業務
個別仕様書
(植物管理)
(案)

令和 8 年 3 月

国土交通省近畿地方整備局

— 目 次 —

第1章 総則	1
第1条 適用.....	1
第2条 事業者の責務	1
第3条 事前協議等	1
第4条 作成書類.....	1
第5条 基本事項.....	1
第6条 安全管理等	2
第2章 芝生管理	3
第7条 業務の概要	3
第8条 芝刈工	4
第9条 芝生雑工.....	4
第3章 低木管理	6
第10条 業務の概要	6
第11条 生垣刈込工	6
第12条 低木地除草工（人力）	7
第13条 低木雑工	7
第4章 高木管理	9
第14条 業務の概要	9
第15条 高木剪定工	9
第16条 高木雑工	10
第5章 林地管理	12
第17条 業務の概要	12
第18条 林地草刈工	12
第19条 林地剪定工	13
第20条 林地雑工	13
第6章 草地管理	14
第21条 業務の概要	14
第22条 草地除草工	14
第23条 草地雑工	14
第7章 花畑管理	15
第24条 業務の概要	15
第25条 花畑耕耘工（耕耘工）	15
第26条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）	15
第27条 花畑耕耘工（機械畝立て）	15
第28条 花畑播種工	15

第29条	花畑除草工	16
第30条	花畑刈払工	16
第31条	花畑散水工	16
第32条	花畑雑工	16
第8章	草花管理	17
第33条	業務の概要	17
第34条	草花刈払工	17
第35条	草花雑工	17
第9章	リサイクル	18
第36条	業務の概要	18
第37条	植物廃棄物処分工	18
第10章	農空間管理	19
第38条	業務の概要	19
第39条	農作物材料一般	19
第40条	農空間耕起	19
第41条	農空間作付け	19
第42条	農空間施肥	19
第43条	稲作水管理	19
第44条	畑作排水溝	20
第45条	除草剤散布	20
第46条	防除工	20
第47条	草刈り	20
第48条	中耕・培土（土寄せ）	20
第49条	刈取・収穫	20
第50条	土壌改良剤散布工	20
第51条	農空間雑工	21
第52条	その他	21

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は「R8-12 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」のうちの植物管理業務に適用する。

第2条 事業者の責務

事業者は、植物管理にあたって、本公園における植物管理業務の特性を踏まえ、別紙5「R8-12 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」、本公園の設計図書並びに現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に把握のうえ、管理効果が上がるよう配慮し、本仕様書に記載された業務内容を遂行すべく、業務にあたる。

第3条 事前協議等

事業者は、別紙5「R8-12 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書」、本公園の設計図書並びに現地の気象条件、土壌条件等環境条件を十分に照査し、次の各号に掲げる事項のほか、本個別仕様書に記載のない事項又は疑義の生じた場合は、近畿地方整備局の指定する調査職員と事前に協議する。
また、管理実態に合わせて、効率化に向けた管理施工上の工夫が可能な場合は、調査職員に提案し、協議の上、承諾を受ければ、変更理由を明記の上、業務計画書の変更を行うことも可能である。

1. 植物について補植を要する事態が生じたとき。
2. 既存木の移植（又は伐採）を行う必要が生じたとき。
3. 公園利用者サービスに供するために新規植栽の必要が生じたとき。

第4条 作成書類

事業者は、下表「作成書類」に掲げる書類を作成し、調査職員から提出依頼があった場合は提出する。業務報告書の作成に当たっては、作業日報を活用し、植物管理上の問題・課題や留意点、それら対処に当たって、工夫を要した内容について、後日確認できるように分かりやすく取りまとめる。そのため、作業日報をデータとして蓄積・集計できるよう工夫する。

表 作成書類

書類名	作成期限
作業計画書（工程表含む）	各作業着手前迄に作成
作業打合簿（作業日報等）	打合せ又は作業毎に終了後、速やかに
施工図書（出来高完成図、出来高数量等）	施工後、速やかに作成
作業記録写真	施工後、速やかに作成
その他調査職員が指示する書類	適宜

第5条 基本事項

1. 事業者は、業務責任者の責任のもと、植物管理業務を実施しなければならない。
2. 事業者は、植物管理業務の遂行にあたり、公園内の植物を常に良好な状態に保つとともに、他の業務と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行い実施する
3. 事業者は、園内に生息・生育する貴重種に影響を与えないように十分に留意して実施するとともに、貴重種の生息・生育に適した環境を保全する。
4. 事業者は、円滑な運営維持管理を行うため、植生状況や農作物の生長状況に基

づき弾力的に管理体制人員を配置する。

5. 事業者は、植物管理と一体となった行催事では、企画運営管理及び施設・設備維持管理等と総合的な調整の下、相互連携を保ち、公園利用者の安全確保に努める。
6. 原則として、作業は平日の日中に行うことを想定しているが、入園者の利用を妨げないように配慮し、事業者が実施時間を決定する。
7. 事業者は、キトラ古墳周辺地区において、体験型・参画型の農空間管理を行い、歴史的風土として里山景観の保存・活用を図るため、作物が適正に成長できるように、作物の特性等にあった年間管理計画を作成し、適切な管理を行う。
8. 事業者は、キトラ古墳周辺地区の農空間管理において、耕運作業のほか、水管理とそれに伴う地元農業従事者との地域管理、周辺農業従事者や農協等の関係機関との調整を行う。

第6条 安全管理等

1. 事業者は、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見とその速やかな除去を実施する。
2. 事業者は、園内の施設・工作物及び樹木等を破損しない様に注意する。
3. ハンドガイド式草刈機（搭乗式）にて除草を行う際は、事業者は、使用方法について十分な安全教育を実施するとともに、緊急停止スイッチを適切に使用する。

第2章 芝生管理

第7条 業務の概要

事業者は、芝生による良好な景観及び公園利用者が安心して利用できる空間の維持のため、芝生内にある石、ゴミ、実生木、つる性植物、外来種等の支障物を除去するとともに、以下に示す管理目標、管理水準を満たすよう、芝刈等を実施する。

表 芝生管理の内容（飛鳥区域）

ランク		A	B	C
管理目標		主要な広場や施設まわりなどで修景性が高く、芝生の美しさが重要な景観構成要素となり、良好に管理すべき芝生地	広場や施設まわりなどのうち修景性が中程度で、芝生の緑が一景観構成要素となり、良好に管理すべき芝生地	主として法面など土壌保全あるいは、草地化を目的とした芝生地で、緑を保持するための最小限の管理を行う芝生地
管理水準・回数	刈込高	2～3 cm	3 cm	4～5 cm
	標準芝刈回数	石舞台地区・キトラ古墳周辺地区年5回以上、高松塚周辺地区年4回以上	石舞台地区・キトラ古墳周辺地区年2回以上、その他地区年1回以上	キトラ古墳周辺地区以外の4地区2年に1回以上、キトラ古墳周辺地区年1回以上
	施肥	芝生の生育状況に応じて適宜実施		
	目土掛	芝生の生育状況や根部の露出状況等に応じて適宜実施		
	補植	裸地及び生育不良の状況に応じて適宜実施		
	抜根除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施		
	病虫害防除	病虫害の発生状況に応じて適宜実施		
	エアレーション	芝生土壌の硬化状況に応じて適宜実施		
灌水	早魃の発生状況に応じて適宜実施			
対象地		祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の芝生広場（別添4「植栽管理区分図」参照）		

表 芝生管理の内容（平城宮跡区域）

ランク		B
管理目標		施設周りや広場の芝生で、その緑が景観構成要素になっている修景性が中程度の芝生地
管理水準・回数	刈込高	3 cm
	標準芝刈回数	年4～5回
	施肥	芝生の生育状況に応じて適宜実施
	目土掛	芝生の生育状況や根部の露出状況等に応じて適宜実施
	補植	裸地及び生育不良の状況に応じて適宜実施
	抜根除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	病虫害防除	病虫害の発生状況に応じて適宜実施
	エアレーション	芝生土壌の硬化状況に応じて適宜実施
灌水	早魃の発生状況に応じて適宜実施	
対象地		平城宮跡展示館（平城宮いざない館）周り（別添4「植栽管理区分図」参照）

* 芝刈工については、上記を標準に状況により業務責任者が判断し、適宜行う。

* 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

*本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第8条 芝刈工

1. 事業者は、芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。
2. 事業者は、芝生地内にある樹木、草花類、施設等は損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込む。
3. 刈込み高は管理水準を目安とするが、大幅に変更する場合は、調査職員と協議し承諾を得る。
4. 乗用式3連ロータリーモアを基本とし、刈込みを行うが、乗用式での刈込みが不適当な箇所等は肩掛式、ハンドガイド式等を基本とする。
5. 樹木の根際、柵類の廻り等、機械刈りの不適当な場所又は不可能な場所は手刈りとする。
6. 刈取った茎葉は、状況に応じてきれいに集草するものとし、調査職員の指定する箇所に運搬・堆積する。
7. 芝刈り回数及び頻度については、事業者は、芝草の生育状況を確認した上で適切かつ効率的な数量を設定し、作業にあたる。
8. 機械刈りに当たっては、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮する。
9. 自律走行無人芝刈機を使用する場合は、事業者は、当該機が適切に稼働するよう、刃の交換、電池の交換のほか、運用状況の確認を行う等、適切に管理する。また、その効果を調査職員と協議の上、報告する。

第9条 芝生雑工

事業者は、芝生管理について業務責任者の判断により以下の作業を行う。

1. 芝生施肥
 - (1) 事業者は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。
 - (2) 事業者は、施肥を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面が濡れているときは行わない。
 - (3) 事業者は、施肥の時期及び回数については、芝草の生育状況を確認するとともに、芝生の利用状況予測を考慮して適切かつ効率的な時期を設定し、作業にあたる。
2. 芝生目土掛
 - (1) 事業者は、目土は植物の根、ガレキ等がなく必要に応じて、ふるい分けした目土用土又は砂材を用いる。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した混入率となるよう入念に混合する。
 - (2) 事業者は、目土は、過去の実績を踏まえ、業務責任者が適切と判断した量を、とんぼ等を用いて、むらなく均一に敷きならし、十分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は不陸整正を勘案しながら行う。
 - (3) 事業者は、芝草の生育適期を選んで施工し、併せて芝草の生育促進、芝生地表面の不陸整正の効果を最大限に発揮できるよう施工する。
3. 芝生補植
 - (1) 事業者は、芝付け箇所は必要に応じて良質土を投入し、不陸整正を行う。
 - (2) 事業者は、張替え箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15cm程度まで床土を交換又は耕耘したうえ、沈下防止のためよく転圧し、表面排水できるように不陸整正を行う。

- (3) 事業者は、張芝は、周縁と同じ高さとなるよう調整し、転圧し、目土を施し、必要に応じて適宜施肥、灌水する。

4. 抜根除草

- (1) 事業者は、芝生をいためないよう、人力による抜根除草とする。
- (2) 事業者は、抜き取った雑草は収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。
- (3) 事業者は、除根後に穴を生じた場合は、必要に応じて目土（目砂）の充填を行う。

5. 芝生病虫害防除

- (1) 事業者は、病虫害が発生した場合には、誘殺等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法等を遵守し、最小限の区域における農薬散布に留める。
- (2) 事業者は、病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合は、速やかに調査職員の承諾を得て、適切な処置を講ずる。
- (3) 事業者は、薬剤散布は、薬剤の効果、周辺環境への影響に十分配慮し、適切な天候条件、使用日時、服装により行う。なお、9：30～17：00には実施しない。
- (4) 事業者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について記録する。

6. エアレーション

- (1) 事業者は、芝生土壌の硬化を防止するため、エアレーション器具または機械により土壌が膨軟となるよう効果的に行う。
- (2) 事業者は、施工区域の設定、穴及びカッティングの深さ、間隔等は業務責任者の判断による。
- (3) 事業者は、芝地内にある石、空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除く。

7. その他

事業者は、必要に応じて適宜必要な作業（灌水、不陸調整等）を実施する。

第3章 低木管理

第10条 業務の概要

事業者は、良好な景観及び公園利用者が安心して利用できる空間の維持のため、以下に示す管理目標、管理水準を満たすよう、低木管理を実施する。

表 低木管理の内容（飛鳥区域）

項目	鑑賞	遮蔽・境界
管理目標	花を公園利用者に見せる役割を持ち、その花が景観構成要素となっている花木	芝生地と高木等他の植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽としての役割を持つ低木
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種等の特性を考慮し、剪定工を設定する。枯損枝、支障枝は適宜撤去する。
回数	刈込み	低木：枝葉の繁茂状況に応じて適宜実施 生垣：1年に1回以上実施 なお、境界部においては、植栽が境界を超えないよう適宜実施すること。
	除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の低木（別添4「植栽管理区分図」参照）	

表 低木管理の内容（平城宮跡区域）

項目	鑑賞・遮蔽・境界	遮蔽・境界
管理目標	高木植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽の役割を持つ中木	高木植栽を補完する目的で植えられた中間植栽としての役割や、園路や広場等の境界植栽の役割を持つ中低木
管理水準	良好な生育、景観等のため整形し、健全な個体を維持する。	基本的に自然樹形であるが、樹種の特性等を考慮し、刈り込みを行う。枯損枝、支障枝は適宜撤去する。
回数	刈込み	枝葉の繁茂状況に応じて適宜実施 なお、境界部においては、植栽が境界を超えないよう適宜実施すること。
	除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
対象地	平城宮跡区域の低木（別添4「植栽管理区分図」参照）	

- * 生垣刈込み工以外の項目については、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。
- * 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。
- * 本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第11条 生垣刈込工

1. 事業者は、高さ1.5m以上の生垣において刈り込み作業を行う。
2. 事業者は、枯枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて、両面を刈込み、天端をそろえる。
3. 事業者は、枝葉の空いた部分には、必要に応じて、枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行う。枝の結束には、しゅろ縄を用いる。
4. 事業者は、刈り取った枝葉は収集し、調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するとともに、枝葉が樹冠内に残らないようきれいに取り去り、刈込んだ生垣

の周辺はきれいに清掃する。

第12条 低木地除草工（人力）

1. 事業者は、既存植物をいためないよう除草器具等を用いて根ごと取り除く。
2. 事業者は、抜き取った雑草を収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

第13条 低木雑工

事業者は、低木管理について業務責任者の判断により以下の作業を行う。

1. 低木病虫害防除
 - (1) 事業者は、病虫害が発生した又は発生が予見される場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。
 - (2) 薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」(令和2年5月 環境省)を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。
 - (3) 事業者は、病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議の上、適切な処置を講ずる。
 - (4) 事業者は、散布方法について、調査職員と協議の上、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
 - (5) 事業者は、散布日について、調査職員と協議の上、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しないものとする。
 - (6) 事業者は、散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。
 - (7) 事業者は、散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう、十分注意して行う。
 - (8) 事業者は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
 - (9) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に(1)～(8)の事項を調査職員と協議することができる。調査職員が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、(3)～(5)中の「調査職員と協議」は「調査職員に事前に提出」に読み替える。
 - (10) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。
 - (11) 事業者は、クビアカツヤカミキリ等の特定外来生物に指定されている生物の被害をはじめ、積極的な防除が必要な病虫害について、国機関・地方自治体が示す方針に従って園内樹木及び地域への被害拡大を防止する措置等を講ずる。
2. 低木灌水工
事業者は、灌水にあたっては飛散防止に努め、公園利用者にかからないよう十分注意する。
3. マルチング

事業者は、マルチングの実施にあたっては、マルチング材は必要な量をむらなく均一に敷き均すものとする。

4. その他

事業者は、必要に応じて適宜必要な作業（低木刈込、ハギ・ススキ刈取、低木施肥、低木地落葉除去、枯損木及び支障枝撤去等）を実施する。

第4章 高木管理

第14条 業務の概要

事業者は、良好な景観及び公園利用者が安心して利用できる空間の維持のため、以下に示す管理目標、管理水準を満たすよう、高木管理を実施する。

表 飛鳥区域

項目	鑑賞
管理目標	園路や広場等の境界植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木、展望台等からの鑑賞を踏まえた景観を維持する。 なお、花木については、花を公園利用者に見せる役割を持つ。
管理水準	自然樹形を原則とし、景観の維持と障害除去のため必要に応じて剪定を実施し、強風による影響を受けやすいものについては枝すかしを実施する。
対象地	祝戸地区、石舞台地区、甘櫛丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の高木 (別添4「植栽管理区分図」参照)

表 平城宮跡区域

項目	鑑賞
管理目標	園路や広場等の境界植栽としての役割や景観木としての役割を持つ高木の景観を維持する。 なお、花木については、花を公園利用者に見せる役割を持つ。
管理水準	自然樹形を原則とし、景観の維持と障害除去のため必要に応じて剪定を実施し、強風による影響を受けやすいものについては枝すかしを実施する。
対象地	平城宮跡区域の高木 (別添4「植栽管理区分図」参照)

* 高木管理については、必要に応じて業務責任者が判断し、状況により適宜行う。

* 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

* 本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第15条 高木剪定工

1. 事業者は、樹形の骨格づくり、樹形の整形、混み過ぎによる病虫害及び枯損枝の発生防止等を目的として、枝おろし、枝すかし、ふところすかし、切詰め、枝抜き、切返し、枝はさみ、枝うち、枝かき等の剪定方法を、樹種、形状及び選定の種類に応じてもっとも適切な方法により行う。
2. 事業者は、樹姿及び樹形の仕立て方について、特に修景上、規格形にする必要がある場合を除き、自然形に仕立てる。
3. 事業者は、剪定した枝葉は収集し、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積するとともに、樹木周辺をきれいに清掃する。
4. 事業者は、剪定にあたっては、樹木単体だけでなく、公園として望ましい植栽景観づくりを視野に入れて、望ましい樹形の確保に努める。
5. 事業者は、公園の景観維持及び樹木の生育等に支障があり、剪定だけでなく伐採の必要が生じた場合には、調査職員に報告し、指示に従う。
6. 事業者は、園路沿い等の公園利用者の動線上の高木については、支障枝・枯枝等を適切に除去し、落ち枝等によるけが等ないよう努める。

第16条 高木雑工

事業者は、高木管理について、業務責任者の判断により以下の作業を行う。

1. 高木支柱工（撤去）

撤去した支柱、杉皮、しゅろ縄等は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
2. 高木支柱工（結束直し 二脚鳥居）

再結束の際に発生した在来の杉皮、しゅろ縄及び鉄線は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
3. 高木支柱工（付替 二脚鳥居、三脚鳥居、晒竹八つ掛）

付替えの際に発生した在来の支柱、杉皮、しゅろ縄及び鉄線は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するものとする。
4. 高木枯損木処分工
 - (1) 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、事業者は常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対処方法を決定する。
 - (2) 伐採した樹木の幹及び枝葉について、事業者は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積する。
5. 高木病虫害防除工
 - (1) 事業者は、病虫害が発生した又は発生が予見される場合には、誘殺・塗布等散布以外の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、農薬取締法等の農薬関連法規や都道府県の定める農薬安全使用指導指針等、及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人や生き物の安全確保及び対象樹木の薬害に十分注意し、最小限の区域における農薬散布に留める。
 - (2) 薬剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」(令和2年5月 環境省)を参照すること。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照すること。
 - (3) 事業者は、病虫害の発生に備え、予防的な散布を要すると判断した場合についても速やかに調査職員と協議の上、適切な処置を講ずる。
 - (4) 事業者は、散布方法について、調査職員と協議の上、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。
 - (5) 事業者は、散布日について、調査職員と協議の上、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し実施するが、開園時間内には、散布は実施しないものとする。
 - (6) 事業者は、散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを、病虫被害部分部を中心にむらなく散布する。
 - (7) 事業者は、散布に際しては、風上に背を向けて風下から散布する。また、公園利用者をはじめ周囲の対象植物以外のものにかからないよう、十分注意して行う。
 - (8) 事業者は、人体への影響を十分配慮し、ゴム手袋、マスク、帽子、メガネ、被服等完全なものを着用する。
 - (9) 事業者は、履行期間中に行う可能性がある薬剤散布について、事前に(1)～(8)の事項を調査職員と協議することができる。調査職員が承諾した範囲内で薬剤散布を行う場合は、(3)～(5)中の「調査職員と協議」は「調査職員に事前に提出」に読み替える。
 - (10) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍率数について、施工・材料確認書に記録すること。

- (1 1) ナラ枯れ、マツ枯れをはじめ、積極的な防除が必要な病虫害については、事業者は国機関・地方自治体を示す方針に従って園内樹木及び地域への被害拡大を防止する措置等を講ずる。

6. 灌水

事業者は、前年度、植栽したものに関して、以下に示す要領に留意して灌水を適宜行う。なお、対象となる樹木については、別途、調査職員が指示する。

- (1) 高木灌水に当たっては、事業者は所定の量が全体にゆき渡るように散水する。
- (2) 灌水時刻は、事業者は乾燥状態や現場状況に応じ適切に実施する。
- (3) 灌水に当たっては、事業者は現地の状況を照査し、ポンプ等を用いて適切に行う。

7. 高所作業

事業者は、高所作業車（トラック架装、ブーム型等）を使用し、高所枝打ち作業等の補助を調査職員と協議の上実施する。高所作業の際には周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施する。なお、高所作業の際に、道路を占用する場合は、所轄警察の許可を得る。また、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工する。

8. その他

事業者は、必要に応じて適宜必要な作業（高木施肥、倒木復旧作業、樹勢回復作業等）を実施する。

第5章 林地管理

第17条 業務の概要

事業者は、良好な景観及び公園利用者が安心して利用できる空間の維持のため、飛鳥区域において、以下に示す管理目標、管理水準を満たすよう樹林地管理を行う。

表 飛鳥区域

項目		樹林地修景管理（林縁部）	樹林地育成管理（林床部）
管理目標		樹林地の林縁部など、公園利用者と樹林地の接点にあたる箇所、利用者や管理車両の通行の妨げになる枝や草等を刈り取る。	樹林地の健全な更新を図る
管理水準		枝や草等の刈り取りを実施し、園路沿い等の美観及び安全性を保持する。	樹木については、原則として自然樹形とし、林床の草刈りを実施する
回数	草刈	年1回以上を目安として適宜実施	3年に1回以上を目安として適宜実施
	間伐	枯損木処分、伐採を適宜実施	
	剪定	生育の状況に応じて適宜実施	
集草・運搬		あり	なし
対象地		祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の林地（別添4「植栽管理区分図」参照）	

※ 林地管理については、上記を標準に状況により適宜行う。

※ 実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

※ 本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第18条 林地草刈工

1. 事業者は、肩掛式草刈機等により刈取りを行う。
2. 事業者は、林地内にあるゴミ、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除く。
3. 事業者は、樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう刈取る。
4. 樹木、株物、柵等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それにかからんでいるつる性の雑草もきれいに除去する。
5. 事業者は、案内板、消火栓等の施設が公園利用者によく見えるよう特に注意して刈取る。
6. 野生のツツジ類、コバノガマズミ、ガマズミ、ナツハゼ、ネジキ、ウグイスカグラ等の調査職員が残すよう指示した樹木、地被植物は、刈取らぬように注意して施工する。
7. 林縁部については、事業者は刈取った茎葉を、調査職員の指定する箇所に集草・運搬する。また林床部については、刈取った茎葉の集草・運搬は不要とする。
8. 事業者は、野生動植物の育成や繁殖、また景観や利用形態について配慮する。
9. 事業者は、機械刈りにあたって、刈取り物や飛び石が人、車両、建物に当たらぬ様に配慮し、人、車両、建物に対して影響が懸念される箇所では防護工等を行い、工事中の安全に配慮する。
10. 施工前に刈残し箇所、刈高設定等に関する試験施工を指示する場合がある。

第19条 林地剪定工

1. 樹林地の林縁部は、園路沿い等において、利用者や管理者の通行の妨げになる場合、剪定を適宜行う。
2. 剪定に当たっては、高木管理の剪定工に準ずる。

第20条 林地雑工

事業者は、林地管理について、業務責任者の判断により以下の作業を行う。

1. 林地草刈工（人力除草 抜根 集積・運搬あり 希少種箇所）
事業者は、人力作業により抜根を行う。抜き取った雑草は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積する。希少種について作業従事者全員で事前に確認作業を行う。
2. 林地高木枯損木処分工
 - (1) 公園内の景観維持や、倒木等による不測の事態から公園利用者に対する安全を確保するため、事業者は常に公園内を観察し、枯損木を発見した場合には速やかに調査職員と協議し、対処方法を決定する。
 - (2) 修景的な影響、危険度の低い枯木に関しては、事業者は一様に伐採対象とせず多様な自然環境を創出する。
 - (3) 伐採した樹木の幹及び枝葉については、事業者は調査職員の指示する箇所に運搬処分を行う。
3. 林地伐採工（間伐）
 - (1) 事業者は、一定範囲の樹林地の健全な更新等を目的とし、生育不良木等の伐採を行う。対象木については、調査職員と協議し決定する。作業実施の際は、周囲の安全性やその他の樹木を傷つけないように細心の注意を払い、原則として地際より切除する。
 - (2) 伐採した樹木は、枝払いし、一定の長さに切断したのち、調査職員の指示する箇所に運搬・堆積する。
4. 高所作業
高所作業車（トラック架装、ブーム型等）を使用し、高所枝打ち作業等の補助を調査職員と協議の上実施する。
高所作業の際には周囲の安全性や樹木を傷つけないように細心の注意を払い、セーフティコーンやアウトリガー（伸縮補助足）等により安全を確保したうえで作業を実施する。
高所作業の際に、道路を占有する場合は、所轄警察の許可を得る。また、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工する。
5. その他
事業者は、必要に応じて適宜必要な作業（支障枝撤去等）を実施する。

第6章 草地管理

第21条 業務の概要

事業者は、平城宮跡区域において、草地性植物の生育環境の保全するため草地内にある石、ゴミ、実生木、つる性植物、外来種等の支障物を除去し、適切な刈高を維持する草地管理を行うとともに、良好な園内環境を維持するため、以下に示す管理目標、管理水準を満たす草地管理を行う。

対象	草地A	草地B	草地C
管理目標	園路や施設の脇において景観的に美しい状態	貴重種の生息・生育に配慮された状態 防火、修景などに配慮された状態	防火、修景などに配慮された状態
刈込回数	年4回程度	年3回程度	年2回程度
刈取り高(最高草丈)及び施工基準	5cm以下	5～10cm以下	5～10cm以下
集草・積込・運搬	あり	集草が必要かは適宜判断	なし
対象地	平城宮跡区域（別添4「植栽管理区分図」参照）		

*草地管理については、上記を標準に状況により業務責任者が判断し、適宜行う。

*実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

*本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第22条 草地除草工

1. 除草等を行う直前には、事業者は、草地内にある石、空き缶等の障害物はあらかじめ取り除く。
2. 事業者は、肩掛式草刈機等により刈込みを行う。
3. 事業者は、草地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないように注意し、刈むら、刈残しのないように刈込む。
4. 刈込回数、刈取り高は管理水準を目安とするが、業務責任者の判断で適切な回数、高さを検討して実施する。
5. 事業者は、景観や利用者の快適性の確保などの必要に応じ、調査職員の指示する箇所に刈草を集草・運搬し、速やかに処理する。
6. 事業者は、平城宮跡区域内の重要な植物群落及び景観を形成する群落、また利用実態に配慮して施工する。

第23条 草地雑工

事業者は、草地管理について、業務責任者の判断する作業（支障木処理等）を実施する。

第7章 花畑管理

第24条 業務の概要

事業者は、飛鳥区域において、良好な景観の維持のため、以下に示す管理目標、管理水準を満たすよう花畑管理を実施する。

表 飛鳥区域

管理目標	国が指定する花畑について、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、飛鳥地方に馴染む修景を行うこと。	
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める飛鳥地方に馴染む景観を常時維持する。	
回数	植栽・播種	年に3種類程度の花を1回程度播種 他の手法により実施する場合は、調査職員と協議すること。
	除草	年に1回以上実施
	施肥	花の種類・生育状況に応じて適宜実施
	耕耘	播種前に実施
	刈払い	花の種類・生育状況に応じて適宜実施
対象地	石舞台地区、甘櫛丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の花畑（別添4「植栽管理区分図」）参照	

*実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

*本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第25条 花畑耕耘工（耕耘工）

1. 事業者は、古株雑草等は根より掘り起こし、土を払った後、必要に応じて調査職員の指示する箇所に運搬・処理する。
2. 事業者は、草花面の床土をトラクター1t級により、深さ30cm程度まで掘り起こし、よく反転した後、大きいゴロ土やゴミを取り除き、凸凹のないよう一様にならす。
3. 耕耘回数は一作業あたり2回を標準とし、対象となる箇所の土質が膨軟な状態になるまで行う。

第26条 花畑耕耘工（土壌改良材散布 人力散布）

1. 事業者は、土壌改良材を人力により、むらのないよう均一に散布する。

第27条 花畑耕耘工（機械畝立て）

1. 事業者は、トラクター1t級にて畝立てを行う。

第28条 花畑播種工

1. 事業者は、人力播種機等によりむらのないよう均一に播種を行い、必要に応じて覆土する。
2. 事業者は、施工後には十分な灌水及び養生を行う。
3. 深さ・播種間隔、播種時期等については、業務責任者の判断により決定する。

第29条 花畑除草工

1. 事業者は、原則として人力による抜根除草を実施する。
2. 抜き取った雑草は、根に付着した土を除いた後集草し、事業者は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

第30条 花畑刈払工

1. 事業者は、肩掛式草刈機により、地際から刈り取りを行う。
2. 刈取った草花は集草し、事業者は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積する。

第31条 花畑散水工

1. 事業者は、灌水にあたって飛散防止に努め、公園利用者にかからないよう十分注意する。

第32条 花畑雑工

事業者は、花畑管理について、業務責任者の判断により以下の作業を行う。

1. 花畑病虫害防除
病虫害が発生した場合には、事業者は「第10条 芝生雑工（5. 芝生病虫害防除）」の規定に準じて、病虫害防除を実施する。
2. その他
事業者は、必要に応じて適宜必要な作業（花がら摘み、支柱設置・撤去、播種前の位置だし、間引き、耕耘、不織布設置等）を実施する。

第8章 草花管理

第33条 業務の概要

事業者は、飛鳥区域において、良好な景観の維持のため、以下に示す管理目標、管理水準を満たすよう、草花管理を実施する。

表 飛鳥区域

管理目標	国が指定する草花について、公園全体の利用状況、景観、季節に応じた管理を行い、飛鳥地方に馴染む修景を行うこと。	
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める飛鳥地方に馴染む景観を常時維持する。	
回数	除草	雑草の繁茂状況に応じて適宜実施
	灌水	天候状態及び草花の生育状況に応じて適宜実施
	施肥	草花の種類・生育状況に応じて適宜実施
	病虫害防除	病虫害の発生状況に応じて適宜実施
	刈払い	草花の種類・生育状況に応じて適宜実施
対象地	石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区の草花（別添4「植栽管理区分図」参照）	

*実施回数については、数量総括表の数量を目安とし、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

*本仕様書に記載の各工種の作業内容は、標準的な内容を記載しており、必要に応じて業務責任者が判断し、適宜行う。

第34条 草花刈払工

1. 事業者は、原則として人力により、対象となる株の葉茎部のみ刈取る。
2. 刈取った草花は集草し、事業者は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積する。

第35条 草花雑工

事業者は、草花管理について、業務責任者の判断により以下の作業を行う。

1. 草花病虫害防除
病虫害が発生した場合には、事業者は「第10条 芝生雑工（5. 芝生病害防除）」の規定に準じて、病虫害防除を実施する。
2. 生態草花刈取り
事業者は、事前調査を行い、甘樫丘地区と祝戸地区に自生する野生植物を刈り残すためにロープ等によるマーキングを実施する。なお、刈り残す場所、刈り残す植物については、別途、調査職員が指示する。刈り残す場所では、5cm程度の高刈を行う。刈り取った茎葉は調査職員の指定する箇所に運搬・堆積する。
3. その他
事業者は、必要に応じて適宜必要な作業（花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、ロープ柵設置・撤去、育苗、堀上、補植、移植、株分け、施肥、除草等）を実施する。

第9章 リサイクル

第36条 業務の概要

事業者は、公園内で発生したすべての植物性廃棄物について、環境への負荷低減のため、以下に示すリサイクルの取り組みを行う。

第37条 植物廃棄物処分工

事業者は、低木、高木剪定伐採した樹木及び芝刈り、草刈りくず等について、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）等の関係法令により適切に処理するものとし、再資源化施設等への搬出を行う。

第10章 農空間管理

第38条 業務の概要

事業者は、キトラ古墳周辺地区において、体験型・参画型の農空間管理を行い、歴史的風土としての里山景観の保存・活用を図るため、作物が適正に成長できるように、作物の特性等にあった年間管理計画を作成し、適切な管理を行う。

なお、調査職員が業務計画書（各年度）提出において精査が必要であると判断した内容については、現地等の業務対象条件を十分に把握・検討した上で調査職員と事前協議を行う。

事業者は、キトラ古墳周辺地区の農空間において行う稲作及び畑作について、以下に示す管理目標、管理水準を満たすよう農空間管理を実施する。

表 農空間管理の内容

管理目標	利用者やボランティアとともに田植えや収穫作業などを行い、棚田景観の保全・再生を図る。
管理水準	安全性、快適性、利用者の満足度を高める既存の田園空間を活かした景観を維持する。
対象地	キトラ古墳周辺地区の農空間（別添4「植栽管理区分図」参照）

第39条 農作物材料一般

1. 苗は発育良好で病害虫に侵されていないものとし、事業者は、あらかじめ植え出しに耐えるよう育苗された苗を使用する。
2. 播種栽培に用いる種は、病害虫に侵されていないものとし、また有効期限内のものとする。
3. 播種栽培に用いる種は、農作物の種類に応じて、消毒を行い、鳥害防止や紫斑病等の防除を行う。（種子消毒）

第40条 農空間耕起

1. 事業者は、土壌の団粒化の促進や乾土効果を促すため、畑地や水田の耕起を行う。
2. 事業者は、水田に張った水が周りの土に吸い込まれないよう、土で壁を作る。（畔塗り）
3. 耕起した水田は、水を入れて碎土均平とするため、事業者は碎土後、均平、稲株及び残渣物の埋没を行う。（代かき）

第41条 農空間作付け

播種は、作物の特性に応じた方法、密度により行う。

第42条 農空間施肥

事業者は、元肥、追肥、穂肥について、肥料の種類及び作物の生育状況に応じた効果的な方法により行う。

第43条 稲作水管理

1. 事業者は、田植え後、大雨による増水や、渇水による減水に対して、苗の成長に適した水位を保つ。
2. 事業者は、田んぼに溝を切り、排水溝につなげる。（溝切り）

3. 事業者は、根からの酸素補給や過剰な茎数分けつの抑制を行うため、田植えから1カ月程度後に、田んぼの水を抜いて乾かす。（中干し）

第44条 畑作排水溝

1. 耕作及び整地後、ほ場が過湿による根腐れを起こし生育と収量に影響を及ぼすことを防ぐため、事業者は、降雨後の場合においても速やかに表層水を排水できるように明渠を掘る。（排水溝設置・明渠）
2. 明渠が埋まり、排水状況が悪い場合は、事業者は再度明渠を掘りなおし、生育環境を維持する。（排水溝補修）
3. 乾燥で葉がしおれてきた場合は、事業者は明渠に通水して土壤水分を確保する。（明渠通水）

第45条 除草剤散布

1. 薬剤の使用にあたっては、事業者は農薬取締法（昭和23年法律第82号）等の農薬関連法規及びメーカー等が定めている使用安全基準、使用方法を遵守し、人畜の安全及び樹木、地被植物への薬害に十分注意する。
2. 除草剤の散布にあたっては、「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～」（環境省）を参照する。また、マニュアルが改訂された場合は、改訂版についても参照する。
3. 事業者は、実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）、使用する薬剤の性質、使用方法、実施日及び公園利用者への周知徹底の方法について調査職員と協議する。

第46条 防除工

稲作において、事業者は苗等を生物による害から守るために、薬剤を散布する。薬剤の散布の際は、事前に調査職員と協議し、適切な処置を講ずる。

第47条 草刈り

1. 事業者は、畔の草刈りを適宜行う。刈取った草は畔に放置する。
2. 事業者は、稲の刈取までは、田んぼ内において目立つ草を除草する。

第48条 中耕・培土（土寄せ）

事業者は、中耕と同時に培土（土寄せ）を行い、除草、倒伏防止、根ばりや土壤の通気性を高める。

第49条 刈取・収穫

1. 事業者は、刈取した稲を脱穀し、乾燥調製させ、粳すりにより玄米として、品質劣化を防ぐため、適切な温度のもと貯蔵する。
2. 刈った藁は、土壤に放置し、土壤の肥料とする。
3. 畑作では、収穫適期において収穫をおこなうこと。

第50条 土壤改良剤散布工

1. 事業者は、稲作において不足した成分を補うため、土壤改良剤として稲刈り後の藁を代用し、散布する。
2. 事業者は、稲作において、作物に応じた土壤の状態を維持するため、土壤改良剤を施用する。

第51条 農空間雑工

1. 事業者は、農空間管理について、業務責任者の判断により、通常の作業とは異なる雑作業（チップ敷きならし、耕耘、掘上げ、スプリンクラー設置・撤去、プランター設置・撤去・移動、株分け、マルチング等）を行う。また業務責任者の判断により、農空間を巡回し、軽微な灌水、花がら摘み、ピンチ、摘心、誘引、採種、育苗、野生動物による食害対策等の管理をきめ細やかに行う。

第52条 その他

1. 事業者は、農空間管理において、耕運作業のほか、水管理とそれに伴う地元農業従事者等との地域連携等の管理を行う。
2. 事業者は、農空間管理において、一部栽培作業を含め、作物が適正に成長するための農技術指導を行う。
3. 事業者は、収穫物等の取扱い、農耕機具等の適正管理を行うとともに、周辺農業従事者や農協等の関係機関との調整を行う。
4. 農空間管理に必要なトラクター等の農業機械やクワ等の農業物品は、事業者に貸与を予定しており、燃料補給・設備点検・消防品の交換等の物品管理を行うとともに、使用時の安全管理を徹底する。

R 8-1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園
収益施設等設置管理運営規定書
(案)

令和 8 年 3 月

国土交通省近畿地方整備局

－ 目 次 －

はじめに

第 1 編 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営規定書	2
第 1 章 総則	2
第 1 条 履行場所及び履行期限.....	2
第 2 条 基本事項.....	3
第 3 条 本業務の目的.....	4
第 4 条 用語の定義.....	5
第 5 条 許認可申請等.....	6
第 6 条 法令等の遵守.....	7
第 7 条 準拠規定.....	7
第 8 条 施設等運営者の義務.....	7
第 9 条 景観への配慮.....	8
第 10 条 近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担.....	9
第 11 条 公租公課.....	9
第 12 条 運営日時等.....	10
第 13 条 提供品目及び利用料金.....	10
第 14 条 国有財産の施設使用料.....	11
第 15 条 経費等の負担.....	12
第 16 条 コンプライアンス.....	13
第 17 条 業務の再委託の禁止.....	13
第 18 条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止.....	13
第 19 条 業務の履行.....	14
第 20 条 業務の解除.....	14
第 21 条 業務の完了・引継、原状回復等.....	14
第 22 条 立退料等の不請求.....	15
第 23 条 保険の付保及び事故の補償.....	15
第 24 条 情報公開.....	15
第 25 条 その他留意事項.....	15
第 2 章 マネジメント（運営管理）	16
第 26 条 基本事項.....	16
第 27 条 業務実施体制.....	16
第 28 条 許可、承諾等を要する事項.....	17
第 29 条 その他の協議・報告等.....	19
第 30 条 官公署への連絡、届出.....	19
第 31 条 別途工事等との調整.....	19
第 32 条 記録の保存.....	19
第 33 条 再調査等の依頼.....	19

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）	20
第34条 基本事項	20
第35条 施設利用者対応	20
第36条 拾得物、残置物の処理	20
第37条 広報・広聴	20
第38条 掲載情報の更新・修正・訂正	21
第4章 安全衛生管理	22
第39条 基本事項	22
第40条 点検等	23
第41条 危機管理	24
第5章 施設管理	26
第42条 基本事項	26
第43条 清掃等	26
第44条 工事等	26
第45条 安全管理	26
第6章 財産管理	28
第46条 台帳管理	28
第47条 管理備品の取り扱い	28
第48条 本業務の引継	28
第2編 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営個別規定書	30
第1章 売店	30
第1条 総則	30
第2条 運営対象施設	30
第3条 責任者の選任	30
第4条 運営日時	30
第5条 販売内容・利用料金	30
第6条 施設・設備の維持管理	31
第7条 安全衛生管理	31
第8条 費用負担	31
第9条 責任の範囲	32
第2章 自動販売機	33
第10条 設置箇所、販売内容・料金等	33
第11条 費用の負担	33
第12条 自動販売機の維持管理	34
第13条 その他留意事項	34
第3章 臨時売店	35
第14条 総則	35
第15条 運営対象施設	35
第16条 運営日時	35

第17条 販売内容・利用料金	35
第18条 設置箇所	36
第19条 施設・設備の維持管理	36
第20条 安全衛生管理	36
第21条 費用負担	36
第22条 責任の範囲	36
第4章 自主事業	37
第23条 総則.....	37
第24条 基本事項	37
第25条 自主事業における飲食・物販施設等の設置運営.....	38
第26条 行催事.....	39

はじめに

本規定書は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の一元的な運営維持管理を進めるにあたり必要な利用者サービス向上のための収益施設である物販施設（売店、自動販売機、臨時売店）の管理運営業務において、遵守すべき法令類や規範等の基本事項を取り纏めたものである。

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の運営維持管理業務を実施する事業者が独立採算で行う収益施設等設置管理運営業務の指針として、また許可申請時における管理運営要領の作成に際して、本規定書を参考にされたい。

第1編 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営規定書

第1章 総則

第1条 履行場所及び履行期限

1. 履行場所

施設名称 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園

【飛鳥区域】

所在地 奈良県高市郡明日香村

敷地面積^(注) 59.9ha

(注) 石舞台地区周辺の県道移設に伴い、対象敷地面積を変更する場合がある。

うち収益施設許可面積 令和7年度現在：約300m²

■対象となる収益施設

公園施設の名称			許可面積 (m ²)	備考
1	売店 【必須施設】	キトラ古墳周辺地区 キトラ古墳壁画体験館 四神の館別館	15.60	別添19「キトラ古墳周辺 地区キトラ古墳壁画体 験館 四神の館内売店 平面図」参照
2	自動販売機 【裁量施設】	① 石舞台地区 休憩所 6台	8.24	別添18「自動販売機設 置平面図」参照
		② 高松塚周辺地区 国営飛鳥歴史公園館前休 憩所 4台	3.76	
		③ 高松塚周辺地区 芝生広場休憩所 2台	1.72	
		④ 甘樫丘地区 川原駐車場 2台	1.72	
		⑤ 甘樫丘地区 豊浦休憩所 2台	1.96	
		⑥ キトラ古墳周辺地区 檜隈寺跡前休憩案内所 1台	1.24	
		⑦ キトラ古墳周辺地区 四神の館別館 2台	1.43	
3	臨時売店 【裁量施設】	祝戸地区	50.00	
		石舞台地区	50.00	
		甘樫丘地区	50.00	
		高松塚周辺地区	50.00	
		キトラ古墳周辺地区	50.00	

※自動販売機は、別添18「自動販売機設置平面図」のとおり最大20.07m²(19台分・石舞台地区6台分、甘樫丘地区4台分、高松塚周辺地区6台分、キトラ古墳周辺地区3台分)まで、設置可能とする。なお、高松塚周辺地区国営飛鳥歴史公園館前休憩所の自動販売機について、当該区域の再整備工事に伴い令和8年夏頃～令和12年頃まで設置不可とするが、設置不可期間中は、協議の上、公園内別箇所の同等の面積に自動販売機を設置することを可能とする。また、当該区域の利用再開後は、協議の上、設置可能とする。

※必須施設は業務実施期間内の業務実施時間に常時営業する施設、裁量施設は業務実施日時を施設等運営者が設定し営業する施設である。

※キトラ古墳周辺地区の売店及び臨時売店の面積、設置個所等については、調査職員と協議を行うものとする。

【平城宮跡区域】

所在地 奈良県奈良市佐紀町

敷地面積 32.0ha

うち収益施設許可面積 令和7年度現在：105.53㎡

■対象となる収益施設

公園施設の名称			許可面積 (㎡)	備考	
1	売店 【裁量施設】		平城宮跡展示館(平城宮いざない館)内	46.93	別添20「平城宮跡展示館(平城宮いざない館)売店平面図」参照
2	自動販売機 【裁量施設】	①	平城宮跡展示館(平城宮いざない館) 3台	3.36	別添18「自動販売機設置平面図」参照
		②	復原事業情報館 2台	2.00	
		③④	休憩所 2台	2.16	
		⑤	南門広場休憩所 1台	1.08	
3	臨時売店 【裁量施設】			50.00	

※自動販売機は、別添18「自動販売機設置平面図」のとおり最大8.6㎡(8台分)まで、設置可能とする。

※必須施設は業務実施期間内の業務実施時間に常時営業する施設、裁量施設は業務実施日時を施設等運営者が設定し営業する施設である。

※売店及び臨時売店の面積、設置個所等については、調査職員と協議を行うものとする。

2. 履行期間

令和9年2月1日から令和13年1月31日までとする。

また、収益施設の現在施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者への引継ぎに際し、期間を変更することがある。ただし、期間の変更により発生する売上額の減少等損失について、近畿地方整備局は補償しない。また、利用者の利便性の確保及び公園全体のマネジメントの観点から、期間変更時に収益施設の現在施設等運営者あるいは収益施設の次期施設等運営者の指示を受けることがある。

施設等運営者は、収益施設等設置管理運営業務(以下「本業務」という。)が適正かつ円滑に実施できるよう収益施設の現在施設等運営者から業務開始日までに必要な引き継ぎを受け、開業に備えなければならない。

第2条 基本事項

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園(以下「本公園」という。)の収益施設である物販施設(売店、自動販売機、臨時売店)の管理運営及び自主事業からなる本業務は、都市公園法第5条、第6条または第12条の手続きを行った上で実施しなければならない。

第3条 本業務の目的

本業務は、本公園内に設定された許可区域内の収益施設（以下、「収益施設」という。）の管理運営を行うこと、また、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、繁忙期における臨時物販施設や通年での飲食・物販施設等の設置運営、行催事を実施する自主事業を行うことを目的とする。なお、本業務の実施に際して施設等運営者は、以下に掲げる本公園の設置目的や基本テーマ、基本方針、本公園全体のゾーン構成を十分に理解した上で、本公園内で実施される他の維持管理業務と連携しながら、創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、公園利用者及び施設利用者が求める多様なニーズに対して質の高いサービスの提供で応えることで、本業務の遂行に努めなければならない。

本公園の設置目的、基本テーマ、基本方針、公園全体のゾーン構成

(1) 飛鳥区域

1) 基本テーマ

国営飛鳥歴史公園では、「日本人の心のふるさと」を基本テーマとして、体験・学習・交流・協働を通じて、歴史的風土の保存と活用を図り、次世代に継承する公園づくりを行うため、以下の5つの管理運営の重点方針のもとに管理・運営を進めている。（別紙4「R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理基本方針」）

2) 管理運営の重点方針

- ①飛鳥の歴史的風土を適切に維持します
- ②公園本来の眺望や里山の風景を回復するためみどりのリフレッシュに取り組みます
- ③飛鳥ならではの「体験」を提供します
- ④参加型の公園づくりを推進します
- ⑤地域の観光拠点として、一層の利用促進に取り組みます

3) 地区構成

石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、祝戸地区、キトラ古墳周辺地区

(2) 平城宮跡区域

1) 基本理念

平城宮跡歴史公園では、「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、“奈良時代を今に感じる”空間を創出する。」という基本理念に基づき、平城宮跡を良好な状態で保存するとともに、往時の歴史・文化を体感・体験できる公園を目指して、以下の3つの管理運営の重点方針のもとに、公園整備に加えて、管理・運営を進めている。

2) 管理運営の重点方針

- ①往時の歴史・文化を楽しみながら知ることができる管理運営を推進します
- ②新技術（AIやICT）の活用による利用サービスの魅力向上や運営維持管理の効率化を検討します
- ③自然的環境の保全とみどりの適切な維持管理を行います

第4条 用語の定義

本規定書にて使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「近畿地方整備局」とは、国営公園の管理主体であり「R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持官業務」の発注者のこと。
- 2) 「収益施設」とは、公園利用者サービスの向上を図るため、事業者が独立採算により運営管理を行う施設であり、その使用に当たっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
- 3) 「自主事業」とは、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で、事業者の提案により土地使用料または建物使用料を納めて、独立採算により、臨時の飲食・物販施設の運営、通年での飲食・物販施設等の設置運営や行催事（広報を含む）を行うこと。
- 4) 「施設等運営者」とは、収益施設の管理運営及び自主事業に関する許可を受けた事業者のこと。
- 5) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、事業者又は事業者の指定する職員に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う発注者の指定する職員で、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
- 6) 「運営維持管理業務受託者」とは、「R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」を受託した事業者のこと。
- 7) 「収益施設等運営業務責任者」とは、施設等運営者として本規定書第2編国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営個別規定書に記載されている本業務全体を監理する者のこと。
- 8) 「公園利用者」とは、本公園を利用する者のこと。
- 9) 「施設利用者」とは、収益施設を利用する者のこと。
- 10) 「裁量施設」とは、本公園の開園日時内で運営日時を事業者が設定し営業する施設のこと。
- 11) 「許可区域」とは、収益施設の管理運営及び自主事業の実施を許可された範囲内のこと。
- 12) 「管理施設」とは、許可区域内にある建築躯体及び建築設備等施設のこと。
- 13) 「管理備品」とは、本業務の実施に必要な機器備品類で、あらかじめ許可区域内もしくは建築施設内に設置されているもののこと。
- 14) 「特定備品」とは、本業務の実施に必要な什器及び運営に必要な設備等機器備品類で、施設等運営者が持ち込んだもののこと。
- 15) 「指示」とは、本規定書の定めに基づき、調査職員が施設等運営者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させること。
- 16) 「承諾」とは、施設等運営者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意すること。
- 17) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、近畿地方整備局又は調査職員と施設等運営者が対等の立場で合議すること。

- 18) 「確認」とは、本規定書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について本規定書との適合を判断すること。
- 19) 「提出」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務に係る事項について書面またはその他資料を説明し、差し出すこと。
- 20) 「報告」とは、施設等運営者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせること。
- 21) 「連絡」とは、調査職員と事業者の間で、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせること。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 22) 「書面」とは、定められた様式または調査職員が指示する様式による、手書き、印刷等の伝達物を指し、発行年月日を記載し、記名（署名または押捺印を含む）したものを有効とする。なお、情報共有システム等を活用した電子フォーマットも可とする。
- 23) 「利用料」とは、収益施設の使用や有料イベントへの参加に伴うサービスの対価として、収益施設を利用する者から徴収する料金のこと。また「利用料金」とは、その金額のこと。
- 24) 「施設使用料」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設等運営者が近畿地方整備局に納める公園の土地または建物の使用にかかる料金のこと。
- 25) 「建物使用料及び土地使用料」とは、本公園の土地または建物を使用して臨時的な飲食・物販施設等を設置する場合に、「行政財産を使用又は収益させる場合の取り扱いの基準について」（昭和33年蔵管第1号）に基づき近畿地方整備局から金額を通知し、施設等運営者が近畿地方整備局に納める料金のこと。
- 26) 「修繕」とは、施設又は設備若しくは備品等の劣化した部分又は部材について、性能又は機能を原状あるいは事実上支障のない状態まで回復させること。
- 27) 「軽微な修繕」とは、電球等の交換や壁紙の一部修繕等、市販の交換品や修繕材を使用して専門の業者に委託することなく対応可能な修繕行為のこと。
- 28) 「改修」とは、施設、設備又は備品等の性能又は機能を従前より向上させる措置を行うこと。
- 29) 「保守」とは、施設、設備又は備品等の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗品または材料の取り替え、注油、汚れ等の除去及び部品の調整等の軽微な作業を行うこと。
- 30) 「点検」とは、施設、設備又は備品等の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをい、機能に異常又は劣化がある場合、必要に応じて対応処置を判断する事を含む。

第5条 許認可申請等

1. 施設等運営者は、近畿地方整備局に都市公園法第5条、第6条又は第12条に基づく許可申請を行う。基本的には、「R8-12 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項 4. 入札に参加する者の募集に関する事項」に基づき提案される「収益施設運営計画書」（様式-3）及び本規定書に記載されている条件による。ただし、申請された事業内容が本公園の利用にふさわしくない場合等、その実施を許可しない場合がある。なお、臨時売店については、本規定書第2編 第3章 臨時売店において近畿地方整備

局が指定する設置場所、設置期間に限り、営業を許可する。

2. 間取りの変更や増築等面積の変更、建物躯体に影響を及ぼす造作等大規模な修繕等、許可の変更を要する場合は、調査職員と協議の上、変更申請を行う。さらに、業務を完了する場合は廃止に係る手続きを行う。
3. 施設等運営者は、実施する事業に係る許認可等各種法令で必要な許可の取得や届出については、所定の期日までに施設等運営者の責任で行う。また、業務を完了する場合は、廃止に係る手続きを行う。

第6条 法令等の遵守

施設等運営者は、業務の履行に当たり本規定書及び調査職員の指示に従うほか、法令の規定を遵守しなければならない。

第7条 準拠規定

本業務の遂行にあたっては、R 8 - 1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務 共通仕様書第4条に掲げる基準等に準拠する。

第8条 施設等運営者の義務

1. 施設等運営者は、常に公園利用者及び施設利用者の安全に配慮するとともに、施設等運営者の責任において常に施設を含む周囲の観察を行い、本業務について善良なる管理者の注意をもって実施する義務を負う。なお、異常を確認した場合、安全の確保を最優先とした臨機の対応をとるとともに、速やかに調査職員に報告しその指示に従わなければならない。
2. 施設等運営者は、施設が国営公園内にあることを鑑み、その公共性に十分配慮すると共に、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園設置の意義を踏まえて行動する。
3. 収益施設の適正な管理を保持しつつ、施設の管理運営に際して創意工夫やノウハウを積極的に発揮し、本業務の遂行に努めなければならない。
4. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う安全管理行為（例：緊急安全点検、防災訓練、安全パトロール、消防訓練等）への参加・協力・実施等、調査職員の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
5. 施設等運営者は、近畿地方整備局が行う各種会議等（例：公園に関する会議、監査・検査、視察、式典等）への参加・協力・実施、行催事開催時における営業時間の変更、要人案内等、調査職員や運営維持管理業務受託者の求めに応じて、積極的に協力しなければならない。
6. 施設等運営者は、調査職員から公園に関する調査、または作業の指示等があった場合には、誠実かつ積極的な対応を行う。
7. 管理運営要領の策定及び管理運営に際して、同じ国営公園内において異なる施設を管理する施設等運営者や運営維持管理業務受託者と相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施しなければならない。
8. 別添1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領」を参考に、収益施設の運営にあたること。

9. 施設等運営者は、本業務の実施にあたって、常に調査職員と密接な連絡をとり、本業務の目的の達成を図るものとし、その実施状況を記録しておく。

第9条 景観への配慮

施設等運営者は、収益施設の運営及び自主事業の実施においては、施設周辺の景観を阻害することのないよう、景観への配慮に努めなければならない。

第10条 近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担

本業務を実施するにあたり、近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担を下表「責任分担一覧」のとおりとする。ただし、「責任分担一覧」に定める事項に疑義が生じた場合、又は「責任分担一覧」に定めのない事項については、近畿地方整備局と施設等運営者の間で十分に協議のうえ決定する。

近畿地方整備局と施設等運営者の責任分担一覧

項目	内容	近畿地方 整備局	施設等 運営者
収益業務管理	収益行為全般		○
収益施設管理	収益施設の管理		○
苦情・要望対応	施設管理運営業務の内容に対する施設利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の場合	○	
事故・災害時対応	管理運営要領に記載された業務内容による対応		○
	施設等運営者の責めに帰する事由により発生した事故責任とその対応	○※1	○
	上記2項目以外の場合	○	
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
施設・物品等の修繕	施設等運営者の責めに帰すべき事由による場合（施設等運営者による管理が不適切なために修繕が必要になった場合も含む。）		○
	収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる費用（※3）		○
	上記2項目以外の場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力により著しい損害を受けた場合に、施設を一時休止するなどして行わなければならない施設、設備等の復旧等	○	○※2
	大規模な自然災害等に起因して施設の営業を一時休止する場合に発生する営業損失		○
公園利用者及び施設利用者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、公園利用者及び施設利用者に損害を与えた場合（施設等運営者の不適切な施設管理による公園利用者及び施設利用者の怪我等）		○
	共通仕様書第31条の保険の付保に係る場合		○
	上記以外の場合	○	
近畿地方整備局又は第三者への損害	施設等運営者の責めに帰すべき事由により、近畿地方整備局又は第三者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
第三者との紛争	施設等運営者と第三者との間で生じた紛争の解決		○
	上記以外の場合	○	

※1 事故の処理にあたり、必要のあるときは、近畿地方整備局は施設等運営者に協力する。

※2 収益施設に関する備品のうちの特定備品、及び自主事業により施設等運営者が設置した施設を対象とする。

※3 震災等大規模な自然災害の影響やウイルス等による感染症のまん延等の影響等、事業者の責めに帰すことが出来ない理由で収益施設の収支バランスが大きく変わった場合、収益施設の建物の構造に関わる部分を除く修繕にかかる計画内容や責任分担の変更について、近畿地方整備局と協議することができる。

第11条 公租公課

1. 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置すること等により賦課され

る不動産取得税、固定資産税、都市計画税、償却資産税その他の公租公課について、全て施設等運営者の負担とする。

- 施設等運営者は、地方税法第73条第7項（不動産取得税の納税義務者等）に定める手続き等、施設等運営者の賦課資産に係る公租公課の分離手続について近畿地方整備局に協力する。

第12条 運営日時等

- 収益施設の運営日時について、売店は、原則として下記のキトラ古墳壁画体験館 四神の館の開館日時及び平城宮跡展示館（平城宮いざない館）の開館日時に合わせるものとする。臨時売店は第2編第3章第17条の規定のとおりとする。なお、運営方法の内容によっては近畿地方整備局との協議の上、当該運営日時を変更して運営することができる。（共通仕様書第12条参照）。

飛鳥区域（キトラ古墳壁画体験館 四神の館）の開館日・開館時間

区分	開館期間	開館時間
(1)開館	4月1日～11月30日	9：30～17：00
	12月1日～2月末日	9：30～16：30
	3月1日～3月31日	9：30～17：00
(2)休館	12月29日～1月3日 4、7、11、2月の第2月曜日	

平城宮跡区域（平城宮跡展示館（平城宮いざない館））の開館日・開館時間

区分	開館期間	開館時間
(1)開館	4月1日～3月31日	9：00～17：00
(2)休館	12月29日～1月3日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）	

- 近畿地方整備局が、天変地異、社会的状況の著しい変化及びの他やむを得ない事由により、施設等運営者に対し一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を指示したときは、施設等運営者は異議を申し立てることはできない。
- 近畿地方整備局は、前項の規定により施設等運営者が一時休業若しくは営業廃止又は営業時間の変更を行ったことによる損害について、その補填の責任を負わない。
- 施設等運営者の都合により施設を運営する日時等を変更する場合は、あらかじめ調査職員と協議を行った上で、協議の結果を記載した文書にて申請しなければならない。

第13条 提供品目及び利用料金

- 物販施設において提供・販売しようとする品目を定めるに当たっては、公園利用者の要望等に配慮して定める。
- 施設等運営者が、本規定書に基づく業務を行うに当たっては、利用料金を施設利用者の見やすいところに表示しなければならない。ただし、利用料金が既に販売商品等に表示されていて、その価格が一般的に知られているものについては、この表示を省略することができる。

第14条 国有財産の施設使用料

1. 施設使用料の定めがある施設

毎月の施設使用料については、歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、当月分を指定期日までに納入しなければならない。

指定期日までに施設使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要のあると認める場合には、施設使用料を改定することができる。

なお、風水害及び近畿地方整備局が実施する行催事、その他の施設等運営者の責に帰することが出来ない事由により、長期間閉館が生じた場合の施設使用料の取扱については、近畿地方整備局と施設等運営者の間で協議する。

■飛鳥区域の使用料一覧表（現時点の目安）

公園施設/設置箇所/設置数			税抜き使用料
1	売店	キトラ古墳周辺地区 四神の館(別館)	357,600円/年
2	自動販売機	石舞台地区	(参考値)28,840円/年
		甘樫丘地区(豊浦休憩所、川原駐車場)	(参考値)12,880円/年
		高松塚周辺地区(国営飛鳥歴史公園館前休憩所、芝生広場休憩所)	(参考値)19,180円/年
		キトラ古墳周辺地区(檜隈寺跡休憩案内所)	(参考値)9,345円/年
3	臨時売店	石舞台地区 高松塚周辺地区	0.5円/日/㎡ 0.3円/日/㎡

■平城宮跡区域の使用料一覧表（現時点の目安）

公園施設の名称			税抜き使用料
1	売店	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)	1,160,400円/年
2	自動販売機	平城宮跡展示館(平城宮いざない館) 復原事業情報館 休憩所	(参考値)98,600円/年・㎡
3	臨時売店		870円/年・㎡
4	多目的室	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)	927円/2h

- ※ 面積等条件の変更により金額は増減する可能性がある。
- ※ 施設使用料は「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」(S33.1.7 蔵管第1号)に基づき算定し、業務開始時点で従前使用料との調整を行い改定する予定である。
- ※ 施設等運営者の都合により、収益施設の運営日時を変更した場合でも、施設使用料の減額は行わない。
- ※ 施設使用料には別途消費税が課される。
- ※ 平城宮跡展示館(平城宮いざない館)、復原事業情報館、休憩所の使用料は、平城宮跡区域周辺の貸店舗の平均賃料であり、正式な使用料は近畿地方整備局より別途指示する。
- ※ 平城宮跡展示館(平城宮いざない館)企画展示室の使用料は、使用期間等に応じ、多目的室に準じて設定される。
- ※ 多目的室・企画展示室の使用料は、受託者が自主事業で部屋を使用するときのみ納入する。

2. 許可申請毎に納入すべき施設

施設等運営者は、施設使用料の定めのない土地または建物を使用する場合は、許可申請毎に占有面積及び期間に応じ告知する建物使用料又は土地使用料を歳入徴収官近畿地方整備局総務部長が発行する納入告知書により、納入告知の日から20日以内に納入しなければならない。

期日までに建物使用料又は土地使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。近畿地方整備局長は、経済情勢の変動その他の事情の変更に基ついて特に必要のあると認める場合には、建物使用料及び土地使用料を改定することができる。

第15条 経費等の負担

1. 施設等運営者の負担範囲

1) 通常の物販施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、許可区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、管理備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。なお、運営維持管理業務の委託費で購入した設備、備品及び消耗品等を本業務に使用することはできない。

2) 施設等運営者が管理する収益施設に係る法定点検については、原則近畿地方整備局が点検を行うものとし、近畿地方整備局が実施する法定点検以外の定期点検については施設等運営者が行う。定期点検の実施時期については、協議の上、調査職員に書面により提出する。点検結果については遅滞なく調査職員に書面により報告する。

2. 光熱水費納付

1) 基本料金

基本料金については、サービス拠点施設全体の従量料金に対する収益施設の従量料金の割合に応じ、調査職員の指示する方法により運営維持管理業務受託者が負担金額計算を行い、施設等運営者が負担する。

2) 従量料金

水道及びガス料金については、各フロアに設置している子メーター計量により負担する。電気料金については、サービス拠点施設全体に対する収益施設面積分の割合に応じ負担する。なお、計算方法については変更する場合がある。

3. ごみ処分費用

ごみ処分費用については、施設等運営者と運営維持管理業務受託者との間で、発生量に応じて、応分の負担を行う。発生量等が不明確な場合は、調査職員と協議する。

4. 費用分担における確認

光熱水費やごみ処分、さらにはこれら以外に近畿地方整備局または運営維持管理業務受託者と施設等運営者との間で費用分担を行う場合にあつては、調査職員と費用分担ルール及び費用分担結果の近畿地方整備局との確認方法、並びに支払方法について協議する。また、協議結果を書面にして残す。

第16条 コンプライアンス

1. 守秘義務

- 1) 施設等運営者、若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。
- 2) 近畿地方整備局が定める情報のセキュリティに関する規定に沿って、情報管理を適切に行うこと（別添2「R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務」における情報セキュリティについて参照）。

2. 個人情報保護

- 1) 施設等運営者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務における事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2) 施設等運営者は、本業務における事務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第17条 業務の再委託の禁止

1. 施設等運営者は、業務を他の者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を他の者に再委託する場合、あらかじめ書面により調査職員の承諾を得たときは、この限りではない。
2. 再委託を行う場合、書面により施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、施設等運営者に対し、業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
3. 再委託を受けた業務受託者は、R8-12国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務の入札書の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこととする。
4. 暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者を、再委託を行う業務受託者としてはならない。
5. 施設等運営者は、前項の規定により調査職員が承諾した業務受託者が、その責めにより近畿地方整備局に損害を及ぼしたときは、近畿地方整備局に対して、その損害を賠償する。
6. 施設等運営者は、第17条1項から4項の規定により調査職員が承諾した業務受託者が、その責めにより第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに調査職員に報告するとともに、第三者に対して、その損害を賠償する。また、その結果については、書面により調査職員に報告する。

第18条 許可した目的外利用及び施設の転貸等の禁止

1. 収益施設を運営するにあたっては、許可した目的以外の利用は禁止する。
2. 施設利用者及び公園利用者に対する安全確保に反する行為をしてはならない。

3. 施設設置管理者は、施設の全部若しくは一部を第三者に貸与し、または担保に供してはならない。ただし、書面により調査職員の承諾を得たときは、この限りではない。
4. 施設等運営者は、本業務によって生じる一切の権利義務を他の者に譲渡し、または継承させてはならない。

第19条 業務の履行

1. 設置管理許可条件に定める運営時間内での運用を休止させてはならない。ただし、調査職員とあらかじめ協議を行った場合はこの限りではない。
2. 施設等運営者は、業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）または、契約が解除されるまでは、施設利用者の利便性を図るために、本規定書及び管理運営要領を維持する。

第20条 業務の解除

施設等運営者の責めに帰すべき事由により適正な収益施設の管理運営が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、近畿地方整備局は施設等運営者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、施設等運営者が当該期間内に改善することができなかつたときには、近畿地方整備局は都市公園法第5条2項の許可を取り消すことがある。

第21条 業務の完了・引継、原状回復等

1. 施設等運営者は、施設等運営者の責めに帰すべき事由により、施設を汚損・破損若しくは滅失したとき、又は近畿地方整備局に無断で施設の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
2. 施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、近畿地方整備局または新たな施設等運営者と十分に協議の上、書面をもって下記事項について事務引き継ぎを行い、公園の管理に支障が生じないようにする。この際、施設等運営者が設置した特定備品を撤去し速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこと。ただし、原状回復することが不可能もしくは不相当もしくは近畿地方整備局が特定備品の残置を希望した場合、施設等運営者及び調査職員間で事前に協議を行った上で、調査職員の書面による承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
 - 1) 建物や関連設備の鍵の場所等、建物の管理に関する事項。
 - 2) 設備等設置における建物躯体や構造物への影響等に関して留意が必要な事項。
 - 3) 建物や設備等の老朽化等により、それら使用において、維持修繕上、留意が必要な事項。
 - 4) 継続的な地域連携イベント等において、運営日時の調整や臨時売店の設置、販売品目の変更、提供等を行うなど、主催者と連携、協力すべき事項。
3. 前項ただし書きの適用がない場合において、施設等運営者が前項本文の原状回復を履行しないときは、近畿地方整備局は施設等運営者が自ら整備した内装・設備等を放棄したものとみなし、現状を維持するかまたは施設等運営者の費用をもって原状回復を行うことができ

きる。

4. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することが出来ない事由により管理の継続が困難となった場合は、調査職員と施設等運営者は管理の継続の可否について協議し、調査職員が書面により指示する。

第22条 立退料等の不請求

施設等運営者は、業務が完了する場合（継続して契約した場合は除く）または、契約が解除された場合、または不可抗力の場合は、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取または立退料等の請求若しくは施設等運営者が支出した有益費等を請求することができない。

第23条 保険の付保及び事故の補償

1. 施設等運営者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法及び健康保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
2. 施設等運営者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適切な補償をしなければならない。
3. 施設等運営者は、必要に応じて、火災保険、自動車任意保険、施設賠償責任保険、動産総合保険、生産物賠償責任保険の他、各種保険に加入する。
4. 1～3項に規定する保険料、補償費は、施設等運営者の負担とする。

第24条 情報公開

1. 施設等運営者は、文書の開示等の情報公開については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）の規定に準じて取り扱う。この場合、調査職員の書面による指示に従うこと。
2. 施設等運営者は、近畿地方整備局が会計法令に基づき実施する運営維持管理業務受託者に対する立ち入り検査、指示等監督・検査に対して、誠意を持って対応すること。

第25条 その他留意事項

本規定書に定めていない事項又は疑義を生じた事項に関しては、必要に応じて、調査職員と施設等管理者の協議により、決定する。

第2章 マネジメント（運営管理）

第26条 基本事項

1. 提出書類

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は許可を受けた後に、近畿地方整備局が指定した様式による関係書類を調査職員に遅滞なく提出しなければならない。
- 2) 施設等運営者が調査職員に提出する書類で様式が定められていないものは、様式を作成後、調査職員に了解を得て提出する。
- 3) 報告書及び経理状況に関する帳簿類等の提出した書類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受けた施設ごとに整理・保管し、業務成果として施設等運営者において業務完了後5年間保存する。

2. 連絡、協議

- 1) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、飛鳥区域及び平城宮跡区域における収益施設の内容等について、業務着手前に現地及び企画内容を十分に照査し、調査職員と事前協議をおこなう。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 2) 収益施設等設置管理運営業務責任者は、必要に応じ調査職員と連絡、協議等を行うこと。またその結果について、書面に記録し相互に確認しなければならない。
- 3) 調査職員と収益施設等設置管理運営業務責任者は、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については相互に確認しなければならない。
- 4) 施設の運営維持管理に係る各種規定・要項を作成する場合や、追加開館等により契約期間中に管理運営内容が変更する場合、さらにはその他新業務への対応が必要な場合は、調査職員と施設等運営者の間で書面により調整または協議を行う。
- 5) 不測の事態又は疑問等が生じた場合は、速やかに調査職員と協議する。

3. 報告事項

- 1) 施設等運営者は、次の各号に掲げる事項について、調査職員に書面により報告する。
 - ① 管理運営要領（工程表、体制含む）・・・・・・・・・・施設の運営を開始する日迄に提出し、承諾を得ること
 - ② 管理運営報告書（月毎の売上高、施設利用者数等）・・翌月の15日迄に提出（決算については毎年度決算終了後に速やかに提出）
 - ③ 業務打合せ簿・・・・・・・・・・打合せ毎に終了後速やかに提出
 - ④ 施設保守定期点検等の実施結果報告・・・・・・・・点検後速やかに提出
 - ⑤ その他調査職員が指示する書類・・・・・・・・適宜提出

第27条 業務実施体制

1. 施設利用者に対して、安全・快適な利用サービスを提供するために、必要な資格等専門技術・知識を有する職員を配置するなど本業務を実現する業務実施体制を構築しなければならない。
2. 本業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害等非常時における緊急対応が適切に行われるよう、管理体制を構築しなければならない。
3. 本業務の計画立案及びマネジメントを担当する収益施設等運営業務責任者を配置しなけれ

ばならない。

4. 収益施設等設置管理運営業務責任者を、運営維持管理業務受託者が配置する総括責任者と兼務する場合、収益施設等設置管理運営業務とそれ以外の業務との従事割合等を明確に区分し、収益施設等設置管理運営業務へのR 8 - 1 2 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務の委託費の支出は認めない。
5. 業務実施期間中は、共通仕様書第1 3 条1 ~ 3 項の業務責任者及び収益施設等設置管理運営業務責任者のうち、少なくとも1 名以上が勤務する体制とする。さらに収益施設等設置管理運営業務責任者が勤務しない場合については、本業務に精通した者を勤務させるものとし、緊急対応を含め本業務が円滑かつ迅速に行われる勤務体制をとる。なお、収益施設等設置管理運営業務が迅速かつ円滑に行われる体制が確保できるのであれば、テレワークについても勤務と認める。
6. 収益施設等設置管理運営業務責任者は、運営維持管理業務の受託者、他の公園施設管理者と常に調整し、業務を遂行する。また、収益施設等設置管理運営業務責任者は、本業務について業務従事者が適切に管理運営を行うよう、指揮監督しなければならない。

第2 8 条 許可、承諾等を要する事項

1. 管理運営要領

- 1) 施設等運営者は、別に定めがある場合を除き、施設の運営を開始する日までに、収益施設運営計画書に基づく下記の項目を記載した管理運営要領を調査職員に提出し、承諾を得るものとする。管理運営要領は許可を受ける施設ごとに作成すること。
 - ①業務内容（主な商品とその価格、サービス内容、イベント企画等）
 - ②業務の実施方針（「再委託に関する事」を含む）
 - ③業務の実施工程（業務の順序及び手順）
 - ④業務の実施体制（閑散期、通常期、繁忙期など）
 - ⑤連絡体制（緊急時含む）
 - ⑥その他（施設修繕計画、その他業務実施上必要と思われる事項）
- 2) 管理運営要領の策定にあたっては、管理運営の実務に通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望を踏まえた管理運営要領の変更の経緯、記録が確実に残る仕組みについて記載する。
- 3) 施設等運営者は、収益施設の維持管理運営業務を通じた経験や知見、施設利用者からの意見・苦情・要望に基づく対応による管理運営要領の修正が必要と判断した場合（主な商品とその価格等軽微な変更は除く）は、近畿地方整備局と協議の上、近畿地方整備局に変更した管理運営要領を提出し、承諾を得る。なお、軽微な変更（主な商品とその価格を除く）の対象とする内容については、別途調査職員と協議するものとする。

2. 管理運営報告書

- 1) 施設等運営者は、毎年度決算終了後、速やかに、調査職員に決算に関する報告書を提出する。その際、報告書は施設毎に作成し、運営維持管理業務と明確に区分し整理する。
- 2) 施設等運営者は、毎月の売上その他の営業に関する状況を翌月1 5 日までに書面により調査職員に報告する。

- 3) 経理状況に関する帳簿類は常に整理し、調査職員からこれらに関する報告や実施調査を求められた場合には、速やかに調査職員の指示に従い、誠実に対応する。
- 4) 近畿地方整備局は、実施調査の結果、必要と認める場合には、施設等運営者に対し改善を求めることができる。

3. 施設の修繕等

- 1) 施設等運営者が、収益施設の修繕等を実施する場合は、その内容、時期等の情報について事前に調査職員に書面により報告する。ただし、施設利用者の安全確保などの観点から緊急を要する修繕については、この限りではない。
- 2) 施設等運営者が、必要に応じて管理施設の建築構造躯体に対して穿孔、開口、留め付け等を伴う設備工事や電気を使用するもの等を実施する場合は、事前に調査職員と協議し、承諾を得なければならない。変更の際も同様である。
- 3) 施設等運営者が、施設の管理運営上必要に応じて運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置する場合には、調査職員と事前に書面により協議し、承諾を得なければならない。
- 4) 施設等運営者は、運営に必要な設備等を管理施設に新たに設置することに伴い近畿地方整備局または第三者に及ぼした損害を賠償しなければならない。
- 5) 施設等運営者は、調査職員の承諾を得て施設に付加した機械等の設備、間仕切り、建具その他の造作等について、買取請求を行わないものとする。

4. 施設等運営者の変更

- 1) 新たな施設等運営者の追加等による管理運営要領の変更を行う場合、書面により同施設等運営者との契約関係を明確にしておくとともに、同施設等運営者に対し業務の実施について適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

5. 広告物の掲出

- 1) 施設等運営者は、広告物を掲出しようとするときは、広告物の内容についてあらかじめ、調査職員の承諾を得るものとし、広告物については許可区域内に掲出するものとする。

なお、施設等運営者が、許可区域外への広告物の掲出を希望する場合は、調査職員と書面により協議を行う。
- 2) 収益施設の運営に関して、通常業務の運営や売店位置等への案内誘導、企画商品等の販売促進を目的とする張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等を設置する場合は、公園の美観を損なわず、また他の本公園に関する看板類等に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意すること。あわせて、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の施設であることを明示する。
- 3) 収益施設の運営に関して、協賛企業から協賛金を募って企画商品の販売や協賛での行催事等を実施する際、その販売促進を目的とする協賛企業の名称等を張り紙、張り札、広告旗、立看板、広告幕等に表示することはできるが、前項同様、公園の美観を損なわず、また本公園に関する広報物に比して目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意する。
- 4) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができるが、本公園に関する広報物はもちろんのこと、協賛する国営飛

鳥・平城宮跡歴史公園の名称を冠した企画商品や、協賛での行催事等の広告物より目立ちすぎないように、その形状・大きさ、色彩において十分留意する。

5) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自らが作成する企画商品や協賛での行催事等に関するポスター、パンフレット、スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示することができるが、企画商品や協賛での行催事等の名称より目立ちすぎないように、その形状・大きさ・色彩において十分留意する。

6. 施設等運営者のその他報告義務

1) 施設等運営者は、下記の項目の一に該当するときは、直ちにその旨を調査職員に書面により届出しなければならない。

①施設等運営者が、主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき。

②施設が損傷、破損又は滅失したとき。

③施設内で事故等が発生したとき又はそのおそれがあるとき。

④施設等運営者が、強制執行・仮差押え・仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき。

⑤施設等運営者に対して破産の申立て、又は更生手続き開始の申立て若しくは民事再生手続き開始の申立てがあったとき。

第29条 その他の協議・報告等

施設等運営者は、公園の管理運営等で必要な協議を適切に行い、結果等については、調査職員に遅滞なく書面により報告しなければならない。

1) 関係機関等との協議

2) その他施設の運営者との協議

第30条 官公署への連絡、届出

施設等運営者は、官公署への連絡、届出手続きは近畿地方整備局に協力し、遅滞なくこれを処理する。また、施設等運営者による工事等によって官公署への連絡、届出が必要となる場合は施設等運営者において行う。

第31条 別途工事等との調整

国が別途発注する工事又は別途業務（法定点検業務等）の実施にあたり、施設等運営者は、調整等に協力する。また計画停電を伴う工事や点検を実施する際には、その対応については、調査職員と調整する。

第32条 記録の保存

報告書及び経理状況に関する帳簿類は、調査職員の求めに応じて常に提出できるよう、許可を受ける施設ごとに整理・保管し、施設等運営者において本業務完了後5年間保存する。

第33条 再調査等の依頼

近畿地方整備局は、施設等運営者からの報告等に疑義を生じた場合、再調査を依頼しより詳細な報告等を求めることができる。

第3章 ホスピタリティ（施設利用者対応）

第34条 基本事項

1. 本業務は、施設利用者に直接接する業務であり、施設利用者が快適に楽しめるよう心がけ、不快と感じさせるような身だしなみ、行動、言動とならないよう心がける。
2. 業務遂行にあたっては、常に公平なサービスの提供に努め、特定の個人や団体に有利あるいは不利な扱いとならないようにする。
3. 業務従事者の服装、作業用機械、器具、車両等については、公園にふさわしいものとし、イメージアップに心掛ける。
4. 全ての業務従事者について、名札を作成し着用する。
5. 作業にかかる車両や商品納入車両の乗り入れは最小限にとどめ、また開館時間中の乗り入れも最小限に留める。車両の運転については、公園利用者及び施設利用者の安全確保を第一として必要に応じ誘導員を配置するとともに、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動する。

第35条 施設利用者対応

1. 園内の概要や開催するイベント等の基本情報を収集し、公園利用者及び施設利用者の問い合わせに対応する。問い合わせの内容に関して、必要に応じて運営維持管理業務受託者等に確認又は引き継ぎを行う。
2. 公園利用者及び施設利用者の苦情については、誠意を持って適切かつ迅速に対応し記録するとともに、調査職員に書面により報告する。
3. 園内掲示板、掲示物を適切に管理する。
4. 障がい者及び高齢者等から施設利用上の援助を求められた場合には、適切に対処する。
5. 施設利用者の利便性向上のために必要に応じて車椅子等の歩行補助具の貸出しを行う。

第36条 拾得物、残置物の処理

施設等運営者が、施設内で遺失物を発見した場合は、速やかに運営維持管理業務受託者へ届け出る。

第37条 広報・広聴

1. 施設等運営者は、収益施設において提供する商品やサービスに対する施設利用者の評価、苦情などの意見の聴取や記録に取り組みなければならない。
2. 施設等運営者は、聴取や記録した施設利用者の評価や注文などの意見を集約し、調査職員に書面により報告しなければならない。
3. 施設等運営者は、施設の利用促進を目的としたホームページやポスター、チラシ等の広報の展開に関する計画を、調査職員と協議した上で策定し、それに基づき広報活動を行う。
4. 施設等運営者が、ホームページによる情報発信を行う際は、運営維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページに、設置管理許可書で許可を受けた運営業務の運営日時、提供サービス等基本的な運営業務内容について掲載することは可能である。ただし、その他企画商品や行催事等販売促進に係る内容については、ホームページとは別に設置すること

とし、そのホームページを運営維持管理業務受託者が管理する本公園のホームページにリンクすることは可能である。なお、データを収納するサーバ及びリンクする他のホームページについて、事前に調査職員と協議を行う。

5. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園ホームページ上で発信する情報について、別添2「R8-12国営飛鳥歴史・平城宮跡公園運営維持管理業務」における情報セキュリティについて、及び近畿地方整備局が定めるプライバシーポリシーに基づいた適正な内容であることを事前に確認する。
6. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、情報（掲載する文書、図画、写真及び音楽など）における著作権等の知的所有権に配慮する。
7. 施設に関するリンク先のホームページは原則として一つとする。ただし、それによりがたい場合は、別途調査職員と協議するものとする。

第38条 掲載情報の更新・修正・訂正

1. 施設のホームページやポスター、チラシ等の広報の掲載情報については、常に新しい情報を掲載し更新に努める。
2. 施設等運営者に所属する情報ネットワークのシステム管理者は、個人に関する掲載情報について、本人又は保護者から内容の訂正又は削除の要請を受け、必要と認めた場合には、訂正等の措置をとる。
3. 施設等運営者は、施設のホームページであるとの誤解を与える内容の他のホームページを発見した場合には、調査職員に報告をした上で、当該ホームページ管理者に対し訂正等必要な措置を求める。

第4章 安全衛生管理

第39条 基本事項

1. 安全管理

- 1) 施設等運営者は、収益施設における施設利用者の安全確保並びに快適な利用を図る。
- 2) 本業務の履行にあたり、適切な措置・対応を行うなど、施設等運営者の責任において常に善良なる管理を行うものとする（別添1「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園における行為の禁止等に関する取扱要領」参照）。
- 3) 施設等運営者は、消防法等関係法令に準拠するほか、近畿地方整備局が別途定める計画・規定等を遵守する。
- 4) 施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防用設備等の自主検査を実施し、調査職員に報告する。
- 5) 異常を確認した場合、速やかに調査職員に報告し、その指示に従う。安全管理には十分注意し本業務を履行する。
- 6) 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、事前に調査職員と協議を行い、必要に応じて作業実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出する。また、作業実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
- 7) 作業中は服装及び言動に注意し、公園利用者及び施設利用者に不快感を与えないよう留意する。

2. 安全確保

- 1) 本業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ、事故の防止しなければならない。
- 2) 施設若しくは許可区域内において、公園利用者及び施設利用者に危険が及ぶ恐れのある障害が発生した場合は、危険防止に必要な措置を調査職員に書面により報告のうえ講じ、事故の発生を防止しなければならない。
- 3) 本業務の実施に係る車両の運行に際しては、国営飛鳥歴史公園事務所発行の許可証を前面に提示し、別添1 1「申請書（車両乗入れ許可書）」の車両の乗入れ許可条件を遵守して走行するも、また、作業にかかる車両の持ち込みは最小にとどめ、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう、必要に応じ誘導員を配置するか、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならない場所へ速やかに移動する。
- 4) 公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業の実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等、作業中は安全管理を徹底し、公園利用者及び施設利用者の安全を十分に確保する。
- 5) 作業中は、園内の施設工作物及び樹木等を破損しないように注意する。

3. 救急救護

- 1) 施設等運営者は、管理運営要領の「救急救護」において救急時の対応方法を定める。
- 2) 施設等運営者は、開館時間中は救急活動に当たらなければならない。
- 3) 施設等運営者は、救急活動を要する事態を認めたときは、施設利用者の急病や負傷には応急処置をとり、事故や怪我等の状態により、消防車や救急車を要請するなど、最も適切と思われる措置をとらなければならない。

- 4) 施設等運営者は、前項の措置をとった場合は、その原因となる事項や処置内容等を正確に記録するとともに、その経過及び結果を速やかに調査職員に報告する。
 - 5) 施設等運営者は、傷病者の発生に備え、日頃から研修・訓練等を行う。
4. 災害時、異常時等の対応
- 1) 施設等運営者は、災害防止等のために必要があると認められるときは、施設利用者の安全を確保し、迅速かつ的確に避難誘導を行うなど臨機の措置をとらなければならない。この場合において、施設休止等の必要があると認めるときは、施設等運営者はあらかじめ近畿地方整備局の書面による承諾を得なければならない。ただし、緊急上やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
 - 2) 前項の場合においては、施設等運営者は、そのとった措置の内容を調査職員に速やかに書面により報告する。
 - 3) 台風、豪雨等の災害発生が予想される場合には、事前に土のう設置、雨水桝の詰まり防止のための落ち葉除去等を実施し、被害の軽減に努めなければならない。
 - 4) 台風、豪雨等の災害発生時に調査職員の指示した箇所の巡回、土のう等の設置等を行う。
 - 5) 近畿地方整備局は、災害防止上特に必要と認めるときは、施設等運営者に対して、臨機の措置をとることを指示することができる。
 - 6) 調査職員の指示により、災害時、異常時等の緊急を要する場合は、施設等運営者は、迅速に必要な人員を確保し、適切な措置・対応を行う（別添15「災害対策部運営計画」参照）。
 - 7) 災害時、異常時等の発生後は、園内の臨時巡視・点検を速やかに行い、安全を確認し、調査職員に書面により報告する。異常を確認した場合は、前項に基づき適切な措置・対応を行う。
 - 8) 施設等運営者は、天変地異等により、運営を一時中止・変更、または休止したときは、運営再開の前に施設の点検を行い、異常のないことを確認しなければならない。異常を確認した場合は、本規定書第1編総則第8条に基づき適切な措置・対応を行う。
 - 9) 関係機関の立会検査または調査がある場合は、施設等運営者は調査職員の指示により立会等に協力する。

第40条 点検等

1. 安全衛生管理計画
 - 1) 施設等運営者は、食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき設定した法定点検及び自主点検計画を記載した安全衛生管理計画書を近畿地方整備局に提出の上、書面により承認を受ける。
 - 2) 安全衛生管理計画書に記載した、法定点検及び自主点検については、特段の事情がない限り予め設定したスケジュールに沿って実施すること。
 - 3) 上記法定点検等の結果については、遅滞なく近畿地方整備局に書面により報告する。
2. 定期点検
 - 1) 施設等運営者は、施設利用者が快適に利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努める。

- 2) 施設の定期点検は、原則として施設等運営者が行うが、定期点検項目のうち、関係法令及び規則に基づいて行う法定点検は、近畿地方整備局が別途行う。
- 3) 法定点検項目以外の定期点検は、施設等運営者が自ら設定する。
3. 自主点検
 - 1) 自主点検は、施設等運営者が建築保全業務共通仕様書に準じて行う。
4. 日常点検
 - 1) 施設等運営者は始業点検、終業点検、巡回パトロール等を実施し、適切な管理を行う。
 - 2) 施設等運営者は、建築物等について、目視等の簡易な方法により建築物の劣化及び不具合の状況を把握し、保守のための軽微な修繕を行い、事故・故障等の未然の防止に資するよう管理する。
 - 3) 施設等運営者は、施設、設備等が損傷、破損又は滅失したとき及びそれを発見したときは、直ちに調査職員に報告する。
5. スタッフ管理・研修
 - 1) 日常管理業務に加え、施設利用者の案内や苦情・要望、事故・災害時非常時における緊急対応が適切に行われるよう、一元的な管理体制を構築しなければならない。
 - 2) 運営体制人員は、円滑な管理運営を行うため、施設利用者数の動向に基づき弾力的に配置する。
 - 3) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施又は要請するスタッフ管理・研修、公園全体での調整連携等への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
 - 4) 施設等運営者は、施設が有する機能を最大限に活用するとともに、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行う。
 - 5) 建築物の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図るため、除塵、拭き、清浄、ゴミの収集等の作業により汚れを除去することによって、快適な環境を整備するとともに、建築物の各部材、設備等の更新時期の延伸に資するよう管理する。
 - 6) 車両の運転に際しては、公園利用者及び施設利用者の迷惑とならないよう必要に応じ誘導員を配置するとともに、国営飛鳥歴史公園事務所発行の許可証を前面に提示し、許可証裏面の「車両の乗入れ許可条件」を遵守して走行する。

第41条 危機管理

1. 事故・災害
 - 1) 緊急時連絡体制構築

施設等運営者は、緊急連絡体制表を作成し、調査職員に提出する。
 - 2) 予防対策
 - ①施設等運営者は、施設を運営している期間中は毎月1回、施設の消防設備等の自主点検を実施し、異常を発見した場合は調査職員に書面により報告する。
 - ②本業務を行う場所若しくは、その周辺に第三者が存する場合または立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な措置を調査職員に報告の上、当該措置を講じ事故の発生を防止する。

3) 初期対応

- ①施設等運営者は、調査職員の指示に従い、公園利用者及び施設利用者に対する案内及び緊急の対応等のサービスに努める。
- ②万一、設備、機器等に事故その他、異常が発生したときは、必要に応じてその部分の使用を一時停止又は使用制限をする等の措置をした上、直ちに調査職員に報告し、臨時に精密検査を行い、その原因を究明し、機能復旧に努めると共に、再発防止のための必要な措置をとる。
- ③その他事故等が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、施設等運営者が作成した緊急連絡体制に基づき関係機関へ連絡し、次の各号に掲げる事項について、遅滞なく、事故報告書（様式5「事故情報記録」参照）等により調査職員に報告しなければならない。
 - 一 事故発生日時
 - 二 事故発生場所（図示）
 - 三 事故発生の原因（受傷者の氏名・連絡先・受傷状況・事故原因等）
 - 四 事故の程度
 - 五 （公園側に過失がある人身事故の場合）医師の診断結果
 - 六 事故処理の概略
 - 七 再発防止対策等
- ④重大事故についてはただちに調査職員に報告し、その指示に従う。

2. 異常事態対策

- 1) 施設等運営者は、近畿地方整備局が実施又は要請する異常事態対策への参加・協力・実施を、積極的かつ主体的に行う。
- 2) 施設等運営者は、異常な事案が発生した場合、その内容・初期対応状況等を、速やかに調査職員へ報告するとともに、警察、消防署等関連部局に連絡する。

第5章 施設管理

第42条 基本事項

1. 施設等運営者は、消耗品交換・修繕の実施に際して、許可を受けた施設内及びその周辺の環境を良好に維持することを心掛けなければならない。
2. 設備および管理備品は、施設等運営者の注意義務で管理する。

第43条 清掃等

1. 施設等運営者は、許可を受けた範囲内ならびにその周辺の環境について、常に清潔かつ快適な環境を保持するために、計画的な清掃管理を実施する。
2. 施設等運営者が、清掃を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意する。
3. 施設等運営者は、自らが実施する清掃と運営維持管理業務受託者が実施する清掃について、その清掃範囲及び夾雑物が混合しないように注意する。

第44条 工事等

1. 施設等運営者は、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事の実施に際して、事前に調査職員と協議を行ない、必要に応じて作業実施体制に係る書類を作成し、業務着手までに調査職員に提出する。また作業実施体制に変更が生じた場合の対応についても同様とする。
2. 施設等運営者が、消耗品の交換や施設等運営者が自ら実施する修繕工事を実施する際には、施設利用者ならびに公園利用者の安全確保に十分注意するとともに、施設等運営者の責任において常に公園の観察を行ない、善良なる管理を行う。
3. 施設等運営者は、自らが実施する修繕工事について、その施工範囲及び構造物が、許可を受けた範囲及び許可を受けた構造物であることを注意する。

第45条 安全管理

1. 施設等運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事を実施するにあたり、施設利用者の安全確保に十分注意をすると共に、施設等運営者の責任において常に施設周辺の観察を行ない、善良なる管理を行なうものとする。
2. 施設等運営者は、収益施設に係る清掃や修繕工事に関連する工事車両の運転について、近畿地方整備局発行の通行許可証を全面に提示し、許可証裏面の「車両の乗入れ許可条件」を遵守して走行する。なお、公園利用者ならびに施設利用者への影響を最小限にする目的から、持ち込み車両の最小化や誘導員の適宜配置、迷惑とならない場所への速やかな移動を心掛ける。
3. 施設等運営者は、公園利用者や施設利用者に対する安全確保上必要があると判断される作業実施時に、作業エリアをバリケード等で囲い作業中であることを明示すること等の安全管理を徹底する。
4. 作業中は、園内の施設工作物ならびに樹木等を破損しない様に十分注意する。
5. 作業従事者は、服装ならびに言動に注意し、公園利用者ならびに施設利用者には不快感を与

えないよう留意する。

第6章 財産管理

第46条 台帳管理

1. 施設等運営者が施行した固定資産（償却資産）は、「固定資産税における家屋と償却資産の分離申出書」を所轄の税務事務所に提出する。
2. 運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（消耗品の購入、貸与した備品類の修理等）は、施設等運営者の負担とする。

第47条 管理備品の取り扱い

1. 管理備品の取扱い

許可を受けた収益施設の運営に必要な備品は、施設等運営者が全て準備する。ただし、業務開始時に近畿地方整備局が費用を負担した備品の引き継ぎを受けた場合は、施設等運営者は、本業務完了の際、残存する備品で近畿地方整備局その費用を負担したものについて、当該備品を近畿地方整備局に引き渡す。ただし、翌年度以降において当該契約が引き続き締結され、当該業務に継続して使用されるものはこの限りではない。

残存する備品とは、本業務において管理上必要となった機械器具、その他の物品の内、原状のまま比較的長期の使用に耐え、取得価格（消費税込み）が5万円以上のものをいう。

なお、その取扱いについては、近畿地方整備局が定める規定等による。

2. 特定備品の取扱い

施設等運営者は、施設の管理・運営に必要な機器・設備等を持ち込むことができる。ただし、「本章 第21条 業務の完了・引継、原状回復等」に記載があるとおり、施設等運営者は、業務が完了する場合または、契約が解除された場合、速やかに管理物件を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡すこととなること、さらには、原状回復する際に残存価値が残される場合であっても、「本章 第22条 立退料等の不請求」にあるとおり、近畿地方整備局に対し施設等運営者の施設の買取等を請求することを禁じていることを踏まえ、施設等運営者の一切の責任のもとで機器・設備等を持ち込むこととする。

ただし、第48条に従い、次期施設等運営者に資産を引き渡す場合は、原状回復を行わなくてもよいものとする。なお、資産の処分については、施設等運営者が責任を負うものとする。

第48条 本業務の引継

1. 施設等運営者は、業務の履行が満了するとき（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除された場合は、近畿地方整備局または新たな施設等運営者と十分に事務引き継ぎを行い、施設の管理運営に支障が生じないようにする。この際、速やかに施設を原状に回復して、近畿地方整備局に引き渡す。ただし、原状回復することが不可能もしくは不適當である場合、近畿地方整備局の承認を得て原状回復せずに引き渡すことができる。
2. 不可抗力その他、近畿地方整備局や施設等運営者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、近畿地方整備局と施設等運営者は管理の継続の可否について協議する。
3. 施設等運営者は、本業務の履行期限（継続して、契約した場合は除く）又は、契約が解除

されるまでは、施設の管理運営が円滑に実施されるよう業務実施体制（第27条記載）を維持する。

4. 履行期限後において補償すべき事態が発覚し、その原因が履行期間内の瑕疵等であることが明らかな場合は、その費用は施設等運営者が負担する。

第2編 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園収益施設等設置管理運営個別規定書

第1章 売店

第1条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項または本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議する。

第2条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
売店(飛鳥区域) 【必須施設】	キトラ古墳周辺地区 キトラ古墳壁画体験館 四神の館内
売店(平城宮跡区域) 【裁量施設】	平城宮跡展示館(平城宮いざない館)内

第3条 責任者の選任

施設等運営者は、食品衛生責任者等、管理運営上法的に必要な資格を保持する者を選任した上で、物販施設の管理運営にあたらせる。

第4条 運営日時

1. 運営期間は、原則としてキトラ古墳壁画体験館 四神の館及び平城宮跡展示館(平城宮いざない館)の開館日時に合わせるものとする。なお、運営期間を短縮又は延長する場合は、施設等運営者は、事前に近畿地方整備局と協議し、その結果を書面により提出又は必要な申請を行うものとする。
2. 運営時間は、原則として以下の時間帯とし、施設利用者へのサービスの提供を安定的に行う。なお、運営時間を短縮又は延長する場合は、調査職員と協議する。

■飛鳥区域(キトラ古墳壁画体験館 四神の館)の運営日時

	期間	時間
	開館	4月1日～11月30日 12月1日～2月末日 3月1日～3月31日
休館	12月29日～1月3日 4、7、11、2月の第2月曜日	

■平城宮跡区域(平城宮跡展示館(平城宮いざない館))の運営日時

	開館期間	開館時間
	開館	4月1日～3月31日
休館	12月29日～1月3日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)	

第5条 販売内容・利用料金

施設利用者へ提供する商品は刊行物、グッズ、遊具類、飲料、加工食品、菓子、氷菓等を想

定しているが、販売価格は、調査職員と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格を踏まえて定める。なお、販売品目等は施設利用者のニーズを把握し、その見直しを図るなど、満足度の向上に努める。見直しを行う際は、調査職員と事前に協議する。

第6条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行う。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な修繕又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第7条 安全衛生管理

1. 衛生管理及び安全管理は、施設等運営者において全責任を負う。
2. 売店は、常に清潔、快適かつ安全な状態に維持する。
3. 食品衛生法、消防法等の関係諸法令及び規則に基づき、安全衛生管理計画書及び緊急時連絡体制を定めて、調査職員に提出の上、十分な衛生管理及び安全管理等を行うとともに事故防止に努める。
4. 法定点検等の結果については、遅滞なく調査職員に報告する。
5. 食中毒等の事故が発生したとき、又はその恐れがあるときは、速やかに必要な措置を取り、緊急時連絡体制に基づき、遅滞なく書面等により調査職員に報告する。なお、食中毒等社会的な影響や人的影響等を伴うときは、近畿地方整備局がマスコミ対応等を行うが、その際、近畿地方整備局の求めに応じ施設等運営者は迅速かつ適切に協力しなければならない（様式5「事故情報記録」参照）。
6. 食中毒等により、施設利用者に対して、人的損害を及ぼした場合は、施設等運営者の責任において、その賠償を行う。

第8条 費用負担

1. 収益施設運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備する。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第9条 責任の範囲

1. 次の各号に該当する場合は、近畿地方整備局及び施設等運営者は、賠償責任を負わないものとし、その旨を施設利用者が分かるように看板等の掲示を行う。
 - 1) 天変地異、その他不可抗力による事故、及び管理上の責に帰することのできない事由によって生じた施設利用者の損害。
 - 2) 施設等運営者の過失に依らない損害。
2. 前号及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明できる場合を除き、施設等運営者はその損害を賠償する。
3. 施設等運営者の過失等が原因で、施設を損傷し又は滅失した場合、施設等運営者がその損害を賠償する。ただし、施設利用者の責めに帰すべき理由がある場合には、施設利用者に損害の賠償を求める。

第2章 自動販売機

第10条 設置箇所、販売内容・料金等

1. 本施設は、近畿地方整備局の許可を受けた上で、施設等運営者が自ら設置することのできる裁量施設であり、設置箇所、設置台数は施設等運営者の提案によるものとする。
2. 自動販売機での販売は、缶又はペットボトル又は紙パック、紙コップの飲料品（乳飲料を含む）、アイスを想定しているが、販売価格は市場価格並みとすること。
3. 自動販売機で酒類、たばこの販売は行わないこと。
4. 自動販売機の大きさについては、指定の範囲内に設置できるものであること。
5. 施設等運営者は、施設利用者が安全かつ快適に施設を使用できるよう、安全面、衛生面、機能面及び景観に留意して適切な管理を行う。

表 飛鳥区域の自動販売機 参考：令和7年度実績

設置箇所	設置する自動販売機台数	特記事項
休憩所【石舞台地区】	6台	
豊浦休憩所【甘樫丘地区】	2台	
川原駐車場【甘樫丘地区】	2台	
国営飛鳥歴史公園館前休憩所【高松塚周辺地区】	4台	再整備工事に伴い令和8年夏頃～令和12年頃まで設置不可とするが、設置不可期間中は、協議の上、公園内別箇所の同等の面積に自動販売機を設置することを可能とする。また、当該区域の利用再開後は、協議の上、設置可能とする。
芝生広場休憩所【高松塚周辺地区】	2台	
檜隈寺跡前休憩案内所【キトラ古墳周辺地区】	1台	

表 平城宮跡区域の自動販売機 参考：令和7年度実績

設置箇所	設置する自動販売機台数	特記事項
休憩所	2台	
復原事業情報館	2台	
平城宮跡展示館(平城宮いざない館)	3台	
南門広場休憩所	1台	

第11条 費用の負担

1. 自動販売機運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費、清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）、自動販売機の購入、設置、機械の交換、撤去並びに保守・故障対応等に要する費用、自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する費用、その他運営に関する備品等（建物除く）の費用及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る補修又は改造等に係る費用は、施設等運営者の負担とする。
2. 自動販売機の商品の補充、売上金回収等に要する経費、自動販売機周辺に設置する回収ボックスの設置及び空き容器回収に要する費用は、施設等運営者の負担とする。
3. 自動販売機の設置に伴う電気・排水工事の追加工事を必要とする場合はそれに要する経

費は、施設等運営者の負担とする。

4. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第12条 自動販売機の維持管理

1. 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、施設等運営者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、売り切れ商品がないよう努める。
2. 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で、選別回収タイプの回収ボックスを設置するとともに、施設等運営者の責任で適切に空き容器を回収・処分する。
3. 自動販売機の清掃を実施するとともに、衛生管理及び感染症対策については、関係法令を遵守するとともに徹底を図る。
4. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで「安全設置」する。

第13条 その他留意事項

1. 自動販売機の設置に関する必要な手続きは、施設等運営者が行う。
2. 自動販売機の設置にあたっては、事前に調査職員と協議し、必要な手続きを実施したうえで設置する。
3. 販売商品等については事前に調査職員と協議し、決定する。
4. 自動販売機を第三者に譲渡又は貸与してはならない。
5. 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、調査職員の指示に従う。

第3章 臨時売店

第14条 総則

施設等運営者は、飲食・物販施設の管理運営に際して、関係法令等を遵守し、施設利用者への快適なサービスの提供及び安全確保に努めるものとする。なお、本規定書に記載のない事項又は本規定書に疑義が生じたときは、その都度、施設等運営者は調査職員と協議する。

第15条 運営対象施設

運営対象施設は次のとおりである。

■運営対象施設一覧

施設名称	営業場所
臨時売店(飛鳥区域)	祝戸地区 石舞台地区 甘樫丘地区 高松塚周辺地区 キトラ古墳周辺地区
臨時売店(平城宮跡区域)	開園区域内

第16条 運営日時

- 施設等運営者は、原則として以下の期間に臨時売店を開設することが出来る。当該期間以外における臨時売店の開設については、調査職員と協議を行うこととする。
 - ・春季：4月の第1土曜日～5月の第4日曜の間の土日祝日
 - ・ゴールデンウィーク：4/29～5/5の土日祝日とするが、前後3日以内については協議の対象とする。
 - ・秋季：9月の第1土曜日～11月の第4日曜の間の土日祝日。
- 運営時間は、原則としてキトラ古墳壁画体験館 四神の館及び平城宮跡展示館（平城宮いざない館）と合わせるものとする。これによらない運営時間を設定する場合は、調査職員と協議を行うこととする。

■飛鳥区域（キトラ古墳壁画体験館 四神の館）の運営日時

開館	期間	時間
	4月1日～11月30日	9:30～17:00
休館	12月1日～2月末日	9:30～16:30
	3月1日～3月31日	9:30～17:00
	12月29日～1月3日 4、7、11、2月の第2月曜日	

■平城宮跡区域（平城宮跡展示館（平城宮いざない館））の運営日時

開館	期間	時間
	4月1日～3月31日	9:00～17:00
休館	12月29日～1月3日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）	

第17条 販売内容・利用料金

施設利用者へ提供する商品は刊行物、グッズ、遊具類、飲料、加工食品、菓子、氷菓等を想

定しているが、販売価格は、調査職員と協議の上、周辺類似事例に基づき、収益施設全体の収支のバランスを鑑みながら、市場価格を踏まえて定める。

第18条 設置箇所

1. 開設可能とする箇所は、祝戸地区、石舞台地区、甘樫丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区、並びに、平城宮跡区域の開園区域内とする。なお、臨時売店の開設個所については調査職員と協議の上、決定する。
2. 臨時売店の規模は、原則50㎡までとし、それを超えて設置する場合は調査職員と協議を行うこととする。
3. 通常の駐車場利用との利用調整を図るとともに、1ヶ月程度の周知期間をとって実施する。

第19条 施設・設備の維持管理

施設等運営者は、施設利用者が快適に施設を利用できるよう、常に清潔かつ快適な状態に維持することに努めるものとし、日常管理として、以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 施設に係る清掃及び塵芥処理。
- 2) 施設の点検整備及び軽微な修繕又は故障の修理。
- 3) その他利用によって消耗する施設の修繕、消耗品の購入等。

第20条 安全衛生管理

施設等運営者は、本編第1章「売店」第7条に準じて、安全衛生管理を行う。

第21条 費用負担

1. 臨時売店運営に関わる一切の費用（営業に際し必要な許認可に関わる経費、光熱水費等）、運営に関する備品等（建物除く）の費用、管理区域に関する建物管理費（清掃費、消耗品の購入、施設の点検整備、軽微な修繕、貸与した備品類の修理等）及び各種保険料、さらには施設等運営者自らが設置した工作物、設備等に係る修繕又は改造等に係る経費は、施設等運営者の負担とする。
2. その他、出店にかかる設備等や本業務を実施するために必要な備品等についても、施設等運営者の負担で準備する。
3. 施設利用者の不適切な使用により、関連施設・設備、備品等を破損または紛失した場合は、原則施設利用者責任として、修理費または施設等運営者が定める損害料を徴収する。

第22条 責任の範囲

臨時売店の運営に係る責任の範囲は、本編第1章「売店」第9条に準じるものとする。

第4章 自主事業

第23条 総則

施設等運営者は、公園の利便性や魅力をより一層高めるため、独立採算により、繁忙期における臨時物販施設や通年での飲食・物販施設等の設置運営、行催事（広報も含む）を自主事業として実施することができる。

第24条 基本事項

1. 行催事を開催する場合は、本公園の利用増につながる各種行催事の主催、共催等も可能とする。
2. 自主事業の内容については、本公園利用に相応しくない場合、その実施を認めない場合がある。このため、施設等運営者は事前に調査職員と協議を行う。
3. 調査職員と施設等運営者は、本公園の利用促進等のために自主事業の実施について協議する。
4. 施設等運営者は、自主事業による公園施設の利用が他の公園利用者による利用や安全に支障が生じないように、十分に調整を図って対応する。
5. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る必要がある場合、申請書を調査職員に提出して許可を受けなければならない。ただし、都市公園法第12条第1項第2号に掲げる行為の許可については、施設等運営者の申請に限り、自主事業の内容を「業務計画書」に記載することにより、年間を通して一括申請を行うことができる。
6. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、施設使用料または建物使用料及び土地使用料を納めることが必要となる場合がある。
7. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、都市公園法施行令第20条に基づく都市公園法第5条又は第6条の許可を受けた範囲の維持管理にかかる費用（水道、電気料金を含む）を負担する。
8. 施設等運営者は、自主事業の実施にあたり、協賛企業から協賛金を募り、実施費用に当てることができる。なお、この場合、以下の点に留意すること。
 - 1) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自主事業の実施場所に協賛企業の名称等の表示等を行うことができる（はり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーンへの協賛企業名の表示）。この場合、奈良県の屋外広告物に関する規制等、関係法令等を遵守する。
 - 2) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、協賛企業に自己の協賛内容を広報宣伝させることができる。
 - 3) 施設等運営者は、事前に調査職員の承諾を得た上で、自らが作成する自主事業に関するポスター・パンフレット・スタッフジャンパー等に、協賛企業の名称等を表示させることができる。
11. 施設等運営者は、調査職員が自主事業に関する収支状況等の報告を求めた場合には、そ

れに応じなければならない。

第25条 自主事業における飲食・物販施設等の設置運営

1. 施設等運営者は、本公園の基本計画等との整合が図られ、かつ優良な投資を伴う提案に基づき、別添21（「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲」）に定める範囲において、施設を新設し、本業務の実施期間を超えて、10年間を限度として管理運営することができる。なお、管理運営の方法については、本規定書に記載する各種収益施設の方法に準じるものとする。また、自主事業においても他の収益施設同様に、都市公園法第5条に基づく許可を受けた上で、土地使用料を納めなければならない。

この場合、R8-12 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務の契約期間終了後（継続して契約した場合は除く）は自主事業ではなくなるが、都市公園法第5条の許可に基づき実施できるものであり、近畿地方整備局が承認した場合は、許可期間終了後の許可の更新も可能である。また、施設を新設する場合、許可期間終了時（更新が行われた場合は除く）は、自己の負担において原状回復しなければならないが、近畿地方整備局が特別に承認した場合はこの限りではない。

2. 施設等運営者が、新たに飲食・物販施設等の設置を行う場合、以下の地区のうち、指定した箇所を実施する。

■飲食・物販施設等の設置運営可能地区

区域	地区 (指定箇所)	地区面積 (ha)	関連法令による規制等 (規制等の詳細は別添22参照)	備考
飛鳥区域	甘樫丘地区（川原駐車場・芝生広場・休憩所周辺）	25.1	A：第一種歴史的風土保存地区 B：第一、第三種風致地区 C：甘樫丘周辺景観形成特定区域 D：埋蔵文化財包蔵地	別添21「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲（甘樫丘地区）」参照
	キトラ古墳周辺地区（檜前寺跡周辺）	13.8	A：第二種歴史的風土保存地区 B：第二種風致地区 C：キトラ古墳周辺景観形成特定区域 D：埋蔵文化財包蔵地	別添21「自主事業における飲食・物販施設等の設置運営可能範囲（キトラ古墳周辺地区）」参照

3. 飲食・物販施設等の設置に係る提案にあたっては、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「古都法」という。）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（以下「明日香法」という。）、都市計画法（及び明日香村風致地区条例）、景観法（及び明日香村景観条例）等、当該地区にかかる現行法令に基づく規制等を遵守するとともに、当該地区が有する歴史や文化、自然環境、周辺の公園施設等との調和を十分に図る。

なお、第1種・第2種歴史的風土保存地区について、公園施設の整備に係る行為の許可は不要であるが、「明日香村整備基本方針（明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に

関する基本方針)」に沿った施設の整備とする。

4. 飲食・物販施設等の設置にあたっては、近畿地方整備局と事前に協議し、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得る。
5. 施設の運営上必要となる電気・水道等設備の当該施設への引き込みについては、事前に調査職員と協議した上で、施設等運営者が実施する。また、飲食・物販施設等の設置にあたっては、現在の動線を基本とし、既存園路の線形の変更は基本的に認めない。
6. その他、飲食・物販施設等の設置に際し必要となる周辺住民等との事前調整及び各種手続きは全て施設等管理者が実施するとともに、整備に要する費用は、全て施設等管理者が負担する。

第26条 行催事

施設等運営者は、以下に示す主要施設及びその他の公園施設において、外国人を含めた観光客等による来園者増に資する優れた行催事を企画し、実施することができる。なお、行催事の実施にあたっては、来園者から料金を徴収し、当該行催事の内容の充実を図ることができる。

また、施設等運営者は、行催事で主要施設を使用する場合は、第1編第1章第14条（国有財産の施設使用料）に基づき、施設使用料を納入しなければならない。その他の公園施設における公園施設での行催事については、第1編第1章第14条第2項に基づき、建物使用料又は土地使用料を納入しなければならない。

■ 主要施設

施設名称	場所
企画展示室	平城宮跡区域 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）
多目的室	平城宮跡区域 平城宮跡展示館（平城宮いざない館）

利用者数の集計方法（飛鳥区域）

○「目標」として求める飛鳥区域の公園利用者数は、以下のとおり扱うので、留意すること。

■飛鳥区域の公園利用者数の算定方法

地区別推計公園利用者数 = 飛鳥区域5地区の地区別推計公園利用者数の合計 ^{※1} + (イベント参加者数) ^{※4} + (祝戸荘利用者数)
--

※1 飛鳥区域5地区の地区別推計公園利用者数の算定方法

地区	平休日など		公園利用者数の算定式
石舞台	平日		$A \times 1.480 / E \times F$
	休日		$A \times 2.408 / E \times F$
高松塚周辺	全日(休館日以外)	平日	$(A \times 0.457 + B \times 0.336 + C \times 2.114) / E \times F$
		休日	
	休館日	平日	$A \times 1.049 / E \times F$
		休日	
甘樫丘	平日		$A \times 0.680 / E \times F$
	休日		
祝戸	平日		$A \times 0.057 / E \times F$
	休日		$A \times 0.116 / E \times F$
キトラ古墳周辺	全日		$D^{※3} \times 0.7946 + 124.75$

- ・ A: 石舞台古墳入場者数 B: 高松塚壁画館入館者数 C: 国営飛鳥歴史公園館入場者数
- ・ D: キトラ古墳壁画体験館 四神の館入館者数 E: 一人当たり利用地区数^{※2} F: 日常利用係数^{※2}
- ・ 上記算定式を用いて地区毎に利用者数を算出する。
- ・ なお、各地区の利用者数に端数が生じる場合については、1人単位（1人未満切上げ）とする。
- ・ 「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日をいう。

※2 「一人当たり利用地区数」及び「日常利用係数」

	平日・休日別	
	平日	休日
一人当たり利用地区数	1.526	1.566
日常利用係数	1.135	1.099

※3 キトラ古墳壁画体験館 四神の館 入館者数の集計方法

- ・ 入口1箇所です受付担当者によるカウント

※4 イベント参加者数

対象とするイベントは、歴史的資源、里山、農地等を活用し、多くの公園利用者が参加・学習・交流できる内容のものであること（持ち込みイベント含む）。

利用者数の集計方法（平城宮跡区域）

①【通常日】

公園利用者数＝(いざない館入館者数×3.3142)＋1014.7＋イベント参加人数

●留意事項

- ・いざない館休館日については、休館日前後1週間の平均とする。
上記の方法により算出できない日については、当該週に含まれる平日の平均値をもって代替する。
- ・ただし、台風など災害による休館日については0人とする。
- ・上記算定式を用いて算出した公園利用者数に端数が生じる場合については、1人単位（1人未満切り上げ）とする。

国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の年度別の目標

(1) 飛鳥区域

① 公園利用者数の確保

各年度の目標値は以下の通りである。

なお、令和8年度の第一四半期から第三四半期、令和12年度の第四四半期は含まない。

■公園利用者数

	年間
令和8年度	12万人(2ヶ月)
令和9年度	80万人
令和10年度	80万人
令和11年度	80万人
令和12年度	64万人(9ヶ月)

② 利用者満足度の確保

各年度の目標値は以下の通りである。

■公園全体の満足度(公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率)

	年間
令和8年度	45%
令和9年度	45%
令和10年度	45%
令和11年度	45%
令和12年度	45%

(2) 平城宮跡区域

① 公園利用者数の確保

各年度の目標値は以下の通りである。

なお、令和8年度の第一四半期から第三四半期、令和12年度の第四四半期は含まない。

■公園利用者数

	年間
令和8年度	16万人(2ヶ月)
令和9年度	130万人
令和10年度	130万人
令和11年度	130万人
令和12年度	106万人(9ヶ月)

② 利用者満足度の確保

各年度の目標値は以下の通りである。

■公園全体の満足度(公園の運営に関する「非常に満足」の回答比率)

	年間
令和8年度	45%
令和9年度	45%
令和10年度	45%
令和11年度	45%
令和12年度	45%

公園の利用に関するアンケート調査（飛鳥区域）

1. 利用者満足度調査

利用者満足度の確保のモニタリングのため、近畿地方整備局が以下について実施する。

- 1) 国営飛鳥歴史公園利用者の利用満足度を調査する。
- 2) 調査内容については、「国営飛鳥歴史公園 公園の利用に関するアンケート調査票（案）」によるものとする。
- 3) アンケート調査は、園内各地区の主要箇所时常設置された回答ブースにて行う。

『国営飛鳥歴史公園』の利用に関するアンケート

Q1. 『国営飛鳥歴史公園』全体の満足度 【○印は1つだけ】

1. 非常に満足 2. ある程度満足 3. やや不満 4. 非常に不満

Q2. 『国営飛鳥歴史公園』全体の項目ごとの満足度

項目	満足度【○印を各項目1つずつ】			
	非常に満足	ある程度満足	やや不満	非常に不満
1. 歴史・文化に関する情報のわかりやすさ	1	2	3	4
2. 季節を彩る花の演出	1	2	3	4
3. 公園内の案内のわかりやすさ	1	2	3	4
4. バリアフリーへの対応	1	2	3	4
5. 芝生や樹木の手入れのよさ	1	2	3	4
6. 公園内の清潔さ、清掃状態のよさ	1	2	3	4
7. トイレや休憩所の管理の状態のよさ	1	2	3	4
8. 施設の展示内容のよさ	1	2	3	4
9. 公園スタッフの対応・サービスのよさ	1	2	3	4

Q3-1. 本日、訪問予定の地区・訪問した地区

地区名	訪問予定の地区に○印	訪問した地区に○印
1. 祝戸地区		
2. 石舞台地区		
3. 甘樫丘地区		
4. 高松塚周辺地区		
5. キトラ古墳周辺地区		

訪問した地区に○印をつけられた方は右の質問へお進みください

Q3-2. 地区の満足度

満足度【○印を各地区1つずつ】	満足度【○印を各地区1つずつ】			
	非常に満足	ある程度満足	やや不満	非常に不満
1	1	2	3	4
1	1	2	3	4
1	1	2	3	4
1	1	2	3	4
1	1	2	3	4

Q4. 地区の改善すべき箇所【○印はいくつでも】

項目	改善すべき項目に○印				
	祝戸地区	石舞台地区	甘樫丘地区	高松塚周辺地区	キトラ古墳周辺地区
1. 歴史情報の充実					
2. 案内看板等の充実					
3. トイレ・休憩施設の整備					
4. トイレ施設等の清掃					
5. 植栽の整備・手入れ					
6. 園路のバリアフリー化					
7. イベントの開催					
8. 駐車場の整備					

その他改善すべき内容があれば教えてください。

改善すべき地区(施設)名等	改善すべき内容

Q5. その他の訪問場所（予定を含む）【〇印はいくつでも】

- | | | | | |
|------------|----------|-------------|------------|-----------|
| 1. 飛鳥寺 | 2. 亀石 | 3. 橋寺 | 4. 岡寺 | 5. 猿石 |
| 6. 鬼の廻・雪隠 | 7. 酒船石 | 8. 天武・持統天皇陵 | 9. 県立万葉文化館 | 10. 飛鳥資料館 |
| 11. 亀形石造物 | 12. 川原寺跡 | 13. 道の駅飛鳥 | 14. 飛鳥水落遺跡 | |
| 15. その他（ ） | | | | |

Q6. 来園した目的【〇印はいくつでも】

- | | | |
|------------------------|----------------------|-------------|
| 1. 史跡見学、歴史学習 | 2. 風景を楽しむ | 3. 動植物の観察 |
| 4. 写真撮影、スケッチ等 | 5. 散歩 | 6. サイクリング |
| 7. 犬の散歩 | 8. 昼食 | 9. 子どもを遊ばせる |
| 10. 運動 | 11. 園内でくつろぐ | |
| 12. イベント（ものづくり体験等）への参加 | 13. 季節の草花の観賞（具体的に： ） | |
| 14. 修学旅行（校外学習）・旅行ツアー | 15. その他（ ） | |

Q7. 来園時に参考にした情報【〇印はいくつでも】

- | | | |
|-------------|--------------------|----------|
| 1. 新聞記事 | 2. テレビ | 3. ラジオ |
| 4. 旅行ガイドブック | 5. 雑誌・情報誌・市町村等の広報誌 | |
| 6. ポスター | 7. チラシ | 8. 観光マップ |
9. 国営飛鳥歴史公園のホームページ
 10. 明日香村のホームページ
 11. その他のホームページ（具体的に： ）
 12. SNS（具体的に： ）
 13. 特になし
 14. その他（ ）
- ご覧になった場所、入手された場所をA～Iからお選びください。
- | | |
|-------------|------------------|
| A. 市役所・町村役場 | B. 図書館・公民館 |
| C. 観光案内所 | D. ホテル・旅館 |
| E. 新聞折込 | F. 公園で以前に見た・もらった |
| G. 駅・電車やバス | H. 保育園・幼稚園 |
| I. その他（ ） | |

Q8. 以下について教えてください。

Q8-1 年齢 【〇印は1つだけ】	Q8-2 お住まい 【〇印は1つだけ】	Q8-3 同行者 【〇印は1つだけ】	Q8-4 『国営飛鳥歴史公園』への来園回数 【〇印は1つだけ】
1. 小学生 2. 中学生 3. 15～18歳 4. 19～29歳 5. 30～39歳 6. 40～49歳 7. 50～59歳 8. 60～64歳 9. 65～69歳 10. 70歳以上	1. 明日香村 2. 橿原市 3. 桜井市 4. 高取町 5. 奈良市 6. その他 都道府県名 () 市町村名 ()	1. 一人で 2. 知人・友人と 3. カップルで 4. 夫婦で 5. 家族で 6. 学校の団体 7. 地域の団体 8. 職場の団体 9. その他 ()	1. ほぼ毎日 2. 週に2～3回 3. 週に1回 4. 月に2～3回 5. 月に1回 6. 年に数回（だいたい 回） 7. 年に1回 8. 数年に1回程度 9. 今回が初めて
Q8-5 明日香村までの交通手段 【〇印は主なもの1つだけ】	Q8-6 明日香村内での交通手段 【〇印は主なもの1つだけ】	Q8-7 『国営飛鳥歴史公園』に到着した時刻及び退園予定時刻	
1. 鉄道 2. 路線バス 3. 貸切バス 4. 自家用車 5. レンタカー 6. バイク・自転車 7. タクシー 8. 徒歩 9. その他（ ）	1. 路線バス 2. 貸切バス 3. 自家用車 4. レンタカー 5. バイク・自転車（レンタサイクルを除く） 6. レンタサイクル 7. タクシー 8. 徒歩 9. その他（ ）	到着時刻 (例:14時30分) 時 分頃 退園予定時刻 時 分頃	

【自由記述欄】 どういった施設・サービス等があれば、より『国営飛鳥歴史公園』に来たいと思いますか。

祝・石・甘・高・キ / 月 日 時台 / M・F / HC 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

利用者満足度調査の結果

・利用者満足度調査のうち、包括的な目標の設定に係る満足度の調査結果を以下に示す。

①国営飛鳥歴史公園全体の満足度

■利用者満足度調査の「Q 1. 公園全体の満足度」の回答状況 (%)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年 間
令和4年度	54.2 %	51.6 %	49.4 %	46.3 %	50.7 %
令和5年度	50.8 %	46.7 %	48.5 %	48.3 %	48.6 %
令和6年度	50.3 %	49.5 %	46.9 %	54.4 %	50.1 %

公園の利用に関するアンケート調査（平城宮跡区域）

1. 利用者満足度調査

利用者満足度の確保のモニタリングのため、近畿地方整備局が以下について実施する。

- 1) 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域の利用満足度を調査する。
- 2) 調査内容については、「平城宮跡の利用に関するアンケート調査票（案）」によるものとする。
- 3) アンケート調査は、園内各地区の主要箇所に常時設置された回答ブースにて行う。

『国営平城宮跡歴史公園』の利用に関するアンケート

Q1. 『国営平城宮跡歴史公園』全体の満足度 【○印は1つだけ】

1. 非常に満足 2. ある程度満足 3. やや不満 4. 非常に不満

Q2. 『国営平城宮跡歴史公園』全体の項目ごとの満足度

項目	満足度【○印を各項目1つずつ】			
	非常に満足	ある程度満足	やや不満	非常に不満
1. 歴史・文化に関する情報のわかりやすさ	1	2	3	4
2. 歴史・文化資産の保存、復原の状態	1	2	3	4
3. 歴史的・文化的景観	1	2	3	4
4. 季節の植物の魅力、自然環境の管理状況	1	2	3	4
5. 公園内の案内のわかりやすさ	1	2	3	4
6. バリアフリーへの対応	1	2	3	4
7. 公園内の清潔さ、清掃状態のよさ	1	2	3	4
8. トイレや休憩所の管理の状態のよさ	1	2	3	4
9. 公園スタッフの対応・サービスのよさ	1	2	3	4

Q3-1. 本日、訪問予定の施設・訪問した施設

施設名	訪問予定の施設に○印	訪問した施設に○印
1. 平城宮跡資料館		
2. 第一次大極殿		
3. 遺構展示館		
4. 復原事業情報館		
5. 朱雀門		
6. 東院庭園		
7. 平城宮いざない館		
8. 天平つどい館・天平みはらし館 天平うまし館・天平みつき館		

訪問した施設に
○印をつけられた
方は右の質問へ
お進みください

Q3-2. 施設の満足度

施設名	満足度【○印を各施設1つずつ】			
	非常に満足	ある程度満足	やや不満	非常に不満
1. 平城宮跡資料館	1	2	3	4
2. 第一次大極殿	1	2	3	4
3. 遺構展示館	1	2	3	4
4. 復原事業情報館	1	2	3	4
5. 朱雀門	1	2	3	4
6. 東院庭園	1	2	3	4
7. 平城宮いざない館	1	2	3	4
8. 天平つどい館・天平みはらし館 天平うまし館・天平みつき館	1	2	3	4

Q4. 施設の改善すべき箇所【○印はいくつでも】

項目	改善すべき項目に○印							
	平城宮跡資料館	第一次大極殿	遺構展示館	復原事業情報館	朱雀門	東院庭園	平城宮いざない館	天平つどい館 天平みはらし館 天平うまし館 天平みつき館
1. 歴史情報の充実								
2. 施設内の案内の充実（フロアマップ等）								
3. トイレ施設等の清掃								
4. バリアフリー化								
5. イベントの開催								

その他改善すべき内容があれば教えてください。

改善すべき施設名等	改善すべき内容

Q5. その他の訪問場所（予定を含む）【○印はいくつでも】

- | | | | | |
|------------|---------|-----------|---------|----------|
| 1. 奈良公園 | 2. 東大寺 | 3. 興福寺 | 4. 春日大社 | 5. 元興寺 |
| 6. 薬師寺 | 7. 唐招提寺 | 8. 春日山原始林 | 9. 若草山 | 10. ならまち |
| 11. その他（ ） | | | | |

Q6. 来園した目的 【○印はいくつでも】

- | | | |
|------------------------|----------------------|-------------|
| 1. 史跡見学、歴史学習 | 2. 風景を楽しむ | 3. 動植物の観察 |
| 4. 写真撮影、スケッチ等 | 5. 散歩 | 6. サイクリング |
| 7. 犬の散歩 | 8. 昼食 | 9. 子どもを遊ばせる |
| 10. 運動 | 11. 園内でくつろぐ | |
| 12. イベント（ものづくり体験等）への参加 | 13. 季節の草花の観賞（具体的に： ） | |
| 14. 修学旅行（校外学習）・旅行ツアー | 15. その他（ ） | |

Q7. 来園時に参考にした情報 【○印はいくつでも】

- | | | |
|------------------------|--------------------|----------|
| 1. 新聞記事 | 2. テレビ | 3. ラジオ |
| 4. 旅行ガイドブック | 5. 雑誌・情報誌・市町村等の広報誌 | |
| 6. ポスター | 7. チラシ | 8. 観光マップ |
| 9. 国営平城宮跡歴史公園のホームページ | ご覧になった場所、 | |
| 10. 奈良県・奈良市のホームページ | 入手された場所 | |
| 11. その他のホームページ（具体的に： ） | | |
| 12. SNS（具体的に： ） | | |
| 13. 特になし | | |
| 14. その他（ ） | | |

■ご覧になった場所、入手された場所をA～Iからお選びください。

- | | |
|-------------|------------------|
| A. 市役所・町村役場 | B. 図書館・公民館 |
| C. 観光案内所 | D. ホテル・旅館 |
| E. 新聞折込 | F. 公園で以前に見た・もらった |
| G. 駅・電車やバス | H. 保育園・幼稚園 |
| I. その他（ ） | |

Q8. 以下について教えてください。

Q8-1 年齢 【○印は1つだけ】	Q8-2 お住まい 【○印は1つだけ】	Q8-3 同行者 【○印は1つだけ】	Q8-4 『国営平城宮跡歴史公園』への 来園回数【○印は1つだけ】
1. 小学生 2. 中学生 3. 15～18歳 4. 19～29歳 5. 30～39歳 6. 40～49歳 7. 50～59歳 8. 60～64歳 9. 65～69歳 10. 70歳以上	1. 奈良市 2. 大和郡山市 3. 生駒市 4. 天理市 5. その他 都道府県名 () 市町村名 ()	1. 一人で 2. 知人・友人と 3. カップルで 4. 夫婦で 5. 家族で 6. 学校の団体 7. 地域の団体 8. 職場の団体 9. その他 ()	1. ほぼ毎日 2. 週に2～3回 3. 週に1回 4. 月に2～3回 5. 月に1回 6. 年に数回（だいたい 回） 7. 年に1回 8. 数年に1回程度 9. 今回が初めて
Q8-5 『国営平城宮跡歴史公園』までの交通手段 【○印は主なもの1つだけ】			Q8-6 『国営平城宮跡歴史公園』までの 交通アクセスの満足度【○印は1つだけ】
1. 大和西大寺駅から徒歩 3. ぐるっとバス 5. 貸切バス 6. 自家用車 9. 自転車(レンタサイクルを除く) 11. 新大宮駅からレンタサイクル 13. JR奈良駅からレンタサイクル 15. 徒歩のみ 16. その他（ ）			2. 新大宮駅から徒歩 4. ぐるっとバス以外の路線バス 7. レンタカー 8. バイク 10. 大和西大寺駅からレンタサイクル 12. 近鉄奈良駅からレンタサイクル 14. タクシー ()
			非常に満足 ある程度満足 やや不満 非常に不満 1 2 3 4 不満な点： Q8-7 『国営平城宮跡歴史公園』に到着 した時刻及び退園予定時刻（調：14時30分） 到着時刻 時 分頃 退園予定時刻 時 分頃
【自由記述欄】 どういった施設・サービス等があれば、より『国営平城宮跡歴史公園』に来たいと思いませんか			

南・い／ 月 日 時台／M・F／HC

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

利用者満足度調査の結果

・利用者満足度調査のうち、包括的な目標の設定に係る満足度の調査結果を以下に示す。

①国営平城宮跡歴史公園全体に対する満足度

■利用者満足度調査の「Q1. 公園全体の満足度」の回答状況 (%)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年 間
令和4年度	48.1 %	44.6 %	50.0 %	40.8 %	46.0 %
令和5年度	44.8 %	42.8 %	44.5 %	45.8 %	44.5 %
令和6年度	47.0 %	45.0 %	54.6 %	46.6 %	48.3 %

提供施設等一覧表(飛鳥区域 機械器具等)

No	機械器具名	規格	数量	備考
1	小型トラック	2000CCライトバン 5人乗り VY30	1	都市計画事業用品備品
2	小型トラック	日野デュトロダンプ (3人乗り)2.0t積	1	都市計画事業用品備品
3	小型トラック	2500cc6人乗り 1.0t積	1	都市計画事業用品備品
4	消防ポンプ		2	都市計画事業用品備品
5	シューズボックス	KL-H36K	2	都市計画事業用品備品
6	電話機	MKT/U-24DPF	10	都市計画事業用品備品
7	自動体外式除細動器	AED-9200	1	都市計画事業用品備品
8	ケース	ウォールマウントストレージケース YZ-028H9	1	都市計画事業用品備品
9	自動体外式除細動器	AED-2150	1	都市計画事業用品備品
10	音響システム (CDプレーヤー)		1	地方整備局庁用品備品
11	音響システム (スピーカー)		2	地方整備局庁用品備品
12	音響システム (マイクスタンド)		3	地方整備局庁用品備品
13	音響システム (マイクロホンミキサ)		1	地方整備局庁用品備品
14	音響システム (ラック)		1	地方整備局庁用品備品
15	会議用机	TOYO TNR 1890SE	1	地方整備局庁用品備品
16	金庫	耐火金庫 ダイヤル式OSD-D	1	地方整備局庁用品備品
17	ソファベッド	2人掛け 東馬ソファベッド	1	地方整備局庁用品備品
18	テント	日本テント W3570×D6440	5	都市計画事業用品備品
19	スタンド	傘袋収容スタンド	2	都市計画事業用品備品
20	ブックスタンド	KP-C205	1	都市計画事業用品備品
21	ホワイトボード	TOYO PTHH918	2	都市計画事業用品備品
22	発電機	ホンダ EB26	1	都市計画事業用品備品
23	台	作業台	12	都市計画事業用品備品
24	スクリーン	KIKUCHIGFP100WXW	1	都市計画事業用品備品
25	傘立	コクヨ傘立60本用	2	都市計画事業用品備品
26	ロッカー	2人用	4	都市計画事業用品備品

No	機械器具名	規 格	数量	備考
27	本立て	SKQ-ICA021	3	都市計画事業用品備品
28	ダストボックス(ゴミ箱)	ステンレス製ゴミ収容庫	1	都市計画事業用品備品
29	下駄箱(靴箱)	TOYO SR1863TNG	2	都市計画事業用品備品
30	乳母車		4	都市計画事業用品備品
31	車椅子		4	都市計画事業用品備品
32	洗浄機	高压洗浄機	1	都市計画事業用品備品
33	エアコンプレッサー		1	都市計画事業用品備品
34	プロジェクター	エプソンビジネスプロジェクター	1	都市計画事業用品備品
35	デジタルカメラ	一眼レフ キヤノン	1	都市計画事業用品備品
36	保冷庫	KOMERI.COM	2	都市計画事業用品備品
37	温度計	温度計セット	1	都市計画事業用品備品
38	TVボード	コクヨ	1	都市計画事業用品備品
39	TVボード	SKQ-ICA013・CR	1	都市計画事業用品備品
40	テレビ	シャープ LC-40HW20	1	都市計画事業用品備品
41	ベンチ	北匠工房アーチベンチ	1	都市計画事業用品備品
42	移動用PAシステム	TOA移動用システム	1	都市計画事業用品備品
43	両袖机	TOYO VDN147-3	6	都市計画事業用品備品
44	耕運機	クボタ KRA850-R50	1	都市計画事業用品備品
45	トラクター(農耕用)	クボタ 水冷4サイクル3気筒	1	都市計画事業用品備品
46	ロッカー	2人用	4	業務用品備品
47	下駄箱(靴箱)	TOYO SR1234TTNG	1	業務用品備品
48	テレビ	パナソニック ビエラ TH-24C320	1	業務用品備品
49	DVDレコーダー	パナソニックDMR-BRW1000	1	業務用品備品
50	自動体外式除細動器	AEDオムロンHDF-3000	1	業務用品備品
51	エアコン	ダイキン工業 スポットエアコン SUASSP1FS	1	都市計画事業用品備品
52	電気窯	上蓋開閉式 温度制御装置付き	1	都市計画事業用品備品
53	除湿器	ナカトミ DM-15	2	業務用品備品
54	金庫	イトーキ・88	1	

No	機械器具名	規 格	数量	備考
55	土壌硬度計	山中式	1	
56	レンズ	ニコン35mm ~135mm/AF	1	
57	ワイヤレックスワイド	TOA・MA 231W	1	
58	間仕切りパネル	2,460 × 1,800	1	
59	案内板	木製 580 × 70 × 1,300	1	
60	飾り台	木製・500 × 500 × 1,000	1	
61	カッティング文字製作	MAX・ピー ポップDF-300C	1	
62	フィールドスコープ・A	NIKON (接眼)	1	
63	車輪式距離測定器	881-5390	1	
64	水中ポンプ	LB-400	1	
65	発電器	マキタ2300A	1	
66	3人用ロッカー	プラスLT-32E/07 524	1	
67	応接セット	コクヨテーブルNT-230FI・4点	1	
68	中量ラック	MM -WO6624GN	1	
69	原動機付き自転車	ホンダライブディオS	1	
70	野点傘	赤色	1	
71	両袖机	コクヨSD-BSE167DV3C3F11	10	
72	チェーンソー	コマツゼノアG3500EZ	1	
73	パイプテント	2K × 3K	3	
74	イージーアップテント	イージーアップテントDXA30	1	
75	リヤカー	RK27S	2	
76	イージーアップテント	イジ アップテントDXA30	1	
77	デジタルカメラ	ニコンD70レンズ付	1	
78	2チャンネルチューナー	TWP -22D	2	
79	ドア付カウンター	コクヨCO-LEH8FI	1	
80	カルマーセット(安全草刈機)	ASK-H25A	5	
81	臼	ケヤキ 2升用	1	
82	花炭用炭窯		1	

No	機械器具名	規 格	数量	備考
83	空間情報システムソフト	SIS V6.1	1	
84	カウンター	コクヨ・CO-LEM2F1	1	
85	耐火金庫	コクヨ・HS-S20K	1	
86	パーテーション	コクヨ・APE-OCF1225C W1800	1	
87	アルミ製自走式車いす	カワムラサイクル BM22-42 SB-H	2	
88	堆肥用カッター	S-160EH	1	
89	カメラレンズ	SIGMA 10~20mm f4-5.6	1	
90	保管庫	S-D5355FIN	1	
91	チェーンソー	E1038s-14インチ	2	
92	テント	パイプテント 2k × 3k	1	
93	パワーパイプテント	2K × 3K	1	
94	電動アシスト自転車	ブリジストン6インチアシスタベリックA6BI6	2	
95	シュレッダー	アゴ・プランズ・ジャパン GSHM06W	1	
96	タブレット	ソニ Xperia Tablet Compact SGP611BK	1	
97	フィールドスコープ	ニコン MONARCH 60E D-S	1	

提供施設等一覧表(平城宮跡区域 機械器具等)

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
1	耐火金庫マイスター(テンキー式)	ウチダ P692 457×515×659 110kg OSD-E	1	執務室2(管理センター)
2	シュレツダ USX-206CE(容量540)	ウチダ P117 USK-206CE A3対応	1	執務室2(管理センター)
3	両袖デスク 1400×700×720	ウチダ P263 SCAENA/SS147A4-33SK	3	執務室2
4	片袖デスク 1100×700×720	ウチダ P264 SCAENA/SS117A4-3SK	12	執務室2
5	事務用チェアミドルバックタイプ(肘付き)	ウチダ P420 480×1500×400 MiF-130C	15	執務室2
6	スタッキングテーブル600	ウチダ P540 polka1860M	8	会議室1・2
7	スタッキングチェア	ウチダ P484 MP100	24	会議室1・2
8	応接セット(長イス1・両袖2)布貼	ウチダ P715 RS-16N	1	控室1
9	センターテーブル 1200×600×430	ウチダ P715 センターテーブル16N型	1	控室1
10	3人用ロッカー 900×515×1790	ウチダ P645 3人用 W900	1	控室1
11	事務机(片袖)	ウチダ P265 1100×700×720	1	控室1
12	事務椅子(肘付き)	ウチダ P413 480×1500×400	1	控室1
13	スタッキングテーブル600	ウチダ P542 polka1860M	4	打合室
14	スタッキングチェア	ウチダ P484 MP100	12	打合室
15	サーバーラック(分室・センター兼用)	本体設置	0	サーバー室
16	正方形テーブル 900×900×720	ウチダ P519 NOTIO9090十字AJ	10	休憩コーナー
17	スタッキングチェア(脚部スチール)	ウチダ P490 ミーティングチェアBK-2 クッション付	40	休憩コーナー
18	コインロッカー 2列4段(コインリターン式)	ウチダ P649 2列4段×11 88ボックス	11	ロッカー室
19	ロビーチェア 480×1800×400	ウチダ P787 PB-14 3人用背なし 木製脚布張り	2	ロッカー室
20	サイドスタックテーブル 1800×600×700	ウチダ P540 Polka1860M 幕板付 棚板なし	40	多目的室
21	ミーティングチェア(スタッキング)	ウチダ P482 MP-100 布張り	121	多目的室
	チェアポーターMN型	ウチダ P484 590×800×630	3	多目的室
22	講演台 1200×480×104	ウチダ P556 W型W1200	1	多目的室
23	レーザーポインター	キャノン PR110-RC-WH	3	多目的室
24	パソコンテーブル 1800×900×720	ウチダ P518 NOTIO1890十字脚AJ PW	3	情報コーナー
	モニターアーム デスク取付タイプ	ウチダ P315 EG CP-2AS 2腕1面	3	情報コーナー
	デスク下 PCワゴン W200 H420	ウチダ P304 200×420×500	3	情報コーナー
25	スタッキングチェア(脚部スチール)	ウチダ P490 ミーティングチェアBK-2 クッション付	18	情報コーナー
26	ロビーチェア 480×1800×400	ウチダ P787 PB-14 3人用背なし スチール脚布張り	2	情報コーナー

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
27	展示パネル 900×1800 クロスボード	ウチダ P816 クロスボードパネル CB-1809	7	情報コーナー
28	正方形テーブル 900×900×720	ウチダ P519 NOTIO9090十字AJ	4	書籍コーナー
29	スタッキングチェア(脚部スチール)	ウチダ P490 ミーティングチェアBK-2 クッション付	16	書籍コーナー
30	木製書架 傾斜 H1800・W1800	ウチダ P675 WSR-18CS(2)	4	書籍コーナー
31	ホワイトボード 両面3×6脚付き	ウチダ P568 3×6型 HWA/HWA	2	執務室2
32	ホワイトボード 両面3×6脚付き	ウチダ P568 3×6型 HWA/HWA	2	会議室1・2
33	ホワイトボード 両面3×6脚付き	ウチダ P568 3×6型 HWA/HWA	3	多目的室
34	書庫+ベース	ウチダ P599 400×900×1050	10	執務室2
35	書棚(引違ガラス戸)	ウチダ P601 400×900×1050	10	執務室2
36	DVDレコーダー	ブルーレイディーガ DMR-BRW1020	1	執務室2
37	DVDレコーダー	ブルーレイディーガ DMR-BRW1020	1	多目的室
38	テレビ	REGZA 40V31	1	執務室2
39	テレビ	REGZA 40V31	1	多目的室
40	AVテーブル	ウチダ P552 Fシリーズ LL-タイプ H800	1	執務室2
41	AVテーブル	ウチダ P552 Fシリーズ LL-タイプ H800	1	多目的室
42	ラミネーター A3対応	ナカバヤシ LAMI BOX PLB-A3S	1	執務室2
43	固定電話機	振分及び配置調整	31	各室
44	キーケース	ウチダ P113 UK-60型	1	執務室2
45	シューズロッカー 6列3段カギ無し	ウチダ P647 スクールロッカー-6列3段	1	管理用出入口
46	シューズロッカー 6列3段カギ無し	ウチダ P647 スクールロッカー-6列3段	1	管理用出入口
47	長靴入	コクヨ SX-N44TF-1(長靴対応用)モノタロウ	1	管理用出入口
48	長靴入	コクヨ SX-N44TF-1(長靴対応用)モノタロウ	1	管理用出入口
49	電波壁掛け時計	〃	2	執務室2
50	電波壁掛け時計	〃	1	多目的室
51	電波壁掛け時計	〃	2	会議室1・2
52	電波壁掛け時計	〃	1	控室1
53	電波壁掛け時計	〃	1	休憩コーナー
54	電波壁掛け時計	〃	1	救護室
55	冷蔵庫 3ドア365L 600幅	三菱 MR-CX37A-LW 370L W600	1	湯沸室
56	冷蔵庫	分室既存品	1	湯沸室

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
57	冷凍冷蔵庫	Panasonic NR-B179W 168L	1	救護室
58	カップボード 600×300/440×1715	ウチダ P650 MK-26 RM	1	救護室
59	カップボード		1	湯沸室
60	洗濯機 簡易乾燥機能付 容量:7kg	Panasonic NA-F70b10 7kg (ヤマダ)	1	シャワー室
61	乾燥機 容量:6kg	日立 DE-N60WV	1	シャワー室
	乾燥機専用スタンド	日立 DES-N76-S	1	シャワー室
62	ベット(足付マットレス)	ニトリ シングル脚付きマット(スプリット3)	1	仮眠室
63	寝具セット	ニトリ 寝具8点セット(オールシーズン16 S)	1	仮眠室
64	テーブル 600×1200×720	ウチダ P520 NOTIO1260十字AJ	1	休憩室
65	椅子	ウチダ P492 クッション付	4	休憩室
66	3人用ロッカー(シリンダー錠)	ウチダ P645 3人用スタンダードタイプ	3	更衣室1
67	布張りベンチ背無し L=1500	ウチダ P787 PB-13 480×1500×400	1	更衣室1
68	3人用ロッカー(シリンダー錠)	ウチダ P645 3人用スタンダードタイプ	5	更衣室2
69	布張りベンチ背無し L=1500	ウチダ P787 PB-13 480×1500×400	1	更衣室2
70	デジタルカメラ	canon IXY 650 25mm~300mm	2	執務室2
71	一眼レフカメラ	EOS Kiss X9 ダブルズームキット	1	執務室2
72	ポスター印刷機	エプソン SC-T5250MS←確認	1	執務室2
73	無線機	STANDARD VX450V	6	執務室2
74	無線機基地局	STANDARD VX4500V	1	執務室2
75	自転車	アサヒサイクルFV7SJ 17フリーシェイド276SJ	4	自転車置場
76	打合せテーブル	ウチダ P519 NOTIO7575十字AJ	1	廊下2
	椅子	ウチダ P484 MP100	2	廊下2
77	台車(軽量150kg)ストッパー付	ウチダ P815 JACK150-DS	1	物入
	台車(中量300kg)ストッパー付	ウチダ P815 PLA300-DX-DS型	2	物入
78	中量棚ラック 500×2100×571×5段	ウチダ P666 単立2155S-5	4	倉庫2
		ウチダ P666 単立2155J-5	5	
	中量棚ラック	ウチダ P666 単立2155S-5	5	倉庫3
		ウチダ P666 単立2155J-5	4	
79	車椅子 ハイブリッドタイヤ	ウチダ 小P1246 ECO-201B	3	倉庫5
80	乳母車	アップリカ マジカルエア-AD	3	倉庫5

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
81	背上げ機能付ベッド(2クランク)	ウチダ保健P369 ギャッチベッド KA-4522P	1	救護室
82	クリーンマットレス	ウチダ保健P370 M80(ギャッチベッド対応)	1	救護室
83	ベッド用坊ダニ布団8点セット	ウチダ保健P376 防ダニ抗菌 8-701-2652	1	救護室
84	ストレッチャー	ANS 24 軽量携帯用折りたたみ担架	1	救護室
85	カップボード(食器棚)	ウチダ P650 MK-26 RM	1	救護室
86	パーティションスタンド ステン 全方向性	ウチダ P817 ミラー仕上げ TBP-933	20	園内・館内等
87	テント(3K×2K)	越智工業所 ウルトラハイブリッドテント	5	園内・館内等
88	10kgウエイト	越智工業所 キングウエイト10kg KOK-W10	30	園内・館内等
89	イージーアップテント	株式会社来夢 DR30-17 3m×3m 白	2	園内・館内等
90	折りたたみテーブル	ニトリトクダイオリタミテーブル183×76.5×74	10	園内・館内等
91	ガーデンチェア	ニトリ Nプラタ	50	園内・館内等
92	丸椅子	イケア MARIUS 白	50	園内・館内等
93	アルミガーデンテーブル+ベンチ4	モモダ家具 90cmガーデンアルミアームチェア5点 テーブルAL-F90RT(AL)/チェアAL-P53AC×4	10	園内・館内等
94	プロジェクター 5000lm	EPSON EB-2155W(ヨドバシ)	1	園内・館内等
95	スクリーン 90インチ	EPSON ELPSC25 床置き式	1	園内・館内等
96	下駄箱 プログラム参加者用	コクヨ SX-K4F1N(16人用)	4	多目的室
97	パンフレットスタンド	ウチダ P805 551×420×1540	8	園内・館内等
98	フロアーマット 900×1800	山崎産業 ロングステップマット ハイデラックス	1	エントランスロビー
99	フロアーマット 900×1800	山崎産業 ロングステップマット ハイデラックス	1	管理用出入口
100	傘立ステンレス製44本用ダイヤルロック	山崎産業 P60 アンブラーPCX-44S	2	エントランスロビー
101	傘立	ウチダ P810 523×302×500 28本用	1	風除室2
102	傘立 ステンレス製 48本用	ウチダ P810 878×302×500 48本用	1	管理用出入口
103	ロビーチェア 480×1800×400	ウチダ P787 PB-14 3人用背なし 木製脚布張り	8	ロビー・渡り廊下
104	AED	ウチダ カルジオライフ AED-3100	1	エントランスロビー
105	AED収納ケース	sanwa AED収納ボックス スタンド付 108-332	1	エントランスロビー
106	アコーディオンスクリーン W1800 H1650	ウチダ P364 1N型	3	授乳室
107	1人用アームチェア キャスター無し	ウチダ P771 LC-30	2	授乳室
108	サイドテーブル 400×500×415	ウチダ P779 コーナーテーブルCL816	2	授乳室
109	高圧エアコンプレッサ	日立工機 EC1245H2 アマゾン(柴商)	1	外部倉庫
110	インバーター発電機	HONDA EU24i JNA3 アマゾン	1	外部倉庫

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
111	ハンズフリー拡声器	TOA ER-1000BK	4	外部倉庫
112	音響システム(ワイヤレスアンブ)	TOA WA-2800SC SD/USB/CD付	1	外部倉庫
113	音響システム(ニッケル水素充電電池)	TOA WB-WA2000	1	外部倉庫
114	音響システム(チューナーユニット)	TOA WTU-D2800	2	外部倉庫
115	音響システム(マイクハンド型)	TOA WM-D1200	1	外部倉庫
116	音響システム(マイクタイピン型)	TOA WM-D1300	1	外部倉庫
117	安全コーン 380X700	TRUSCO TCC-R 380X700 レッド	200	外部倉庫
118	ガードバー 長さ2.1イエローブラック	TRUSCO TGB-YB20	150	外部倉庫
119	バリッカー(置柵) 1.5M	TRUSCO プラバー(ホワイト)TPB-15-W	50	外部倉庫
120	標識ロープトラロープ 9φ×100M	ユニット トラロープ ポリエチレン 9φ×100M	20	外部倉庫
121	ごみ収集ボックス 750ℓ	山崎産業#750 SGL鋼板	2	ゴミ置場
122	イーゼル	ナカバヤシ 木製 Hタイプ EZ-201NM木目	10	外部倉庫
123	パーテーションスタンド 全方向性	ウチダ P817 ステン スタッキング	30	外部倉庫
124	工具類 ツールセットチェストタイプ(3段3引出し)	京都機械工具 KTC SK36717XS	1	外部倉庫
125	クリーンロッカー	ウチダ教小 P722 S形 455×515×1790	2	外部倉庫
126	缶パッチ作成機	ダイキ N-4A アルミケース付	1	外部倉庫
127	アタッチメント	ダイキ プレス用金型 AT-31	1	外部倉庫
128	コーンベツト 370X20 質量2kg	TRUSCO コーンベツト T-COBE	100	外部倉庫
129	アルミ脚立 1m99	アルインコ bc105 MS-210FX (モノタロウ)	2	外部倉庫
130	台車(屋外用)	ウチダ P815 PLA300Y-W-DS型(300kg)	1	外部倉庫
131	双眼鏡	NIKON PROSTAFF 7S 10×30	10	外部倉庫
132	双眼鏡(子供用)	NIKON 8×20HG L DCF	10	外部倉庫
133	フィールドスコープ 自然観察イベント用	NIKON 60ED-S	2	外部倉庫
		NIKON MEP-38W	2	外部倉庫
134	双眼鏡/フィールドスコープ用三脚	Vixen 三脚 PS-151 18122-3	2	外部倉庫
135	エンジン刈払機	ゼノア BCZ275GW(25cc)(モノタロウ)	2	外部倉庫
136	ハンディブロア	ゼノア HBZ260ZE(25cc)(モノタロウ)	2	外部倉庫
137	チェーンソー	ゼノア GZ360EZ(35cc)(モノタロウ)	1	外部倉庫
138	インパクトドライバー	マキタ TD170DRGX(18V)	2	外部倉庫
139	掃除機	Panasonic MC-P18G(紙パック)	1	物入

No	機械器具名	規 格	数量	備考(設置場所)
140	掃除機	マキタ VC2200(乾湿両用)	1	物入
141	掃除機(ハンディ)	マキタ CL181FDRFW	2	物入
142	ウェイト(セーフティーコーン)	重複	100	外部倉庫
143	防滴中型ハンドメガホン	TOA ER-1115 15W	3	外部倉庫
144	サインスタンド(傾斜型A4)	ウチダ P804 SS-11型 傾斜タイプ	10	倉庫2
145	サインスタンド(イベント告知用)	コクヨ GB-S9N紙挟みタイプ(楽天)	5	倉庫2
146	折りたたみコンテナ ロック蓋付	TRUSCO 530X366X336 TSK-C50B BK	20	外部倉庫
147	ボックス型コンテナ S型半透明	TRUSCO 552X400X309 S-54BK	20	外部倉庫
148	情報コーナーパソコン	Corei5・タッチパネル	3	執務室1(平城分室)
		デル New Inspiron スモールデスクトップ	3	執務室1(平城分室)
		ProLite T2336MSC-2 T2336MSC-B2	3	執務室1(平城分室)
149	防犯タグ	ソフトサービス	2000	執務室1(平城分室)
150	ロードバイクスタンド(5台用)	サンワサプライ 800-BYST5(サンワダイレクト)	3	執務室1(平城分室)

提供施設等一覧表(建築物)

■飛鳥区域

番号	名称	所在地	使用面積	使用目的	備考
①	事務所	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	129.94 m ²	維持管理事務用 (管理棟)	
②	車庫	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	23.20 m ²	維持管理事務用	
③	倉庫1	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	21.00 m ²	維持管理事務用 (機械器具収納)	
④	倉庫2	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	11.00 m ²	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑤	詰所・倉庫	高松塚周辺地区 高市郡明日香村大字平田	57.00 m ²	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑥	詰所1	石舞台地区(冬野川便所横) 高市郡明日香村大字島ノ庄	42.50 m ²	維持管理事務用	
⑦	詰所2	石舞台地区(県道横休憩所) 高市郡明日香村大字島ノ庄	16.00 m ²	維持管理事務用	
⑧	倉庫	石舞台地区(冬野川横) 高市郡明日香村大字島ノ庄	9.00 m ²	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑨	詰所	祝戸地区 高市郡明日香村大字祝戸	7.00 m ²	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑩	詰所・倉庫	甘樫丘地区(豊浦休憩所横) 高市郡明日香村大字豊浦	65.00 m ²	維持管理事務用 (機械器具収納)	
⑪	倉庫	甘樫丘地区(広場横) 高市郡明日香村大字川原	1.00 m ²	維持管理事務用 (機械器具収納)	

※着色した建築物は高松塚周辺地区の再整備期間中において使用不可

■平城宮跡区域

番号	名称	所在地	使用面積	使用目的	備考
⑫	執務室(管理センター)	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	186.5	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑬	展示・作業室	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	84.04	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑭	ボランティア・NPO室	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	26.91	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑮	救護室	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	15.41	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑯	更衣室	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	10.73	維持管理用	平城宮跡展示館内
			15.47	維持管理用	平城宮跡展示館内
⑰	倉庫	平城宮跡区域 奈良市佐紀町	21.29	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内
			24.65	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内
			180.1	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内
			15.84	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内
			81.89	維持管理用 (器具等収納)	平城宮跡展示館内(2F)

提供施設等一覧表(通報設備機器)

No	機械器具名	単位	数量	備 考
1	監視映像専用PC	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
2	NAS	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
3	通話録音装置	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
4	電話機	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
5	ADSLモデム	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
6	ブロードバンドルータ	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内
7	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
8	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
9	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 国営飛鳥歴史公園事務所内 トイレ
10	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
11	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
12	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
13	廊下用ブザー	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館 受付横トイレ
14	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
15	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
16	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
17	回転灯	個	1	高松塚地区 飛鳥歴史公園館前トイレ
18	休憩所緊急監視盤	台	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・ IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・ オートホン含む)
19	インタホーン	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所

No	機械器具名	単位	数量	備考
20	集音マイク	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ 休憩所
21	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
22	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
23	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
24	回転灯	個	1	高松塚地区 芝生広場奥トイレ
25	休憩所緊急監視盤	台	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・ IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・ オートホン含む)
26	インタホーン	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所
27	集音マイク	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ 休憩所
28	トイレ呼出警報表示盤	台	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
29	呼出スイッチ	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
30	復帰スイッチ	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
31	回転灯	個	1	高松塚地区 文武天皇陵トイレ
32	CCTV監視装置(HDD)	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 管理棟・休憩所
33	CCTVカメラ	台	5	場所については、事業者決定後別途通知 する。
34	休憩所緊急監視盤	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 (ADSLスプリッタ・ADSLモデム・BBルータ・ IP画像送信装置・ハードディスクレコーダ・ オートホン含む)
35	インタホーン	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所
36	集音マイク	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所
37	リレー盤	台	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
38	呼出スイッチ	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ

No	機械器具名	単位	数量	備考
39	復帰スイッチ	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
40	回転灯	個	1	甘樫丘地区 豊浦休憩所 トイレ
41	トイレ呼出警報表示盤	台	1	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
42	呼出スイッチ	個	1	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
43	復帰スイッチ	個	1	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
44	回転灯	個	1	甘樫丘地区 川原駐車場トイレ
45	トイレ呼出警報表示盤	台	1	甘樫丘地区 川原トイレ
46	呼出スイッチ	個	1	甘樫丘地区 川原トイレ
47	復帰スイッチ	個	1	甘樫丘地区 川原トイレ
48	回転灯	個	1	甘樫丘地区 川原トイレ

※着色した通報設備機器は高松塚周辺地区の再整備期間中において使用不可

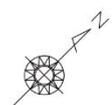
国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 高松塚周辺地区（提供施設位置図）

昭和60年度開園、9.1ha

凡例

— 管理対象区域

県道西側エリアは、再整備のためR8年4月～R12年頃まで公園利用を休止している。



国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 石舞台地区（提供施設位置図）

昭和51年度開園、4.5ha

凡例	
	供用区域



国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 甘樫丘地区（提供施設位置図）



国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 祝戸地区（提供施設位置図）



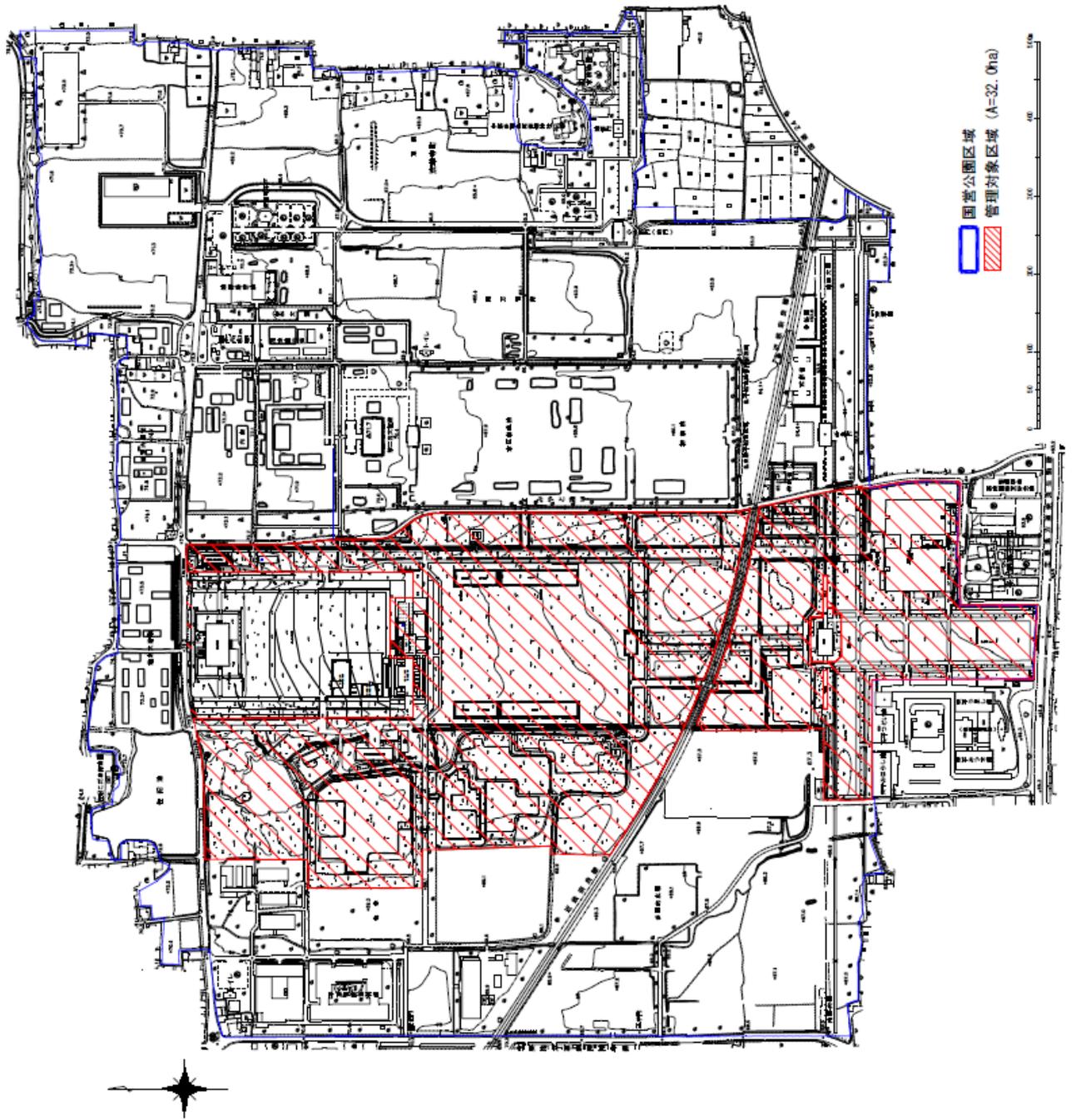
国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 キトラ古墳周辺地区（提供施設位置図）

平成28年度開園、13.8ha

凡例
 管理対象区域



国营飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域（提供施設位置図）



令和4年度 建物管理

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月1日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	フロアマットリース(公園館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	フロアマットリース(四神の館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	6月19日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	除湿剤 外2件購入
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	6月6日	高松塚周辺地区	トイレ	公園館前多目的トイレ タイル修繕作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	6月19日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	殺虫剤 外1件購入
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	10月10日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	国営飛鳥歴史公園館等特別清掃
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	11月5日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館他特別清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	11月8日	石舞台地区	休憩所	あすか風舞台休憩所床板補修作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	11月14日	甘樫丘地区	トイレ	三段フック等取付作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	11月24日	石舞台地区・甘樫丘地区・高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	トイレ	除菌スプレー取付け作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	12月10日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	除湿剤購入
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	12月20日	甘樫丘地区	休憩所	豊浦休憩所多目的ルーム特別清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	1月6日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	ロールスクリーン取付け作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	フロアマットリース(四神の館本館他)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月1日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	フロアマットリース(高松塚公園館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月5日	甘樫丘地区	休憩所	豊浦休憩所雨樋清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月10日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館サンクンガーデン 階段・壁面及びテント清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月11日	キトラ古墳周辺地区	トイレ	布テープ購入(トラ跡)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月17日	石舞台地区	休憩所	石舞台休憩所鳥除け設置作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月24日	石舞台地区	トイレ	石舞台休憩所トイレ雨樋補修作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	3月13日	石舞台地区	休憩所	石舞台休憩所鳥除け材料
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館「四神の館」自動ドア保守点検業務
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月1日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	国営飛鳥歴史公園館・樟隈寺跡前休憩案内所	自動扉保守点検整備作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	4月8日	高松塚周辺地区	トイレ	芝生広場奥トイレ男子小便器自動洗浄機取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	4月8日	甘樫丘地区	トイレ	川原多目的トイレ手洗器取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	4月18日	高松塚周辺地区	トイレ	公園館多目的トイレフラッシュバルブ取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	5月6日	甘樫丘地区	トイレ	川原駐車場トイレ男子小便器自動洗浄機取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	5月17日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館本館トイレ男子小便器詰り修理作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	5月19日	高松塚周辺地区	トイレ	芝生広場奥多目的トイレ点検清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	6月15日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	雨水ろ過装置保守点検作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	6月29日	祝戸地区	貯水槽	貯水槽清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	7月8日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	空調機点検・清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	7月8日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	冷温水・次ホップ修繕作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	7月12日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	手洗器自動水栓取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	7月19日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館・プロジェクトラウンジ交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	8月6日	高松塚周辺地区	トイレ	公園館前トイレ手洗器自動水栓取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	8月6日	高松塚周辺地区	トイレ	男子小便器自動洗浄機取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	8月6日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	公園館トイレ排水管修理作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	8月13日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	残留塩素チェック購入
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	10月5日	甘樫丘地区	トイレ	男子小便器フラッシュバルブ取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	10月12日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	煙感知器取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	10月16日	石舞台地区	トイレ	男子小便器排水管詰り除去作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	11月3日	甘樫丘地区	休憩所	豊浦休憩所照明点灯不良箇所取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	11月19日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	調乳用温水器点検作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	11月23日	石舞台地区	トイレ	手洗器用自動水栓取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	11月29日	キトラ古墳周辺地区	農体験小屋	農体験小屋トイレ水漏れ修理作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	12月20日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	エアコン等点検清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	12月22日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	誘導灯バッテリー交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	1月5日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館電気給湯器修繕作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	1月18日	石舞台地区	トイレ	冬野トイレセンサー修繕作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	1月25日	キトラ古墳周辺地区	トイレ	キトラ第1駐車場トイレ水道栓取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	2月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	自動ドア保守点検業務(キトラ)
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	2月16日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	国営飛鳥歴史公園館・樟隈寺跡前休憩案内所	自動扉保守点検整備作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	2月22日	甘樫丘地区	休憩所	豊浦休憩所照明取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	3月15日	高松塚周辺地区	トイレ	便器用ハイタンク水漏れ修理作業

令和4年度 工作物管理

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月8日	甘樫丘地区・キトラ古墳周辺地区	園路	階段他補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月13日	高松塚周辺地区	園路	グレーチング取替作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月14日	5地区	園路	コーンバー購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月26日	キトラ古墳周辺地区	園路	石積修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月29日	5地区	園路	南京錠購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月2日	キトラ古墳周辺地区	園路	メッセージボール購入(キトラ古墳周辺地区)
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月3日	高松塚周辺地区・石舞台地区	広場	デッキ手摺研磨塗装作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月4日	高松塚周辺地区	園路	メッセージボール購入(高松塚周辺地区 外)
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月8日	5地区	園路	結束バンド購入
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	5月11日	甘樫丘地区	ベンチ	木製ベンチ補修・研磨塗装他作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月15日	祝戸地区	園路	看板設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月15日	キトラ古墳周辺地区・甘樫丘地区	園路	グレーチング盗難防止連結金具取付他作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月15日	祝戸地区	園路	グレーチング設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	6月6日	高松塚周辺地区・祝戸地区	園路	石積修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	6月8日	キトラ古墳周辺地区・甘樫丘地区	排水路	水路除草清掃作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	6月23日	甘樫丘地区	園路	木製階段修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月12日	5地区	園路	カラーコーン用立体表示カバー
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月14日	甘樫丘地区	園路	埋設管保護麻土裏敷設作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月14日	キトラ古墳周辺地区	園路	集水樹籜石修繕外作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月16日	祝戸地区	広場	側溝・ベンチ除草作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	8月6日	石舞台地区	園路	横断側溝石修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	8月24日	キトラ古墳周辺地区	園路	園路修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月15日	キトラ古墳周辺地区	園路	メッセージボール「横断禁止」11件購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月21日	甘樫丘地区・高松塚周辺地区・祝戸地区	園路・駐車場・広場	看板設置及び撤去作業

工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月30日	甘樫丘地区	園路	木製階段補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	11月11日	キトラ古墳周辺地区	園路	石垣除草作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	11月29日	甘樫丘地区	園路	木製階段補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	1月25日	甘樫丘地区・高松塚周辺地区・石舞台地区	園路	メッセージポール
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	2月9日	石舞台地区	ベンチ	木製テーブルベンチ補修・研磨塗装作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月11日	キトラ古墳周辺地区	園路	四神の館別館横壁面及び階段高圧洗浄清掃作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月21日	5地区	園路	コーン購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月24日	甘樫丘地区	園路	グレーチング段差補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月25日	キトラ古墳周辺地区	園路	キトラ古墳周辺地区展望台看板取替作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月27日	甘樫丘地区	園路	メッセージポール購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月12日	キトラ古墳周辺地区	園路	石積み等修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月20日	甘樫丘地区	広場	公園利用注意看板貼替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	5月20日	甘樫丘地区	消防設備	消火器格納箱取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	5月22日	祝戸地区・石舞台地区・甘樫丘地区・高松塚周辺地区	消防設備	消火器機器点検作業(前期)
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	6月22日	祝戸地区・石舞台地区	電気設備	照明灯清掃作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	8月1日	キトラ古墳周辺地区	電気設備	放水ポンプ制御盤点検調査作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	9月12日	高松塚周辺地区	電気設備	LED電球購入
工作物管理	工作物設備維持修繕	水道設備維持修繕	9月30日	高松塚周辺地区	水道設備	貯水槽パイプ取付け作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	11月10日	祝戸地区・甘樫丘地区・高松塚周辺地区	消防設備	消火器格納箱撤去及び設置作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	12月1日	祝戸地区・石舞台地区・甘樫丘地区・高松塚周辺地区	消防設備	消火器機器点検作業(後期)
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	12月9日	甘樫丘地区	消防設備	消火器格納箱購入
工作物管理	工作物設備維持修繕	水道設備維持修繕	2月1日	石舞台地区	水道設備	冬野川手洗場水栓水漏れ修繕作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	水道設備維持修繕	2月6日	キトラ古墳周辺地区	水道設備	灌水ホース撤去作業

修繕履歴（飛鳥区域・令和5年度）

令和5年度 建物管理

工程	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月1日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	フロアマットリース(公園館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	フロアマットリース(四神の館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月28日	石舞台地区	詰所	石舞台詰所ドアノブほか取替作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	5月16日	甘樫丘地区	トイレ	豊浦トイレ多目的トイレドア修理作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	7月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	AI清掃ロボット リース(四神の館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	7月19日	石舞台地区	休憩所	あすか風舞台休憩所根太取替作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	8月2日	石舞台地区	休憩所	あすか風舞台休憩所階段改修作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	9月10日	石舞台地区・甘樫丘地区・高松塚周辺地区	トイレ	除菌スプレー(本体)取付作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	10月2日	石舞台地区・甘樫丘地区・高松塚周辺地区	トイレ	除菌スプレー(本体)購入
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	10月18日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	国営飛鳥歴史公園館等特別清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	11月11日	高松塚周辺地区	トイレ	文武殿トイレ鍵修理
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	11月11日	高松塚周辺地区	トイレ	合鍵作製
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	12月18日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館ホワイエ漏水事前調査
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	12月19日	甘樫丘地区	トイレ	殺虫剤購入
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	1月4日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館他特別清掃
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	1月6日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館四神の館ホワイエ漏水補修作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	1月25日	高松塚周辺地区	トイレ	除菌スプレー(本体)購入
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月10日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館サンクンガーデン 階段・壁面及びびん清掃
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月10日	甘樫丘地区	休憩所	豊浦休憩所多目的ルーム特別清掃
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	3月5日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	国営飛鳥歴史公園館 外観改修業務
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	3月5日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	飛鳥管理センター タペストリー デザイン
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	3月18日	甘樫丘地区	トイレ	川原駐車場トイレ屋根等清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	自動ドア保守点検業務(キトラ)
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月1日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	国営飛鳥歴史公園館・檜隈寺跡前休憩案内所	自動扉保守点検準備作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月3日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	LED電球購入
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月5日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	雨水導流装置保守点検及び濾材交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	5月8日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館UPS/バッテリー交換等作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	6月20日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館 防汚措置設備修理作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	8月4日	祝戸地区	貯水槽	貯水槽清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	8月21日	甘樫丘地区	休憩所	甘樫丘地区豊浦休憩所照明取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	8月21日	高松塚周辺地区	トイレ	高松塚周辺地区芝生広場奥トイレ女子洋式トイレ修繕作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	8月21日	高松塚周辺地区	休憩所	高松塚周辺地区配電盤タイムスイッチ取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	8月25日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	スプリンクラーヘッド補修作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	8月29日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	空調機点検・清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	9月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館・プロジェクトランプ交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	9月4日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	自動火災報知設備修理作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	11月6日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	トイレ小便器目皿購入
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	11月18日	高松塚周辺地区・甘樫丘地区	トイレ	ペーパーチェア取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	12月7日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館・プロジェクトランプ購入
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	12月13日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	調乳用温水湯点検作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	12月14日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館・UPS/バッテリー交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	12月22日	石舞台地区	トイレ	石舞台地区旧売店側男子トイレ小便器詰まり修理作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	1月8日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	小便器目皿購入
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	1月8日	高松塚周辺地区	トイレ	汚水配管詰まり除去作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	1月26日	甘樫丘地区	トイレ	豊浦トイレ男子多目的便座点検作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	1月26日	甘樫丘地区	休憩所	甘樫丘地区豊浦休憩所照明取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	2月7日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館 別館 情報掲示板モニター交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	2月10日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	サンクンガーデン階段スポットライト取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	2月14日	甘樫丘地区	トイレ	豊浦トイレ女子側水栓水漏れ修理作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	2月19日	高松塚周辺地区	トイレ	文武天皇陵前トイレ汚水栓取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	2月19日	石舞台地区	トイレ	冬野トイレ屋外汚水管詰り除去作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	3月1日	石舞台地区・祝戸地区・高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	檜隈寺跡前休憩案内所・農体験小屋ほか	誘導灯/バッテリー/ランプ及び消火器取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	3月4日	甘樫丘地区	トイレ	豊浦トイレ男子・女子手洗い自動センサー取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	3月8日	石舞台地区	トイレ	石舞台地区旧売店側男子トイレ小便器詰まり修理作業

令和5年度 工作物管理

工程	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月1日	祝戸地区・石舞台地区・甘樫丘地区	広場	案内板貼付作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月7日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	園路	緑石等修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	4月19日	高松塚周辺地区	ベンチ	案内パネル設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月28日	キトラ古墳周辺地区	広場	ウッドデッキ洗浄・塗装作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	5月12日	甘樫丘地区・キトラ古墳周辺地区	排水路	水路除草清掃作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月12日	祝戸地区	園路	くずかご撤去等作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月30日	祝戸地区	園路	祝戸地区ロープ柵補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	5月30日	石舞台地区	ベンチ	石舞台地区木製ベンチ設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	6月5日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	広場	案内看板製作
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	6月14日	甘樫丘地区	ベンチ	木製ベンチ撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	6月21日	キトラ古墳周辺地区	園路	キトラ古墳周辺地区園路修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月8日	高松塚周辺地区	園路	案内看板設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月17日	高松塚周辺地区	園路	アスファルト購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	8月18日	キトラ古墳周辺地区	園路	メッセージポール購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	8月21日	甘樫丘地区	園路	案内看板取替外作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月1日	祝戸地区	園路	祝戸地区ロープ柵補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月1日	甘樫丘地区	園路	甘樫丘地区ロープ柵等補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月12日	祝戸地区	園路	側溝アングル柵撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月17日	5地区	園路	再帰反射テープ購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月30日	5地区	園路	再帰反射テープ購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月11日	5地区	園路	結束バンド購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月18日	高松塚周辺地区	広場	国営飛鳥歴史公園館前鉄筋露出撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月19日	キトラ古墳周辺地区	園路	グレーチング設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	11月8日	高松塚周辺地区	広場	日付プレート作製
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月19日	石舞台地区・高松塚周辺地区	広場	看板シール作製

工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月21日	5地区	園路	融雪剤購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月25日	5地区	園路	インスタントセメント 外6件購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	1月12日	石舞台地区	広場	目隠しシール作製
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	2月7日	キトラ古墳周辺地区	排水路	キトラ水田暗渠調査
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月8日	キトラ古墳周辺地区	園路	石積み修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月10日	キトラ古墳周辺地区	園路	四神の館別館横壁面及び階段高圧洗浄清掃作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月14日	高松塚周辺地区	園路	高松塚周辺地区木柵取替作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月15日	5地区	園路	麻袋購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月22日	祝戸地区	園路	祝戸地区ロープ柵補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月22日	甘樫丘地区	園路	甘樫丘地区ロープ柵補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月5日	石舞台地区	広場	石舞台地区車止め取替作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月7日	祝戸地区	園路	祝戸地区ロープ柵補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	3月7日	キトラ古墳周辺地区	ベンチ	木製ベンチ研磨塗装作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	3月7日	甘樫丘地区	ベンチ	木製テーブルベンチ補修等作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月19日	キトラ古墳周辺地区	園路	キトラ展望台土葺設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月20日	高松塚周辺地区	広場	高松塚壁画前敷石目地補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月20日	甘樫丘地区	園路	甘樫丘地区くずかご撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月23日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	広場	案内看板張替え作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	水道設備維持修繕	5月12日	石舞台地区	水道設備	水栓取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	5月24日	高松塚周辺地区	消防設備	消火器設置台購入
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	5月24日	祝戸地区・石舞台地区・甘樫丘地区・高松塚周辺地区	消防設備	消火器機器点検作業(前期)
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	6月23日	キトラ古墳周辺地区	電気設備	足元灯カバー取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	7月23日	高松塚周辺地区	消防設備	消火器設置台購入
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	8月21日	キトラ古墳周辺地区	電気設備	フットライト(本体)取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	9月11日	石舞台地区	電気設備	石舞台地区配電盤ブレーカ取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	9月17日	石舞台地区	電気設備	防水ロック用抜き差しハンドル購入
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	10月27日	キトラ古墳周辺地区	電気設備	フットライト(本体)取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	12月2日	甘樫丘地区	電気設備	甘樫丘地区足元灯LED球取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	12月4日	5地区	消防設備	消火器等点検作業(後期)
工作物管理	工作物設備維持修繕	水道設備維持修繕	1月15日	甘樫丘地区	水道設備	甘樫丘地区漏水修繕作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	2月10日	甘樫丘地区	電気設備	屋外照明取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	3月12日	高松塚周辺地区	消防設備	消火器設置台購入
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	3月16日	キトラ古墳周辺地区	電気設備	フットライト(本体)取替作業

修繕履歴(飛鳥区域・令和6年度)

令和6年度 建物管理

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	フロアマットリース(四神の館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月1日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	フロアマットリース(公園館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	AI清掃ロボットリース(四神の館)
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月1日	石舞台地区	休憩所	石舞台地区旧売店側休憩所等清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	4月3日	石舞台地区	休憩所	あすか風舞台休憩所階段改修作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	5月8日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館本館壁画面高圧洗浄及び本館・別館落葉清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	5月6日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館四神の館ホワイエ漏水補修作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	5月6日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館外部足場組立作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	5月19日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	トイレ	除菌スプレー(本体)取付け作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	7月3日	石舞台地区	休憩所	あすか風舞台休憩所床板取替等作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	7月11日	5地区	休憩所	コーキングガン 外9件購入
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	8月2日	石舞台地区	トイレ	冬野川トイレ軒裏修繕作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	9月18日	高松塚周辺地区	休憩所	芝生広場奥詰所鍵取替作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	9月18日	キトラ古墳周辺地区	権限寺跡前休憩案内所	権限寺跡前休憩案内所自動ドア鍵修理作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	10月4日	高松塚周辺地区・祝戸地区	休憩所・トイレ	配線カバー取替作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	10月31日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館本館展示室建具調整作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	12月12日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館他特別清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	12月20日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	国営飛鳥歴史公園館等特別清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	1月23日	甘樫丘地区	休憩所	冬野川休憩所特別清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	1月23日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館サンクワンデン 階段・壁面及びテント清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月25日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館目土掛け作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	2月27日	石舞台地区	休憩所	あすか風舞台休憩所床板等修繕作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	3月5日	石舞台地区	休憩所・トイレ	冬野川休憩所およびトイレ屋根洗浄清掃作業
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	3月5日	甘樫丘地区	休憩所・トイレ	豊浦休憩所およびトイレ屋根等清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	4月1日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館「四神の館」自動ドア保守点検業務
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	4月2日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	国営飛鳥歴史公園館・権限寺跡前休憩案内所	自動扉保守点検作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	4月2日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	飛鳥管理センター事務室空調機修繕作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	5月14日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	雨水通装置保守点検作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	5月19日	高松塚周辺地区	トイレ	芝生広場奥多目的トイレ ハイバンク内ポールタップ取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	5月27日	石舞台地区	トイレ	石舞台地区旧売店側トイレ自動水栓取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	7月1日	祝戸地区	貯水槽	貯水槽清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	7月2日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館・プロジェクトランプ交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	7月16日	キトラ古墳周辺地区	権限寺跡前休憩案内所	多目的トイレ洋式便器修理作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	7月29日	高松塚周辺地区	トイレ	自動水栓取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	9月9日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	空調機点検・清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	9月18日	高松塚周辺地区	トイレ	公園館前トイレ自動水栓取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	9月26日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	自動火災報知設備 感知器交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	10月4日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館 ITV設備レコーダー調査
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	11月29日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	四神の館 UPS/バッテリー交換作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	12月13日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	調乳用温水器点検作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	12月15日	高松塚周辺地区	トイレ	文武天皇陵前トイレ小便器電磁弁取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	1月22日	祝戸地区	トイレ	祝戸地区トイレ便座取替作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	2月13日	キトラ古墳周辺地区	キトラ古墳壁画体験館	キトラ古墳壁画体験館「四神の館」自動ドア修繕作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	2月28日	石舞台地区	トイレ	冬野川トイレ屋外汚水管詰り除去作業
建物管理	建物設備維持修繕	その他維持修繕	3月4日	甘樫丘地区	休憩所	豊浦休憩所空調機清掃作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理機修繕	3月10日	高松塚周辺地区	国営飛鳥歴史公園館	国営飛鳥歴史公園館空調機修理作業

令和6年度 工作物管理

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月1日	石舞台地区	広場	石舞台地区観水デッキ高圧洗浄清掃作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月2日	石舞台地区	園路	敷石等修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	4月16日	甘樫丘地区	ベンチ	木製ベンチテーブル撤去及び木製ベンチ設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月16日	キトラ古墳周辺地区	園路	シート補修テープ他1件購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月1日	甘樫丘地区	園路	クズゴ撤去等作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	5月22日	キトラ古墳周辺地区	排水路	キトラ水田暗渠調査及び修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	5月22日	キトラ古墳周辺地区	排水路	ピオテープ予定地掘取り作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	6月6日	高松塚周辺地区	駐車場	高松塚周辺地区第2駐車場縁石等修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	6月7日	キトラ古墳周辺地区	園路	駐車場看板貼付作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	6月26日	石舞台地区・甘樫丘地区・高松塚周辺地区・祝戸地区	園路	スタンプラリー台撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月18日	高松塚周辺地区	園路	案内看板写真貼付け等作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月18日	甘樫丘地区	園路	万葉植物園木銘板貼付及び移設等作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月19日	高松塚周辺地区	園路	木製階段補修及びロープ撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	7月19日	高松塚周辺地区	ベンチ	木製ベンチ研磨塗装及び撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	7月31日	甘樫丘地区	園路	ロープ撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	8月2日	キトラ古墳周辺地区	排水路	排水管木根除去及び洗浄作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月4日	高松塚周辺地区	園路	案内看板作製
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	9月8日	5地区	ベンチ	人工芝購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月12日	5地区	園路	結束バンド 外1件購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月9日	石舞台地区・高松塚周辺地区	園路	高松塚周辺地区・石舞台地区敷石修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月18日	石舞台地区	園路	案内看板作製及び設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	11月2日	5地区	園路	結束バンド 購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月10日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	園路	メッセージポール購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月12日	祝戸地区	園路	ロープ補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	12月25日	石舞台地区	ベンチ	木製ベンチ研磨塗装作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	12月25日	甘樫丘地区	ベンチ	大型木製ベンチ撤去等作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月27日	高松塚周辺地区・祝戸地区	園路	土留め欄 外補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	1月23日	5地区	ベンチ	人工芝購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	1月23日	キトラ古墳周辺地区	園路	メッセージポール購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	1月23日	キトラ古墳周辺地区	園路	四神の館別館壁面及び階段高圧洗浄清掃作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月4日	高松塚周辺地区	広場	地下金属探知機レンタル
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月5日	5地区	園路	融雪剤購入
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	2月7日	甘樫丘地区	ベンチ	大型木製ベンチ撤去等作業

工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月7日	甘樫丘地区	園路	ロープ撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月7日	祝戸地区	園路	祝戸地区石積修繕等作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月7日	高松塚周辺地区・キトラ古墳周辺地区	広場	休館日案内看板張替え作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月9日	高松塚周辺地区	広場	トリカルネット購入
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	2月21日	キトラ古墳周辺地区	ベンチ	木製ベンチ研磨塗装作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月21日	キトラ古墳周辺地区	広場	キトラ古墳周辺地区イノシシ除けネット設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月26日	キトラ古墳周辺地区	園路	キトラ案内看板表示貼替作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	2月27日	石舞台地区	バックヤード	石舞台地区ゴミヤード引き戸修繕作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月1日	石舞台地区・祝戸地区	園路	くずかご撤去作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月4日	キトラ古墳周辺地区	広場	四神の顔別館前ウッドデッキ洗浄・塗装作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月4日	高松塚周辺地区	広場	芝生広場イノシシ除けネット張替え作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月5日	高松塚周辺地区	広場	トリカルネット購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月11日	石舞台地区	広場	石舞台地区イノシシ除けネット張替え等作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月16日	5地区	園路	鉄杭購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月19日	高松塚周辺地区	園路	案内看板貼替作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月19日	甘樫丘地区	園路	メッセージポール購入
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月19日	甘樫丘地区	園路	木製防護柵撤去等作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月19日	5地区	園路	木製車止め作製・設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月27日	5地区	園路	鉄杭購入
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	5月31日	5地区	消防設備	消火器等点検作業(前期)
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	7月4日	祝戸地区	電気設備	電気配線(架空線)修理作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	11月20日	5地区	消防設備	消火器等点検作業(後期)
工作物管理	工作物設備維持修繕	水道設備維持修繕	1月17日	祝戸地区	水道設備	祝戸地区水栓取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	水道設備維持修繕	2月28日	高松塚周辺地区	水道設備	芝生広場散水栓取替作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	水道設備維持修繕	2月28日	甘樫丘地区	水道設備	甘樫丘地区 豊浦トイレ汚水管点検等作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	電気設備維持修繕	3月19日	甘樫丘地区	電気設備	甘樫丘地区足元灯修繕作業

修繕履歴（平城宮跡区域・令和4年度）

令和4年度 建物管理

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	4月1日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	マットリース料（4~1月分）
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月1日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	いざない館通信（Wi-Fi）障害調査
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月14日	平城宮跡地区	平城宮いざない館・復原事業情報館	自動扉保守点検業務（年4回）
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	6月9日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	ガスヒートポンプ式空調機修繕（ACP-2系統）
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	6月11日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	ガスヒートポンプ式空調機修繕（ACP-1系統）
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	7月6日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	展示照明調光システム修繕
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	8月28日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	いざない館四季シート補修作業
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	11月15日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	調乳用温水器フィルター交換作業
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	2月1日	平城宮跡地区	平城宮いざない館・復原事業情報館	マットリース料（2~3月分）
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	3月16日	平城宮跡地区	復原事業情報館	ブラインド修繕
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	3月17日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	多目的室スライディングウォール点検
建物管理	建物維持修繕	その他維持修繕	3月22日	平城宮跡地区	休憩所	各部点検・扉修繕

令和4年度 工作物管理

工種	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	4月9日	平城宮跡地区	照明制御装置	照明制御装置用UPSバッテリー交換
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	4月17日	平城宮跡地区	展示物	展示室・復原事業情報館PCメンテナンス作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	6月14日	平城宮跡地区	柵	大極門簡易柵（階段下）製作
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	7月1日	平城宮跡地区	足元灯	足元灯カバー更新
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	7月1日	平城宮跡地区	展示物	プロジェクター天吊り金具製作・設置、移設作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	7月2日	平城宮跡地区	電気設備	イベント案内PC修繕
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	7月5日	平城宮跡地区	展示物	UPS交換用バッテリー交換（展示室④）
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	8月2日	平城宮跡地区	展示物	映像データ変換作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	8月5日	平城宮跡地区	展示物	展示室3プロジェクター設置
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	9月5日	平城宮跡地区	展示物	UPS交換用バッテリー交換（展示室③・④）
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	9月6日	平城宮跡地区	展示物	壁紙グラフィック補修（展示室4）
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	9月16日	平城宮跡地区	電気設備	監視カメラモニター更新
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月9日	平城宮跡地区	案内看板	屋外看板グラフィック補修
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	10月13日	平城宮跡地区	展示物	展示物什器製作作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月31日	平城宮跡地区	案内看板	屋外パネル作成及びグラフィック修正作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	1月9日	平城宮跡地区	看板	屋外看板グラフィック修繕
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	2月8日	平城宮跡地区	展示物	バナー開閉装置修繕
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月15日	平城宮跡地区	車止め	反射テープ更新作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	3月16日	平城宮跡地区	展示物	展示室PC/プロジェクター等メンテナンス作業

修繕履歴（平城宮跡区域・令和5年度）

令和5年度 建物管理

工程	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	4月1日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	マットリース料（4～3月分）
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月14日	平城宮跡地区	平城宮いざない館・復原事業情報館	自動扉保守点検業務（年4回）
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	7月1日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	屋外用マットリース料（7～3月分）
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	8月17日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	空調機修繕
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	11月7日	平城宮跡地区	復原事業情報館	復原事業情報館 天井プレート修繕
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	11月20日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	調乳用温水器フィルター交換・点検作業
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	11月29日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	いざない館渡り廊下ガラス入替作業
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	1月15日	平城宮跡地区	院管理施設	院管理施設床張替作業
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	1月28日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	ランダムテンキー錠修繕
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	2月28日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	スライディングウォール点検・修繕（企画展示室）
建物管理	建物維持修繕	便所修繕	2月28日	平城宮跡地区	南門広場トイレ	南門広場横トイレフィッティングボード修繕

令和6年度 工作物管理

工程	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	4月18日	平城宮跡地区	展示物	復原事業情報館 PC内部データ更新作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	5月29日	平城宮跡地区	展示物	展示室3 タッチモニター更新作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	8月7日	平城宮跡地区	機械設備	図書コーナースystem追加・更新作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月9日	平城宮跡地区	案内看板	見学デッキ案内板更新作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月9日	平城宮跡地区	案内看板	屋外看板パネル修繕
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	10月12日	平城宮跡地区	機械設備	無線機バッテリー更新
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	11月29日	平城宮跡地区	展示物	プロジェクターランプ交換作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月7日	平城宮跡地区	案内看板	大極門解説パネル補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月14日	平城宮跡地区	遺構側溝	遺構側溝土砂流入対策作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	12月23日	平城宮跡地区	ベンチ	木製ベンチ製作作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	12月23日	平城宮跡地区	防犯設備	大極門防犯設備修繕
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	1月4日	平城宮跡地区	展示物	無停電装置（UPS）バッテリー更新作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	1月12日	平城宮跡地区	歩道マット	大極門北側マット敷設用金物製作
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	1月12日	平城宮跡地区	歩道マット	大極門北側セーフティーマット設置作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	1月21日	平城宮跡地区	展示物	プロジェクターランプ交換作業（展示室）
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	1月30日	平城宮跡地区	展示物	無停電電源装置修繕
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	2月7日	平城宮跡地区	展示物	展示室3木組み体験用組木製作作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	2月21日	平城宮跡地区	展示ケース	展示ケース調光器修繕
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月4日	平城宮跡地区	ベンチ	木製ベンチ製作作業（角R加工）
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	3月10日	平城宮跡地区	展示物	復原事業情報館グラフィック修正作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	3月14日	平城宮跡地区	足元灯	足元灯カバー交換
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	3月14日	平城宮跡地区	マンホール	マンホール（電気）蓋取替作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月19日	平城宮跡地区	案内看板	大極門案内パネル修繕
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月21日	平城宮跡地区	案内看板	屋外看板及び展示室内サイン修繕

修繕履歴（平城宮跡区域・令和6年度）

令和6年度 建物管理

工程	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	4月1日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	マットリース料（4～3月分）
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	4月3日	平城宮跡地区	平城宮いざない館・復原事業情報館	自動扉保守点検業務（年4回）
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月19日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	吸収式冷温水機冷房切替点検（2基）
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	4月30日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	吸収式冷温水機不具合調査
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	11月11日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	調乳用温水器フィルター交換・点検作業
建物管理	建物設備維持修繕	便所修繕	12月4日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	トイレ詰まり修繕
建物管理	建物設備維持修繕	管理棟修繕	1月23日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	流し台給水管漏水修繕（ガイダンス棟SK）
建物管理	建物維持修繕	管理棟修繕	1月27日	平城宮跡地区	平城宮いざない館	外部倉庫ドアクローザー修繕

令和6年度 工作物管理

工程	種別	細目	実施日	実施場所	対象箇所	作業内容
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	4月19日	平城宮跡地区	園内設備	朝堂院ひろば水位測定蓋修繕
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月7日	平城宮跡地区	案内看板	南門ひろばトイレサイン更新作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	5月28日	平城宮跡地区	展示室	グラフィック修正作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	6月17日	平城宮跡地区	展示物	HDMI中継器更新（展示室4）
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	7月1日	平城宮跡地区	展示物	展示室4「木樋」アクリルカバー製作設置
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	9月10日	平城宮跡地区	案内看板	案内パネル修繕
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	9月11日	平城宮跡地区	展示物	プロジェクターランプ更新
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	9月15日	平城宮跡地区	展示物	情報検索システム編集作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	9月16日	平城宮跡地区	電気設備	配線設備不具合改修（展示室2）作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月2日	平城宮跡地区	案内看板	屋外パネル修繕
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	10月2日	平城宮跡地区	ベンチ	木製ベンチ製作作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	10月3日	平城宮跡地区	展示物	展示什器製作設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	10月31日	平城宮跡地区	展示物	平城宮いざない館（展示室4）剥ぎ取り補修
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	12月3日	平城宮跡地区	展示物	照明制御装置無停電装置バッテリー交換作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	1月8日	平城宮跡地区	誘導サイン	大極殿歩道 誘導路面サイン設置作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月1日	平城宮跡地区	ベンチ	木製ベンチ製作作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	2月14日	平城宮跡地区	案内看板	公園マップサイン更新作業
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	2月18日	平城宮跡地区	展示物	展示室4タッチパネルモニター更新作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	3月7日	平城宮跡地区	展示物	展示室3結界ポール修繕
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月9日	平城宮跡地区	柵	木製柵製作作業
工作物管理	工作物維持修繕	園路広場修繕	3月11日	平城宮跡地区	階段	木製階段補修作業
工作物管理	工作物維持修繕	その他維持修繕	3月19日	平城宮跡地区	展示物	展示室②ジオラマサイン修繕
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	3月20日	平城宮跡地区	展示物	展示室④タッチモニター更新
工作物管理	工作物設備維持修繕	その他維持修繕	3月21日	平城宮跡地区	展示物	プロジェクターランプ更新

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	501,862	529,705	550,143
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		501,862	529,705	550,143
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)		501,862	529,705	550,143
(注記事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく) ・業務毎の委託費は別紙16精算報告書を参照。 				

2 従来の実施に要した人員		(単位:人)		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
常勤職員		19	29	29
非常勤職員		25	29	30
(令和8年度の業務従事者に求められる知識・経験等)				
1. 知識、経験に関する要件 同種、類似業務の実務経験 2. 技術力に関する要件 <input type="checkbox"/> 植物管理業務 ・1級造園施工管理技士				
(過去の業務従事者に求められる知識・経験等)				
・入札の対象となる業務は全て外部委託として実施していた。業務実施の際、従事者に求められる知識・経験等は以下の通りであった。(令和6年) 1. 知識、経験に関する要件 同種、類似業務の実務経験 2. 技術力に関する要件 <input type="checkbox"/> 植物管理業務 ・1級造園施工管理技士				
(業務の繁閑の状況とその対応)				
なし				
(注記事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく) ・大規模イベント時には、臨時でアルバイトを募集している。 				

3 従来の実施に要した施設及び設備(委託事業者に対して供与した施設・設備)

・別紙1主要公園施設一覧、別紙2主要建築物一覧、別紙12提供施設及び提供物品等、別紙13修繕履歴を参照

(注記事項)

・運営維持管理業務の費用のみ(収益施設はのぞく)

4 従来の実施における目的の達成の程度

【飛鳥区域】

■年間指標

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
公園全体の年間公園利用者数(人)		715,492		699,148		738,403
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		50.4%		48.6%		50.1%

■四半期指標

	令和4年度							
	4~6月		7~9月		10~12月		1~3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		247,332		128,810		197,900		141,450
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		54.2%		51.6%		49.4%		46.3%
	令和5年度							
	4~6月		7~9月		10~12月		1~3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		243,128		126,218		187,960		141,842
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		50.8%		46.7%		48.5%		48.3%
	令和6年度							
	4~6月		7~9月		10~12月		1~3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		267,504		122,806		199,696		148,397
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		50.3%		49.5%		46.9%		54.4%

【平城宮跡区域】								
■年間指標								
	令和4年度		令和5年度		令和6年度			
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績		
公園全体の年間公園利用者数(人)		1,211,636		1,248,247		1,387,153		
公園利用者の「非常に満足」の回答比率		46.0%		44.5%		48.3%		
■四半期指標								
	令和4年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		393,094		239,867		356,476		222,199
公園利用者の「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		48.1%		44.6%		50.0%		40.8%
	令和5年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		355,083		288,341		352,468		252,355
公園利用者の「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		44.8%		42.8%		44.5%		45.8%
	令和6年度							
	4～6月		7～9月		10～12月		1～3月	
	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績	目標 計画	実績
公園全体の公園利用者数(人)		370,624		285,556		482,736		248,237
公園利用者の「非常に満足」「ある程度満足」の回答比率		47.0%		45.0%		54.6%		46.6%

(注記事項)

※1:公園利用者数の集計方法はR4-8国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務の別紙-10による。なお、「包括的な目標」の利用者数と「全体の推計公園利用者数」の利用者数は異なるため、留意すること。また、実績平均値は四捨五入のため年平均と四半期別の合計は一致しない。

※2:「公園の利用に関するアンケート調査」のQ1における全回答者数に対する「非常に満足」と回答した人の割合。

5 従来の実施方法等
従来の実施方法 ・業務区分表参照
(事業の目的を達成する観点から重視している事項) 万葉植物を活用した花修景による演出、広報、歴史学習メニュー、イベント・行催事を一元的に検討し、利用者数および満足度を目標としている。
(注記事項) ・別紙19市民参加による公園運営の取り組み、別紙20一般廃棄物の排出量、別紙21植物性廃棄物の発生・処理・活用量、別紙22苦情・要望の内容及び件数

業務区分表

	業務内容	業務細目	現状(R4-R8年度)			R8-12年度			備考 (作業時期・頻度・条件等)
			国土交通省	A(請負者)	A以外の業者	国土交通省	B(請負者)	B以外の業者	
R4-8 国営飛鳥・平城宮跡歴史公園運営維持管理業務	①本業務全体のメンテナンス及び企画立案業務	行催事、広報、来園者サービス		○			○		通年
	②施設・設備維持管理業務	維持修繕・保守点検		○			○		通年
		清掃		○			○		通年
	③植物管理業務	植物管理		○			○		通年
	④収益施設等運営業務	収益施設運営		○			○		通年

実施行催事等実績(飛鳥区域)

別紙15

令和4年度

①歴史学習②子育て支援③健康スポーツ
④地域行事等⑤環境保全・自然観察⑥防災

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
1	恋する飛鳥 フリーウォーク	明日香村内に設置した5つのチェックポイントを周リスタンプを集めると、素敵な賞品があたる抽選会に参加していただいた。	1,317								■	体験
2	石舞台古墳夜桜ライトアップ	夜間に桜の花と石舞台古墳を光で照らしたライトアップイベントを行った。	2,474				■					
3	夜桜ライトアップ連携イベント「光のメッセージ～春～」	石舞台古墳夜桜ライトアップにあわせて、2日間限定でカップろうそくでのライトアップを実施した。	1,500				■					
4	キトラ週末体験・鑄造体験	滑石を使った勾玉づくり体験、海獣葡萄鏡や富本銭などの鑄造体験を行った。	1,753	■								
5	星めぐりコンサート	春の星座の逸話や神話を織り交ぜながら、プアデスⅡ舞曲や星にまつわる曲の演奏を実施。	21								■	音楽
6	古都飛鳥散歩「終末期古墳めぐり」	兄弟古墳と言われる「高松」「キトラ」や「マルコ山古墳」など飛鳥の終末期を飾る古墳を訪ねるウォーキングを行った。	13	■								
7	飛鳥里山ようちえん	公園をフィールドとして、「野菜を育てる」「虫を捕まえる」「草花を観察する」など農体験・自然体験活動を実施した。	627					■				
8	古代ガラス製作体験	古代ガラスの工房体験を行いました。	55	■								
9	市民イベント「星空観察会」	市民イベントとして石舞台芝生広場で星空観察会を開催した。	68								■	体験
10	市民イベント「森のようちえん」	甘橙丘などの自然環境を活かし、非認知能力(数値測定できない個人の特性による能力)を育むあそびの提供を行った。	50		■							
11	市民イベント「シャボン玉パフォーマンス」	子どもを対象としてシャボン玉パフォーマンスを披露した。	785								■	体験
12	苔テラリウム～小さな飛鳥をつくろう～	苔と石を使って小さなガラス容器の中に飛鳥の景色を切り取った世界を表現する、苔テラリウム作りを体験していただいた。	20								■	体験
13	体験プログラム「富本銭づくり」	団体体験プログラムとして「富本銭づくり」を行った。	11	■								
14	市民イベント「クロワッサンサーカス」	奈良県を拠点とするサーカスアーティスト集団「クロワッサンサーカス」がパフォーマンスを披露した。	1,140								■	体験
15	飛鳥の風景写真展	「飛鳥の風景」をテーマとした企画展示を行った。	39,390								■	展示
16	河内の三太子と竹内街道	「河内の三太子と竹内街道」をテーマとした企画展示を行った。	6,862								■	展示
17	万葉衣装展「よみがえる高松塚古墳壁画の世界」	高松塚古墳壁画に描かれている「女子群像」「男子群像」をモデルとした衣装展を開催。	8,340								■	展示
18	恋する飛鳥 特別書展『奈良ゆかりの日展会員による特別書展』	奈良ゆかりの日展特別会員および日展会員の書家に執筆を依頼し、万葉集や飛鳥を題材にした本展のための書き下ろし作品の展示を行った。	4,327								■	展示
19	「聖徳太子の生涯と太子道」ダイジェスト	「聖徳太子の生涯と太子道」のダイジェスト展示を行った。	30,959								■	展示

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
20	明日香路写真コンクール作品展	写真コンクール展の入賞作品の展示を行った。	11,067								■	展示
21	里山あそび広場	飛鳥里山クラブの活動成果を活かしたクラフトやあそび、植物展示など、子供から大人まで家族みんなが参加できる公園遊びを実施した。	2,100								■	体験
22	飛鳥蹴鞠体験	飛鳥蹴鞠の実演、解説を行います。また、希望者を募り体験会を開催した。	250								■	体験
23	体験プログラム「勾玉づくり」	団体体験プログラムとして「勾玉づくり」を行った。	331	■								
24	とらい塾古代村の春まつり	古代住居村にて春まつりを開催した。	40								■	体験
25	体験プログラム「海獣葡萄鏡づくり」	団体体験プログラムとして「海獣葡萄鏡づくり」を行った。	198	■								
26	市民イベント「まほろばピアノ」	公園内のビュースポットにピアノを設置し、希望される公園利用者に弾いていただいた。	33								■	体験
27	市民イベント「森のようちえん×BYBS」	甘樫丘などの自然環境を活かし、非認知能力(数値測定できない個人の特性による能力)を育むあそびの提供を行った。	35		■							
28	国宝高松塚古墳壁画修理作業室の公開	文化庁・奈良文化財研究所主催による国宝高松塚古墳壁画の修理状況を公開した。	3,796								■	体験
29	国宝壁画公開連動企画「ベンガラ染め体験」	壁画の顔料として使われているベンガラを使って、壁画の図柄をモチーフとしたトートバッグを作成した。	114	■								
30	国宝キトラ古墳壁画の公開	文化庁・奈良文化財研究所主催による国宝キトラ古墳壁画を公開した。	20,772								■	体験
31	チェーンソーアート実演と体験	チェーンソーアートの実演、体験イベントを行った。	20								■	体験
32	二つの国宝壁画を巡る	高松塚・キトラ古墳の二つの国宝壁画を巡るツアーを開催。	36	■								
33	市民イベント「草木染め体験」	団体に向けて、明日香村の草木を使った昔ながらの染め工法による草木染め体験を実施した。	149								■	体験
34	古都飛鳥散歩「飛鳥路の万葉歌碑を巡り万葉びとの想ひをたどる」	飛鳥里山クラブ文化サークルのガイドで明日香村内の万葉歌碑巡りを行った。	5								■	体験
35	石室・石棺から見えるけしき	明日香村との共催で石棺から見える景色を体験する被葬者体験を行った。	86	■								
36	市民イベント「森のようちえん×森あそび」	甘樫丘などの自然環境を活かし、非認知能力(数値測定できない個人の特性による能力)を育むあそびの提供を行った。	14		■							
37	「青のシンフォニーで行く飛鳥」キトラの解説と海獣葡萄鏡	キトラ壁画公開にあわせて、近鉄が運行する観光列車「青のシンフォニー」で飛鳥を巡るツアーを実施。	74	■								
38	市民イベント「アイシングクッキーワークショップ」	明日香村で活動するiroha*主催でかわいいアイシングクッキーの作り方を学んでいただいた。	9								■	体験

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
39	里山自然教室「ササユリの香る丘見学ツアー」	飛鳥里山クラブが環境保全や保護増殖に取り組んでいるササユリの見学ツアーを実施した。	60						■			
40	体験プログラム「古代ガラス体験」	団体体験プログラムとして「古代ガラス体験」を行った。	16								■	体験
41	市民イベント「NEW四神を描く～青龍～」	顔料を使用してポストカードに青龍を描くワークショップを実施した。	8								■	体験
42	帝塚山田んぼプロジェクト	古代米の稲作体験を実施。除草作業から収穫まで、実地で体験することで農業への理解を深めていただいた。	494								■	体験
43	市民イベント「ならフォーク村チャリティコンサート」	東日本大震災の復興チャリティーコンサートを開催した。	380								■	音楽
44	里山自然教室「ベニバナの染色体験」	ベニバナを使った染色体験を実施した。園内に咲いているベニバナを使用し、ハンカチを染めていただいた。またあい染めの体験も実施した。	29								■	体験
45	キトラ田植え祭り	キトラの田んぼの田植えを実施した。さなふり餅のふるまいや、音楽のパフォーマンスも合わせて開催した。	112								■	体験
46	市民イベント「飛鳥青空ヨガ」	運動不足の解消、健康づくりを目的として初心者向けのヨガ体験を行った。	13			■						
47	市民イベント「お漬物の会」	明日香村のお野菜を使ってシンプルなお漬物をつくる講座を開催した。	28								■	体験
48	難波大道と竹内街道	難波大道と竹内街道をテーマとした企画展示を行った。	5,993								■	展示
49	「河内三太子と竹内街道」ダイジェスト	「河内三太子と竹内街道」のダイジェスト版を展示した。	26,352								■	展示
50	体験プログラム「歴史ガイド」	団体体験プログラムとして「歴史ガイド」を行った。	74	■								
51	市民イベント「早朝ヨガ@石舞台芝生広場」	運動不足の解消、健康づくりを目的として初心者向けのヨガ体験を行った。	149			■						
52	旅RUN古都×奈良「明日香村トレイルラン」	奥飛鳥の古道を走るトレイルランニング大会を実施した。あすか風舞台をスタートし、飛鳥坐神社、談山神社、栢森などを巡るコースを堪能していただいた。	165			■						
53	体験プログラム「古代ガラス製作体験」	団体体験プログラムとして「古代ガラス製作体験」を行った。	9	■								
54	マグカップづくり	明日香村在住の陶芸家 脇田宗孝氏を講師に迎え、マグカップづくりを実施した。成形、釉薬掛け、焼成まで一連の作業を体験していただいた。	50								■	体験
55	四神星めぐりスペシャルコンサート	横笛演奏者の雲龍氏、ピアニスト渡会光晴氏のコラボコンサートを開催。星にまつわる曲をキトラ天文図の下で演奏した。	23								■	音楽
56	飛鳥を染める	水谷草木染の水谷氏(草木染め講師)、古色の美の小淵氏(土染め・ベンガラ染め講師)を招き、染色体験を実施。	58								■	体験
57	里山いきものトンネル	カブトムシなど里山でみられるいきものふれあいコーナーを設置し、手軽にいきものと触れ合う機会を提供した。	717						■			

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
58	飛鳥の里山いきもの展	国蝶オムラサキ保護にスポットを当てた展示、クツムシやスズムシ等の鳴く虫の展示など、明日香村立聖徳中学校郷土自然部の協力の元実施した。	6,665								■	展示
59	キトラ古墳壁画公開記念「玄武勾玉」	キトラ古墳壁画 玄武の公開に合わせて、黒い滑石を使用した勾玉づくり体験を行った。	80	■								
60	高松塚古墳壁画修理作業室公開記念「VRで旅する飛鳥京」	高松塚古墳の壁画公開期間に合わせて、バーチャル体験を実施。VRゴーグルで石室内部を見学していただく。	235	■								
61	飛鳥いきもの調査隊「昆虫トラップ2日間調査」	ペットボトルを使用した昆虫トラップを作成し、翌日に結果を調査した。	42					■				
62	体験プログラム「どろだんご」	団体系験プログラムとして「どろだんご」を行った。	6								■	体験
63	キトラDEキャンプ	キトラ古墳周辺地区でファミリー向けのキャンプを実施。野菜の収穫体験、火起こし体験、星空観察など初心者でも楽しめるプログラムを行った。	68								■	体験
64	体験プログラム「クラフト体験」	団体系験プログラムとして「クラフト体験」を行った。	23								■	体験
65	市民イベント「明日香村でHAWAII気分♪」	フラダンスの普及と明日香村とのコラボを目的に古代衣装を纏って披露した。	70								■	体験
66	体験プログラム「勾玉づくり」	団体系験プログラムとして「勾玉づくり」を行った。	19								■	体験
67	飛鳥いきもの調査隊「セミの抜け殻調査」	高松塚周辺地区のセミの抜け殻を集め、種類や数の調査を行った。	14					■				
68	明日香の夜空	明日香村民を対象として、夜店の出店、花火の打ち上げを行った。	350								■	体験
69	飛鳥生き物探検隊「水辺トラップ2日間調査」	飛鳥川の生き物について学ぶイベントを実施。初日に水辺トラップを仕掛け、翌朝トラップを回収、かかった生き物の種類や数を調査した。	38					■				
70	市民イベント「mimoza落語会」	市民イベントとして「mimoza落語会」を開催した。	15								■	体験
71	シアター講演会(村長×友吉鶴心)	キトラ古墳でトークセッション(観光農林推進課 小野課長×総合政策課 辰巳氏×琵琶演奏者 友吉鶴心氏)を行った。	25								■	体験
72	古代稲を愛でる会	古代稲が赤色にみえる時期に合わせて、間伐や獣害など森について学ぶとともに、マルシェやステージ、盆踊りなどのイベントを実施した。	370								■	体験
73	飛鳥光の回廊	カッパろうそくの灯りを中心とした光のライトアップイベントを開催。	2,800				■					
74	明日香路写真コンクール特別撮影会	飛鳥観光協会が主催の明日香路を写そう写真コンクールの特別撮影会を石舞台地区にて開催した。	35								■	体験
75	難波大道と竹内街道(ダイジェスト)	難波大道と竹内街道のダイジェスト版を展示した。	33,434								■	展示
76	飛鳥の星景展	石舞台古墳や飛鳥古宮、藤原宮跡、いにしへの飛鳥の風景と星空の写真展を開催した。	13,970								■	展示

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
77	高松塚古墳壁画乾拓体験	高松塚古墳壁画公開に合わせ、乾拓体験を実施。	56								■	体験
78	星マルシェ	天文図や星に関わるマルシェを開催した。	400								■	体験
79	天文スタンプラリー	天文図にちなんだスタンプラリーを開催した。	208								■	体験
80	星のワークショップ「星を染める」	様々な星の伊勢型紙を使用し、自由にペンガラ染めをしていただくワークショップを開催した。	19								■	体験
81	星のワークショップ「星のキャンドルづくり」	「星のキャンドルづくり」のワークショップを開催した。	40								■	体験
82	ギャラリートーク「ギリシャ神話と星座」	「ギリシャ神話と星座」をテーマにギャラリートークを開催した。	36	■								
83	星めぐりコンサート「銀河鉄道の夜」	明日香村在住のピアニスト渡会光春氏による「星めぐりコンサート」を開催。コンサート後には、星空観望会も併せて実施した。	37								■	音楽
84	星のワークショップ「生まれた日の地球儀をつくろう」	生まれた日や記念日など特別な日の地球儀を作成するワークショップを開催した。	46								■	体験
85	ギャラリートーク「キトラ天文図を読み解く」	「キトラ天文図を読み解く」をテーマにギャラリートークを開催した。	30	■								
86	星のワークショップ「星のアンプレラづくり」	「星のアンプレラづくり」のワークショップを開催した。	19								■	体験
87	星のワークショップ「地球を感じるクリスタル音浴」	「地球を感じるクリスタル音浴」のワークショップを開催した。	10								■	体験
88	音楽劇「星詠み人～アサキマダラと天文図」	「星詠み人～アサキマダラと天文図」の音楽劇を開催した。	26								■	音楽
89	国宝壁画公開連動企画「乾拓体験」	キトラ古墳壁画公開に合わせ、乾拓体験を実施。	7								■	体験
90	コキアのほうきづくり	甘樫丘地区で育ったほうき草(コキア)を刈り取って、ミニほうきを作成するイベントを開催した。	24								■	体験
91	移動プラネタリウム「キトラ古墳からみる古代中国の天文学」	キトラ古墳壁画の公開時期に、シアタールームで移動式プラネタリウムを設置した。	1,315								■	体験
92	古都飛鳥散歩「心のふるさと 飛鳥野の花めぐり」	公園ボランティアの飛鳥里山クラブさんによる草花ガイドを開催した。	11								■	体験
93	キトラ稲刈りハーベストタイム	6月に田植えを行った古代稲「神丹穂」の稲刈りとはざ掛けを行った。	40								■	体験
94	古墳祭	明日香村仏教団、観光協会による村内にある500余りの古墳の被葬者へご祈禱。観覧者へは散華を配布した。	50				■					
95	難波大道と竹之内街道②	難波大道と竹之内街道をテーマとした企画展示を行った。	3,086								■	展示

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
96	飛鳥スケッチコンクール作品展	飛鳥スケッチコンクールの応募作品を展示しました。	8,025								■	展示
97	奈良シニア大学ガイド	奈良シニア大学ガイドを実施した。	22	■								
98	キトラとらい塾 収穫祭	古代住居の土壁塗り体験、脱穀・もみすり体験、飛鳥鍋のふるまい、伝統芸能の披露など、家族みんなで楽しめる文化・自然体験を実施した。	123				■					
99	飛鳥・藤原歴史探訪スタンプラリー	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録を応援を目的とした明日香村と橿原市の候補地を巡るスタンプラリーを実施した。	1,072	■								
100	キトラ古墳遺跡見学 & 乾拓体験	キトラ古墳壁画公開に合わせ、乾拓体験を実施。原寸大の乾拓板で四神や天文図を写し取り、水彩絵具で色付けを行った。	27	■								
101	土器づくり体験	明日香村在住の陶芸家 脇田宗孝先生を講師に迎え、土器の歴史や当時の土器の役割を学びながら土器づくり体験を行った。	64								■	体験
102	あさげしきin明日香	明日香村商工会と協力し、甘樫丘地区で絶景を眺めながら特別な朝食と焙煎珈琲を楽しむ「早朝トレッキングツアー」を実施した。	21								■	体験
103	青空古墳カフェ	檜隈寺跡前休憩案内所でサンドイッチとスムージー作り体験を実施した。	10								■	体験
104	市民イベント「四神を描く」	顔料を使用してポストカードに白虎を描くワークショップを実施した。	6								■	体験
105	明日香村農工商工祭	村内事業者を中心に食事や物販を行う万葉時空の市などのイベントを開催した。	1,400				■					
106	里山あそび広場	飛鳥里山クラブの活動成果を活かしたクラブやあそび、植物展示など、子供から大人まで家族みんなが参加できる公園遊びを実施した。	1,200								■	体験
107	飛鳥ハーフマラソンフォトレイニング	明日香村内を巡るレイニング大会を開催した。	80			■						
108	あおぞらようちえん	明日香幼稚園の園児向けに甘樫丘で自然教育プログラムを実施した。里山クラブ自然観察サークルの案内で葉っぱを使った遊びを提供した。	55		■							
109	市民イベント「冬のお漬物の会」	つけものびと 中川仁さんを講師として、冬野菜を使用した漬物づくりを実施。	22								■	体験
110	クリスマスランタンづくり	キャンドルを使ったオリジナルランタンづくりを実施。	42								■	体験
111	市民イベント「羊毛フェルト体験」	羊毛を使用した作品づくりを実施。午前は「りんごのお家づくり」、午後は「幸せを呼ぶフッダナツツアレンジ」を行った。	23								■	体験
112	体験プログラム「古代ガラス体験」 「勾玉づくり」	団体体験プログラムとして「古代ガラス体験」「勾玉づくり」を行った。	10	■								
113	ソルトアート	ソルト(塩)とパステルを使い、『版築』風に積み重ねた作品作りを実施。	8								■	体験
114	四神の館文化財講座①「キトラ古墳壁画 天文図と中国星座の世界」	「キトラ古墳壁画 天文図と中国星座の世界」をテーマに講演会を開催した。	25	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
115	星めぐりコンサート～聖夜holynight～	冬の星座のお話と、星にまつわる音楽の星めぐりコンサートを開催した。	19								■	音楽
116	古墳ケーキDEクリスマス	「牽牛子塚古墳」をイメージしたケーキづくり体験を実施。古墳の構造や形状を学びながら市販の製菓材料で製作していただいた。	30								■	体験
117	竹内街道から横大路	竹内街道から横大路をテーマとした企画展示を行った。	5,274								■	展示
118	国宝壁画公開記念企画「飛鳥オリジナルポストカードづくり」	キトラ古墳壁画公開を記念して、飛鳥オリジナルポストカードづくりを開催した。	33								■	体験
119	土器作り体験作品展	土器づくり体験で制作した作品を展示しました。	12,046								■	展示
120	文化財講座②「飛鳥と百済の古都・扶餘(フヨ)」	「飛鳥と百済の古都・扶餘(フヨ)」をテーマに講演会を開催した。	35	■								
121	里山自然教室「バードウォッチングへ行こう」	里山クラブによるバードウォッチングを開催した。	18					■				
122	文化財講座③「修理を終えたキトラ古墳壁画・高松塚古墳壁画の現在」	「修理を終えたキトラ古墳壁画・高松塚古墳壁画の現在」をテーマに講演会を開催した。	33	■								
123	冬の自然に親しみ愉しむ 焚火と焚火メシ	キトラ古墳周辺地区の資源を有効活用する「キトラプロジェクト」の一環として、スウェーデントーチを使用した料理イベントを実施した。	14								■	体験
124	移動プラネタリウム「キトラ古墳からみる古代中国の天文学」	天文図をテーマとした2D版プラネタリウムの初公開を行った。	1,061								■	体験
125	炭焼窯の火入れ	飛鳥里山クラブによる、甘樫丘地区の間伐材を使って炭焼きを行った。	68								■	体験
126	文化財講座④2部連続「漆喰に描く」「どう違う？古墳壁画と岩窟壁画」	「漆喰に描く」「どう違う？古墳壁画と岩窟壁画」をテーマに講演会を開催した。	43	■								
127	市民イベント「おはなしひろば」	市民イベントとして「おはなしひろば」を開催した。	15		■							
128	飛鳥を守った古代の山城	「飛鳥を守った古代の山城」をテーマとした企画展示を行った。	10,413								■	展示
129	万葉植物画展	万葉集に登場する植物「万葉植物」をテーマにしたボタニカルアートを展示した。	8,976								■	展示
130	飛鳥絵はがきコンテスト作品展	飛鳥絵はがきコンテストの作品展を開催した。	4,911								■	展示
131	市民イベント「子育てママのおしゃべりcafe」	市民イベントとして「子育てママのおしゃべりcafe」を開催した。	6		■							
132	市民イベント「ASUKA NATURE YOGA」	心身ともに健康になるように甘樫丘の芝生広場を使ってヨガ体験をしていただいた。	8			■						
133	飛鳥ハーフマラソン	世界遺産候補地「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の石舞台古墳やキトラ古墳などの史跡を有する明日香村でハーフマラソンの大会を開催した。	3,000			■						

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
134	竹内街道まつり	飛鳥ハーフマラソン開催に伴い、キトラ古墳周辺地区の芝生広場で竹内街道まつりを開催した。	1,000	■								
135	恋する飛鳥2023春 特別イベント ボタニカルアート教室(初級編)	ボタニカルアーティストの講師の方に本格的なボタニカルアートについての教室を開催した。	21								■	体験
136	星めぐりコンサート～春分の銀河～	春分に合わせて、スペシャルコンサート開催した。	30								■	音楽
137	恋する飛鳥 フリーウォーク	明日香村内の5つのポイントをまわって『スタンプ』を押すと、ひとつの絵が完成するスタンプラリーを実施した。	1,184								■	体験
138	ポール・スミザーさんの絵本「ジェムくん故郷にカエル」原画展	ポール・スミザーさんの絵本「ジェム君故郷にカエル」原画展を開催した。	2,540								■	展示
139	ファミリーキャンプ「石舞台 春キャン2023」	石舞台古墳芝生広場にて、キャンプ初心者でも楽しめるプログラム満載の春キャンプを実施。	130								■	体験
140	石舞台古墳ライトアップ	夜間に桜の花と石舞台古墳を光で照らしたライトアップイベントを行った。	1,952				■					
141	ママルーシェ アウトドアフェスタ	子育て支援雑誌『ママルーシェ』主催のアウトドアフェスタを開催。アウトドアグッズの販売やツリークライミング体験会、火起こし体験などを実施した。	200								■	体験
計			302,585	25	6	6	7	7	0	90		

実施行催事等実績(飛鳥区域)

令和5年度

①歴史学習②子育て支援③健康スポーツ
④地域行事等⑤環境保全・自然観察⑥防災

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
1	飛鳥の風景展	「飛鳥の風景」をテーマとした企画展示を行った。	12,631								■	展示
2	飛鳥を守った古代の山城	「飛鳥を守った古代の山城」をテーマとした企画展示を行った。	33,587								■	展示
3	竹内街道から横大路	「竹内街道から横大路」をテーマとした企画展示を行った。	1,671								■	展示
4	万葉植物画展	万葉集に登場する植物「万葉植物」をテーマにしたボタニカルアートを展示した。	4,294								■	展示
5	ポール・スミザーさんの絵本「ジェムくん故郷にカエル」原画展	原画の世界観を表現した展示を行った。	4,294								■	展示
6	石舞台古墳夜桜ライトアップ	夜間に桜の花と石舞台古墳を光で照らしたライトアップイベントを行った。	957				■					
7	恋する飛鳥 フリーウォーク	春の明日香の周遊観光促進を目的に重ね捺しスタンプラリーを開催した。	416								■	体験
8	キトラ週末体験・鋳造体験	滑石を使った勾玉づくり体験、海獣葡萄鏡や富本銭などの鋳造体験を行った。	1,814	■								
9	ポール・スミザーさんと過ごす飛鳥時間	ポール・スミザーさんの自然に対する考え方の講座、種まきのワークショップを開催した。	20								■	体験
10	万葉歌がたり	キトラ古墳壁画体験館 四面スクリーンでの開催となり、多くの方にお楽しみいただけました。	130	■								
11	市民イベント「早朝ヨガ@石舞台芝生広場」	コロナ禍の運動不足解消、健康づくり、コミュニケーションづくりを目的として、石舞台芝生広場で初心者向けのヨガを実施した。	96			■						
12	市民イベント「植物文様コンサート」	万葉植物画展の雰囲気にあったコンサートとなった。	15								■	音楽
13	苔テラリウム～小さな飛鳥をつくろう～	苔と石を使って小さなガラス容器の中に飛鳥の景色を切り取った世界を表現する、苔テラリウム作りを体験していただいた。	100								■	体験
14	市民イベント「星空観望会」	飛鳥の星空を観察するイベントを開催した。	46								■	体験
15	古都飛鳥散歩「万葉歌碑巡り」	甘樫丘地区周辺にある万葉歌碑を公園ボランティアの飛鳥里山クラブの皆さん巡り万葉びとの想いを感じていただいた。	17								■	体験
16	体験プログラム「古代アクセサリづくり」	団体系験プログラムとして「古代アクセサリづくり」を行った。	31								■	体験
17	市民イベント「ASUKA NATURE YOGA」	心身ともに健康になるように甘樫丘の芝生広場を使ってヨガ体験をしていただいた。	64			■						
18	古代ガラス製作体験	古代ガラスの工房体験を行いました。	75	■								
19	市民イベント「子育てママのおしゃべりcafe」	市民イベントとして「子育てママのおしゃべりcafe」を開催した。	69		■							

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
20	明日香路を写そう写真コンクール展	写真コンクール展の入賞作品の展示を行った。	9,736								■	展示
21	飛鳥里山ようちえん	公園をフィールドとして、「野菜を育てる」「虫を捕まえる」「草花を観察する」など農体験・自然体験活動を実施した。	547					■				
22	古都飛鳥散歩「西飛鳥古墳めぐり」	西飛鳥にある、牽牛子塚古墳や、岩屋山古墳などを公園ボランティアの飛鳥里山クラブの皆さんの解説付きで巡った。	10	■								
23	横大路から伊勢街道	竹内街道から横大路の写真を解説付きで展示した。	5,703								■	展示
24	里山あそび広場	飛鳥里山クラブの活動成果を活かしたクラフトやあそび、植物展示など、子供から大人まで家族みんなが参加できる公園遊びを実施した。	2,300								■	体験
25	シャボン玉パフォーマンス	子どもを対象としてシャボン玉パフォーマンスを披露した。	180								■	体験
26	体験プログラム「歴史ガイド」	団体体験プログラムとして「歴史ガイド」を行った。	162	■								
27	体験プログラム「富本銭づくり」	団体体験プログラムとして「富本銭づくり」を行った。	17	■								
28	キトラとらい塾の春まつり	古代住居村にて春まつりを開催した。	37				■					
29	体験プログラム「勾玉づくり」	団体体験プログラムとして「勾玉づくり」を行った。	178	■								
30	国宝キトラ古墳壁画の公開	文化庁・奈良文化財研究所主催による国宝キトラ古墳壁画を公開した。	24,690	■								
31	国宝壁画公開連動企画「国宝壁画の乾拓体験～白虎の拓本～」	国宝キトラ古墳壁画の公開「西壁(白虎)」に合わせ乾拓体験を実施した。	10	■								
32	国宝高松塚古墳壁画修理作業室の公開	文化庁・奈良文化財研究所主催による国宝高松塚古墳壁画の修理状況を公開した。	4,335	■								
33	国宝壁画公開連動企画「ベンガラ染め体験」	壁画の顔料として使われているベンガラを使って、壁画の図柄をモチーフとしたトートバッグを作成した。	71	■								
34	国宝壁画公開連動企画「乾拓体験」	国宝高松塚古墳壁画の公開に合わせ乾拓体験を実施した。	75	■								
35	チェーンソーアート	チェーンソーアートの実演、体験イベントを行った。	50								■	体験
36	市民イベント「アイシングクッキー」	明日香村で活動するiroha*主催でかわいいアイシングクッキーの作り方を学んでいただいた。	4								■	体験
37	体験プログラム「古代ガラス体験」	団体体験プログラムとして「古代ガラス体験」を行った。	21								■	体験
38	市民イベント「ならフォーク村チャリティコンサート」	東日本大震災の復興チャリティコンサートを開催した。	200								■	音楽

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
39	里山クラブ展示 飛鳥の自然	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	7,337								■	展示
40	里山クラブ展示～大和三山～	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	13,884								■	展示
41	ササユリの香る丘見学ツアー	飛鳥里山クラブが環境保全や保護増殖に取り組んでいるササユリの見学ツアーを実施した。	52					■				
42	グリーンウッドワーク&焚火メシ	飛鳥の木材を使って芳香水を作る体験や、伐採した生木をつかって「アロマディフューザーづくり」を体験していただいた。	19								■	体験
43	帝塚山田んぼプロジェクト	古代米の稲作体験を実施。除草作業から収穫まで、実地で体験することで農業への理解を深めていただいた。	41								■	体験
44	オオムラサキふれあい会	明日香幼稚園の園児たちを招待し、甘樫丘地区で飛鳥里山クラブ員が保護育成を行っているオオムラサキとのふれあい会を行った。	51					■				
45	甘樫丘草花ガイド	公園ボランティアの里山クラブさんによる、甘樫丘ガイドを実施した。	30					■				
46	里山自然教室「ベニバナの染色体験」	ベニバナを使った染色体験を実施した。園内に咲いているベニバナを使用し、ハンカチを染めていただいた。またあい染めの体験も実施した。	55								■	体験
47	市民イベント「奈良のシャボン玉パフォーマンス」	石舞台地区にて夜のシャボン玉パフォーマンスを開催した。	50								■	体験
48	田植えまつり	キトラの田んぼの田植えを実施した。さなぶり餅のふるまいや、音楽のパフォーマンスも合わせて開催した。	80								■	体験
49	市民イベント「お漬物の会」	明日香村のお野菜を使ってシンプルなお漬物をつける講座を開催した。	72								■	体験
50	マグカップづくり	明日香村在住の陶芸家 脇田宗孝氏を講師に迎え、マグカップづくりを実施した。成形、釉薬掛け、焼成まで一連の作業を体験していただいた。	65								■	体験
51	旅RUN×明日香村トレイルラン	奥飛鳥の古道を走るトレイルランニング大会を実施した。あずか風舞台をスタートし、飛鳥坐神社、談山神社、栢森などを巡るコースを堪能していただいた。	234			■						
52	古都飛鳥散歩「万葉歌碑巡り」	公園ボランティアの里山クラブさんと明日香村にある万葉歌碑を巡るイベントを開催した。	5								■	体験
53	里山のいきもの展	国蝶オオムラサキ保護にスポットを当てた展示、クツフムシやスズムシ等の鳴く虫の展示など、明日香村立聖徳中学校郷土自然部の協力の元実施した。	6,167								■	展示
54	里山のいきものハウス	カブトムシなど里山でみられるいきものふれあいコーナーを設置し、手軽にいきものと触れ合う機会を提供した。	1,105					■				
55	国宝壁画公開連動企画「朱雀色mini勾玉づくり」	朱雀の公開を記念し朱雀色のミニ勾玉と素朴なウッドビーズを組み合わせた、特別なアクセサリーづくりを楽しんでいただいた。	58	■								
56	飛鳥と百済の都・扶餘	飛鳥と百済の都・扶餘の写真を解説付きで展示した。	8,672								■	展示
57	国宝壁画公開連動企画「VRによる高松塚～古代飛鳥への旅～」	高松塚古墳の壁画公開期間に合わせ、バーチャル体験を実施。VRゴーグルで石室内部を見学していただく。	499	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
										⑦	内容		
58	いきもの調査隊「昆虫トラップ」	ペットボトルを使用した昆虫トラップを作成し、翌日に結果を調査した。	174					■					
59	子育て支援イベント 明日香で遊ぼう	子育て支援雑誌ママルーシェの会員を対象に、海獣葡萄鏡を作成するイベントを開催した。	25		■								
60	漢方発祥の地を巡る	漢方発祥の地を巡るツアーを共催で実施した。	12								■	体験	
61	特別展示「竹内街道・横大路・伊勢街道」ダイジェスト	「竹内街道・横大路・伊勢街道」のダイジェスト写真展示を開催した。	29,288								■	展示	
62	体験プログラム「クラフト体験」	団体系験プログラムとして「クラフト体験」を行った。	25								■	体験	
63	市民イベント「草木染め体験」	たまねぎや、栗、アセビなど自然の色を使った染色体験を提供した。	101								■	体験	
64	飛鳥いきもの調査隊「セミの抜け殻調査」	高松塚周辺地区のセミの抜け殻を集め、種類や数の調査を行った。	45					■					
65	古都・飛鳥散歩「飛鳥の昔話」	公園ボランティアの飛鳥里山クラブ員が紙芝居と史跡案内を実施。	1	■									
66	古代に学ぶ歴史と科学～飛鳥を体験しよう～	飛鳥時代から歴史と科学を学ぶイベントを開催した。	389	■									
67	あすかふるさと夏まつり2023(大成人式)	花火の打ち上げ、夜市、デジタルスタンプラリーを実施した。	1,200				■						
68	飛鳥いきもの調査隊「水辺トラップ」	飛鳥川の生き物について学ぶイベントを実施。初日に水辺トラップを仕掛け、翌朝トラップを回収、かかった生き物の種類や数を調査した。	124					■					
69	旧暦七夕石舞台星めぐり	石舞台古墳の夜間特別見学に加え、芝生広場では夏の大三角やさそり座を観察会を行った。夕暮れ時には渡会光晴氏のピアノ演奏も実施。	27								■	体験	
70	市民イベント「羊毛フェルトでお絵かき体験」	羊毛フェルトを使ってオリジナルの羊毛フェルト作品を作るイベントを開催した。	9								■	体験	
71	体験プログラム「バードコールづくり」	団体系験プログラムとして「バードコールづくり」を行った。	23								■	体験	
72	里山クラブ展示 ー明日香の灯籠ー	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	12,721								■	展示	
73	里山クラブ展示 平城京・藤原京・飛鳥宮	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	20,870								■	展示	
74	古代稲を愛でる会	古代稲が赤色にみのる時期に合わせて、間伐や獣害など森について学ぶとともに、マルシェやステージ、盆踊りなどのイベントを実施した。	300								■	体験	
75	野の花めぐりin飛鳥	公園ボランティアの飛鳥里山クラブさんによる草花ガイドを開催した。	1					■					
76	歴史の道	日韓親善事業として「歴史の道」と題し、飛鳥時代に多くの渡来人が訪れた史実のあがある明日香村を舞台にとし、交流イベントを開催した。	2,000				■						

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
77	市民イベント「ナイトバブル」	夜の暗い時間帯に、シャボン玉をライトアップし、幻想的な空間をお客様に楽しんでいただいた。	31								■	体験
78	体験プログラム「海獣葡萄鏡づくり」	団体体験プログラムとして「海獣葡萄鏡づくり」を行った。	51								■	体験
79	体験プログラム「ガラス玉づくり」「勾玉づくり」	団体体験プログラムとして「ガラス玉づくり」を行った。	30								■	体験
80	プロガイドととっておきの旅	プロガイドを目指す「ガイドのたまご」が企画・案内するとっておきの飛鳥旅を開催した。	85	■								
81	企画展「飛鳥と百済の都・扶餘」	「飛鳥と百済の都・扶餘」の写真を解説付きで展示した。	25,607								■	展示
82	明日香路を写そう写真コンクール特別撮影会	飛鳥観光協会が主催の明日香路を写そう写真コンクールの特別撮影会を石舞台地区にて開催した。	40								■	体験
83	ロゲイニングin飛鳥	明日香村内を巡るロゲイニング大会を開催した。	110			■						
84	国宝壁画公開連動企画「ベンガラ染め体験」	高松塚古墳壁画公開を記念し、期間中にベンガラ染めの体験を提供した。	72	■								
85	飛鳥の星景展	石舞台古墳や飛鳥古宮、藤原宮跡、いにしへの飛鳥の風景と星空の写真展を開催した。	17,925								■	展示
86	星マルシェ	キトラ古墳発見40周年を記念し、天文図や星に関わるマルシェを開催した。	300								■	体験
87	星めぐりコンサート～銀河鉄道の夜～	明日香村在住のピアニスト渡会光春氏による「星めぐりコンサート」を開催。コンサート後には、星空観望会も併せて実施した。	41	■								
88	星めぐりコンサート～海人族の星の記憶～	明日香村在住のピアニスト渡会光春氏による「星めぐりコンサート」を開催。コンサート後には、星空観望会も併せて実施した。	50	■								
89	ギャラリートーク～易学者が語る～	易学者・泰志龍が「惑星時間」の神秘的な世界を参加者に説明するギャラリートークを開催した。	30	■								
90	ギャラリートーク～天文図は日本最古のプラネタリウム～	明石市立天文科学館館長をお招きし、西洋と東洋における科学の発展の歴史のギャラリートークを開催した。	36	■								
91	ワークショップ～星のテラリウム～	苔と石を使って小さなガラス容器の中に飛鳥の星空の世界を表現するワークショップを開催した。	18	■								
92	ワークショップ～天文図を染める～	様々な星の伊勢型紙を使用し、自由にベンガラ染めをしていただくワークショップを開催した。	15	■								
93	ワークショップ～海獣葡萄鏡を磨く～	海獣葡萄鏡を磨くワークショップを開催した。	21	■								
94	ワークショップ～地球儀を作ろう～	生まれた日や記念日など特別な日の地球儀を作成するワークショップを開催した。	35	■								
95	ギャラリートーク～キトラ天文図を読み解く。黄道のずれは故意か過失か。～	キトラ天文図最大の謎「黄道のずれ」が故意なのか過失なのか理学博士と考古学研究員による対談を開催した。	24	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
96	天文スタンプラリー	天文図にちなんだスタンプラリーを開催した。	150	■								
97	asageshiki	明日香村商工会と協力し、甘樫丘地区で絶景を眺めながら特別な朝食と焙煎珈琲を楽しむ「早朝トレッキングツアー」を実施した。	31								■	体験
98	国宝壁画公開運動企画「玄武勾玉づくり」	壁画公開と連動し、玄武の勾玉づくりを開催した。	44	■								
99	明日香村自然観察会(オオムラサキ小屋観察)	里山クラブが育てるオオムラサキ小屋の観察会を行った。	9					■				
100	ほうき草でミニほうきづくり	甘樫丘地区で育ったほうき草(コキア)を刈り取って、ミニほうきを作成するイベントを開催した。	53								■	体験
101	ハーベストタイム(キトラの稲刈り&はざ掛け)	6月に田植えを行った古代稲「神丹穂」の稲刈りとはざ掛けを行った。	70								■	体験
102	ダジック・アースコンサート	ダジック・アースに映し出される宇宙と透き通る歌声のコラボをお楽しみいただいた。	16								■	体験
103	体験プログラム「海獣葡萄鏡づくり」	団体体験プログラムとして「海獣葡萄鏡づくり」を行った。	40	■								
104	古墳祭	明日香村仏教団、観光協会による村内にある500余りの古墳の被葬者へご祈禱。観覧者へは散華を配布した。	20	■								
105	第30回飛鳥スケッチコンクール作品展示	飛鳥スケッチコンクールの応募作品を展示しました。	10,851								■	展示
106	とらい塾活動収穫祭	古代住居の土壁塗り体験、脱穀・もみすり体験、飛鳥鍋のふるまい、伝統芸能の披露など、家族みんなで楽しめる文化・自然体験を実施した。	75								■	体験
107	飛鳥・藤原歴史探訪スタンプラリー	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録を応援を目的とした明日香村と橿原市の候補地を巡るスタンプラリーを実施した。	620	■								
108	赤彩土器づくり	明日香村在住の陶芸家 脇田宗孝先生を講師に迎え、土器の歴史や当時の土器の役割を学びながら土器づくり体験を行った。	40	■								
109	キトラ古墳壁画発見40周年 ピアノ演奏	明日香村在住のピアニスト渡会光春氏による演奏会を開催した。	60	■								
110	キトラ古墳遺跡見学&乾拓体験	キトラ古墳壁画公開に合わせ、乾拓体験を実施。原寸大の乾拓板で四神や天文図を写し取り、水彩絵具で色付けを行った。	46	■								
111	体験プログラム「古代ガラス製作体験」	団体体験プログラムとして「古代ガラス製作体験」を行った。	20	■								
112	キトラ古墳壁画発見40周年記念 飛鳥コスモロジー望月めぐみ切り絵展	国内外で高い評判を受ける作家の代表作の中から、飛鳥の地にふさわしい作品を特別展示した。	5,976								■	展示
113	望月さんギャラリートーク	企画展「飛鳥コスモロジー～切り絵作家望月めぐみの宝石箱より」において、切り絵作家望月めぐみさんのギャラリートークを開催した。	93	■								
114	万葉歌碑巡り	公園ボランティアの里山クラブさんと明日香村にある万葉歌碑を巡るイベントを開催した。	2	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
										⑦	内容		
115	明日香農林商工祭品評会	明日香村で生産されたお米やみかんなど、野菜や果物の品評会を開催した。	100				■						
116	農林商工祭×里山あそび広場	村内事業者を中心に食事や物販を行う万葉時空の市などのイベントを開催した。	800				■						
117	みんなでつなぐ明神山烽火プロジェクト	飛鳥時代に烽火台があったのではないかと想像される立地にある甘樫丘展望台にて、烽火をあげる烽火リレーを実施した。	12	■									
118	ボタニカルアート教室	科学的な植物画としてボタニカルアートのスキルを学び、その魅力を体験する初心者向けの教室を開催した。	10								■	体験	
119	企画展「特別史跡の古墳を見てみよう」	企画展「特別史跡の古墳を見てみよう」をキトラ古墳周辺地区檜前寺跡前休憩案内所にて実施した。	4,744								■	展示	
120	われら万葉衆～万葉の歌音楽フェスティバル～	万葉集に魅せられた「万葉うたがたり会」の歌唱をお楽しみいただいた。	80	■									
121	明日香幼稚園青空幼稚園	明日香幼稚園の園児向けに甘樫丘で自然教育プログラムを実施した。里山クラブ自然観察サークルの案内で葉っぱを使った遊びを提供した。	54					■					
122	ナイトミステリーツアーモニター体験会	明日香村商工会と協力し、夜の四神の館を見学する「ナイトミステリーツアー」モニター体験会を実施した。	8								■	体験	
123	キトラの八百屋さん	阿部山地域の方々が畑の野菜を収穫するイベント開催。公園は、収穫した野菜を使った美味しい食べ方講座を開催した。	58								■	体験	
124	みんなでつなぐ明神山烽火プロジェクト	飛鳥時代に烽火台があったのではないかと想像される立地にある甘樫丘展望台にて、烽火をあげる烽火リレーを実施した。	60				■						
125	星めぐりコンサート	冬の星座のお話と、星にまつわる音楽の星めぐりコンサートを開催した。	33								■	音楽	
126	古墳ケーキDE クリスマス	「牽牛子塚古墳」をイメージしたケーキづくり体験を実施。古墳の構造や形状を学びながら市販の製菓材料で製作していただいた。	24	■									
127	企画展「特別史跡の古墳を見てみよう ダイジェスト」	企画展「特別史跡の古墳を見てみよう」のダイジェスト版を展示した。	25,276								■	展示	
128	里山クラブ展示 飛鳥で出会う植物-名前の由来について-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	5,606								■	展示	
129	里山クラブ展示 世界遺産登録候補-大和三山展-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	10,570								■	展示	
130	土器づくり体験作品展	土器づくり体験で制作した作品を展示しました。	12,132								■	展示	
131	国宝壁画公開記念企画「飛鳥オリジナルポストカードづくり」	第30回キトラ古墳壁画公開を記念して、飛鳥オリジナルポストカードづくりを開催した。	26								■	体験	
132	凧揚げ大会	古都飛鳥保存財団主催の凧揚げ大会を開催。凧を作成したのち、石舞台地区の芝生広場で凧を揚げた。	30								■	体験	
133	移動プラネタリウム「冬の星座と中国星座」	キトラ古墳壁画の公開時期に、シアタールームで移動式プラネタリウムを設置した。	851	■									

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
134	冬の自然に親しみ愉しむ 焚火と焚火メン	キトラ古墳周辺地区の資源を有効活用する「キトラプロジェクト」の一環として、スウェーデントーチを使用した料理イベントを実施した。	17								■	体験
135	炭焼窯の火入れ	飛鳥里山クラブによる、甘樫丘地区の間伐材を使って炭焼きを行った。	20								■	体験
136	四神の館文化財講座	四神の館シアタールームを使い、国営飛鳥歴史公園歴史専門員や、文化財研究所のアシスタントフェローの方に講座していただいた。	58	■								
137	古都飛鳥散歩「万葉歌碑巡り」	飛鳥里山クラブ(文化サークル)による明日香村内の万葉歌碑を紹介するイベントを実施した。	1	■								
138	企画展「特別史跡の古墳を訪ねて②」	全国の特別史跡に指定されている古墳に関する展示を行った。	2,040								■	展示
139	飛鳥絵はがきコンテスト作品展	飛鳥絵はがきコンテストの応募作品を展示しました。	4,865								■	展示
140	市民イベント「子どもだった大人への紙芝居「ホロロン ホロン」	紙芝居師「ぼらんころゆうこ」さんの大人向けの紙芝居「ホロロン ホロン」を開催した。	17								■	体験
141	高取国際高校「四神」展示	明日香村内にある高取国際高校の「四神」の作品を展示した。	9,077								■	展示
142	市民イベント「シャボン玉パフォーマンス」	石舞台古墳地区の芝生広場を使って、シャボン玉のパフォーマンスを開催した。	120								■	体験
143	飛鳥ハーフマラソン2024	世界遺産候補地「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の石舞台古墳やキトラ古墳などの史跡を有する明日香村でハーフマラソンの大会を開催した。	3,000			■						
144	飛鳥ハーフマラソンフェスタ	飛鳥ハーフマラソン2024開催に伴い、キトラ古墳周辺地区の芝生広場でフェスタを開催した。	2,000				■					
145	星めぐりコンサート	ピアノ演奏とダジックアースを使用したコンサートを開催した。	27								■	音楽
146	恋する飛鳥 フリーウォーク	「飛鳥の音に恋をしよう」をテーマに明日香村内のチェックポイントを回るフリーウォークを開催した。	1,108								■	体験
147	恋する飛鳥 オルゴール展	恋する飛鳥の開催に合わせて、日本の職人が作る80弁ディスクオルゴールのダイナミックな音を時報ごとに楽しめるオルゴールを展示した。	3,629								■	展示
148	恋する飛鳥 永守コレクション投影	土日限定で、京都府にある「永守コレクション」に収蔵されているオルゴールやからくり人形などを紹介する映像の上映を行った。	2,172								■	体験
149	体験プログラム「勾玉づくり」	団体体験プログラムとして「勾玉づくり」を行った。	29								■	体験
150	石舞台古墳ライトアップ	夜間に桜の花と石舞台古墳を光で照らしたライトアップイベントを実施した。	418				■					
151	飛鳥蹴鞠の会	飛鳥蹴鞠の実演、解説を行います。また、希望者を募り体験会を開催した。	80								■	体験
152	ならコス部ライトアップ撮影会	石舞台の桜ライトアップと合わせて、ならコス部の方々と撮影会を開催した。	11								■	体験

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
153	石舞台お茶席～ほっと一息ませんか～	石舞台を見ながら、お茶を楽しめる場を提供した。	49								■	体験
154	ママルーシェ アウトドアフェスタ	石舞台地区でアウトドアを体験できる出展やワークショップを開催した。	2,500								■	体験
155	アウトドアフェスタ 木登り体験	石舞台地区で木登りの体験を提供した。	100								■	体験
156	アウトドアフェスタ 森の芳香水	石舞台地区で森の芳香水の体験を提供した。	16								■	体験
157	アウトドアフェスタ バードウォッチング	石舞台地区でバードウォッチングの体験を提供した。	38								■	体験
158	アウトドアフェスタ ホットサンドづくり	石舞台地区でホットサンドづくりを提供した。	32								■	体験
159	アウトドアフェスタ 自転車試乗会	石舞台地区で自転車試乗会を実施した。	200								■	体験
計			369,299	44	2	5	9	11	0		88	

実施行催事等実績(飛鳥区域)

令和6年度

①歴史学習②子育て支援③健康スポーツ
④地域行事等⑤環境保全・自然観察⑥防災

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
1	里山クラブ展示 飛鳥で出会う植物-名前由来について-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	11,597								■	展示
2	里山クラブ展示 世界遺産登録候補-大和三山展-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	11,388								■	展示
3	特別史跡の古墳を見てみようダイジェスト	全国の特別史跡に指定されている古墳に関する展示を行った。	48,180								■	展示
4	企画展「特別史跡の古墳を訪ねて②」	全国の特別史跡に指定されている古墳に関する展示を行った。	7,033								■	展示
5	高取国際高校「四神」展示	四神を描いた高取国際高校の生徒の作品を四神の館ホワイエで展示した。	5,586								■	展示
6	恋する飛鳥 オルゴール展	ニデックインスルメンツルが制作するオルゴールをお借りし四神の館ホワイエに展示を行い、毎時00分には時報として実際に音楽を流した。	5,586								■	展示
7	恋する飛鳥 フリーウォーク	明日香村内に設置した5つのチェックポイントを周リスタンプを集めると、素敵な賞品があたる抽選会に参加していただいた。	1,639								■	地域連携
8	石舞台古墳ライトアップ	夜間に桜の花と石舞台古墳を光で照らしたライトアップイベントが行われ、広報と運営に協力しました。	2,621				■					
9	体験プログラム「ウッドビーズづくり」	団体体験プログラムとして「ウッドビーズづくり」を行った。	145								■	体験
10	キトラ週末体験・鑄造体験	滑石を使った勾玉づくり体験、海獣葡萄鏡や富本銭などの鑄造体験を行った。	2,032	■								
11	キトラの谷プロジェクト「摘み草・山菜お料理会」	キトラ古墳周辺地区に自生している野草を森を散策しながら摘み、摘みたての野草を使った料理をつくり食べていただいた。	6					■				
12	恋する飛鳥 永守コレクション投影	四神の館シアタールームにて永守コレクションの上映会を行った。	2,201								■	体験
13	恋する飛鳥 ゼンマイ式からくりオルゴールを作ろう!	永守コレクションギャラリーからからくり人形作家でもある橋爪宏治館長をお招きして、オリジナルキットを使用したゼンマイ式のオルゴールづくりを行った。	37								■	体験
14	恋する飛鳥 宗次郎コンサート	今年のテーマ「飛鳥の音に恋しよう」にちなみ、国特別史跡石舞台古墳にオカリナ奏者の第一人者「宗次郎」さんを招き特別コンサートを開催した。	259								■	音楽
15	市民イベント「早朝ヨガ@石舞台芝生広場」	運動不足解消、健康づくり、コミュニケーションづくりを目的として初心者向けのヨガ教室を開催した。	78			■						
16	市民イベント「コフンでプレバin高松塚」	木、タープ、ロープ、シャボン玉、ままごと、なわとび、けん玉など自由に遊べるプレイパークを設置して楽しんで頂いた。	317		■							
17	苔テラリウム～小さな飛鳥を作ろう～	苔と石を使って小さなガラス容器の中に飛鳥の景色を切り取った世界を表現する、苔テラリウムづくりを行った。	72								■	体験
18	明日香路写真コンクール作品展	明日香路写真コンクールの入賞作品展を行った。	9,830								■	展示
19	古都・飛鳥散歩 仏教伝来・善信尼物語を巡る	日本初の仏教の公伝地と言われている明日香村の豊浦の向原寺付近を巡る解説ツアーを行った。	5	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
20	アスベジサイクリング	あすか夢販売所で野菜を調達し、地元のお母さんたちといっしょに料理体験と旬の野菜を使った料理を味わうイベントを行った。	12								■	体験
21	市民イベント「ASUKA NATURE YOGA」	心身ともに健康になるように甘樫丘の芝生広場を使ってヨガ体験をしていただいた。	63			■						
22	古代ガラス製作体験	古代ガラスの工房体験を行いました。	83	■								
23	体験プログラム「勾玉づくり」	団体体験プログラムとして「勾玉づくり」を行った。	495	■								
24	飛鳥里山ようちえん	公園をフィールドとして、「野菜を育てる」「虫を捕まえる」「草花を観察する」など農体験・自然体験活動を行う、年間プログラムを実施した。	578					■				
25	市民イベント「ならフォーク村チャリティコンサート」	東日本大震災の復興チャリティーコンサートを開催した。	640								■	音楽
26	里山あそび広場春	公園ボランティア「飛鳥里山クラブによる家族連れや子供をターゲットとした遊び体験を実施した。	2,700								■	体験
27	体験プログラム「富本銭づくり」	団体体験プログラムとして「富本銭づくり」を行った。	27	■								
28	近鉄チャレンジウォーキング	橿原市～明日香村～吉野町を巡るウォーキングを開催した。キトラ古墳壁画体験館四神の館に立ち寄った。	157			■						
29	市民イベント「草木染め体験」	様々な自然素材を使用した染色体験を行った。	363								■	体験
30	国宝キトラ古墳壁画の公開	文化庁・奈良文化財研究所主催による国宝キトラ古墳壁画を公開した。	25,767	■								
31	キトラ古墳壁画公開・乾拓体験(白虎)	国宝キトラ古墳壁画の公開「西壁(白虎)」に合わせ乾拓体験を実施した。	27	■								
32	国宝高松塚古墳壁画修理作業室の公開	文化庁・奈良文化財研究所主催による国宝高松塚古墳壁画の修理状況を公開した。	4490	■								
33	国宝壁画公開連動企画「ベンガラ染め体験」	壁画の顔料として使われているベンガラを使って、壁画の図柄をモチーフとしたトートバッグを作成した。	105	■								
34	飛鳥・古都散歩 野の花めぐりin飛鳥	飛鳥里山クラブメンバーによる春の野草をめぐるガイドツアーを行った。	11					■				
35	里山クラブ展示 -万葉歌碑-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	9,039								■	展示
36	里山クラブ展示 -飛鳥の神社&自由テーマ-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	14449								■	展示
37	チェーンソーアート	チェーンソーアートの実演、体験イベントを行った。	80								■	体験
38	ササユリの香る丘見学ツアー	飛鳥里山クラブが環境保全や保護増殖に取り組んでいるササユリの見学ツアーを実施した。	80					■				

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
39	古都飛鳥散歩「飛鳥路の万葉歌碑を巡り万葉びとの想ひをたどる」	明日香村内に点在する万葉歌碑を巡るツアーガイドを行った。	5								■	体験
40	体験プログラム「海獣葡萄鏡づくり」	団体体験プログラムとして「海獣葡萄鏡づくり」を行った。	31	■								
41	帝塚山田んぼプロジェクト	古代米の稲作体験を実施。除草作業から収穫まで、実地で体験することで農業への理解を深めていただいた。	80								■	体験
42	オオムラサキふれあい会	明日香幼稚園の園児たちを招待し、甘樫丘地区で飛鳥里山クラブ員が保護育成を行っているオオムラサキとのふれあい会を行った。	44								■	体験
43	Asageshiki早朝トレッキングツアー	明日香村商工会と協力し、甘樫丘地区で絶景を眺めながら特別な朝食と焙煎珈琲を楽しむ「早朝トレッキングツアー」を実施した。	4								■	体験
44	企画展「特別史跡の古墳を訪ねて③」	全国の特別史跡に指定されている古墳に関する展示を行った。	5,175								■	展示
45	Instagramフォトコンテスト作品展	平城宮跡歴史公園と飛鳥歴史公園で実施したInstagramフォトコンテストの入賞作品展を実施した。	2,654								■	展示
46	里山自然教室「ベニバナの染色体験」	摘み取ったベニバナを使用してハンカチなどを染める、染色体験を実施した。	29								■	体験
47	キトラ田植えまつり	キトラの田んぼに古代稲を植える田植え体験を実施した。	50								■	体験
48	体験プログラム「古代ガラス」	団体体験プログラムとして「古代ガラス」を行った。	4	■								
49	市民イベント「明日香キャンドルヨガ」	古代文化の香り豊かな明日香の地でココロとカラダの調和を体験できるヨガを行った。	26			■						
50	マグカップづくり	明日香村在住の陶芸家 脇田宗孝氏を講師に迎え、マグカップづくりを実施した。成形、釉薬掛け、焼成まで一連の作業を体験していただいた。	82								■	体験
51	市民イベント「親子の育ち応援お話し会」	親子の育ち応援お話し会による子育て支援イベントを開催した。	15		■							
52	市民イベント「お漬物の会」	キュウリなどの野菜を使った漬物の作り方講習会を行った。	18								■	体験
53	明日香で遊ぼう(ママルーシェタイアップ)	子育て支援情報誌ママルーシェのサークルメンバー向けに体験プログラムと生き物観察会を実施した。	16								■	体験
54	里山のいきもの展	国営飛鳥歴史公園館内に聖徳中学校郷土自然部の協力で標本や生き物の生態展示を行った。	7,227								■	展示
55	里山のいきものハウス	国営飛鳥歴史公園館前に設置された、いきものハウス内でカブトムシとの触れ合い体験を行った。	868								■	展示
56	いきもの調査隊「昆虫トラップ」	ペットボトルを使用した昆虫トラップを作成し、翌日に結果を調査した。	161					■				
57	体験プログラム「クラフト体験」	団体体験プログラムとして「クラフト体験」を行った。	46	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
58	市民イベント「羊毛フェルトでコースターづくり」	羊毛フェルトを石鹸水でこすり固めながらコースター作りを行った。	8								■	体験
59	市民イベント「子育てママのおしゃべりcafe」	市民イベントとして「子育てママのおしゃべりcafe」を開催した。	26		■							
60	体験プログラム「ウッドピースづくり」「海獣葡萄鏡づくり」	団体系験プログラムとして「ウッドピースづくり」「海獣葡萄鏡づくり」を行った。	28	■								
61	キトラ古墳壁画公開「朱雀色mini勾玉づくり」	朱雀の公開を記念し朱雀色のミニ勾玉と素朴なウッドピースを組み合わせた、特別なアクセサリづくりを楽しんでいただいた。	73	■								
62	国宝壁画公開連動企画「VR体験・王寺町」	高松塚古墳の壁画公開期間に合わせ、今回は特別に王寺町からお借りした映像を使用したVRバーチャル体験を実施した。	283	■								
63	四神バスツアー	大和八木駅を出発し国営飛鳥歴史公園や平城宮跡歴史公園などを巡るバスツアーを行った。	92	■								
64	プレスワークトリート	ヨガによく似たコーチングを行った。	19			■						
65	体験プログラム「海獣葡萄鏡づくり」「富本銭づくり」	団体系験プログラムとして「海獣葡萄鏡づくり」「富本銭づくり」を行った。	6	■								
66	旧暦七夕「海人族の星の記憶」	旧暦七夕に、海人族に伝わる星の記憶を、シュタイナーのオイリュトミーとピアノと語りで表現するコンサートと星空観望会を行った。	33								■	音楽
67	飛鳥いきもの調査隊「セミの抜け殻調査」	高松塚周辺地区のセミの抜け殻を集め、種類や数の調査を行った。	33							■		
68	飛鳥いきもの調査隊「水辺トラップ」	夏休み期間にあわせ、飛鳥川の生き物について学ぶイベントを実施した。	103							■		
69	竹の水鉄砲づくり	竹を使った水てっぽうづくりを行った。完成後は水てっぽうを使つて的当てを実施した。	28								■	体験
70	市民イベント「コフンでプレバ特別編 工作あそびの日」	木材や廃材を使った創作、木とタープやロープなどのプレーパーク(自由な遊び場)を設置し来園者の方楽しんでもらった。	55		■							
71	特別展示 特別史跡の古墳を訪ねて③	全国の特別史跡に指定されている古墳に関する展示を行った。	33,264								■	展示
72	「welcome! あすかさん」海獣葡萄鏡づくり	「あすか」という名前を含む家族を募集し、一泊二日で明日香村を堪能してもらう体験イベントを開催した。飛鳥歴史公園では海獣葡萄鏡づくりを実施した。	8	■								
73	FAMトリップ「asageshiki」	明日香村商工会と協力し、甘樫丘地区で絶景を眺めながら特別な朝食と焙煎珈琲を楽しむ「早朝トレッキングツアー」を実施した。	60								■	体験
74	古代稲を愛でる会	古代稲が赤色にみよる時期に合わせて、間伐や獣害など森について学ぶとともに、マルシェやステージ、盆踊りなどのイベントを実施した。	300								■	体験
75	里山クラブ展示 -明日香村の神社-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	13,408								■	展示
76	里山クラブ展示 -飛鳥の寺&自由テーマ-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	18,377								■	展示

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容		
77	甘橙丘草花ガイド	飛鳥里山クラブ里山づくり隊のガイドで甘橙丘に咲く山野草の観察会を行った。	7					■					
78	企画展「道路元標を訪ねて」	道路元標に関する写真展示を行った。	7,589									■	展示
79	LINEでクイズラリー	LINEを使用した国営飛鳥歴史公園を巡るクイズラリーを行った。	237									■	体験
80	里山あそび広場秋	公園ボランティア「飛鳥里山クラブによる家族連れや子供をターゲットとした遊び体験を実施した。	1,050									■	体験
81	国宝壁画公開運動企画「ベンガラ染め体験」	壁画の顔料として使われているベンガラを使って、壁画の図柄をモチーフとしたトートバッグを作成した。	114	■									
82	ぬりえを楽しもう！	公園館の来館者向けに自由の楽しんでもいただける塗り絵コーナーを設置した。	320									■	体験
83	明日香路を写そう写真コンクール特別撮影会	写真コンクールの作品の受付に先駆けて、恒例の「特別撮影会」を村内で行いました。	32									■	体験
84	音魂祭ミニ	飛鳥を拠点とし世界中をたツアー公演おこなう太鼓集団倭による飛鳥への感謝コンサートを開催。	650									■	音楽
85	古墳祭	明日香村仏教団、観光協会による村内にある500余りの古墳の被葬者へご祈禱。観覧者へは散華を配布した。	100	■									
86	体験プログラム「歴史ガイド」	団体体験プログラムとして「歴史ガイド」を行った。	162	■									
87	星マルシェ	カフェやおむすび、スイーツなど楽しくておいしいお店が出展された。	180									■	体験
88	ワークショップ「背守り手ぬぐい」	キトラの土を焙煎した染料で、飛鳥まつりの手ぬぐいを作るワークショップを開催した。	10									■	体験
89	星の獅子舞	民芸寺子屋さんが子供達がキトラの土で染めた星の布をまとして、星の獅子舞になって、会場を練り歩いた。	50									■	体験
90	日本の祭りの風景	かつて様々な国の人々が集っていた古代の都飛鳥に各地のお祭りが集まってくるような風景をお楽しみいただいた。	50									■	体験
91	明日香盆歌輪踊り	高松塚古墳が発見され、村中が喜んで作られた明日香盆唄。飛鳥の名所が盛りだくさんの唄を披露した。	30									■	音楽
92	海獣葡萄鏡の磨き方	鏡師の指導で海獣葡萄鏡をベンガラの土を使って磨いて頂いた。	18									■	体験
93	オイリュトミーワークショップ	ルドルフ・シュタイナーが伝えた運動芸術。星の動きを宮沢賢治さんの「星めぐりのうた」に合わせて動いて頂いた。	16									■	体験
94	映画「銀鏡」上映×監督トークイベント	ドキュメンタリー映画「銀鏡」の上映会と監督の赤阪によるトークイベントを行った。	30									■	体験
95	移動プラネタリウム「秋の星座と中国星座」	奈文研主催によるプラネタリウムを公開した。	1,436	■									

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
										⑦	内容		
96	大和路健康ウォーク	高松塚をスタートゴールとした明日香村内の史跡をめぐるウォーキングを開催した。	585			■							
97	里山自然教室「ほうき草でミニほうきづくり」	甘樫丘地区で育ったもふもふコキアを使って、かわいいほうきを作りを行った。	40								■	体験	
98	ハーベストタイム(キトラの稲刈り&はざ掛け)	6月に田植えを行った古代稲「神丹穂」の稲刈りとはざ掛けを行った。	30								■	体験	
99	赤彩土器づくり	明日香村在住の陶芸家 脇田宗孝先生を講師に迎え、土器の歴史や当時の土器の役割を学びながら土器づくり体験を行った。	57	■									
100	稲刈り&海獣葡萄鏡づくり	棚田オーナー制度参加者向けに海獣葡萄鏡づくりを行った。	18								■	体験	
101	FAMトリップ「ナイトミステリーツアー」	日香村商工会と協力し、夜の四神の館を見学する「ナイトミステリーツアー」を実施した。	23								■	体験	
102	とらい塾収穫祭	古代住居の土壁塗り体験、脱穀・もみすり体験、飛鳥鍋のふるまい、伝統芸能の披露など、家族みんなで楽しめる文化・自然体験を実施した。	100								■	体験	
103	飛鳥・藤原歴史探訪スタンプラリー	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録を応援を目的とした明日香村と橿原市の候補地を巡るスタンプラリーを実施した。	801	■									
104	50th感謝祭 伝承芸能披露	飛鳥を支え盛り上げて頂いている様々な皆様とともに伝承芸能の披露など開園50年を祝うイベントを行った。	300				■						
105	祥瑞マルシェ	飛鳥の食や産品を楽しめる祥瑞マルシェを開催した。	600				■						
106	劇団時空特別公演	明日香村内で活躍する、劇団「時空」による特別公演を行った。	100								■	体験	
107	刀子づくり体験	飛鳥時代のアクセサリー刀子を飛布と割りばしを利用してつくっていただいた。	29	■									
108	女帝なりきり体験	飛鳥時代に活躍した女帝をイメージした衣装の着付けと記念撮影体験を行った。	12	■									
109	企画展「飛鳥・百済のつながり」	百済・飛鳥の史跡、風土の類似性や魅力を伝える写真展を開催した。	10,513								■	展示	
110	企画展「万葉衣装展～よみがえる飛鳥～」	高松塚国宝50周年も兼ね高松塚古墳壁画と万葉衣装、飛鳥時代の衣装展を併せて行った。	10,513								■	展示	
111	明日香村農林商工祭	明日香村で生産されたお米やみかんなど、野菜や果物の品評会、村内事業者を中心に食事や物販を行う万葉時空の市などのイベントを開催した。	1,080				■						
112	万葉歌がたり	飛鳥を代表する万葉歌を万葉集に魅せられた「万葉歌がたりの会」による歌声をお楽しみいただいた。	40	■									
113	ギャラリートーク「飛鳥時代の服制」	万葉衣装服飾家 山口千代子氏による企画展のギャラリートークを行った。	30	■									
114	講演会「扶餘で発掘調査が行われた文化遺産」	韓国扶餘郡文化財課長 ヨ・ホンギ氏による講演会を行った。	20	■									

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容		
115	ワークショップ「飛鳥と百済の瓦 鑄造体験」	飛鳥時代の瓦と百済の瓦の鑄造体験を行った。	6	■									
116	講演会「百済と飛鳥のつながり」	龍谷大学教授 杉山 洋氏による講演会を行った。	31	■									
117	特別史跡の古墳を訪ねて④	全国の特別史跡に指定されている古墳に関する展示を行った。	21,077								■	講演	
118	講演会「百済国滅亡と王家の四散」	百済王氏について30年間続けておられる研究者 三松みよ子氏による講演会を行った。	50	■									
119	音楽劇「星詠み人～アサギマダラと天文図」	役者×鳳笙×ピアノ×奄美のシマ唄が織りなす音楽劇を行った。	27	■									
120	青空幼稚園	明日香幼稚園の園児向けに甘樫丘で自然教育プログラムを実施。里山クラブ自然観察サークルの案内で葉っぱを使った遊びを提供した。	45		■								
121	里山自然教室「バードウォッチングへ行こう」	公園ボランティア「飛鳥里山クラブ」のみなさんと高松塚周辺地区で野鳥観察を行った。	9					■					
122	談山神社写生大会入選作品展	第1回談山神社写生大会の入選作品展を四神の館で行った。	5,293								■	展示	
123	みんなでつなぐ明神山烽火プロジェクト	烽火プロジェクトとして、甘樫丘展望台から烽火を上げた。王寺町の明神山から確認できるか確認した。今回は新たに松原市からも烽火をあげた。	30								■	体験	
124	古墳ケーキDE クリスマス	「牽牛子塚古墳」をイメージしたケーキづくり体験を実施。古墳の構造や形状を学びながら市販の製菓材料で製作した。	41	■									
125	星めぐりコンサート～銀河鉄道の夜～	ケルト、スウェーデン、星にまつわる曲を、宇宙や自然の周波数の音と言われている432Hzで奏で、銀河鉄道の夜の世界を創り上げた。	29	■									
126	市民イベント「COOKING LIVE LIVE & EATS	デモンストレーションや質疑応答を通して料理をお伝えした。	37								■	体験	
127	里山クラブ展示 -稲淵の案山子-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	6,076								■	展示	
128	里山クラブ展示 飛鳥の古墳&自由作品-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	11,947								■	展示	
129	凧揚げ大会	明日香村中央公民館で凧作りを行い、石舞台地区芝生広場で凧揚げを行った。	50								■	体験	
130	企画展【日韓、古代の山城を訪ねて】	日韓、古代の山城を訪ねてをテーマとした写真展示を開催した。	4,967								■	展示	
131	赤彩土器づくり体験<<赤彩のかたち>> 作品展	土器づくり体験で制作した作品を展示しました。	9,965								■	展示	
132	談山神社写生大会入選作品展	談山神社で行われた写生大会の入選作品展を飛鳥歴史公園館で行った。	3,946								■	展示	
133	国宝壁画公開連動企画「VRによる高松塚～古代飛鳥への旅～」	高松塚古墳の壁画公開期間に合わせ、バーチャル体験を実施。VRゴーグルで石室内部を見学していただいた。	144	■									

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
										⑦	内容		
134	古代に学ぶ歴史と科学～飛鳥を体験しよう～	イオンモールKYOTOの来場者向けに飛鳥歴史公園で実施している体験プログラムを行い、公園のPRを行った。	281	■									
135	里山クラブ展示 飛鳥の風景と民家&自由作品-	飛鳥里山クラブフォトサークルの写真展示を行った。	1,885									■	展示
136	炭焼窯の火入れ	甘樫丘にある里山炭焼窯に火を入れ、炭作りをする様子をご覧いただき、希望される方には、クラブ員より炭焼に関する解説を実施しました。	11									■	体験
137	冬の自然に親しみ愉しむ 焚火と焚火メン	「キトラプロジェクト」の一環として、キトラの森で間伐体験や薪割り、竹割りなどのフィールドワーク、スウェーデントーチを使用した焚火メン作りを行った。	21									■	体験
138	里山自然教室「バードウォッチングへ行こう」	公園ボランティア「飛鳥里山クラブ」のみなさんと公園や明日香村内で見られる野鳥の観察を行った。	14						■				
139	「都の変遷を見てみよう」①ダイジェスト	写真展「都の変遷を見てみよう」のダイジェスト展示を行った。	12,011									■	展示
140	飛鳥絵はがきコンテスト作品展	飛鳥絵はがきコンテストの応募作品を展示しました。	6,190									■	展示
141	飛鳥ハーフマラソン2025	世界遺産候補地「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の石舞台古墳やキトラ古墳などの史跡を有する明日香村でハーフマラソンの大会を開催した。	3000			■							
142	飛鳥ハーフマラソンフェスタ	飛鳥ハーフマラソン2025の開催にあわせて、明日香村のグルメやエア遊具などが楽しめるイベントを開催した。	2,000				■						
143	古都飛鳥散歩「万葉歌碑巡り」	明日香村内にある、万葉歌碑を公園ボランティア「飛鳥里山クラブ」のガイドで巡った。	3									■	体験
144	推し飛鳥人ツアー	国営飛鳥歴史公園開園50周年事業の一環として行った「推し飛鳥人総選挙」で1位となった持統天皇の縁の地を巡るガイドツアーを開催した。	16									■	体験
145	恋する飛鳥 フリーウォーク	「飛鳥の香りに恋をしよう」をテーマに明日香村内のチェックポイントを回るフリーウォークを開催した。	2,155									■	体験
146	恋する飛鳥「飛鳥が香りたつ器展」	截金(きりかね)作家の鷺尾美陽子さんの作品や清朝時代の鼻煙壺(びえんこ)などの展示を行いました。	5,335									■	展示
147	日本のルーツを辿る源流リトリート in奈良	日本のはじまりの地である奈良で、現地の自然や人との交流、大自然や歴史を五感で感じながらリトリートを行った。	16			■							
148	恋する飛鳥WS「森の芳香水づくり」	森の木々や葉っぱから芳香水をつくりを行った。	17									■	体験
149	星めぐりコンサート「惑星旅行」	ドキュメンタリー映画「pale blue dot君が微笑めば、」の上映、ピアノとダジャックアースとのコラボレーション、星空観望会を行った。	33									■	音楽
150	ネイチャーフェスタ	「自然・森のめぐみ」をテーマに石舞台地区で自然やアウトドアを体験できる出展やワークショップを開催した。	1,595									■	体験
151	石舞台古墳ライトアップ	夜間に桜の花と石舞台古墳を光で照らしたライトアップイベントを実施した。	484				■						
152	飛鳥蹴鞠の日	飛鳥蹴鞠会による蹴鞠の披露と蹴鞠体験を行った。	50									■	体験
計			386,376	37	5	8	6	8	2		86		

実施行催事等実績(平城宮跡区域)

令和4年度

①歴史学習②子育て支援③健康スポーツ
④地域行事等⑤環境保全・自然観察⑥防災

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
1	万葉植物画展～アートと万葉歌の出逢い～	万葉集に登場する植物77種を描いた植物画やボタニカルアーティスト作品の展示	47,864名					■				
2	「撮られまち、平城宮跡」展	平城宮跡東エリアを撮影した写真家の作品展示	2,133名								■	写真展
3	「撮られまち、平城宮跡」トークイベント	今回の企画展作品を撮影した写真家によるトークイベント	4名								■	写真展
4	AOHARU-siteへようこそ!	AOHARU-siteの完成披露会と奈良の木を使ったワークショップ	80名								■	展示・体験
5	万葉植物画展ギャラリートーク	万葉植物画展出展アーティストによるギャラリートーク	20名					■				
6	南門ヒノキでつくる雅な春の香り	ヒノキや白檀等、天然香料でオリジナルの香袋を制作する体験	7名					■				
7	平城京歴史講座	元興寺文化財研究所研究員による歴史講座	95名	■								
8	春の植物観察会	自然豊かな平城宮跡に生息する植物を観察するイベント	17名					■				
9	ボタニカルアート教室	世界で活躍するボタニカルアーティストのスキルを学ぶ本格的な教室	18名					■				
10	第20回平城宮跡クリーン大会	市民参加型の清掃活動を平城宮跡内で実施	200名				■					
11	平城宮学びの宮	平城宮跡の見学と歴史の講演会	13名	■								
12	「朱雀門と遊ぼう」、「宙ぶらりん!」	凧や竹馬などの遊び、ツリーハンモックの体験イベント	433名			■						
13	春の昆虫観察会	自然豊かな平城宮跡に生息する昆虫を観察するイベントを開催	21名					■				
14	早川和子先生に学ぶ!「復原画ワークショップ」	日本に一人しかいない復原画家による復原画の基礎を学ぶワークショップ	9名	■								
15	万葉植物画展ギャラリートーク	万葉植物画展出展アーティストによるギャラリートーク	20名					■				
16	万葉植物画展トークイベント	万葉植物を通して見える万葉集の魅力についての専門家による講演	73名	■								
17	万葉自然観察会	平城宮跡と万葉集に関する講話と公園内の春の草花を観察するイベント	39名					■				
18	万葉植物画展デモンストレーション	ボタニカルアーティストが描く様子を間近で見ることができるデモンストレーション	80名					■				
19	季節に合わせて心身を整えよう!～自分の歳時記作り～	自分の身体の歳時記を作り、健康に過ごす方法を学ぶヨーガの座学講座を開催	5名			■						
20	万葉植物画展トークイベント	英国キュー王立植物園ボタニカルアーティストによる講演会	79名					■				
21	万葉植物画展ギャラリートーク	万葉植物画展出展アーティストによるギャラリートーク	17名					■				
22	平城京天平祭(※)	天平行列や鷹狩りのショーなどの体験プログラムや飲食を楽しめる賑わいイベント	41,500名				■					
23	こども工作ひろば	折り紙や新聞紙を使って風車やこいのぼり飛行機を作る工作ワークショップ	324名			■						
24	AOHARU-siteへようこそ!	AOHARU-siteを活用した奈良女子大学のサークルや有志によるステージイベント	100名						■			展示・ステージ
25	奈良時代を体験!!	奈良時代のまじないの道具「人面墨土器」を描くワークショップ	15名	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
26	母の日企画！「南門建築木材を使ったカーネーションづくり」	母の日企画として南門建築木材を使用し、カーネーションを作るワークショップ	16名								■	クラフト
27	平城京歴史講座	平城宮跡ガイドによる転書門をテーマにした講演	90名	■								
28	早川和子先生に学ぶ！「復原画ワークショップ」	日本に一人しかいない復原画家から模型のデッサンをテーマに学ぶワークショップ	11名	■								
29	平城宮跡いきものレンジャー	蝶の専門家と様々な種類の蝶や幼虫などを探すイベント	45名					■				
30	企画展「これ、な～に？」～植物再発見～	身近にある、木や花、野菜、果物などについて学ぶ解説・展示	22,857名					■				
31	第2回kid's 考古学新聞コンクール全国巡回展	「kid's考古学新聞コンクール」の応募作品のうち約30点を展示	24,362名	■								
32	切り絵ワークショップ	花鳥のモチーフが描かれた台紙をナイフで切っていく切り絵教室	15名								■	クラフト
33	平城宮跡いきものレンジャー	専門家を招いて草原にこだわって棲む野鳥を中心に観察や鳴き声を聞くイベント	24名					■				
34	AOHARU-siteへようこそ！	AOHARU-siteを活用した奈良女子大学のサークルや有志によるステージイベント	100名								■	展示・ステージ
35	平城京歴史講座	橿原考古学研究所の職員による歴史講座	82名	■								
36	第22回スロット&KANSAI電車&バスまつり	バス事業者の車両展示、グッズ販売、ステージイベント、飲食などの賑わいイベント	12,800名				■					
37	復原画ワークショップ	日本に一人しかいない復原画家の指導により、遺構図面を見ながらイラストを描く	10名	■								
38	奈良・西ノ京ロータスロード フォトコンテスト受賞作品展	奈良・西ノ京ロータスロードにて実施したフォトコンテストの受賞作品を展示	21,284名								■	写真展
39	元正天皇展①	元正天皇の一生をテーマにイラストや写真で伝えるパネル展を開催	39,387名	■								
40	平城宮跡で暮らす動物を知ろう！	日本野鳥の会奈良支部協力により「ツバメのねぐら入り」を観察するイベント	23名					■				
41	平城宮跡いきものレンジャー	平城宮跡でホテルを探しながら楽しむ夜の自然観察会	33名					■				
42	平城京歴史講座	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク理事長による歴史講座	86名	■								
43	石賀直之切り絵展「想影 ～季の風、古に舞う～」	奈良市在住の切り絵作家による切り絵の作品展示	25,721名								■	アート展
44	企画展「衣装でみる、壬申の乱」	壬申の乱をテーマにした衣装とイラストの展示	34,402名	■								
45	「奈良大文字送り火」イラスト原画展	奈良県の伝統行事をテーマに地元の高校生が制作したイラスト作品を展示	14,218名								■	イラスト展
46	石賀直之切り絵展ギャラリートーク	切り絵作家によるギャラリートーク	38名								■	トークイベント
47	平城宮跡で暮らす動物を知ろう！	ツバメをモチーフにしたペーパークラフト教室	27名								■	クラフト
48	石賀直之切り絵体験教室	花鳥のモチーフが描かれた台紙をナイフで切っていく切り絵教室	13名								■	クラフト
49	カラフルで楽しい人形をつくろう！	誰にでも簡単にできる人形工作ワークショップ	28名								■	クラフト
50	はじめてのボタニカルアート教室	植物のつくりを知ることで正しい植物画を描くことができる小学生向けの教室	12名					■				
51	平城京歴史講座	奈良市埋蔵文化財調査センターの職員による歴史講座	82名	■								
52	ミニ行燈づくり	球体のプラスチックに和紙を貼りながら行燈を作る体験イベント	27名								■	クラフト

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
53	石賀直之切り絵展ギャラリートーク	切り絵作家によるギャラリートーク	71名								■	トークイベント
54	大極門完成企画「オリジナルの門をつくらう！」	大極門建築木材を利用して、オリジナルの門を作るワークショップ	16名								■	クラフト
55	植物画の基礎講座	これから植物画を始めたい方や初級者のための基礎講座	19名					■				
56	天平たなばた祭り(※)	平城宮の「七夕」をテーマにした、献上氷の再現、講演会、飲食などの賑わいイベント	38,000名				■					
57	平城宮跡いきものレンジャー	野鳥の観察マナーやツバメの特徴などを学んだあとに、「ツバメのねぐら入り」を観察	30名					■				
58	これ、な～に？ワークショップ	身の回りにある植物を使って、レリーフやオブジェを作るワークショップ	18名					■				
59	ツバメグライダー大会	ツバメをモチーフにしたグライダーを作って飛ばすイベント	75名		■							
60	古代瓦の拓本づくり、かりうち、平城京かるた体験	古代瓦の拓本づくり、古代のすごろく「かりうち」、「平城京かるた」の体験イベント	46名	■								
61	平城宮跡史跡指定100周年記念展示「BAN/幡 織り込まれていく時間の中で。」	奈良女子大学学生による「吉野和紙を使った紙織り作品の展示	47,707名								■	アート展
62	第11回なら奈良まつり(※)	ステージイベント、飲食、花火などが楽しめる地域のお祭りイベント	5,000名				■					
63	和裁ワークショップ～懐紙入れ～	御茶席などで使える懐紙入れの仕立てを学ぶ本格的な和裁教室	8名								■	クラフト
64	平城京歴史講座	明日香村教育委員会主任主事による歴史講座	83名	■								
65	元正天皇展②	元正天皇の一生をイラストや写真で伝える展示・解説	18,367名	■								
66	淀川河川公園フォトコンテスト2021入賞作品写真展	淀川河川公園にて開催されたフォトコンテストの入賞作品を展示	31,547名								■	写真展
67	元正天皇展トークイベント	元正天皇展のイラストを描く作家と企画展プロデューサーによるトークショー	24名	■								
68	元正天皇展・歴史講座	吉野歴史資料館学芸職員による元正天皇に関する歴史講座	42名	■								
69	季節に合わせて心身を整えよう！	朱雀門を臨みながら楽しむヨーガ教室。健康と身体のメンテナンスなどを学ぶ	3名			■						
70	奈良時代を体験！！	大極門建築木材に文字や絵を書いてオリジナルの木簡をつくる体験	20名	■								
71	秋の植物観察会	自然が豊かで様々な植物が生育・生息する平城宮跡で植物観察会を実施	36名					■				
72	染色ワークショップ	日本古来の染料である「柿渋」を使って、テーブルセンターを染めるワークショップ	5名								■	クラフト
73	平城宮跡いきものレンジャー	平城宮跡内に生息する「チョウ」にスポットを当てた観察イベント	47名					■				
74	平城京歴史講座	宮内庁正倉院事務所職員による歴史講座	89名	■								
75	平城のとよほき(※)	参加型企画やワークショップなど、奈良時代をテーマに楽しむ賑わいイベント	2,763名				■					
76	元正天皇展③	飛鳥・藤原・平城の都の時代を生きた元正天皇の生涯を紹介するパネル展	53,179名	■								
77	みやこのあと・地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	5名								■	ピクニック
78	はじめての自転車教室	へんしんバイクを使って、補助輪なしの自転車に挑戦する教室	26名		■							
79	秋の昆虫観察会	自然豊かな平城宮跡に生息する昆虫を観察するイベント	37名					■				

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
										⑦	内容		
80	みつづきまし祭り(※)	衛士隊の再現や天平衣装体験、歌舞音曲のステージ、飲食物販が楽しめるイベント	24,000名				■						
81	特別展「のこった奇跡、のこした軌跡」	平城宮跡史跡指定100周年と奈文研創立70周年を記念した遺物展示	36,339名	■									
82	隼人舞上映会&企画展ギャラリートーク	「隼人舞」の映像鑑賞と奈文研研究員によるトークイベント	40名	■									
83	万葉自然観察会	平城宮跡と万葉集の関係を学ぶ講義と、公園に生息する草花を観察するイベント	34名					■					
84	いちせかプロジェクト第二期	公園内林地に設置したツリーハンモックを利用して、家族写真を撮るイベント	86名								■	撮影会	
85	いちせかプロジェクト第二期	フリスビーを使って、「遠投」と「輪っか入れ」の2種類の種目に挑戦するイベント	57名			■							
86	赤米献上隊	養父市立八鹿小学校の児童が収穫した赤米を平城宮に献上する様子を再現	40名	■									
87	壬申の乱1350年記念講演会	壬申の乱で活躍した村国男依をテーマにした各務原市職員による講座	78名	■									
88	いちせかプロジェクト第二期	風船を使って、緩めのパレーボールを試合形式で行うイベント	90名			■							
89	季節に合わせて心身を整えよう！	ヨガを通じて、冬の寒さに負けない身体づくりの基礎を学ぶヨガ教室	8名			■							
90	平城宮跡いきものレンジャー	どんぐりから、木の種類やそれに関わる虫について学ぶ自然観察イベント	79名					■					
91	ボタニカルアート教室	世界で活躍するボタニカルアーティストによる植物画のスキルを学ぶ本格的な教室	16名					■					
92	平城京歴史講座	奈良文化財研究所主任研究員による歴史講座	65名	■									
93	元正天皇展関連講座	元正天皇の病気を平癒したと言われている泰澄大師に関する講座	36名	■									
94	元正天皇展関連講座	元正天皇の時代をテーマにした歴史講座	63名	■									
95	いちせかプロジェクト第二期	超巨大シャボン玉などシャボン玉づくりを楽しむイベント	245名		■								
96	壬申の乱1350年記念講演会	壬申の乱をテーマにした歴史講座	72名	■									
97	いちせかプロジェクト第二期	朱雀大路で楽しむ竹馬体験イベント	9名		■								
98	どんぐりひろい大会	奈良公園で保護されている鹿の餌となるどんぐりを拾い、寄付するイベント	242名				■						
99	壬申の乱1350年記念講演会	壬申の乱をテーマにした有識者による対談イベント	59名	■									
100	みやこのあと・地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	4名								■	ピクニック	
101	奈良時代を体験！！	発掘調査でみつかった古代の遊び「かりうち」を楽しむ大会を朱雀門ひろばで開催	35名	■									
102	ボタニカルアート教室	英国キュー王立植物園ボタニカルアーティストのスキルを学ぶ初心者向けの教室	19名					■					
103	元正天皇展関連講座	壬申の乱と元正天皇をテーマにした歴史講座	75名	■									
104	平城宮跡いきものレンジャー	平城宮跡内でコムラサキなどの幼虫を探す観察会	56名					■					
105	平城京歴史講座	奈良文化財研究所文化遺産部長による歴史講座	84名	■									
106	史跡指定100周年ツアーガイド	平城宮跡史跡指定100周年を記念し、その足跡を巡るガイドツアーを実施	42名	■									

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
										⑦	内容		
107	ボタニカルアート教室	英国キュー王立植物園ボタニカルアーティストのスキルを学ぶ初心者向けの教室を開催	33名					■					
108	吉野ヒノキシートでつくるキャンドルホルダー	吉野ヒノキで作られたシートで、オリジナルのキャンドルホルダーを作るワークショップ	12名									■	クラフト
109	己書で2023年カレンダーを描こう!	筆ペンで楽しく文字や絵を描き、オリジナルカレンダーを作る体験プログラム	10名									■	クラフト
110	オープンアトリエ2022 みんなでつくる「ネオ平城京」	障がいの有る人もない人も、どなたでもアートを体験できるワークショップ	21名									■	クラフト
111	平城宮跡で暮らす動物を知ろう!	平城宮跡内で暮らす「カヤネズミ」をモチーフとしたポシェットを作るワークショップ	31名						■				
112	平城宮跡いきものレンジャー	水上池周辺の冬の水鳥を観察するイベント	55名						■				
113	企画展「POSTER VISIONS 平城宮跡プレイスメーキング」	平城宮跡をテーマにしたポスター作品の展示	11,500名									■	アート展
114	平城京歴史講座	奈良県平城宮跡事業推進室職員による歴史講座	61名	■									
115	令和4年 子供の居場所プロジェクト「みあと★フリー」	思い思いの絵などを描いた五角凧を作り、朱雀門ひろばで揚げる凧づくり教室	12名		■								
116	令和4年 子供の居場所プロジェクト「みあと★フリー」	普段は余り触れることがない日本の古典芸能を楽しめる講談・落語会	58名				■						
117	平城宮跡いきものレンジャー	「平城宮跡の生き物」などをテーマにした凧づくり	47名						■				
118	平城宮跡水鳥探鳥会	日本野鳥の会奈良支部協力による水上池などでの水鳥の観察会	20名						■				
119	平城宮跡歴史講座	奈良国立博物館工芸考古室研究員による歴史講座	74名	■									
120	壬申の乱1350年記念講演会	大友皇子、壬申の乱などをテーマにした大津市歴史博物館学芸員による講演会	45名	■									
121	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	6名									■	ピクニック
122	ボタニカルアート初級ステップアップ編	初級編からさらにステップアップしたい方向けのボタニカルアートの2日連続講座	26名						■				
123	オープンアトリエみんなで作る「ネオ平城宮」	障害のある人もない人も、どなたでもアートを体験できる工作ワークショップ	20名									■	クラフト
124	平城宮跡いきものレンジャー	ランタン作りと飾り付けを楽しむワークショップ	52名									■	クラフト
125	平城宮跡歴史講座	奈良国立博物館工芸考古室研究員による歴史講座	91名	■									
126	ボタニカルアート中級編	全3日の本格的なボタニカルアート教室	8名						■				
127	春の植物観察会	平城宮跡内でルーベを持って植物を探る観察会	2名						■				
128	春の昆虫観察会	平城宮跡内でルーベを持って昆虫を探る観察会	21名						■				
129	奈良マラソン 50mダッシュ講習会	小学生高学年を対象とした走り方を学ぶ講習会	27名		■								
130	平城宮跡いきものレンジャー展示製作	平城宮跡いきものレンジャーの活動を振り返る展示物製作	30名						■				
131	オープンアトリエみんなで作る「ネオ平城宮」	障害のある人もない人も、どなたでもアートを体験できる工作ワークショップ	11名									■	クラフト
132	平城宮跡いきものレンジャー活動発表ミュージアム	平城宮跡生き物レンジャーの活動を振り返る展示	7,082名						■				
133	開園5周年記念平城宮跡デイープなウオーク	開園5周年を記念して平城宮跡散策MAPに使用したツアーガイド	54名	■									

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
										⑦	内容		
134	平城のとよほき(※)	奈良時代を感じるワークショップや古代スイーツ販売などマルシェイベント	2,576名				■						
135	平城のとよほき	3000年以上の歴史を持つ七絃琴(古琴)の演奏会	108名									■	演奏会
136	平城のとよほき	奈良時代から使われてきた工具・槍鉋(やりがんな)をバーチャルで体験	158名	■									
137	特別展「よろしく都邑建つべし—飛鳥・藤原・平城の宮都—」	平城宮跡歴史公園開園5周年を記念して、出土遺品と仏教美術などを展示・解説	5,477名	■									
138	開園5周年記念特別展開連トークショー	平城宮いざない館を手掛けた復元画家の早川和子氏によるトークショー	17名	■									
139	平城のとよほき	奈良女子大学協力研究員による奈良時代のお菓子に関する講演	49名	■									
140	平城のとよほき	大極門の復原に使われた木材を使用して、コースターやキーホルダーなどを作る体験	58名									■	クラフト
141	平城のとよほき	天平時代の古代衣装体験	21名	■									
142	大極門を復原した木材にふれるワークショップ	大極門復元の建築材を使ったワークショップ	18名									■	クラフト
143	週末体験プログラム 4月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	119名	■									
144	週末体験プログラム 5月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	96名	■									
145	週末体験プログラム 6月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	96名	■									
146	週末体験プログラム 7月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	75名	■									
147	週末体験プログラム 8月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	146名	■									
148	週末体験プログラム 9月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	127名	■									
149	週末体験プログラム 10月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	192名	■									
150	週末体験プログラム 11月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	156名	■									
151	週末体験プログラム 12月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	61名	■									
152	週末体験プログラム 1月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	142名	■									
153	週末体験プログラム 2月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	99名	■									
154	週末体験プログラム 3月	筆でえがこう、古代アクセサリづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	71名	■									
計			577,466	57	6	7	10	39	1			34	

実施行催事等実績(平城宮跡区域)

令和5年度

①歴史学習②子育て支援③健康スポーツ
④地域行事等⑤環境保全・自然観察⑥防災

No.	行事名	概要	参加者数	分野							
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他	
				⑦	内容						
1	平城宮跡いきものレンジャー活動発表ミュージアム	平城宮跡生き物レンジャーの活動を振り返る展示	40,224名					■			
2	特別展「よろしく都邑建つべし—飛鳥・藤原・平城の宮都—」	平城宮跡歴史公園開園5周年を記念し、出土遺品と仏教美術などを展示・解説	44,623名	■							
3	四神大鳳展示	四神の大鳳の展示	55,155名	■							
4	春の植物観察会	自然が豊かで様々な動植物が生育・生息する平城宮跡でルーペを持って観察	18名					■			
5	写真撮影倶楽部	プロが教えないプロの技術を学ぶ講座。毎月第1土曜開催	25名							■	写真撮影講座
6	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	6名							■	ピクニック
7	はじめてのボタニカルアート教室	植物のつくりを学びながら描くボタニカルアートの小学生以上向け教室	16名					■			
8	平城京歴史講座	毎月第二土曜開催の歴史講座。テーマは「薬師寺東塔の発掘調査」	92名	■							
9	ボタニカルアート中級編	全3回の本格的なボタニカルアート教室	8名					■			
10	開園5周年記念特別展開関連講演会	奈良文化財研究所・考古第一研究室長による講演	48名	■							
11	第21回平城宮跡クリーン大会	平城宮跡歴史公園内の清掃活動	0名				■				
12	草月いけばな展	草月奈良県支部による生け花や大型作品の制作・展示	1,674名							■	生け花展示
13	春の昆虫観察会	自然が豊かで様々な動植物が生育・生息する平城宮跡でルーペを持って観察	17名					■			
14	デジタル写真倶楽部	RAW現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ写真撮影講座	16名							■	写真撮影講座
15	ふたりヨーガ楽健法(らっけんほう)	2人組で手脚の付け根を踏み合うヨーガの教室	5名			■					
16	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。テーマは「ザリガニ」	29名					■			
17	みんなで和裁にチャレンジ	あづま袋は、昔から使われている便利なエコバックづくり	11名							■	クラフト
18	朱雀願凧づくりワークショップ	朱雀の版入り美濃手すき和紙と竹を使用した特製六角凧づくり	17名							■	クラフト
19	開園5周年記念四神大鳳引き揚げ	「四神大鳳」の体験を朱雀門ひろばで開催	100名							■	凧揚げ
20	平城京天平祭(※)	天平行列や鷹狩り、綱引き大会など多彩なイベントの実施	38,500名				■				
21	こども工作広場	こどもの日に折り紙や新聞紙を使って「かさぐるま」や「こいのぼり」をつくるイベント	329名		■						
22	奈良時代を体験！人面墨書土器を描こう	奈良筆と奈良墨を使用し大極門建築発生材に絵や文字を書いて木筒づくりを体験	8名	■							
23	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	24名							■	写真撮影講座
24	大極門建築木材を使ったカーネーションづくり	母の日にあわせて大極門建築木材を使ったカーネーションづくり	18名							■	クラフト
25	開園5周年記念特別展開関連講演会	龍谷大学の杉山洋教授による平城宮跡に関する講演	44名	■							

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
				⑦	内容								
26	平城京歴史講座	毎月第二土曜に実施している歴史講座。テーマは「平城京の万葉歌」	95名	■									
27	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	0名								■	ピクニック	
28	ボタニカルアート中級編	全3回の本格的なボタニカルアート教室	8名					■					
29	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	11名								■	写真撮影講座	
30	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。5月のテーマは「チョウ」	47名					■					
31	カヤネズミのポシェットづくり	平城宮跡で暮らすカヤネズミをモチーフにしたポシェットづくり	19名								■	クラフト	
32	組紐ストラップづくり	丸台を使った絹紐でのストラップづくり。台組以前の技法も学ぶ	12名								■	クラフト	
33	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	21名								■	写真撮影講座	
34	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。6月のテーマは「野鳥」	53名					■					
35	平城京歴史講座	毎月第二土曜に実施している歴史講座。テーマは「叡仁宮」	101名	■									
36	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	16名								■	写真撮影講座	
37	ロータスロードフォトコンテスト入賞作品展	西ノ京の4ヶ寺共催の「ロータスロード」のフォトコンテスト入賞作品の展示	23,383名				■						
38	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	3名								■	ピクニック	
39	みあとフリー	朱雀門ひろばでのポッチャ、モルック、室内でのかりうちなどの体験	21名			■							
40	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	22名								■	写真撮影講座	
41	平城京歴史講座	毎月第二土曜に実施している歴史講座。テーマは「高級貴族の邸宅」	93名	■									
42	ツバメクラフトづくり	毛糸でツバメのヒナづくりとツバメの折り紙を楽しむクラフトイベント	63名								■	クラフト	
43	kid's 考古学新聞コンクール	全国の子どもたちが作成した考古学の楽しさやおもしろさを伝える新聞の展示	8,717名	■									
44	「奈良大文字送り火」イラスト原画展	「奈良大文字送り火」をテーマにした地元高校生によるイラスト作品の展示	12,146名				■						
45	平城宮跡・鳥の組曲	宮跡とその周辺で撮影された約100種類の野鳥を150点以上の写真で紹介	45,333名					■					
46	和裁のワークショップ	手縫いによる基平づくり体験	5名								■	クラフト	
47	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	7名								■	写真撮影講座	
48	カラフルで楽しい人形をつくろう！	オリジナルの人形づくり体験	15名								■	クラフト	
49	平城宮跡いきものレンジャー	毎月開催の自然体験イベント。テーマは「ツバメのねぐら」	29名					■					
50	ボタニカルアートの手法でハスを描く なぞりハス	ハスを題材としたボタニカルアートの体験	13名					■					
51	ラミネートに閉じ込めた植物でモビールをつくろう！	ラミネーターを使った花びら、葉っぱ、根っこなどのモビールづくり	18名					■					

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容
52	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。テーマは「水路とハッタ」	23名					■			
53	はじめてのボタニカルアート教室	植物を学びながら描くボタニカルアートの小学生以上向け教室	14名					■			
54	こども模型飛行機教室	奈文研企画展「イカロスの翼」の関連イベントとして実施する模型飛行機づくり	25名		■						
55	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	16名							■	写真撮影講座
56	つばめのねぐら入り観察会	約6万羽のツバメがねぐら入りする姿を専門家の解説を聞きながらの観察会	26名					■			
57	平城宮跡朝散歩	平城宮内の役所跡のガイドと大極門開門体験を行う早朝のイベント	23名	■							
58	ボタニカルアートの手法でハスを描く写しハス	ハスを題材としたボタニカルアートの体験	19名					■			
59	つばめのねぐら入り観察会	約6万羽のツバメがねぐら入りする姿を専門家の解説を聞きながらの観察会	400名					■			
60	奈良時代を体験！「木簡に書いてみよう。」	奈良筆と奈良墨を使って大極門建築木材に文字や絵を書く木簡づくり	13名	■							
61	つばめのねぐら入り観察会	約6万羽のツバメがねぐら入りする姿を専門家の解説を聞きながらの観察会	200名					■			
62	天平たなばた祭り(※)	乞巧奠や献上氷の再現、能、燈花会、縁日、飲食物販などの賑わいイベント	56,000名				■				
63	平城宮あかりのタペ・いざない華灯	竹灯り・和傘・プロジェクションマッピングを融合させたインスタレーション展示	8,386名							■	アート展示
64	平城宮あかりのタペ・「平城オリジナル行灯」貸し出し	朱雀門などと一緒に記念写真が楽しめるオリジナル行灯の体験	129名							■	体験
65	平城宮あかりのタペ・和紙の蓄光折り紙づくり	和紙を使用した蓄光折り紙で折り鶴などを折る体験教室	401名							■	クラフト
66	平城京歴史講座	毎月第二土曜に実施している歴史講座。テーマは「元興寺の創建」	89名	■							
67	天平たなばた祭り・セタトークショー	元NMB48の福本愛菜氏と龍谷大の杉山洋教授によるトークショー	400名				■				
68	天平たなばた祭り・乞巧奠の再現	セタとその語源となる乞巧奠。奈良時代の宮中行事を芝居を交えながら再現	200名	■							
69	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	10名							■	写真撮影講座
70	新携帯アプリあちこち体験	アプリを活用して平城宮跡を周遊するイベント。いざない館では科学実験も実施	20名							■	体験
71	拓本づくりとかりうち遊び、平城京かるた	奈良時代のボードゲーム「かりうち」や「拓本づくり」、「平城京かるた」の体験	41名	■							
72	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。テーマは「鳴く虫」	0名					■			
73	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	16名							■	写真撮影講座
74	平城宮跡クリーン大会	平城宮跡歴史公園全域を対象とした清掃活動	300名				■				
75	平城京歴史講座	毎月第二土曜に実施している歴史講座。今回のテーマは「縣犬養橋三千代」	97名	■							
76	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。テーマは「ザリガニ」	35名					■			
77	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	12名							■	写真撮影講座

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
78	第三期！いちせかプロジェクト	朱雀門ひろばで楽しめるおもちゃの貸し出しイベント	1,930名		■							
79	週末体験プログラムスペシャルデー	「筆でえがこう」「ミニ鬼瓦づくり」「天平アクセサリーづくり」「遣唐使船絵付け体験」	169名	■								
80	あべのandキャンペーン	大阪の商業施設での出張プログラム「木簡に書いてみよう」	13名	■								
81	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	4名								■	ピクニック
82	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。テーマは「鳴く虫」	41名						■			
83	切花品評会	花卉生産者が育てた菊やダリア、バラなどの展示	2,867名						■			
84	秋の植物観察会	自然が豊かで様々な動植物が生育・生息する平城宮跡でルーベを持って観察	16名						■			
85	都跡ふれあいまつり	地元小学校で開催される「都跡ふれあい祭り」にて土馬づくりとかりうち体験を実施	72名				■					
86	秋の昆虫観察会	自然が豊かで様々な動植物が生育・生息する平城宮跡でルーベを持って観察	14名						■			
87	ボタニカルアート初級編	全3日の本格的なボタニカルアート教室	8名						■			
88	大和路ウォーク	平城宮跡とその周辺を巡るウォークイベント	741名				■					
89	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	24名								■	写真撮影講座
90	第三期！いちせかプロジェクト	超巨大シャボン玉作りなど、参加者が協力し合ってシャボン玉を作るプログラム	675名		■							
91	淀川河川公園フォトコンテスト2022受賞作品展	淀川河川公園のフォトコンテストの2022受賞作品の展示	44,582名								■	写真展
92	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している歴史講座。テーマは「チョウ」	29名						■			
93	平城のとよほき(※)	参加型企画やワークショップなど、奈良時代をテーマに楽しむ賑わいイベント	2,144名				■					
94	平城のとよほき NEW！！平城宮跡ガイドアプリ体験ツアー	スマホで楽しむガイドアプリ体験ツアー	4名	■								
95	平城のとよほき 講演：古代の鏡について	古代の鏡の研究者による講演	32名	■								
96	平城のとよほき 海獣葡萄鏡鑄造ワークショップ	飛鳥歴史公園で人気の鑄造体験の実施	36名	■								
97	平城のとよほき 渡辺晃宏先生と平城宮跡を歩こう	木簡の整理・解読に携わってきた奈良大学教授によるガイド	23名	■								
98	平城のとよほき バーチャル鎗砲	奈良時代から使われてきた工具「鎗砲」で木を削る匠の畏の感覚をバーチャル体験	89名	■								
99	平城のとよほき 奈良時代特別トーク「教えて郎女さん」	現代に生きる佐紀乃郎女さんとのトークイベント	43名	■								
100	平城京歴史講座	毎月第二土曜開催の歴史講座。テーマは「奈良時代の絵画作例と正倉院宝物」	93名	■								
101	WHILLで巡る平城宮跡ツアー	免許不要のWHILLに乗って巡る平城宮跡ガイドツアー	15名			■						
102	「飛鳥京から平城京を巡る」Part3平城宮跡周辺を歩く	奈良大学、古都飛鳥保存財団と連携した平城宮跡のウォーキングイベント	40名	■								
103	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	13名								■	写真撮影講座

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
104	屋外アート展示『おぎの美術館』	オギを生かした自然とアートが融合した屋外美術館の開設	37,521名					■				
105	平城京天平祭 みつきうまし祭り・みん芸フェスティバル(※)	奈良の酒・食を味わい、花を愛で、古代行事や歌舞音曲を楽しむ秋祭り	23,000名				■					
106	平城京天平祭 みつきうまし祭り・みん芸フェスティバル 天平衣装体験コーナー	古代衣装体験	81名	■								
107	平城京天平祭 みつきうまし祭り・みん芸フェスティバル 平城宮跡探検ツアー	日本語・中国語・英語の3か国語に対応したガイドツアー	123名	■								
108	平城京天平祭 みつきうまし祭り・みん芸フェスティバル AR歴史クイズラリー	園内をARで巡るクイズツアー	239名	■								
109	平城京天平祭 みつきうまし祭り・みん芸フェスティバル みつきの祝い	新實際の再現・披露	1,000名	■								
110	「飛鳥のモチーフ」ギャラリートーク	明日香村職員によるギャラリートーク	17名	■								
111	企画展「飛鳥のモチーフ～葬りのカタチ～」	壁画発見から40年を迎えたキトラ古墳など飛鳥の「葬り方」の解説・展示	34,793名	■								
112	秋の昆虫観察会	自然が豊かで様々な動植物が生育・生息する平城宮跡でルーペを持って観察	19名					■				
113	「平城宮跡探検隊」どんぐりひろい	公園内でどんぐりを拾い奈良の鹿愛護会へ提供するイベント	80名				■					
114	天平びとと楽しむ、みやこのあと・まち歩きガイドツアー	ならファミリーをスタートに西大寺などを巡るウォークツアー	19名	■								
115	ポタニカルアート中級編	全3日の本格的なポタニカルアート教室	22名					■				
116	赤米献上隊	養父市八鹿小学校の生徒により平城宮への赤米献上儀式を再現	38名	■								
117	和裁のワークショップ(おいねづくり)	奈良で古くから受け継がれてきた「おいね」を手縫いでつくる教室	11名							■	クラフト	
118	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	20名							■	写真撮影講座	
119	奈良時代を体験！木簡に書いてみよう	兵庫県の大中遺跡公園で出張体験プログラム「木簡に書いてみよう」の実施	32名	■								
120	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。テーマは「どんぐり」	51名					■				
121	ポタニカルアート初級編	全3日の本格的なポタニカルアート教室	17名					■				
122	飛鳥のモチーフ～葬りのカタチ～関連講演会①	飛鳥の発掘調査に携わった明日香村職員による講演	41名	■								
123	どんぐりひろい大会	鹿のエサとなるどんぐりを拾い、鹿愛護会へ提供するイベント	147名				■					
124	平城京歴史講座	毎月開催の歴史講座。テーマは「平城宮東方官街と東大溝新出土の木簡」	93名	■								
125	飛鳥のモチーフ～葬りのカタチ～関連対談	京都教育大学名誉教授と明日香村職員による飛鳥の歴史に関するトークイベント	65名	■								
126	復元画ワークショップ	復元画家による教室(全3回)	31名	■								
127	平城彩酒物語 ～平城宮跡で色彩と日本酒を楽しもう～	京都産業大学による平城宮の醸造に関する解説や日本酒カクテルの提供	21名	■								
128	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	11名							■	写真撮影講座	
129	かりうち大会	発掘調査でみつかった1300年前の古代の遊び「かりうち」の大会	52名	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
130	写真展「平城宮跡に集う鳥たち-晩秋・冬編-」	企画展展示の写真(約40点)を、奈良町南観光案内所でリバイバル展示	1,018名								■	写真展示
131	奈良古代歴史塾完成した古代の都「平城京」	元興寺文化財研究所所長による講演	39名	■								
132	都市公園制度制定150周年記念パネル展	都市公園制度や公園を紹介するパネル展示	15,244名								■	パネル展示
133	朝日・5私鉄リレーウォーク	ゴールを平城宮跡にした地域リレーウォークイベント	2,054名			■						
134	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	21名								■	写真撮影講座
135	平城京歴史講座	毎月開催の歴史講座。テーマは「新沢千塚古墳群と『古墳の論理』」	101名	■								
136	ボタニカルアート初級ステップアップ編	2日連続開催のボタニカルアート教室	21名					■				
137	飛鳥のモチーフ～葬りのカタチ～粘土づくり体験	古代飛鳥をモチーフにした粘土づくり	50名								■	クラフト
138	飛鳥のモチーフ～葬りのカタチ～関連講演会②	明日香村教育委員会職員による講演	20名	■								
139	愛犬との絆が深まる散歩のしかた講習会	犬の育て方やしつけ方、公共の場でのマナーなどを愛犬と共に学ぶ講習会	30名								■	ドッグマナーアップ講習会
140	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。テーマは「冬のチョウ」	48名					■				
141	5つのクイズを解こう 平城Q	クイズポイントを巡るセルフガイドプログラム	29名	■								
142	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	8名								■	写真撮影講座
143	奈良古代歴史塾守り伝える平城京・奈良シンポジウム	奈良文化財研究所による講演・シンポジウム	30名	■								
144	吉野ヒノキでつくるキャンドルホルダー	吉野ヒノキのシートを使ったクリスマスキャンドルホルダーづくり	27名								■	クラフト
145	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	19名								■	写真撮影講座
146	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。テーマは「水鳥」	44名					■				
147	たこをつくって大空にあげよう	オリジナルの五角形の凧を作り、朱雀大路で揚げるイベント	51名								■	クラフト
148	新春クラフトイベント	ポリ袋を使った凧づくりと「ちぎり絵」の体験	53名								■	クラフト
149	カラダとココロを整えるヨーガ	ヨーガに関する講義と季節にあった体の動かし方で実施するヨーガ教室	30名			■						
150	平城京歴史講座	毎月開催の歴史講座。テーマは「天武系・天智系天皇の即位の正当性」	94名	■								
151	ボタニカルアート初級編	英国キュー王立植物園ボタニカルアーティストによる初級者向けの教室	19名					■				
152	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	10名								■	写真撮影講座
153	平城宮跡歴史公園Instagramフォトコンテスト受賞作品展	平城宮跡と飛鳥歴史公園のフォトコンテスト受賞作品の展示	17,938名								■	写真展示
154	アフター発掘された日本列島2023展	近年発掘調査が行われた中で特に注目された出土品を中心とした展示	10,889名	■								
155	【奈良古代歴史塾】守り伝える平城京 講座&ウォークイベント	大阪府立近つ飛鳥博物館館長による講演とウォークイベント	22名	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
156	みあとフリー	奈良市社会福祉協議会共催の子ども向けのレクリエーションと講談・落語会	139名				■					
157	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	24名								■	写真撮影講座
158	水鳥探鳥会	日本野鳥の会奈良支部によるカモ類などの水鳥の観察会	23名					■				
159	発掘された日本列島2023展トークイベント	文化庁職員によるトークイベント	40名	■								
160	カラダとココロを整えるヨーガ	季節にあった体の動かし方で代謝を高めていくヨーガ教室	13名			■						
161	平城京歴史講座	毎月第二土曜に実施している歴史講座。テーマは「着衣からみた白鳳の謎」	96名	■								
162	ボタニカルアート初級ステップアップ編	2日連続開催のボタニカルアート教室	41名					■				
163	平城宮跡のオギを刈ろう！	かやぶき屋根などに使われている一年草・オギの刈り取り体験	27名					■				
164	和裁のワークショップ(おいねづくり)	奈良に古くから受け継がれてきた「おいね」を手縫いでつくる体験	8名								■	クラフト
165	デジタル写真倶楽部	RAM現像とレタッチの基礎から応用までを学ぶ講座	13名								■	写真撮影講座
166	「まぼろしの都 恭仁宮」の展示	恭仁小学校生徒が作成した恭仁宮に関する解説パネルの展示	16,322名	■								
167	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント(オリジナル手ぬぐいづくり)	25名					■				
168	奈良時代を体験！和同開珎鑄造体験	溶かした金属を型に流し込んで作る技法「鑄造」による「和同開珎」づくり	19名	■								
169	写真撮影倶楽部	カメラの専門家から学ぶ写真撮影講座。毎月第1土曜開催	25名								■	写真撮影講座
170	東楼復原工事の現状についての展示	東楼復原工事に関するパネル展示	8,107名	■								
171	写真撮影倶楽部作品展	写真撮影倶楽部メンバーによる写真作品展	7,715名								■	写真展示
172	ボタニカルアート初級編	英国キュー王立植物園ボタニカルアーティストによる初級者向けの教室	20名					■				
173	カラダとココロを整えるヨーガ	季節にあった体の動かし方で代謝を高めていくヨーガ教室	17名			■						
174	平城京歴史講座	毎月第二土曜に実施している歴史講座。テーマは「五畿七道と陰陽五行」	109名	■								
175	春の昆虫観察会	様々な動植物が生育・生息する平城宮跡でルーペを持っての観察会	12名					■				
176	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント(紙粘土でいきものづくり)	39名					■				
177	平城のとよほき(※)	奈良時代をテーマにトークショーやワークショップを開催。奈良モチーフの雑貨や古代スイーツの販売も実施	2,827名				■					
178	平城のとよほき・いざない館でキュートぐみを探せ！！	いざない館内の隠れた公園キャラクター「キュートぐみ」を探すイベント	163名		■							
179	平城のとよほき・碧地金銀絵箱ワークショップ	オリジナルの正倉院宝物づくり	23名	■								
180	平城のとよほき・古代貨幣・鷗尾鑄造体験	古代貨幣と鷗尾の鑄造体験	47名	■								
181	平城のとよほき・七弦琴コンサート	古琴で隋、唐時代の楽曲の披露	150名								■	演奏会

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
182	平城のとよほき・鹿と木マルシェ	復元工事の木材を利用したワークショップ	71名								■	クラフト
183	平城のとよほき・飛鳥寺の昔と今	歴史専門家による飛鳥寺をテーマにした講演	30名	■								
184	平城のとよほき・飛鳥から藤原・平城京へ	歴史専門家による3つの都をテーマにした講演	48名	■								
185	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	6名								■	ピクニック
186	橋本征一作品展	佐保川桜まつり燈火会の代表を務めた故橋本征一氏の絵画作品等の展示	1,903名								■	絵画展示
187	ボタニカルアート中級編	全3日の本格的なボタニカルアート教室	16名					■				
188	週末体験プログラム 4月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	118名	■								
189	週末体験プログラム 5月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	41名	■								
190	週末体験プログラム 6月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	62名	■								
191	週末体験プログラム 7月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	71名	■								
192	週末体験プログラム 8月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	127名	■								
193	週末体験プログラム 9月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	97名	■								
194	週末体験プログラム 10月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	130名	■								
195	週末体験プログラム 11月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	138名	■								
196	週末体験プログラム 12月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	75名	■								
197	週末体験プログラム 1月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	157名	■								
198	週末体験プログラム 2月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	109名	■								
199	週末体験プログラム 3月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	56名	■								
計			576,574	71	5	7	15	44	0	57		

実施行催事等実績(平城宮跡区域)

令和6年度

①歴史学習②子育て支援③健康スポーツ
④地域行事等⑤環境保全・自然観察⑥防災

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
				⑦	内容							
1	橋本征一作品展	佐保川桜まつり燈火会の代表を務めた故橋本征一氏の絵画作品等の展示	7,089名								■	アート展示
2	春の植物観察会	平城宮跡に咲く春の野花の観察会。講師は奈良県希少野生動植物保護専門委員	21名					■				
3	春の昆虫観察会	平城宮跡に生息する昆虫の観察会。講師は昆虫生態写真家	18名					■				
4	はじめてのボタニカルアート教室	植物を正しく描くボタニカルアートの教室。講師は日本植物画倶楽部会員	18名					■				
5	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	26名								■	写真撮影講座
6	おぎの美術館2023展示	2023年秋開催の『おぎの美術館』を振り返る解説・展示	44,984名					■				
7	カラダとココロを整えるヨガ	月2回のヨガ教室。講師は「ならヨーガリリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	9名			■						
8	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。4月のテーマは「弥生の環濠集落遺跡」	104名	■								
9	元明天皇展リターンズ	女帝・元明天皇の生涯をイラスト、ゆかり地の写真で紹介していく企画展	59,986名	■								
10	復元画ワークショップ	デッサンや復元画の基礎を学ぶ全3回の講座。講師は考古イラストレーター	7名	■								
11	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。4月のテーマは「チョウ」	51名					■				
12	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	20名							■		写真撮影講座
13	平城宮跡クリーン大会	スタートを朱雀門ひろば、ゴールを遺構展示館とした清掃活動	400名				■					
14	【奈良のトビラ】奈良のトビラトーク	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施。テーマは「下北山村」	40名								■	トークイベント
15	【奈良のトビラ】ツチノコトーク	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施。テーマは「下北山村」	32名								■	トークイベント
16	【奈良のトビラ】ツチノコキーホルダーづくり	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施。。テーマは「下北山村」	23名								■	クラフト
17	【奈良のトビラ】小さな小山づくり	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施。。テーマは「下北山村」	7名								■	クラフト
18	ボタニカルアート教室(初級ステップアップ編)	初心者を対象とした植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	14名					■				
19	ボタニカルアート教室(中級編)	中級者を対象とした本格的な植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	19名					■				
20	カラダとココロを整えるヨガ	月2回のヨガ教室。講師は「ならヨーガリリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	10名			■						
21	和裁にチャレンジ!	和裁に伝わる「背守り文化」を学びながら背守りパッチを体験	1名								■	クラフト
22	万葉衣装展	古代衣装の展示と天平行列等の様子を映像で紹介	38,408名	■								
23	奈良時代を体験! 人面墨書土器で描こう	奈良時代の硯を使って墨をすり、筆で土器に描く体験。奈文研研究員による解説	18名	■								
24	周遊型謎解きアプリ「西ノ京に眠る謎」	薬師寺・唐招提寺・平城宮跡で体験できる謎解きゲームを実施	1,584名				■					
25	天平衣装体験	天平衣装を着て朱雀門ひろばで写真撮影を実施	66名	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
26	拓本づくりとかりうち遊び	古代の瓦による「拓本づくり」、古代のボードゲーム「かりうち」の体験	290名	■								
27	刀子づくり	奈良時代の貴族が身につけていた「刀子づくり」の体験	161名	■								
28	万葉衣装展ギャラリートーク	古代衣装の解説と歴史に関するトークイベント	73名	■								
29	【奈良のトビラ】王寺町講演会	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	65名								■	トークイベント
30	【奈良のトビラ】王寺町・空飛ぶ雪丸	王寺町のマスコットキャラクターとのふれあい	163名								■	トークイベント
31	【奈良のトビラ】王寺町VR体験	王寺町の歴史や魅力を体感できるVRを使用した映像体験	33名								■	体験学習
32	子供万葉衣装体験	子どもを対象とした古代衣装体験	21名	■								
33	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。5月は「クラフト」	38名					■				
34	平城宮跡いきものレンジャーみゅーじあむ	1年間の活動や調査結果、平城宮跡の生き物をテーマにした作品等の展示	50,248名					■				
35	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	7名			■						
36	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。5月は「太安萬侶の邸宅と奈良時代のヒツジ」	136名	■								
37	大極門の木材を使ったカーネーションづくり	母の日にあわせて大極門建築木材を使ったカーネーションづくり	35名								■	クラフト
38	復原画ワークショップ	デッサンや復元画の基礎を学ぶ全3回の講座。講師は考古イラストレーター	10名	■								
39	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	3名								■	ピクニック
40	ボタニカルアート教室(初級ステップアップ編)	初心者を対象とした植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	14名					■				
41	ボタニカルアート教室(中級編)	中級者を対象とした本格的な植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	19名					■				
42	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	22名								■	写真撮影講座
43	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	7名			■						
44	【奈良のトビラ】奈良を語る会	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	20名								■	トークイベント
45	宮跡ピクニック	古代スイーツをテーマにしたトークと試食を楽しみながらのピクニックイベント	18名								■	ピクニック
46	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。5月は「水路のいきもの」	30名					■				
47	ちびっこリダーストレートダッシュ選手権	奈良クラブ協力による子どもを対象としたランニングバイクの競技大会	180名		■							
48	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	31名								■	写真撮影講座
49	奈良マラソンロゲイニング2024	朱雀門ひろばをスタート・ゴールにしたロゲイニング大会	154名			■						
50	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■						
51	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。6月のテーマは「平城京北辺坊をめぐる新発見」	141名	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他		
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
52	復元画ワークショップ	デッサンや復元画の基礎を学ぶ全3回の講座。講師は考古イラストレーター	12名	■								
53	【奈良のトビラ】大極門と元明天皇と削氷ビュッフェ	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	25名	■								
54	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	20名							■	写真撮影講座	
55	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	7名			■						
56	ロータスロード展示	奈良市観光協会・西ノ京4ヶ寺共催の『ロータスロード』に関する写真等展示	28,486名				■					
57	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	30名							■	写真撮影講座	
58	ボタニカルアートの手法でハスを描く(なぞりハス)	ハスを題材として下絵付きの画紙に着色しながら楽しむ植物画体験	4名					■				
59	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	5名			■						
60	大文字送り火ポスター展示	奈良市観光協会が行う大文字送り火のポスター応募作品の展示	15,578名				■					
61	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。7月のテーマは「富雄丸山古墳と佐紀の王陵」	167名	■								
62	人形展『万葉挽歌』	神話に登場する人物や歴史上の人物を題材に制作された人形の展示	22,570名							■	アート展示	
63	みあと★フリー夏の特別企画	子どもを対象とした紙芝居や遊びの体験イベント	14名		■							
64	ボタニカルアートの手法でハスを描く(写しハス)	ハスを題材として葉の条線や葉脈を模写しながら体験するボタニカルアート	14名					■				
65	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	17名							■	写真撮影講座	
66	【奈良の薬草のトビラ】「キハダの皮むき体験」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	18名					■				
67	【奈良の薬草のトビラ】「お風呂ハーブづくり」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	8名					■				
68	【奈良の薬草のトビラ】「塗香づくり」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	2名					■				
69	【奈良の薬草のトビラ】「アロマスプレーづくり」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	1名			■						
70	【奈良の薬草のトビラ】「ハンドマッサージ・ヘッドマッサージ」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	17名			■						
71	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。7月は「ツバメのねぐら入り」	38名					■				
72	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■						
73	拓本づくりとかりうち遊び	古代の瓦による「拓本づくり」、古代のボードゲーム「かりうち」の体験	56名	■								
74	刀子づくり	奈良時代の貴族が身に着けていた「刀子づくり」の体験	28名	■								
75	万葉挽歌トークイベント	人形のモデルとなった歴史上の人物や歴史的背景、出来事についての解説	40名	■								
76	和裁にチャレンジ!	手縫いでつくる和裁の体験。オリジナルのサコッシュづくり	7名							■	クラフト	
77	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	25名							■	写真撮影講座	

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
78	ツバメのねぐら入り観察会	約6万羽のツバメのねぐら入りの観察と野鳥の専門家による解説	49名					■				
79	葉っぱでアート	葉っぱを使った魚や植物などのアート作品の展示	13,004名					■				
80	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。8月は「バッタ」	20名					■				
81	ストローで壁掛けをつくろう	ストローを使った壁掛けづくりの体験	15名							■	クラフト	
82	万葉挽歌ギャラリートーク	人形作家によるガイド	2名							■	トークイベント	
83	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■						
84	万葉挽歌ギャラリートーク	人形作家によるガイド	30名							■	トークイベント	
85	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。8月のテーマは「『古事記』における風と雲」	129名	■								
86	ツバメのねぐら入り観察会	約6万羽のツバメのねぐら入りの観察と野鳥の専門家による解説	60名					■				
87	kid's考古学新聞コンクール展示	全国の小学生が考古学や歴史をテーマに作成した新聞の展示(コンクール入賞作品)	15,052名	■								
88	木簡に書いてみよう!	奈良筆と奈良墨を使用し大極門建築発生材に絵や文字を書いて木簡づくりを体験	9名	■								
89	万葉挽歌ギャラリートーク	人形作家によるガイド	6名							■	トークイベント	
90	ツバメクラフトづくり	毛糸でツバメのヒナづくりとツバメの折り紙を楽しむクラフトイベント	134名							■	クラフト	
91	折紙で目力をつけよう	図形を切り抜き折った作品が立体に見えるなど子どもの理数脳を育む体験	83名		■							
92	万葉挽歌ギャラリートーク	人形作家によるガイド	89名							■	トークイベント	
93	万葉挽歌トークイベント	人形がきっかけとなった「小さな出会いが結ぶ大きな物語」をテーマにした講演会	171名							■	トークイベント	
94	平城京まつり	盆踊りや縁日、出店を楽しむ夏の夜のお祭り」で賑わいを創出	15,500名				■					
95	【奈良のお茶のトビラ】「トークイベント」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	60名							■	トークイベント	
96	【奈良の薬草のトビラ】「和紅茶ワークショップ」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	13名							■	食文化体験	
97	葉っぱで魚釣り	『葉っぱでアート』展示イベントの関連ワークショップ	26名		■							
98	はじめてのボタニカルアート教室	植物を正しく描くボタニカルアートの教室。講師は日本植物画倶楽部会員	11名					■				
99	デジタル写真倶楽部	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	17名							■	写真撮影講座	
100	万葉挽歌ギャラリートーク	人形作家によるガイド	15名							■	トークイベント	
101	万葉挽歌ギャラリートーク	人形作家によるガイド	17名							■	トークイベント	
102	パステルアート	色粉を使って画用紙にカラフルな絵を描くアート体験	29名		■							
103	カヤネズミのポシェットづくり	平城宮跡で暮らすカヤネズミをモチーフにしたポシェットづくり	17名							■	クラフト	

No.	行事名	概要	参加者数	分野						その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容
104	万葉挽歌ギャラリートーク	人形作家によるガイド	12名								■ トークイベント
105	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■					
106	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。8月は「水路のいきもの」	0名					■			
107	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	29名							■	写真撮影講座
108	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。8月は「バッタ」	36名					■			
109	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■					
110	淀川河川公園フォトコンテスト入賞作品展	淀川河川公園フォトコンテストの入賞作品の展示（淀川では飛鳥・平城の作品展示）	34,137名							■	写真展
111	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。9月は「井出寺と古代の都」	147名	■							
112	なら奈良まつり	ステージイベント、キッズ体験コーナー、フードブースなどの地域の賑わいイベント	19,000名				■				
113	【奈良の醤油のトビラ】「トークイベント」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	25名							■	トークイベント
114	【奈良の醤油のトビラ】「あじみ会」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	17名							■	食文化体験
115	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	17名							■	写真撮影講座
116	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	10名			■					
117	奈良マラソンRUNプロジェクト スロージョギング&ヨガ(共催)	スロージョギングとヨガを体験する健康増進イベント	42名			■					
118	みあとふれあいまつり(勾玉・かりうち)	都跡小学校で開催される地域イベントへの出張体験プログラム	151名				■				
119	企画展『平城京の町なかのお役所』	大学寮と鑄銭司をテーマにした展示	59,399名	■							
120	まほろば飛鳥・あおによし平城LINE クイズラリー	飛鳥と平城宮跡で開催するデジタルクイズラリー	309名	■							
121	【平城のとよほき】吉祥天女のかんざし彩色体験	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	14名							■	クラフト
122	【奈良のトビラ】だるころ体験会	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	110名			■					
123	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	27名							■	写真撮影講座
124	【平城のとよほき】俳組 朗読劇 朱雀門の蜃蜃	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	76名	■							
125	【平城のとよほき】刀子づくりワークショップ	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	84名	■							
126	【平城のとよほき】バーチャル槍砲体験	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	140名	■							
127	【平城のとよほき】騎づくりワークショップ	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	20名	■							
128	『平城京の町なかのお役所』講演会	大学寮や鑄銭司等の奈良時代の役所に関する講演会	68名	■							
129	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。10月は「チョウ」	48名					■			

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
130	写真と和遊字の展示	写真や「図形」、「和遊字」の作品展示	16,678名								■	アート展示
131	「図形」や「和遊字」で遊んでみよう	「図形」、「和遊字」を使った体験や作品づくり	464名		■							
132	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■						
133	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	7名								■	ピクニック
134	秋の昆虫観察会	平城宮跡に生息する昆虫の観察会。講師は昆虫生態写真家	20名					■				
135	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。10月のテーマは「正倉院宝物の材料とその国際性」	132名	■								
136	週末体験プログラムスペシャル	週末体験プログラムのメニューを一堂に体験できるイベント	111名	■								
137	屋外アート展示『おぎの美術館』	貴重な植物資源である「オギ」をテーマに自然一体型のアート空間を創造	31,905名					■				
138	和裁にチャレンジ！	古くから受け継がれてきた「おいね」を和裁でつくります。	8名								■	クラフト
139	拓本づくりとかりうち遊び	古代の瓦による「拓本づくり」、古代のボードゲーム「かりうち」の体験	70名	■								
140	刀子づくり	奈良時代の貴族が身に着けていた「刀子づくり」の体験	36名	■								
141	みやこのあと・まち歩きガイドツアー	平城宮跡から宮跡庭園までのまち歩きガイド。宮跡庭園では「曲水の宴」を再現し披露	21名	■								
142	【奈良のトビラ】正倉院展PR展示	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	20,603名				■					
143	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	7名			■						
144	秋の植物観察会	平城宮跡に咲く春の野花の観察会。講師は奈良県希少野生動物保護専門委員	15名					■				
145	シャボン玉で遊ぼう	いざない館前の芝生広場にてシャボン玉を楽しむ体験イベント	195名		■							
146	ボタニカルアート教室(初級ステップアップ編)	初心者を対象とした植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	15名					■				
147	「平城宮跡探検隊」どんぐりひろい	公園内のどんぐりを拾い集め、奈良公園の鹿へプレゼントするイベント	110名				■					
148	ボタニカルアート教室(中級編)	中級者を対象とした本格的な植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	11名					■				
149	赤米献上隊	養父市八鹿小学校の生徒により平城宮への赤米献上儀式を再現	46名	■								
150	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	16名								■	写真撮影講座
151	平城宮跡に跳べ！超絶縄跳びパフォーマンス	プロなわとびプレイヤーを講師に迎え、朱雀門ひろばで縄跳び教室を開催	20名			■						
152	【奈良のトビラ】奈良の漆のトビラ	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	25名								■	トークイベント
153	かりうち大会・市の再現	いざない館前でのかりうち大会や当時の「市」を再現したイベントを開催	327名	■								
154	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	5名			■						
155	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。11月のテーマは「やまとの方言」	103名	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
156	シャボン玉で遊ぼう	いざない館前の芝生広場にてシャボン玉を楽しむ体験イベント	206名		■							
157	奈良市内大学合同文化祭(平城半神話体系)	奈良市内の大学生が企画・運営するイベント。「平城半神話体系」をテーマにアート、ワークショップ、パフォーマンスを披露	1,951名				■					
158	雅楽・弓道体験	大極門を背景に雅楽の披露と弓道体験を実施	110名							■	演奏・体験	
159	秋の昆虫観察会	平城宮跡に生息する昆虫の観察会。講師は昆虫生態写真家	21名					■				
160	ボタニカルアート教室(初級ステップアップ編)	初心者を対象とした植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	12名					■				
161	みやこのあと地図部	公園の楽しみ方を見つけ、地図に落とし込み、公園ファンを増やしていく活動	3名							■	ピクニック	
162	どんぐりひろい大会	公園内のどんぐりを拾い集め、奈良公園の鹿へプレゼントするイベント	191名				■					
163	ボタニカルアート教室(中級編)	中級者を対象とした本格的な植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	18名					■				
164	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	16名							■	写真撮影講座	
165	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	5名			■						
166	奈良・文化財の楽しみ方講座	奈良文化財研究所職員による「古都奈良の文化財」に関する講演	39名	■								
167	クローバーを探せ	クローバーを使ったオリジナルのしおりづくり	26名					■				
168	クローバーを探せ	クローバーを使ったオリジナルのしおりづくり	73名					■				
169	ナイト★サイト★ミュージアム	平城宮跡のナイトツアーや大極門での演奏会、大住隼人舞の披露など	248名	■								
170	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。11月は「どんぐり」	58名					■				
171	ボタニカルアート教室(初級ステップアップ編)	初心者を対象とした植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	16名					■				
172	ボタニカルアート教室(中級編)	中級者を対象とした本格的な植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	15名					■				
173	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	6名			■						
174	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	20名							■	写真撮影講座	
175	わいず倶楽部クリーン活動	セイタカアワダチソウの抜き取り体験	47名					■				
176	植物画展	ボタニカルアート教室の講師・参加者による作品展示	26,489名					■				
177	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。12月は「飛鳥地方と国営飛鳥歴史公園」	90名	■								
178	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。12月は「冬のチョウ」	49名					■				
179	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	13名							■	写真撮影講座	
180	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	6名			■						
181	ちびっこ達の万葉衣装展	奈良時代のファッションを楽しく学ぶ、子どもサイズの古代衣装の展示	28,338名	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野							その他	
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	内容	
182	【奈良のトビラ】奈良の斑鳩のトビラ講演会	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	36名	■								
183	【奈良のトビラ】奈良の斑鳩のトビラ飛鳥時代の衣装体験	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	25名	■								
184	奈良古代歴史塾	「国営歴史公園のこれから」と「平城京住まいと暮らし」の2つの講演会	36名	■								
185	大極門のカンナ屑を伝えるワークショップ	大極門工事発生材を活用したクリスマスリースやブローチ、リボンの制作体験	16名							■	クラフト	
186	冬鳥たちの小さな写真展	冬の野鳥の写真とバードカービングの展示	27,030名					■				
187	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	12名							■	写真撮影講座	
188	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。1月のテーマは「水鳥」	48名					■				
189	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■						
190	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。1月は「邪馬台国論争の中の纏向」	177名	■								
191	「和遊字」で書き初めをしよう！	奈良筆や奈良墨を使った「和遊字」による書き初め体験	4名							■	伝統文化体験	
192	苔テラリウム	苔と石を使って小さなガラス容器の中にオリジナルのテラリウムを制作	13名							■	クラフト	
193	植物画展講演会	英国キュー王立植物園ボタニカルアーティストによる講演	76名							■	トークイベント	
194	ボタニカルアート教室(初級ステップアップ編)	初心者を対象とした植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	18名					■				
195	【奈良のトビラ】奈良の川上村のトビラ講演会「御朝拝式」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	45名	■								
196	【奈良のトビラ】奈良の川上村のトビラ講演会「村の楽しみ方」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	17名							■	トークイベント	
197	【奈良のトビラ】奈良の川上村のトビラ「木工ワークショップ」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	4名							■	クラフト	
198	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	10名							■	写真撮影講座	
199	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	7名			■						
200	みあと★フリー特別企画	奈良市社会福祉協議会共催の子ども向けのレクリエーション体験	14名		■							
201	みあと★フリー都跡塾	講談・落語の披露	100名				■					
202	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	18名							■	写真撮影講座	
203	水鳥探鳥会	日本野鳥の会奈良支部によるカモ類などの水鳥の観察会	33名					■				
204	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。2月は「クラフト」	30名					■				
205	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■						
206	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。2月のテーマは「平城宮と聖武天皇の即位・大嘗祭」	162名	■								
207	和裁にチャレンジ！	和裁を体験するワークショップ。「おいね」や「桜の花袋」を制作	6名							■	クラフト	

No.	行事名	概要	参加者数	分野								
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他		
										⑦	内容	
208	平城宮跡のオギを刈ろう！	かやぶき屋根などに使われている一年草・オギの刈り取り体験	24名					■				
209	【奈良のトビラ】奈良のさくらのトビラ 講演会「聖林寺特別講和」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	26名	■								
210	【奈良のトビラ】奈良のさくらのトビラ 講演会「市の名所紹介」	奈良県の市町村や地域、神社仏閣等の魅力を伝えるトークイベントやワークショップを毎月実施	20名							■	トークイベント	
211	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。2月は「ヨシの刈り取り」	12名					■				
212	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	13名							■	写真撮影講座	
213	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	8名			■						
214	ボタニカルアート教室(初級ステップアップ編)	初心者を対象とした植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	11名					■				
215	ボタニカルアート教室(中級編)	中級者を対象とした本格的な植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	11名					■				
216	鑄造体験スペシャルデー	「富本銭」、「和同開珎」、朱雀門の「鷄尾」の鑄造を体験	79名	■								
217	Instagramフォトコンテスト受賞作品展	国営飛鳥歴史公園・平城宮跡歴史公園 Instagramフォトコンテスト入賞作品展	7,157名							■	写真展	
218	写真撮影講座	平城宮跡の風景を撮影しながら写真撮影技術を磨く。講師はフォトインストラクター	21名							■	写真撮影講座	
219	写真撮影倶楽部作品展	写真撮影講座参加者等による作品展示	8,936名							■	写真展	
220	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	12名			■						
221	平城京歴史講座	毎月開催している歴史講座。3月は「法隆寺建造物の昭和の大修理と古材」	147名	■								
222	世界遺産古都奈良の文化財旅するパネル展	古都奈良の文化財を構成する8つの資産の魅力と見どころをパネルで紹介	14,139名	■								
223	奈良マラソンマラニック	公園と周辺地域をコースとしたピクニック感覚で走る「マラニック」の体験	81名			■						
224	平城宮跡いきものレンジャー	毎月テーマを変えて実施している自然体験イベント。3月は「クラフト」	26名					■				
225	デジタル写真講座	写真撮影講座の一環として、デジタル写真の現像・加工技術を学ぶ講座を開催	25名							■	写真撮影講座	
226	カラダとココロを整えるヨーガ	月2回のヨーガ教室。講師は「ならヨーガリトリート」「奈良楽健法研究会」主宰者	6名			■						
227	やさしいヨーガ哲学と和の暦	ヨーガに関する講話と体験	12名			■						
228	プロ縄跳びプレイヤーと平城宮跡に跳べ！	プロなわとびプレイヤーを講師に、朱雀門ひろばで縄跳び教室を開催	280名			■						
229	【平城のとよほき】講演会 引っ越しした寺 薬師寺	古代にまつわるテーマで講演会やワークショップなどを開催します。	39名	■								
230	【平城のとよほき】観客参加型ミステリー劇	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	33名	■								
231	【平城のとよほき】碧地金銀絵箱ワークショップ	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	15名	■								
232	【平城のとよほき】鹿と木マルシェ	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	64名							■	クラフト	
233	【平城のとよほき】女舞～玉樹後庭花～	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	200名	■								

No.	行事名	概要	参加者数	分野									
				①	②	③	④	⑤	⑥	その他			
										⑦	内容		
234	【平城のとよほき】バーチャル槍砲体験	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	45名	■									
235	【平城のとよほき】衣装体験&撮影	奈良時代に関するテーマでトークイベントやワークショップ等を開催	7名	■									
236	和裁にチャレンジ!	奈良で古くから受け継がれてきた「おいね」を手縫いでつくる教室	5名								■	クラフト	
237	ボタニカルアート教室(初級ステップアップ編)	初心者を対象とした植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	10名					■					
238	ボタニカルアート教室(中級編)	中級者を対象とした本格的な植物画教室。講師は英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト	13名					■					
239	春の昆虫観察会	平城宮跡に生息する昆虫の観察会。講師は昆虫生態写真家	18名					■					
240	週末体験プログラム 4月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	80名	■									
241	週末体験プログラム 5月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	57名	■									
242	週末体験プログラム 6月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	48名	■									
243	週末体験プログラム 7月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	64名	■									
244	週末体験プログラム 8月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	28名	■									
245	週末体験プログラム 9月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	157名	■									
246	週末体験プログラム 10月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	11名	■									
247	週末体験プログラム 11月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	49名	■									
248	週末体験プログラム 12月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	31名	■									
249	週末体験プログラム 1月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	45名	■									
250	週末体験プログラム 2月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	48名	■									
251	週末体験プログラム 3月	筆でえがこう、古代アクセサリーづくり(勾玉・木簡)など4種の体験プログラム	42名	■									
計			619,711	70	9	33	12	55	1	71			

精算報告書（令和4年度 4月～1月）

（単位：円）

経費区分	予定経費 (A)	精算額 (B)	過不足額 (A) - (B)	備考
本業務全体のマネジメント 及び企画立案	275,505,000	265,743,578	9,761,422	
施設・設備維持修繕	35,290,000	42,277,111	▲ 6,987,111	
植物管理工	45,746,000	48,520,311	▲ 2,774,311	
小計	356,541,000	356,541,000	0	
一般管理費	34,087,000	34,087,000	0	
消費税	39,062,800	39,062,800	0	
合計	429,690,800	429,690,800	0	

精算報告書（令和4年度 2月・3月）

（単位：円）

経費区分	予定経費 (A)	精算額 (B)	過不足額 (A) - (B)	備考
本業務全体のマネジメント 及び企画立案	50,325,000	48,712,500	1,612,500	
施設・設備維持修繕	6,206,000	7,419,054	▲ 1,213,054	
植 物 管 理 工	3,280,000	3,679,446	▲ 399,446	
小 計	59,811,000	59,811,000	0	
一 般 管 理 費	5,799,000	5,799,000	0	
消 費 税	6,561,000	6,561,000	0	
合 計	72,171,000	72,171,000	0	

精算報告書（令和5年度）

（単位：円）

経費区分	予定経費 (A)	精算額 (B)	過不足額 (A) - (B)	備考
本業務全体のマネジメント 及び企画立案	309,637,000	300,775,989	8,861,011	
施設・設備維持修繕	55,934,000	63,164,597	▲ 7,230,597	
植物管理工	73,366,000	74,996,414	▲ 1,630,414	
小計	438,937,000	438,937,000	0	
一般管理費	42,613,000	42,613,000	0	
消費税	48,155,000	48,155,000	0	
合計	529,705,000	529,705,000	0	

精算報告書（令和6年度）

（単位：円）

経費区分	予定経費 (A)	精算額 (B)	過不足額 (A) - (B)	備考
本業務全体のマネジメント 及び企画立案	332,726,259	320,530,015	12,196,244	
施設・設備維持修繕	47,738,862	55,901,593	▲ 8,162,731	
植 物 管 理 工	75,361,243	79,394,756	▲ 4,033,513	
小 計	455,826,364	455,826,364	▲ 0	
一 般 管 理 費	44,303,636	44,303,636	0	
消 費 税	50,013,000	50,013,000	0	
合 計	550,143,000	550,143,000	▲ 0	

No.	リリース日	記者発表内容
1	4月19日	『里山あそび広場 2022 春』 を開催いたします
2	5月16日	国宝古墳壁画公開記念イベントを開催 します
3	5月25日	ササユリ開花情報 ～昨年より1週間ほど早く一番花 が 開花 しました～
4	6月8日	ペニバナ染色体験・お田植えまつりを開催 します
5	6月29日	「染める」をテーマにイベントを開催 します
6	7月19日	インスタグラム企画を開催 します
7	7月28日	甘樫丘地区ウバユリが見頃です
8	8月16日	思ひ草（ナンバンギセル）が咲き始めました
9	8月23日	苔テラリウムを作るイベントを初開催 します
10	9月1日	国営飛鳥歴史公園Instagramアカウントの偽アカウントにご注意ください！
11	10月7日	飛鳥★星まつり2022を開催 します！
12	11月1日	世界遺産登録応援 スタンプラリーを開催 します
13	11月7日	飛鳥里山あそび広場2022秋を開催 します
14	11月9日	明日香村で秋を感じられます
15	11月22日	第8回飛鳥絵はがきコンテストを開催 します
16	11月30日	羊毛フェルトの作品作りワークショップを初開催 します
17	12月5日	「古墳ケーキdeクリスマス」を開催 します
18	1月5日	「四神の館 文化財講座」を開催 します
19	1月5日	「冬の自然に親しみ愉しむ 焚火と焚火メシ」を初開催
20	1月12日	市民イベント 第七回 星空観望会を開催 します
21	2月1日	キトラ古墳壁画発見40年『天文図』星宿早見箱が完成しました
22	2月16日	『万葉植物画展～アートと万葉歌の出会い～』展示会を開催 します
23	2月22日	『恋する飛鳥2023春』を開催 いたします
24	3月20日	ママルーシェアウトドアフェスタ『石舞台春キャン2023』を開催 します
25	3月27日	桜が見頃を迎えます

□令和5年度 記者発表件数一覧（飛鳥区域）

No.	リリース日	記者発表内容
1	4月3日	春のイベント開催します
2	4月18日	里山あそび広場2023春を開催します
3	5月12日	国宝壁画公開記念イベントを開催します
4	5月29日	甘樫丘でササユリが開花しました。「ササユリツアー」を開催します
5	5月29日	グリーンウッドワーク&焚火を開催します
6	6月6日	ペニバナ染色体験・お田植まつりを開催します。
7	6月6日	国蝶 オオムラサキのふれあい会を開催します。公園ボランティアと明日香幼稚園の交流
8	6月29日	公園ボランティア活動「万葉歌碑巡～万葉びとの想ひをたどる～」開催
9	7月4日	夏の生き物イベント1（昆虫トラップ&いきものハウス）
10	7月7日	LINE運用開始しました。
11	7月12日	第30回飛鳥スケッチコンクール開催！
12	7月28日	甘樫丘地区ウバユリが見頃を迎えています。
13	8月3日	夏のイベント2（セミの抜け殻&飛鳥の昔話&水辺トラップ）
14	9月1日	ナンバンギセル開花情報
15	9月11日	古代稲を愛でる会
16	9月13日	国営飛鳥歴史公園を彩る秋の植物
17	9月19日	飛鳥・平城 インスタフォトコン
18	9月28日	飛鳥★星まつり
19	10月3日	飛鳥コスモロジー/訂正版
20	10月23日	世界遺産登録応援スタンプラリー
21	11月8日	里山あそび広場2023秋
22	11月13日	山中先生 植物画ワークショップ
23	11月20日	飛鳥コスモロジー開催中！
24	12月12日	クリスマスDE古墳ケーキ
25	12月28日	「冬の自然に親しみ愉しむ 焚火と焚火メン」を開催します！
26	3月7日	「アウトドアフェスタ2024」を開催します。
27	3月13日	「恋する飛鳥2024春」を開催します。

□令和6年度 記者発表件数一覧（飛鳥区域）

No.	リリース日	記者発表内容
1	4月3日	春のイベント開催します
2	4月15日	里山の春を満喫
3	4月22日	4月27日、飛鳥里山ようちえん始まります
4	4月24日	里山あそび広場2024春を開催します
5	5月2日	国宝壁画公開記念イベントを開催します
6	5月8日	野の花めぐり、チェーンソーアートを開催
7	5月17日	ササユリツアー見学ツアーを開催します
8	5月24日	ペニバナ染め、万葉歌碑めぐりイベント参加者募集中！
9	5月28日	小さな飛鳥をつくる苔テラリウムイベントを開催します。
10	6月7日	キトラ田植えまつりを開催します
11	6月11日	サイクリング×料理体験を開催します。
12	6月18日	陶芸体験マグカップづくりを開催します
13	7月5日	～里山の昆虫博士になれるかも！？～ 夏休みイベントを開催します！
14	7月18日	開園50周年記念イベント情報【第一弾】 『推し飛鳥人総選挙』始まります！
15	7月25日	国宝壁画公開記念イベントを開催します。
16	8月22日	『古代稲を愛でる会』を開催します！
17	8月30日	開園50周年記念イベント情報 『推し飛鳥人総選挙』中間結果！
18	9月19日	里山あそび広場2023秋
19	9月25日	飛鳥★星まつり
20	10月9日	国営飛鳥歴史公園・平城宮跡歴史公園をめぐる！ LINEでクイズラリー開催
21	10月24日	祝!「飛鳥・藤原の宮都」世界遺産国内推薦候補！ 飛鳥・藤原 歴史探訪スタンプラリーを開催します。
22	10月24日	国営飛鳥歴史公園 開園50周年記念イベント開催
23	11月15日	🍴 料理体験イベント開催します 🍴
24	11月21日	開園50周年記念企画展 飛鳥・百済のつながり
25	11月27日	12月イベント参加者募集
26	12月3日	12月開催イベント情報 （苔テラリウム・赤彩土器づくり野焼き）
27	12月10日	開園50周年記念イベント情報 『推し飛鳥人総選挙』投票結果発表
28	1月15日	「冬の自然に親しみ愉しむ 焚火と焚火メシ」を開催します！
29	1月15日	国宝壁画公開記念イベントを開催します。
30	2月4日	第31期飛鳥里山クラブ養成講座生募集
31	3月3日	開園50周年記念イベント情報 『持統天皇ゆかりの地ツアー』同行取材募集

□令和4年度 記者発表件数一覧（平城宮跡区域）

No.	リリース日	記者発表内容
1	4月12日	平城宮跡歴史公園 × 奈良女子大学 『いちせかプロジェクト～いちばんみじかな世界遺産 平城宮跡』
2	5月2日	奈良女子大学との共同研究 平城宮跡アオハルプロジェクト 『AOHARU site』 × 『天平祭』 音楽 イベント 開催
3	5月2日	奈良時代を体験できるイベント「人面墨書土器を描こう！」を初めて開催します
4	5月30日	ここは、都があった場所。ぶらり、歴史のまち歩き。 「みやこのあと・まち歩きマップ～宮跡西編～」が完成しました
5	5月30日	未来の考古学者？全国小学生の力作 31 点を展示 『第2回 kid's 考古学新聞コンクール 全国巡回展』を開催します
6	6月3日	平城宮跡で 青春アオハルを 平城宮跡アオハルプロジェクト 『AOHARU site』 × 『ムジークフェストなら』 音楽 イベント 開催
7	6月24日	飛鳥・藤原・平城の都を生きた美貌の 女帝『元正天皇展氷高内親王編』を開催します
8	7月1日	平城宮跡史跡指定100周年の夏！『平城宮跡の夏』 イベント を開催します
9	7月12日	紙とナイフで生み出す、精緻で優美な世界『石賀直之 切り絵展 想影季の風、古に舞う～』を開催
10	7月21日	奈良女子大学× 平城宮跡 歴史公園『平城宮跡アオハルプロジェクト 研究発表会』開催
11	7月21日	万葉衣裳からたどる日本古代最大の内乱 企画展『衣装でみる、壬申の乱』開催中
12	7月22日	京都産業大学生命科学部×平城宮跡歴史公園【第2弾】 「歴史」と「生命科学」の視点から制作したドラマ 完成披露会開催
13	9月6日	飛鳥・藤原・平城を生きた女帝『元正天皇展全編』を開催します
14	9月6日	奈良女子大学生活環境学部 情報衣 環境学科×平城宮跡歴史公園 平城宮跡史跡指定 100 周年記念展示「BAN 幡 織り込まれていく時間の中で。」
15	9月6日	平城宮跡史跡指定100周年の 秋 『平城宮跡の秋』 イベントを開催します
16	10月4日	奈良を祝う3日間 第3回『平城のとよほき』を開催します
17	10月17日	奈良女子大学との共同研究 平城宮跡アオハルプロジェクト「おぎの美術館」がオープンします
18	10月27日	平城宮跡歴史公園 × 奈良女子大学『いちせかプロジェクト』第二期が始動します！
19	11月28日	平城宮跡史跡指定100周年の 冬 『平城宮跡の冬』 イベントを開催します
20	12月2日	おかげさまで、まもなく累計入館者数100万人の節目を迎えます 「平城宮いざない館ご来館100万人記念セレモニー」開催のご案内
21	12月6日	平城宮いざない館 開館からの累計入館者数 おかげさまで『100万人達成！』
22	1月18日	平城宮いざない館・復原事業情報館・大極門 開館・開門時間変更のお知らせ
23	1月30日	奈良女子大学 × 平城宮跡歴史公園『おぎの美術館 研究発表会』を開催します
24	3月6日	平城宮跡歴史公園開園5周年 奈良時代を祝う2日間『平城のとよほき』を開催します
25	3月6日	平城宮跡歴史公園開園5周年の春 『平城宮跡の春』 イベントを開催します
26	3月14日	『平城宮跡いきものレンジャー 活動発表みゆ～じあむ』を開催します
27	3月20日	平城宮跡歴史公園が開園5周年を迎えました 「開園5周年記念特別展よろしく都邑を建つべし - 飛鳥・藤原・平城の宮都」を開催します

□令和5年度 記者発表件数一覧（平城宮跡区域）

No.	リリース日	記者発表内容
1	4月20日	平城宮跡歴史公園開園5周年の春！『四神大凧曳き揚げイベント』を開催します
2	6月14日	奈良・西ノ京ロータスロード『フォトコンテスト受賞作品展』を開催します
3	6月19日	平城宮跡歴史公園開園5周年の夏！『平城宮跡の夏』イベントを開催します
4	7月4日	令和5年度 平城宮いざない館 特別写真展 『平城宮跡・鳥の組曲～平城宮跡とその周辺に生きる鳥たちの物語～』
5	7月7日	飛鳥歴史公園・平城宮跡歴史公園 公式LINE はじめました
6	7月7日	kid's 考古学新聞コンクール2023 [全国巡回展] を開催します
7	7月26日	6万羽のツバメたちが今年も平城宮跡へ 平城宮跡夏の風物詩 『ツバメのねぐら入り』
8	8月10日	夜の平城宮 いざない館へ『平城宮あかりの夕べ』を開催します
9	9月1日	平城宮跡歴史公園開園5周年の秋！『平城宮跡の秋』イベントを開催します
10	9月1日	国営平城宮跡歴史公園で近距離モビリティWHILLの貸出サービス導入 秋の行楽期控え、シニアや家族3世代などの来場促進や滞在延伸に向けた移動環境を整備
11	9月19日	飛鳥歴史公園・平城宮跡歴史公園 コラボキャンペーン 第二弾 Instagram フォトコンテスト 開催
12	9月19日	英国キュー王立植物園ボタニカルアーティスト 山中麻須美氏によるコース別『ボタニカルアート』教室 を開催
13	10月3日	平城宮いざない館内で開催。奈良時代を祝い楽しむ2日間！『平城のとよほき』を開催します
14	10月3日	「淀川河川公園フォトコンテスト2022入賞作品展」を 10月7日から11月19日に開催します。
15	10月3日	秋の行楽！10/14(土)&15(日) 近距離モビリティで巡る平城宮跡ツアー開催
16	10月13日	奈良女子大学×平城宮跡歴史公園 平城宮跡アオハルプロジェクト 「おぎの美術館」が園内に期間限定オープン！
17	10月16日	【企画展】「飛鳥のモチーフ～葬りのカタチ～」を 10月27日～12月10日に平城宮いざない館で開催します。
18	11月1日	企画展「飛鳥のモチーフ～葬りのカタチ～」関連講演会 キトラ古墳の歴史的意義を発掘担当者が語ります
19	11月6日	京都産業大学生命科学部×平城宮跡歴史公園（第3弾）平城宮跡の魅力を古来より伝わる伝統色で「日本 酒カクテル」を表現 体験型イベント「平城彩酒物語」開催
20	11月14日	平城宮跡歴史公園開園5周年の秋！『平城宮跡の秋』イベントを開催します
21	1月10日	【企画展】「アフター発掘された日本列島2023展」を 1月20日～2月11日に平城宮いざない館で開催します。
22	1月10日	「平城宮跡歴史公園 Instagram フォトコンテスト 受賞作品展」 1月19日 2月29日 平城宮いざない館で
23	2月9日	茅葺き文化を次世代へつなぐ環境イベント「平城宮跡のオギを刈ろう」 2月12日 平城宮跡 歴史公園で開催
24	2月28日	「平城宮跡の春」イベントを開催します！
25	3月11日	奈良時代を祝い楽しむ2日間『平城のとよほき』を開催します！

□令和6年度 記者発表件数一覧（平城宮跡区域）

No.	リリース日	記者発表内容
1	4月9日	奈良時代最初の女帝『元明天皇展リターンズ』を開催します。
2	4月9日	奈良のトビラ常設店「朱雀門店」4月20日オープン&マンスリーイベントを展開
3	4月23日	平城宮跡のゴールデンウィーク 数々のイベントを開催します！
4	5月14日	『平城宮跡いきものレンジャー 活動発表みゅ〜じあむ』を開催しています
5	6月21日	平城宮跡歴史公園「平城宮跡の夏」イベントを開催します！
6	6月24日	特別仕様車「四神」シリーズで行く「奈良・飛鳥の国宝壁画めぐり」バスツアーについて
7	7月12日	令和6年度 夏期企画展『万葉挽歌 -人形からみる古の奈良-』
8	7月16日	6万羽のツバメたちが今年も平城宮跡に戻ってくる！平城宮跡 夏の風物詩『ツバメのねぐら入り』
9	7月16日	奈良のトビラ 7月のマンスリーイベント『奈良の薬草のトビラ』を開催します！
10	7月29日	奈良西ノ京周遊バスの運行&謎解きゲーム「西ノ京に眠る謎」
11	8月6日	Kid's 考古学新聞コンクール2024 [全国巡回展] を開催します！
12	8月13日	奈良のトビラ 8月のマンスリーイベント『奈良のお茶のトビラ』を開催します！
13	9月2日	平城宮跡歴史公園『平城宮跡の秋』イベントを開催します
14	9月2日	奈良のトビラ 9月のマンスリーイベント 「あじみ」と「醤油」の美味しい二本立て
15	9月18日	秋の平城宮跡を楽しむ2日間「平城ならのとよほき」を開催します 奈良時代の装身具づくりなど多彩な体験機会を提供
16	9月18日	【企画展】「平城京の町なかのお役所-大学寮と鑄銭司-」を 9月28日～11月24日に平城宮いざない館で開催します。
17	10月4日	「おぎの美術館」を開館します 10月16日12月1日 平城宮跡 アオハルプロジェクト
18	10月23日	縄跳び世界チャンピオンによる体験会を開催！ 11月2日 平城宮跡歴史公園 朱雀門ひろば
19	10月30日	奈良女子大学・国営平城宮跡歴史公園「おぎの美術館」が2024年度グッドデザイン賞を受賞！！
20	11月18日	平城宮跡歴史公園『平城宮跡の冬』イベントを開催します
21	11月21日	平城宮跡資料館秋期特別展関連イベント 「ナイト☆サイト☆ミュージアム-聖武天皇即位1300年をお祝いしよう！-」開催
22	12月9日	特別仕様車「四神」シリーズで行く「奈良・飛鳥の国宝壁画めぐり」バスツアー について
23	12月13日	奈良のトビラ 12月のマンスリーイベント「奈良の斑鳩のトビラ」法輪寺トークショーや衣装体験
24	12月16日	平城宮いざない館冬の企画展「平城宮跡歴史公園植物画展」2025年2月9日まで開催
25	12月20日	平城宮いざない館冬の企画展「子ども達の万葉衣装展」2025年2月24日まで
26	1月8日	奈良のトビラ 1月のマンスリーイベント「奈良の川上村のトビラ」 歴史とその魅力を発信。特産品の物販も
27	2月4日	奈良のトビラ 2月のマンスリーイベント「奈良のさくらのトビラ」 聖林寺住職の特別法話と桜井市の魅力を体験
28	2月21日	平城宮跡歴史公園『平城宮跡の春』イベントを開催します
29	3月10日	平城宮いざない館春の企画展「世界遺産 古都奈良の文化財 旅するパネル展」 2025年5月18日まで開催
30	3月10日	春の平城宮跡を楽しむ2日間「平城ならのとよほき」を開催します

公園利用者月別比較表

別紙18

【飛鳥区域・公園利用者数】

	R4年度	R5年度	R6年度
4月	81,450	76,231	94,807
5月	119,156	117,818	118,521
6月	46,726	49,079	54,176
7月	38,387	40,158	33,836
8月	48,182	40,922	44,736
9月	42,241	45,138	44,234
10月	78,567	75,781	78,956
11月	81,685	79,402	80,617
12月	37,648	32,777	40,123
1月	35,135	37,138	39,260
2月	43,479	38,990	33,551
3月	62,836	65,714	75,586
合計	715,492	699,148	738,403

【飛鳥歴史公園館 入館者数】

	R4年度	R5年度	R6年度
4月	6,989	5,182	5,406
5月	9,196	8,686	9,135
6月	3,614	3,597	3,615
7月	4,063	4,623	4,444
8月	4,470	3,539	4,366
9月	4,407	3,850	3,739
10月	6,659	5,387	6,831
11月	5,421	5,058	5,357
12月	2,966	2,507	3,199
1月	3,129	3,679	3,776
2月	3,616	3,202	2,892
3月	5,136	4,951	6,190
合計	59,666	54,261	58,950

【キトラ古墳四神の館 入館者数】

	R4年度	R5年度	R6年度
4月	9,096	9,197	10,319
5月	15,128	14,841	16,367
6月	9,281	10,075	10,776
7月	6,985	7,860	7,119
8月	10,716	8,682	11,219
9月	7,362	7,362	7,533
10月	13,984	13,244	14,454
11月	11,880	13,538	14,204
12月	4,567	4,626	6,117
1月	6,810	7,433	6,981
2月	10,765	9,329	7,796
3月	8,976	10,207	12,011
合計	115,550	116,394	124,896

【平城宮跡区域・公園利用者数】

	R4年度	R5年度	R6年度
4月	101,666	89,209	98,918
5月	167,746	158,356	148,358
6月	123,682	107,518	123,348
7月	78,419	78,538	75,717
8月	116,537	122,605	96,588
9月	44,911	87,198	113,251
10月	155,063	152,785	264,226
11月	127,642	128,178	139,379
12月	73,771	71,505	79,131
1月	71,620	94,335	79,644
2月	65,250	72,474	78,157
3月	85,329	85,546	90,436
合計	1,211,636	1,248,247	1,387,153

【平城宮いざない館 入館者数】

	R4年度	R5年度	R6年度
4月	18,839	17,126	18,492
5月	40,142	38,029	33,080
6月	23,527	23,156	27,549
7月	12,390	11,180	12,580
8月	19,564	23,460	15,104
9月	17,670	14,847	19,229
10月	31,643	32,962	35,817
11月	27,115	24,835	24,963
12月	11,505	10,556	12,053
1月	11,135	12,952	13,549
2月	10,763	11,042	12,526
3月	15,921	16,126	16,766
合計	240,214	236,271	241,708

【復原事業情報館 入館者数】

	R4年度	R5年度	R6年度
4月	3,095	1,639	3,008
5月	4,109	3,399	3,650
6月	1,297	1,521	2,122
7月	1,535	1,593	1,975
8月	2,009	1,927	2,239
9月	1,724	1,642	2,349
10月	2,716	2,639	3,204
11月	2,543	3,123	3,678
12月	1,416	1,606	1,747
1月	1,689	2,093	2,441
2月	1,862	1,887	1,911
3月	2,227	2,302	3,061
合計	26,222	25,371	31,385

市民参加による公園運営の取り組み

飛鳥里山クラブについて

○概要

飛鳥里山クラブは、飛鳥の里山が持つ自然に親しみながら、飛鳥の歴史と文化を学び、会員が自ら豊かな時を得るとともに、多くの人々にその魅力を伝え、さらには里山づくりという視点から飛鳥地方の活性化に貢献することを目的として国営飛鳥歴史公園内に平成7年4月設立。

年一回会員募集を行い、入会初年度には、専門家等を講師に、飛鳥の豊かな里山の自然や、歴史文化について年12回の講座を学習。一年間の講座を修了した後は、講座で学んだ知識や技術をより深く学び、また多くの人に伝えるための活動を行う。

令和6年度の会員数は修了生162名、養成講座生12名の計174名となっている。

○活動内容

<初年度養成講座>

令和6年度は12回開講され、飛鳥の里山の自然・文化・歴史・環境などさまざまなテーマについて専門家を招いて学習を行っている。

<サークル活動>

令和7年度は「園芸」、「クラフト」、「自然観察」、「文化」、「野外活動」、「野鳥」、「歴史」、「フォト」の8サークルに分かれ、それぞれに特化した内容の活動を行っている。

<里山づくり隊活動>

飛鳥里山クラブ委員全員が参加して、環境整備、植生調査、花修景計画との連携などを行っている。

<イベントリーダー活動>

公園が主催する歴史や自然体験型などさまざまなイベントにおいて、サークルや里山づくり隊といった単位で、一般の参加者への指導、案内などのイベント運営を行っている。

<イベントスタッフ活動>

本公園の主催する歴史や自然体験型などさまざまなイベントについて、講師の補助や安全管理などを行っている。

<その他>

知識、経験の向上を目指し、クラブ員の企画提案によりフォローアップ研修や、地元自治会、関係機関等からの要請による出張クラフト教室なども実施している。

「飛鳥里山クラブ」会 則

(名 称)

第1条 本会は、飛鳥里山クラブ(以下「本クラブ」という)と称する。

(目 的)

第2条 本クラブは、飛鳥里山の持つ自然に親しみながら、飛鳥の歴史と文化を学び、会員が自ら豊かな時を得るとともに、多くの人々にその魅力を啓発すること並びに里山作りという視点から飛鳥地方の活性化及び景観、自然環境、自然資産等の保全に貢献することを目的とする。

(活 動)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 飛鳥の里山づくり事業等の実施
- (2) 飛鳥の里山等に関する多分野にわたる学習の実施
- (3) 飛鳥の里山等に関連したイベントの実施と協力
- (4) 会報(里山クラブ通信)の発行
- (5) その他、目的を達成するために必要な活動及び社会貢献に資する活動等

(構 成)

第4条 本クラブは、国営飛鳥歴史公園が一般より公募し主催する、養成講座の受講生及び受講修了した者のうち登録した者(以下「会員」という)、並びに飛鳥管理センター職員をもって構成する。

- 2 前条に定める活動を行うため、本クラブ内に別に定める会員全員参加の「里山づくり隊」および、選択参加の「ボランティアサークル」を設置する。

(登 録)

第5条 本クラブへの登録は、別に定める会費等の納入及び同意書の提出をもって登録とする。

(総 会)

第6条 総会は、会長が年1回招集し、本クラブの活動報告、会計報告、活動計画及びその他関連事項の承認、議決を行う。

- 2 会長が必要と認めたとき、または会員の過半数から要請があった場合は臨時総会を開催する。
- 3 会長はボランティア活動推進会議の過半数から要請があった場合は臨時総会を開催する。
- 4 総会の議案は総会出席者の過半数の賛成により成立する。

(役員)

第7条 本クラブに次の役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 1名
- ③事務局長 1名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1)会長は、本クラブを代表し会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその会務を代行する。
- (3)副会長に事故あるときは、ボランティア活動推進会議構成員により代行者を互選する。ただし、長期に及ぶ場合は新たに副会長を公募する。”
- (4)事務局長は事務局業務を統括する。

(役員を選出及び任期)

第9条 会長は飛鳥管理センター長があたるものとする。任期は、人事異動等に因るものとする。

- 2 副会長は総会において会員から選出する。任期は、原則1年とする。
- 3 事務局長は、原則、飛鳥管理センター企画担当課長とする。任期は、人事異動に因るものとする。

(里山づくり隊長)

第10条 里山づくり隊長は1名とし、より里山づくり活動の活性化を図るために複数名の副隊長を置くことができる。

- 2 里山づくり隊長は里山づくり隊を代表して統括し、副隊長は隊長を補佐する。
- 3 里山づくり隊長及び副隊長は、会員の互選により選出する。

(ボランティアサークル長)

第11条 各ボランティアサークル長(以下、サークル長は)、サークル員の互選により選出する。

(検討委員)

第12条 検討委員は、総会において会員から原則 4 名を選出する。任期は原則2年とする。

(顧問)

第13条 本クラブの運営に必要な意見を徴するため国営飛鳥歴史公園管理者を顧問として置くことができる。

(ボランティア推進会議)

第14条 本クラブはその活動を円滑に推進するためボランティア活動推進会議を設置し、全活動の承認あるいは否認、また検討委員会で検討された事項を審議する。

- 2 本クラブに関する活動は、緊急の場合を除き、ボランティア活動推進会議に諮る。
- 3 議長は、副会長とする。
- 4 議長は、ボランティア活動推進会議を原則として月1回開催する。
- 5 ボランティア活動推進会議は役員、検討委員、里山づくり隊長、里山づくり副隊長、サークル長で構成し、前年度養成講座修了期代表及び議事に関係する事務局員が参加する。

(検討委員会)

- 第15条 本クラブに検討委員会を置き、クラブの運営及び活動の活性化等に関する事項について検討する。
- 2 議長は、副会長とする。
 - 3 議長は、検討委員会を原則として月1回開催する。
 - 4 検討委員会は、役員、里山づくり隊長、検討委員で構成し、議事に関わる事務局員が参加する。
 - 5 検討委員会において検討された内容は、ボランティア活動推進会議に付議するものとする。

(会 計)

- 第 16条 本クラブの会計に関する事務は事務局が行う。
- 2 本クラブの会計事務はすべて収入、支出について修了生と受講生に区分し会計帳簿に記載する。
 - 3 決算は、検討委員の内、先任もしくは修了期の早い2名による監査を受けた上で、総会に報告し議決を得るものとする。

(事務局)

- 第17条 本クラブは、事務局を飛鳥管理センターに置く。

- 付則 この会則は、平成7年4月13日から施行する。
- 付則 この会則は、平成13年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成15年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成16年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 21 年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 23 年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 25 年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 28 年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 29 年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、平成 30 年4月1日から施行する。
- 付則 この会則は、令和5年4月1日から施行する。

市民参加活動一覧(飛鳥区域)

活動名	概要	R4			R5			R6		
		登録人数	年間活動回数	年間延べ活動者数	登録人数	年間活動回数	年間延べ活動者数	登録人数	年間活動回数	年間延べ活動者数
飛鳥里山クラブ 初年度養成講座	里山管理作業をはじめ歴史、文化、自然などの講座はもちろん、一般イベントへのリーダー・スタッフなど、公園管理運営サポーターの人材養成講座を行う。	11	10	120	11	11	121	12	12	137
飛鳥里山クラブ 修了生全体活動	初年度講座を終え、里山作業などの公園管理の他、歴史やクラフトにちなんだ一般イベント時の講師補助の役目であるリーダースタッフとして参加。また、クラブ内に歴史や花などのテーマ別のサークル単位の活動、地域連携として地元の催事への協力参加・出展などの活動を行っている。	185	35	150	175	79	1,152	162	81	1,024
飛鳥里山クラブ 園芸サークル	ササユリを始めとした希少な植物の保護育成を行うほかに、他のサークル同様イベント等で来園者に植物育成の方法等のレクチャーなども行う。また、育てたクヌギの苗を甘樫丘に移植するなど、里山づくりと関連させた活動も行なっている。	27	15	192	30	14	229	27	16	239
飛鳥里山クラブ クラフトサークル	大型イベント時や、担当する個々のイベント等でクラフト教室を開催するほかに、他のクラブ員の協力を得て出張クラフト講座を行う。	34	15	268	34	15	242	28	19	276
飛鳥里山クラブ 自然観察サークル	植物の観察・調査をし、野草をめぐるハイキングイベントなどのリーダースタッフとしても活動。	45	13	184	44	17	237	41	16	278
飛鳥里山クラブ 文化サークル	飛鳥京を偲ぶよすがとして、万葉集、俳句、和歌等を通じ古代のロマンを、そして飛鳥ならではの季節のうつろいを伝える。	11	11	72	16	11	108	11	10	77
飛鳥里山クラブ 野外活動サークル	ハイキング、ウォーキングを中心とした活動を行い、飛鳥の見所を巡り、来園者等にも紹介していくほか、あそび広場では昔懐かしい遊びを道具作りから始め、来園者への提供を行う。	50	14	201	51	13	238	42	19	296
飛鳥里山クラブ 野鳥サークル	明日香村を中心とした野鳥の観察をほぼ毎月行い、記録している。他のサークルと同様にイベントや養成講座生の案内、指導も行う。	38	19	198	33	17	209	35	15	206
飛鳥里山クラブ 歴史サークル	公園を中心とした案内の他に、大型イベント開催時に飛鳥駅前での見どころ案内サービスやミニガイドなども行う。	59	35	240	58	24	378	49	28	361
飛鳥里山クラブ フォトサークル	本公園や飛鳥地域の美しい風景、イベントの状況などを記録として残すことを目的とするともに、撮影した写真を国営飛鳥歴史公園館や豊浦休憩所に展示するなどし、訪れた人に、飛鳥の魅力を伝えている。	7	13	66	7	9	47	9	11	61
飛鳥里山クラブ 里山づくり隊	毎月2回の活動では、飛鳥らしい里山づくりを目指す「花修景活動」に取り組み、下草刈や希少種の調査・保護・育成に取り組み。また、年1回炭焼きも実施し、それらを来園者に体験してもらうためのイベントを企画、運営する。	185	22	533	175	27	749	162	24	657

市民参加による公園運営の取り組み

特定非営利活動法人平城宮跡サポートネットワーク

○団体概要

特定非営利活動法人平城宮跡サポートネットワーク（以下、「NPO法人」という。）は、平城宮跡内で第一次大極殿、朱雀門、東院庭園、遺構展示館、平城宮跡資料館等の案内（ツアーガイド）及び解説を行うことを活動内容として、奈良文化財研究所が募集し研修等を行っている「奈良文化財研究所平城宮跡解説ボランティア」から派生して、平成13年に設立された組織である。

NPO法人は、特別史跡であり世界遺産にも登録されている平城宮跡の歴史的・文化的価値を維持するとともに、市民の憩いの場・貴重な動植物の生息場所としての緑地環境の保全・美化を目的として、平城宮跡内の清掃・パトロール活動、樹木選定・草刈り等植栽管理、講演会・見学会の開催、平城宮跡内各施設での定点ガイド活動等を実施している。令和6年3月現在、NPO法人会員数は90名。

○活動内容

NPO法人は、平成30年3月に平城宮跡歴史公園が開園して以来、平城宮いざない館、復原事業情報館での定点ガイドを実施しているほか、令和4年3月からは大極門での定点ガイドを実施している。また、平城宮跡管理センターと連携し、団体向けのツアーガイド、「平城京歴史講座」開催、歴史体験プログラム、清掃活動、緑の保全活動等を実施している。

定点ガイドは、平城宮跡歴史公園に来訪する来園者の求めに応じて、事業の解説、展示品の説明、体験展示の補助を実施する。平城宮いざない館2名、復原事業情報館1名、大極門2名の配置を基本とする（休館日を除く）。

市民参加活動一覧(平城宮跡区域)

ボランティア団体活動実績

年度	R4	R5	R6
団体数	4	4	4
登録人数	186	198	180
延べ参加者数	1,448	1,434	1,213

活動実績の具体内容

R4年度

No.	実績のあるボランティア団体名	概要・頻度等	年齢層	登録人数	活動回数	延べ参加者数
1	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	平城宮いざない館を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。	60歳以上	93人	307回	1,438人
2	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	復原事業情報館を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。				
3	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	大極門を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。				
4	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	団体を対象とした平城宮跡内のガイドツアーを実施。団体の人数や希望に応じてガイド数・コースを設定。	60歳以上	93人	4回	10人
計	4			186人	311回	1,448人

R5年度

No.	実績のあるボランティア団体名	概要・頻度等	年齢層	登録人数	活動回数	延べ参加者数
1	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	平城宮いざない館を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。	60歳以上	99人	306回	1,411人
2	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	復原事業情報館を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。				
3	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	大極門を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。				
4	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	団体を対象とした平城宮跡内のガイドツアーを実施。団体の人数や希望に応じてガイド数・コースを設定。	60歳以上	99人	23回	23人
計	4			198人	329回	1,434人

R6年度

No.	実績のあるボランティア団体名	概要・頻度等	年齢層	登録人数	活動回数	延べ参加者数
1	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	平城宮いざない館を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。	60歳以上	90人	259回	1,171人
2	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	復原事業情報館を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。				
3	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	大極門を訪れる方に対する館内ガイドを実施。毎週月曜日と年末年始(12/29～1/1)を除く毎日。				
4	NPO法人平城宮跡サポートネットワーク	団体を対象とした平城宮跡内のガイドツアーを実施。団体の人数や希望に応じてガイド数・コースを設定。	60歳以上	90人	32回	42人
計	4			180人	291回	1,213人

■一般廃棄物の排出量(飛鳥区域)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
ゴミの分類	ゴミの内容	発生量	発生量	発生量	処分方法
可燃ゴミ	生ごみ、弁当殻等	7,070kg	5,390kg	5,650kg	焼却
資源ごみ (リサイクル)	缶	149 袋	157 袋	126 袋	ベンディング会社にて引取
資源ごみ (リサイクル)	ビン	6 袋	5 袋	0 袋	ベンディング会社にて引取
資源ごみ (リサイクル)	ペットボトル	234 袋	239 袋	197 袋	ベンディング会社にて引取
資源ごみ (リサイクル)	紙類	1,680 kg	2,310 kg	4,120 kg	専門業者による園外処理
不燃ごみ	プラスチック、金属等	21.5 m ³	10 m ³	13.5 m ³	専門業者による園外処理
不燃ごみ	蛍光灯	0 kg	0 kg	23 kg	専門業者による園外処理

■一般廃棄物の排出量(平城宮跡区域)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
ゴミの分類	ゴミの内容	発生量	発生量	発生量	処分方法
可燃ゴミ	生ごみ、弁当殻等	3,632kg	9,334kg	9,036kg	焼却
資源ごみ (リサイクル)	缶	28kg	101kg	96kg	ベンディング会社にて引取
資源ごみ (リサイクル)	ビン	9kg	4kg	5kg	ベンディング会社にて引取
資源ごみ (リサイクル)	ペットボトル	276kg	507kg	529kg	ベンディング会社にて引取
資源ごみ (リサイクル)	紙類	925.8kg	1261.1kg	969.3kg	専門業者による園外処理
不燃ごみ	混合廃棄物	3.27t	3.38t	3.12t	専門業者による園外処理
不燃ごみ	鉄屑、電池等	0t	0t	1.24t	専門業者による園外処理
産業廃棄物	木屑 (松枯木;破碎処理)	0t	0t	1.81t	専門業者による園外処理

■植物性廃棄物の発生・処理・活用量(飛鳥区域)

令和4年度

単位 = m³

発生物の内容	発生量	処分量	再利用率	処分方法	再利用方法
草、芝、除草等、植替(刈取)草花等	128.6	125.3	3.3	産業廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	堆肥製造 花畑の土壌改良材として利用
剪定枝、伐採木等	144.6	142.6	2	産業廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	炭焼き 里山クラブの活動で利用

令和5年度

単位 = m³

発生物の内容	発生量	処分量	再利用率	処分方法	活用方法
草、芝、除草等、植替(刈取)草花等	217.5	216.5	1	産業廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	堆肥製造 花畑の土壌改良材として利用
剪定枝、伐採木等	134.5	132.5	2	産業廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	炭焼き 里山クラブの活動で利用

令和6年度

単位 = m³

発生物の内容	発生量	処分量	再利用率	処分方法	活用方法
草、芝、除草等、植替(刈取)草花等	115.5	110.9	4.6	産業廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	堆肥製造 花畑の土壌改良材として利用
剪定枝、伐採木等	637.2	635.2	2	産業廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	炭焼き 里山クラブの活動で利用

■植物性廃棄物の発生・処理・活用量(平城宮跡区域)

令和4年度

単位 = m³

発生物の内容	発生量	処分量	再利用率	処分方法	再利用方法
草、芝、除草等、植替(刈取)草花等	570	570	0	一般廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	
剪定枝、伐採木等	58	58	0	一般廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	

令和5年度

単位 = m³

発生物の内容	発生量	処分量	再利用率	処分方法	活用方法
草、芝、除草等、植替(刈取)草花等	693	693	0	一般廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	
剪定枝、伐採木等	62	62	0	一般廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	

令和6年度

単位 = m³

発生物の内容	発生量	処分量	再利用率	処分方法	活用方法
草、芝、除草等、植替(刈取)草花等	853	853	0	一般廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	
剪定枝、伐採木等	98	98	0	一般廃棄物として植物管理請負業者が園外へ運搬し、専門業者が処分	

令和4年度・飛鳥区域 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	スタッフ	スタッフの対応が悪い。案内が不親切。	5
	イベント	コンサートをやめてほしい	1
	その他	園内の車両通行が危険	1
維持管理	施設	トイレ故障の修繕が遅い	1
		アルコール消毒は不要	2
		第二駐車場が遠い	3
		自販機が反応しない	1
		駐車場が満車	2
		清掃	食事時の清掃
	動植物	清掃が行き届いていない	2
		樹木を切りすぎ	1
		犬の散歩をやめてほしい	1
		昆虫採取禁止はおかしい	1
		合計	

分類	件数
プラス評価	70
マイナス評価	22
要望・提案	53
その他	4
全数	149

分類	対象	要望内容	件数
運営管理	イベント	イベント内容の充実	3
	広報	宣伝・PRを充実したほうがよい	1
	施設	出入口に警備員を配置してほしい	1
		便座クリーナーがほしい	1
		工事の残材料を片付けてほしい	1
維持管理	施設(案内)	トイレを増やしてほしい	1
		水飲み場を増やしてほしい	1
		案内表示をわかりやすくしてほしい	3
		子どもにもわかりやすい説明・解説にしたほうがよい 歴史的な説明を充実させる	4
	施設(整備)	電子マネーを使えるようにしてほしい	1
		キャンプ場がほしい	1
		カフェがほしい	2
		自動販売機を増やす	2
		展示を充実してほしい	1
		土産物の包装をしっかりとってほしい	1
		売店を充実してほしい	4
		日陰がほしい	2
		手すりの設置	1
		適切な空調設定にしてほしい	1
		トイレを洋式に	1
		自転車専用道路がほしい	1
	子どもが遊べるスペースを作ってほしい	1	
	施設(交通)	遊具を設置してほしい	2
		点字案内を付けてほしい	1
		危険な個所には危なくないように処置してほしい	1
		駐車場を増やしてほしい	1
		駐車場は無料でもいいのでは	1
	動植物	万葉植物園を充実してほしい	1
		ペット連れのマナーを改善してほしい	3
		草刈りの徹底	3
		高松塚の蓮池を運でいっぱいにしてほしい	2
		スズメバチトラップからハチが飛び出て危険	1
		樹名板を付けてほしい	1
		その他	周遊バスが不便
	テレビ放送を見て興味を持った		1
	なぜ昆虫採取禁止なのか		1
	合計		57

令和5年度・飛鳥区域 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	スタッフ	スタッフのおしゃべり	1
	イベント	狼煙イベントはやめてほしい	1
		コンサートをやめてほしい	1
	その他	利用者の会話がうるさい	1
維持管理	施設	女子トイレの清掃を男性にしてほしくない	2
		看板がわかりにくい	3
		階段に手すりが無い	2
		見どころがない	1
	動植物	眺望が悪い	2
合計			14

分類	件数
プラス評価	57
マイナス評価	14
要望・提案	78
その他	8
全数	157

分類	対象	要望内容	件数
運営管理	イベント	イベント内容の充実	2
	広報	宣伝・PRを充実したほうがよい	4
		施設	有料にすべき
	開館時間の延長		1
	清掃の徹底		3
		トイレに荷物用フックがほしい	1
		料金の引き下げ	2
維持管理	施設(案内)	外国語案内の充実	3
		案内看板の充実	4
		歴史的な説明を充実させる	5
	施設(整備)	売店の充実	9
		トイレ倉庫の場所変更	1
		照明が暗い	2
		バリアフリーの充実	3
		Wi-Fi環境の充実	3
		側溝・排水溝の充実	1
		適切な空調管理	1
		燕の営巣対応	1
		夏の暖房便座中止	1
		キャッシュレス化の充実	2
		トイレの充実化	3
		遊具の充実	1
		休憩スペースの充実	2
		キャンパススペースの設置	1
	施設(交通)	バス運行の充実	1
		サイクリング利用の充実	1
		駐車場の充実	3
	動植物	眺望改善	5
		ペット連れのマナーを改善してほしい	3
		必要以上の草刈りはしないでほしい	1
		植物の充実	1
		草刈りの徹底	2
		樹名板を付けてほしい	2
	その他	周遊バスが不便	1
アンケート調査不要		1	
コンビニ少ない		1	
サイクリングに向かない		1	
園外区域への感謝		2	
駐車場利用のマナー		1	
ゴミの管理に感謝		1	
合計			86

令和6年度・飛鳥区域 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	スタッフ	スタッフの態度	6
	施設	料金が高い	1
維持管理	施設	節電の意識が低い	1
	動植物	眺望が悪い	1
合 計			9

分類	件数
プラス評価	43
マイナス評価	9
要望・提案	66
その他	7
全数	125

分類	対象	要望内容	件数
運営管理	施設	有料にすべき	1
		開館時間の延長	1
		トイレに荷物用フックがほしい	1
		施設の充実	5
維持管理	施設 (案内)	外国語案内の充実	2
		案内看板の充実	12
		点字案内の充実	1
		展示説明の充実	6
	施設 (整備)	売店の充実	5
		節電の徹底	1
		照明が暗い	2
		バリアフリーの充実	2
		Wi-Fi環境の充実	1
		ライブカメラの充実	1
		トイレの充実化	4
		遊具の充実	2
		休憩スペースの充実	2
		施設 (交通)	バス運行の充実
	サイクリング利用の充実		5
	駐車場の充実		2
	動植物	眺望改善	4
		必要以上の草刈りはしないでほしい	1
		植物の充実	2
		草刈りの徹底	1
樹名板を付けてほしい		1	
その他		売店価格が高いことに対する意見	1
		園外区域への意見	4
		駐車場利用のマナー	1
		売店なくなり残念	1
合 計			73

令和4年度・平城宮跡区域 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	スタッフ	ガイドボランティアの対応に不満（大声、世間話に夢中、話が長い、勉強不足、しつこい）	6
		警備員からの注意の仕方（愛想のない口調、厳しい口調）	2
		トイレの使用を断られた	1
	イベント	講演会参加時にレジメが無かった	1
	施設	マスク必須になっているのはおかしい	1
維持管理	施設	施設の建設に伴う不満（昔の雰囲気を壊した、見る価値がない、何も無い良さを壊した）	3
合 計			14

分類	対象	要望内容	件数	
運営管理	イベント	体験プログラムの場所をもっと広くしてほしい	1	
		企画展の図録・ハガキを作成し販売してほしい	3	
		企画展示イベントの開催希望	2	
	施設	展示物のパンフレット作成	1	
		喫煙所を作ってほしい	1	
		自転車のレンタルをしてほしい	2	
		授乳室に男性が入れないのはおかしい	1	
		平城京の人々のイラストを使ったLINEスタンプを作ってほしい	1	
		維持管理 (案内・展示)	展示物の表記修正	3
			音声案内の変更（堅苦しい、アニメ声の変更、聞きづらい）	3
遺跡の現場が見たい	1			
VRの展示物の導入	1			
施設 (整備)	木簡体験のシステム修正希望	1		
	草がぼうぼうなのは見苦しい	1		
	ゆうぐが欲しい	1		
	いざない館前の水はけを良くしてほしい	1		
	遣唐使船を移動してほしい	3		
施設 (交通)	ベンチを設置してほしい	3		
	駐車場がわかりづらい（入口、駐車スペース）	3		
	駐車場が遠い	1		
その他	収益施設	駅や園内を移動するバスがあるとよい	2	
		お土産コーナーの値段が高い	1	
	施設	寒いからコーンスープの自動販売機が欲しい	1	
		近鉄で分断され残念	1	
		風景が変わり寂しい	1	
合 計			40	

分類	件数
プラス評価	135
マイナス評価	14
要望・提案	36
その他	4
全数	189

令和5年度・平城宮跡区域 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	スタッフ	ボランティアスタッフの対応の不備	1
維持管理	施設	駐車場の駐車スペースがない	1
		展示室内が暑い	1
	動植物	草刈りを徹底してほしい	3
合 計			6

分類	対象	要望内容	件数	
運営管理	イベント	色々な催事をやってほしい（銅鏡、土器、野鳥、明日香村村長の講演、イベントが少企画展の図録・関連商品を販売してほしい	7	
		映画を上映してほしい	3	
		映画を上映してほしい	1	
		ネットでも紹介してほしい	1	
		体験できることがあるとよい	1	
		当時の衣裳を来た人のパレードを見たい	1	
		毎週土日に屋台が出るようにしてほしい	1	
		外国人向けのイベントを増やしてほしい	1	
		施設	柱ができたばかりなのにヒビだらけでよいのか	1
			館内利用者への注意	1
	入場料を取ったほうが良いのではないかと		1	
	リーフレットを挟む袋が欲しい		1	
	喫煙所を作ってほしい		1	
	受付ロボットを導入してほしい		1	
	充電できるようにしてほしい		1	
	売店のディスプレイ・販売商品を変更してほしい		2	
	今後どのように遣っていくのか知りたい		1	
	維持管理		施設 (案内・展示)	撮影禁止なのはおかしい
		展示にフリガナをつけてほしい		1
		展示方法を修正・拡充してほしい		4
羅城門についての展示を増やしてほしい		1		
図書コーナーを充実してほしい		1		
施設 (整備)		ベンチ・椅子を置いてほしい	2	
		休憩スペースが少ない	1	
		小花が少ない	1	
		日陰を多くしてほしい	1	
		体験コーナーを増やしてほしい	1	
		自転車置き場に屋根を設置してほしい	1	
		冷房が強すぎる	1	
		展示室の案内表示がわかりにくい	1	
		土管が危険である	1	
		入口でバスの時間がわかるようにしてほしい	1	
施設 (交通)		移動が大変（トクトック、レンタサイクルが欲しい）	2	
		バスを無料にしてほしい	1	
		その他	天平時代の長さの基準は何か知りたい	2
ご意見（LGBT法案についての対応、地名を調べている、ウラミズザクラが見たい）			3	
展示に対してのご意見等			3	
合 計			56	

分類	件数
プラス評価	137
マイナス評価	6
要望・提案	48
その他	8
全数	199

令和6年度・平城宮跡区域 苦情・要望の内容及び件数

分類	対象	苦情内容	件数
運営管理	スタッフ	スタッフが高圧的な態度で不愉快だった	1
	広報	もっと宣伝しないといけないのできていない	1
維持管理	施設	立派な建物なのにスペースの使い方がおかしい	1
		つばめのねぐらとなっているので花火の打ち上げは禁止にすべきだ	1
合 計			4

分類	件数
プラス評価	181
マイナス評価	4
要望・提案	60
その他	5
全数	250

分類	対象	要望内容	件数	
運営管理	イベント	平城宮跡スタンプラリーの引換え場所が資料館なのはなぜか	1	
		企画展の展示内容を修正してほしい(年号、敬称)	2	
		イベントを実施してほしい(奈良のトビラ、かりうち、御朱印、体験)	4	
		日本史に興味がない外国人も楽しめるようにしてほしい	1	
		イベントのプレゼントをもっといいものにした方が良い	1	
		カヤとオギの違いについて知りたい	1	
		当日参加できるツアーをしてほしい	1	
		売店で商品を販売してほしい(はにわ、古墳グッズ)	2	
		ガイド時間を延長してほしい	1	
		もっと宣伝、アピールをしてください	2	
	広報	専用の旅行案内を作ってほしい	1	
		施設	建物についての図録を作ってほしい	1
			今後広場をどのように活用していくのか知りたい	1
	維持管理	施設(案内・展示)	館内にミュージカを流してほしい	1
			利用者への注意(リードをしていない、駐車場でサッカー)	2
			夏休み期間中の休館はやめてほしい	2
			自転車の交通ルールを守ってほしい	1
貴族の服装は現代にどう生かされているのか			1	
展示物の内容変更・修正について(言語、世界の歴史とリンク、ジオラマ、遣唐使船、庶民の生活)			6	
もっと体験コーナーを増やしてほしい			3	
施設(整備)	施設(整備)	展示内容について修正・拡充希望(白虎と青龍が似ている、大嘗祭、住まいについて)	3	
		展示内容に関する書籍が欲しい	1	
		飛鳥・藤原京との位置関係について知りたい	1	
		もっと商業施設を作るべき	1	
		案内が不足している	3	
		ベンチをもっと増やしてほしい	3	
		ドッグランを作ってほしい	1	
		桜の木を増やしてほしい	1	
		図書コーナーを充実してほしい	1	
		駐輪場に屋根をつけてほしい	1	
草おおわれている溝があり危険である	1			
施設(交通)	施設(交通)	移動手段を増やしてほしい(自転車、園内巡回バス、路線バスの増便)	7	
		動物	鹿のうんこが汚い	1
その他	その他	広がった	1	
		遺址の発見は重大性が高い	1	
		自転車で回りたい	1	
		奈良は公共交通機関が少なく、拝観料が高い	1	
		宮や京の移動はとてもお金がかかってもったいないと思った	1	
合 計			65	

危機管理対応実績・報告①(飛鳥区域)＜事故対応等＞

【R4】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月	1			1		2
5月	1					1
6月						0
7月		1				1
8月	1					1
9月	1					1
10月	1					1
11月						0
12月						0
1月	2					2
2月						0
3月						0
計	7	1	0	1	0	9

【R5】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月	1		3	1	1	6
5月	1			1	2	4
6月						0
7月						0
8月						0
9月		1				1
10月						0
11月	1	1				2
12月	1					1
1月					1	1
2月			1			1
3月			1			1
計	4	2	5	2	4	17

【R6】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月						0
5月						0
6月					1	1
7月				1		1
8月						0
9月						0
10月						0
11月						0
12月				1		1
1月				1		1
2月						0
3月						0
計	0	0	0	3	1	4

危機管理対応実績・報告(飛鳥区域)

年度	発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の内容	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別
R4	2022/4/11	事故	施設等破損	清掃作業中にトイレの便器を破損させた	甘樫丘地区	その他		
	2022/4/15	車両事故	施設等破損	文化庁壁画修復施設警備員の施設破損	高松塚職員駐車場	その他		
	2022/5/22	事故	負傷	チェーンソーイベント実演中における切創	石舞台地区	ボランティア	72	男
	2022/7/8	事件	施設等破損	園内駐車場での車上荒らし	甘樫丘地区川原駐車場	お客様		
	2022/8/21	事故	施設等破損	車両操作を誤り、公園の車両通行止を破損	キトラ古墳四神の館本館前道路	お客様		
	2022/9/30	事故	負傷	転倒による頭部裂傷	高松塚周辺地区(県道下トンネル)	お客様	65	女
	2022/10/9	事故	負傷	階段踏み外しによる転倒	キトラ古墳壁画体験館四神の館	お客様		女
	2023/1/8	事故	負傷	転倒による負傷	石舞台地区芝生広場	お客様	70	男
R5	2023/1/11	事故	死亡	甘樫丘にて自殺者	甘樫丘地区川原休憩所	その他		男
	2023/4/2	病気	発症	既往症のため救急搬送	石舞台地区 芝生広場	お客様	28	男
	2023/4/2	その他	負傷	バドミントン遊戯中に肩を脱臼	高松塚周辺地区 芝生広場	お客様	46	男
	2023/4/4	車両事故	その他	駐車場内でお客様の車両ドアが接触	高松塚周辺地区 第一駐車場	お客様		
	2023/4/5	事故	負傷	法面通行中の転倒	キトラ古墳周辺地区 四神の広場	お客様	80	女
	2023/4/6	病気	発症	貧血による救急車の要請	キトラ古墳周辺地区 四神の館	お客様	69	女
	2023/4/10	病気	発症	体調不良による救急車要請	国営飛鳥歴史公園館	お客様	69	女
	2023/5/20	車両事故	施設等破損	高松塚地区駐車場入口車止めの破損	高松塚地区駐車場	お客様		
	2023/5/24	その他	施設等破損	第三者による照明ポールの破損	四神の館1F出入り口前の駐輪場	その他		
	2023/5/24	事故	負傷	車止めに気付かずぶつかり転倒	飛鳥歴史公園館駐車場	お客様		男
	2023/5/26	その他	施設等破損	車両後部接触による屋外消火器ボックスの損傷	四神の館職員駐車スペース	スタッフ		
	2023/9/12	事件	盗難	乗用車刈り機の盗難	キトラ古墳周辺地区 農体験小屋	委託業者		
	2023/11/19	事件	盗難	祝戸地区芝生広場の消火器の盗難被害	祝戸地区芝生広場	その他		
	2023/11/19	事故	負傷	転倒による額の打撲	石舞台地区芝生広場	お客様	1	女
	2023/12/8	事故	施設等破損	高木剪定作業中の落枝が発電機室の屋根瓦を破損	高松塚周辺地区 国営飛鳥歴史公園館近くの林地	その他		
	2024/1/12	その他	その他	お客様の自動車のドアガラスが破損	キトラ古墳周辺地区第二駐車場	お客様		
2024/2/10	病気	発症	駐車場警備員が既往症(高血圧)の悪化により倒れこんだため、救急車を要請	キトラ古墳周辺地区第一駐車場	スタッフ	66	男	
2024/3/10	病気	発症	体調悪化による救急搬送	キトラ古墳周辺地区四神の広場	お客様	29	女	
R6	2024/6/4	その他	施設等破損	倒木により、公園駐車場に隣接する民有地内カーポートの屋根及び物置小屋の屋根を破損	高松塚周辺地区第2駐車場の南側斜面	その他		
	2024/7/26	車両事故	施設等破損	石舞台地区の歩道に軽トラックが乗り上げ縁石が破損	石舞台地区休憩所前の歩道	その他		
	2024/12/13	車両事故	施設等破損	作業車両が車止めを破損させる	高松塚周辺地区 文武陵出入口	委託業者		
	2025/1/4	車両事故	負傷	巡視スタッフが公園外をバイク走行中に転倒	甘樫丘地区近傍の里道	スタッフ		男

危機管理対応実績・報告①(平城宮跡区域)＜事故対応等＞

【R4】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月						0
5月	1		1			2
6月	2					2
7月	1		1	1		3
8月	1					1
9月						0
10月						0
11月	1		2			3
12月						0
1月						0
2月						0
3月	1					1
計	7	0	4	1	0	12

【R5】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月						0
5月	2					2
6月						0
7月						0
8月			2			2
9月	1					1
10月	3			1		4
11月						0
12月	1					1
1月						0
2月	1					1
3月						0
計	8	0	2	1	0	11

【R6】

	事故	事件	病気	車両事故	その他	計
4月						0
5月						0
6月		1				1
7月					1	1
8月	1					1
9月						0
10月	2		1			3
11月	2					2
12月						0
1月						0
2月	1	1				2
3月	1					1
計	7	2	1	0	1	11

危機管理対応実績・報告(平城宮跡区域)

年度	発生日時	事故の大分類	事故の種類	件名・被害の内容	発生場所	負傷者の分類	負傷者の年齢	負傷者の性別
	2022/5/27	病気(急性症状)	発症	団体で来館した小学生(6年生)が発熱	平城宮いざない館	お客様	12	男
	2022/5/28	事故	負傷	ボランティア活動のため車で来園途中に自転車と接触事故	通勤途中の交差点	ボランティア	40	女
	2022/6/12	事故	負傷	母親が4歳くらいの男児を抱いていたところ、男児が落下し頭部を打撲	朱雀大路	お客様	4	男
	2022/6/23	事故	負傷	既往症による転倒のため救急搬送	南門休憩所	お客様	73	男
	2022/7/6	車両事故	施設等破損	草刈工事において園路灯の破損	朱雀大路	請負業者		
	2022/7/12	事故	その他	自転車同士の接触未遂による転倒	二条大路付近	お客様		
	2022/7/31	病気(急性症状)	発症	熱中症とみられる症状で救急搬送	朱雀門	お客様	82	男
	2022/8/16	事故	負傷	アシナガバチに刺された	朱雀門北西			
	2022/11/2	病気(急性症状)	発症	男児5名が熱中症発症	大極門	お客様	12	男
	2022/11/10	事故	負傷	法面で転倒し、両手首骨折の疑い	第一次大極殿院回廊基壇法面	お客様	64	女
	2022/11/12	病気(急性症状)	発症	持込イベントのマラソン大会参加者が体調不良	西休憩所	お客様		男
2023/3/15	事故	負傷	法面で転倒し、動けなくなった	第一次大極殿院回廊基壇法面	お客様			
R5	2023/5/3	事故	負傷	熱中症による転倒事故	朱雀門基壇	お客様	15	女
	2023/5/5	事故	負傷	転倒により顔面を強打し出血	大極殿院	お客様	70	男
	2023/8/19	病気(急性症状)	発症	既往症の悪化	朱雀門ひろば	お客様		男
	2023/8/21	病気(急性症状)	発症	熱中症の疑い	天平みつき館西	お客様	42	男
	2023/9/26	事故	負傷	ガイドボランティア通勤途中の事故	通勤途中の一般道	ボランティア	77	男
	2023/10/7	事故	施設等破損	いざない館渡り廊下南側ガラス破損	平城宮いざない館渡り廊下	その他		
	2023/10/20	事故	負傷	電動車いすによる転倒	平城宮跡内(公園区域外)	お客様		女
	2023/10/21	車両事故	施設等破損	園内に設置している看板の破損	朱雀門ひろば	その他		
	2023/10/29	事故	負傷	転倒による意識混濁	いざない館前芝生広場	お客様	60	男
	2023/12/1	事故	負傷	通勤途上(バス車内)における負傷	通勤途中一般道	財団スタッフ	60	女
2024/2/23	事故	負傷	ガイドボランティア園内移動中の転倒による負傷	平城宮いざない館前園路	ボランティア	91	男	
R6	2024/6/1	事件	盗難	ショルダーバッグ盗難被害	南門広場休憩所南西ベンチ	お客様		
	2024/7/7	その他	火災	文化庁管理区域の草地火災	東院庭園北	その他		
	2024/8/16	事故	負傷	第一次大極殿院の碎石敷で躓き転倒	第一次大極殿院	お客様	54	女
	2024/10/1	事故	負傷	自転車転倒による負傷	平城宮いざない館駐輪場	ボランティア	70	男
	2024/10/12	事故	負傷	イベント簡易テント風倒による負傷	二条大路付近	お客様	5	女
	2024/10/30	病気(急性症状)	発症	急性アルコール中毒症状	大極門	お客様	40	女
	2024/11/14	事故	負傷	通勤時の自転車事故	通勤途中の交差点	スタッフ	26	男
	2024/11/22	事故	負傷	転倒による頬底骨折	平城宮いざない館前テラス席	スタッフ	62	男
	2025/2/11	事故	負傷	イベント参加者負傷	朱雀門北東オギ原	お客様	31	男
	2025/2/24	事件	不正侵入	大極門不法侵入	大極門	その他		
2025/3/19	事故	負傷	自転車利用のお客様の転倒	二条大路付近	お客様	40	女	

危機管理対応実績・報告②(飛鳥区域)＜自然災害、火災＞

災害発生日時	災害種別	災害等件名	概要	発生場所
R4年度 8/17	大雨	法面崩落	キトラ地区法面崩落(大雨) 体験工房裏敷地境界【被災範囲】幅:約6m、法長: 約4m	キトラ古墳 周辺地区
R5年度 6/2	台風	法面崩落	キトラ地区法面崩落(台風2号) 体験工房裏敷地境界【被災範囲】幅:約6m、法長: 約4m 四神の館裏管理道【被災範囲】幅:約7m、法長:約 6m	キトラ古墳 周辺地区
R6年度		なし		

危機管理対応実績・報告②(平城宮跡区域)＜自然災害、火災＞

災害発生日時	災害種別	災害等件名	概要	発生場所
R4年度		なし		
R5年度		なし		
R6年度		なし		

ホームページ運用費

・ホームページ運用にかかる費用は、
ホームページメンテナンスとサーバー調達費用とする。

年度	契約金額	課税対象額	課税対象外額	仮払消費税額
R4年度	1,369,720	1,245,200	0	124,520
R5年度	1,134,408	1,031,280	0	103,128
R6年度	1,424,720	1,295,200	0	129,520

車いすの貸し出し件数

年度	飛鳥区域	平城宮跡区域	合計	備考
R4	36	55	91	
R5	24	74	98	平城(内電動車いす25件)
R6	25	68	93	平城(内電動車いす16件)
合計	85	197	282	

臨時職員及びアルバイト人員配置

■飛鳥区域の臨時職員

実人数	R4	R5	R6
地域職員(企画・広報・総務)	5名	5名	5名
契約アルバイト(ホワイエ受付)	4名	4名	4名
計	9名	9名	9名

■飛鳥区域のアルバイト職員

	R4	R5	R6
イベント	450名	434名	471名
受付(国営飛鳥歴史公園館)	0名	2名	0名
受付(ホワイエ)	23名	2名	1名

■平城宮跡区域の臨時職員

実人数	R4	R5	R6
地域職員(企画・広報・総務・ショップ)	2名	2名	2名
契約アルバイト(いざない館受付・巡視・清掃)	14名	18名	19名
計	16名	20名	21名

※退職者発生時、一時的に人数減のタイミング有

■平城宮跡区域のアルバイト職員

	R4	R5	R6
イベント	251名	173名	179名
受付(いざない館)	144名	26名	3名
事務作業	81名	93名	106名
巡視	115名	120名	120名
清掃	62名	382名	327名

※ショップアルバイトは除く

屋外清掃人員

■飛鳥区域:屋外清掃人員(R4~6年度実績)

清掃員実績

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		備考
	数量	単位	数量	単位	数量	単位	
園内清掃							
繁忙期清掃A	37.5	人	0	人	0	人	
繁忙期清掃B	0	人	23	人	26	人	
繁忙期清掃C	50	人	11.5	人	13	人	
通常期清掃A	547.5	人	0	人	0	人	
通常期清掃B	0	人	0	人	0	人	
通常期清掃C	40	人	292.5	人	287.5	人	
閑散期清掃A	112	人	0	人	0	人	
閑散期清掃B	0	人	0	人	0	人	
閑散期清掃C	20	人	60	人	108	人	
休憩所清掃	826	人	836	人	830	人	
便所清掃							

ごみ運搬回数

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		備考
	数量	単位	数量	単位	数量	単位	
ごみ運搬	44	回	32	回	41	回	

建物清掃回数

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		備考
	数量	単位	数量	単位	数量	単位	
休憩所清掃	1,049	回	1,098	回	1,091	回	
便所清掃	1,293	回	1,250	回	1,245	回	

■平城宮跡区域:屋外清掃人員(R4~6年度実績)

清掃員実績

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		備考
	数量	単位	数量	単位	数量	単位	
園内清掃							
繁忙期清掃A	33.5	人	0	人	0	人	
繁忙期清掃B	0	人	24	人	20	人	
繁忙期清掃C	21	人	84	人	63	人	
通常期清掃A	156.5	人	0	人	0	人	
通常期清掃B	9	人	93	人	82	人	
通常期清掃C	145.5	人	281	人	242	人	
閑散期清掃A	58	人	0	人	0	人	
閑散期清掃B	10	人	37	人	16	人	
閑散期清掃C	24	人	116	人	80	人	
休憩所清掃	456.5	人	425	人	485	人	
便所清掃							

ごみ運搬回数

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		備考
	数量	単位	数量	単位	数量	単位	
ごみ運搬	327	回	362	回	352	回	

建物清掃回数

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		備考
	数量	単位	数量	単位	数量	単位	
休憩所清掃	1,431	回	1,436	回	1,514	回	
便所清掃	2,447	回	2,528	回	2,592	回	

■飛鳥区域の再資源化施設

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間	産廃課税の有無
伐採木等 (祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区)	(株) I・T・O 吉野工場	奈良県吉野郡 大淀町大字馬 佐383-3	8:00~17:00 日曜・祝日 受入不可	無
芝刈り、草刈りくず等(祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区)	栄和建设(株)	奈良県葛城市 中戸39	8:00~17:00 第2、第4土曜日・日曜・祝日 受入不可	無
芝刈り、草刈りくず等(祝戸地区、石舞台地区、甘檜丘地区、高松塚周辺地区、キトラ古墳周辺地区)	(株) JUNコーポレーション	奈良県大和高田市昭和町2-2 B507	8:00~17:00 日曜・祝日 受入不可	無

■平城区域の再資源化施設

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間	産廃課税の有無
伐採木(幹)	(株) I・T・O	奈良県奈良市 南庄町136 番地、143番 地、129藩地 の各々の一部	8:00~17:00 日曜・祝日 受入不可	無
芝刈り、草刈りくず等	E・G・C	奈良県古市町 2212番地 の71	8:00~17:00 日曜・祝日 受入不可	無

上記については積算上の条件明示であり、再資源施設を指定するものではない。

〇〇公園運営維持管理業務 令和〇〇年度業務評定

【概要】

公園名	〇〇公園		
所在地			
事業者			
履行期間	自: 令和〇〇年〇月〇日	至: 令和〇〇年〇月〇〇日	
評価対象年度	令和〇〇年度		

【目標達成状況】

目標指数	事業者が設定した 目標値	達成状況	備考
① 公園利用者数	年間〇〇万人		
② 満足度	年間〇〇%		
③ 〇〇	〇〇		

【運営状況】

評価内容	
評価ランク	優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可
特記事項 (特に評価すべき 事項、改善が望 まれる事項、今後 の課題等を記載)	
備考	